

北海道議會時報

第 4 卷 第 5 號

昭 和 27 年 5 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第4卷第5号(昭和27年第1回定例道議會)

第 5 號 目 次

議 會 の 動 き

第一回定例道議會	一
常任委員會	三五
特別委員會	四一
豫算特別委員會	四一
豫算小委員會	四一
震災対策特別委員會	四二
懲罰特別委員會	四三
請願、陳情	四三

合 會

資 料

全國議會議長會	五
一道北部七縣議會事務局長連絡協議會	五
十勝沖地震による漁業災害の復舊資金の融通に關する特別措置法	五
同農林業災害措置法	五
「地方自治法の一部を改正する法律案」に對する提案理由説明	五
自治廳設置法案	五
公職選舉法改正案要綱	五
破壊活動防止法案	五
「義務教育費國庫負擔制度」に對するその後の動き	五
道路法案	六
地方公營企業法案	六
國立病院特別會計所屬の資産の譲渡等に關する特別措置法案	六
漁船損害補償法要點の解説	六
行政協定關係法案の動き	六
特別市制の問題について	六
昭和二十六年度道費豫算現計調	六
昭和二十七年道費豫算現計調	六
日華平和條約	六
平和條約發効	六
マ・ラインの撤廢	六
十勝沖地震災害復舊対策	六
雜 錄	六
地方行政疑義問答集	六
圖書室 便り	六

・表紙寫眞・

國 立 公 園「支 笏 湖」の 朝

北海道商工部交易觀光課提供

議會の動き

第一回定例道議會

本會議

本年第一回の定例道議會は、二月二十三日開會、本議會は決算承認及び昭和二十七年年度豫算審議の重要案件に加えて、劈頭知事の政治的立場をめぐる論戰高潮、つゞいて三月四日十勝沖地震の發生に伴い、これに關する特別委員會の設置並びに各般對策の樹立決定、後半に至つては教育委員會職員の不詳事件に端を發して、教育行政に關する調査特別委員會の設置、さらに總務委員會付託の行政事務並びに機構の簡素化問題も最終段階に達する等問題相つき、會期は延長に延長を重ねて、四月十一日閉會を告げた。ちなみに本議會に提案された諸案件及び議事の經過（三月三十一日まででは時報前號掲載）は大略つぎのとおりである。

知事から提出のあつた議案及び報告

議案	提出月日	番號	件	名	議事經過
二七	二	一	昭和二十七年北海道費歳入歳出豫算	四二修正可決	
二	二	二	昭和二十七年北海道恩給基金歳入歳出豫算	四二原案可決	
三	二	三	昭和二十七年北海道學校職員恩給基金歳入歳出豫算		
四	二	四	昭和二十七年北海道農產物検査費歳入歳出豫算		
五	二	五	昭和二十七年北海道水產物検査費歳入歳出豫算		
六	二	六	昭和二十七年北海道林產物検査費歳入歳出豫算		
七	二	七	昭和二十七年北海道酪農検査費歳入歳出豫算		

八	昭和二十七年北海道轉貸資金歳入歳出豫算	
九	昭和二十七年北海道民有未墾地開發費歳入歳出豫算	
一〇	昭和二十七年北海道醫科大學費歳入歳出豫算	
一一	昭和二十七年北海道病院費歳入歳出豫算	
一二	昭和二十七年北海道地方競馬費歳入歳出豫算	
一三	昭和二十七年北海道自轉車競技費歳入歳出豫算	
一四	昭和二十七年北海道電氣事業費歳入歳出豫算	
一五	昭和二十七年北海道有林野事業費	
一六	昭和二十七年北海道印刷所費歳入歳出豫算	
一七	第三九八回北海道起債に關する件	
一八	第三九九回北海道起債に關する件	
一九	第四〇〇回北海道起債に關する件	
二〇	第四〇一回北海道起債に關する件	
二一	第四〇二回北海道起債に關する件	
二二	第四〇三回北海道起債に關する件	
二三	第四〇四回北海道起債に關する件	
二四	第四〇五回北海道起債に關する件	
二五	第四〇六回北海道起債に關する件	
二六	第四〇七回北海道起債に關する件	
二七	第四〇八回北海道起債に關する件	
二八	第四〇九回北海道起債に關する件	
二九	第四一〇回北海道起債に關する件	
三〇	第四一一回北海道起債に關する件	
三一	第四一二回北海道起債に關する件	
三二	第四一三回北海道起債に關する件	
三三	第四一四回北海道起債に關する件	
三四	第四一五回北海道起債に關する件	
三五	第四一六回北海道起債に關する件	
三六	第四一七回北海道起債に關する件	
三七	第四一八回北海道起債に關する件	
三八	第四一九回北海道起債に關する件	

三九	第四二〇回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四〇	第四二一回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四一	第四二二回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四二	第四二三回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四三	第四二四回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四四	第四二五回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四五	第四二六回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四六	第四二七回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四七	第四二八回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四八	第四二九回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
四九	第四三〇回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
五〇	第四三一回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
五一	第四三二回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
五二	第四三三回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
五三	第四三四回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
五四	第四三五回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
五五	第四三六回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
五六	第四三七回北海道起債に關する件	四、二修正案可決
五七	一時借入金金の件	四、二修正案可決
五八	一時借入金金の件	四、二修正案可決
五九	北海道印刷所費特別會計設置の件	四、二修正案可決
六〇	北海道税條例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
六一	北海道職員定數條例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
六二	北海道恩給條例臨時特例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
六三	北海道監査委員の報酬額、費用辨償額、給料額及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
六四	北海道選舉管理委員の報酬額及び費用辨償額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
六五	北海道教育委員會の委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
六六	北海道建築審査會並びに同委員の報酬及び費用辨償條例	四、二修正案可決
六七	北海道社會教育委員の定數及び任期に關する條例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
六八	土地改良事業助成に對する豫算外義務負擔の件	四、二修正案可決
六九	北海道立高等學校建築に關する豫算外義務負擔の件	四、二修正案可決
七〇	北海道有林野事業費積立金運用の件	四、二修正案可決
七一	公有林豫備基金運用に關する議決變更の件	四、二修正案可決
七二	財團法人北海道大學住宅建設協會に對し資金貸付の件	四、二修正案可決
七三	連合軍要員物資配給代行機關に對し資金貸付の件	四、二修正案可決
七四	學校給食用物資配給代行機關に對し資金貸付の件	四、二修正案可決
七五	授產事業資金貸付の件	四、二修正案可決
七六	消費生活協同組合連轉資金貸付の件	四、二修正案可決
七七	財團法人北海道住宅建設公社に對し資金貸付の件	四、二修正案可決
七八	財團法人北海道住宅建設公社に對し資金貸付の件	四、二修正案可決
七九	農業再生產資金貸付の件	四、二修正案可決
八〇	備蓄農糧購入資金貸付の件	四、二修正案可決
八一	社団法人北海道信用保證協會資金貸付の件	四、二修正案可決
八二	漁業再生產資金貸付の件	四、二修正案可決
八三	財團法人北海道漁業共濟特別基金に對する出資の件	四、二修正案可決
八四	財團法人北海道漁業共濟特別基金に對し資金貸付の件	四、二修正案可決
八五	財團法人北海道住宅建設公社に對し資金貸付の件	四、二修正案可決
八六	農業協同組合經營安定化資金貸出に伴り損失補償に關する豫算外義務負擔の件	四、二修正案可決
八七	北海道農業委員會出頭者旅費支給條例制定の件	四、二修正案可決
八八	北海道林產物検査條例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
八九	農業改良事業條例を廢止する條例制定の件	四、二修正案可決
九〇	北海道家畜保健衛生所條例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
九一	北海道立種畜場及び北海道立種羊場種畜使用料條例の一部を改正する條例制定の件	四、二修正案可決
九二	北海道ボーリング手数料條例制定の件	四、二修正案可決
九三	北海道立學校の授業料、入學料、入學檢定料及び寄宿舎	四、二修正案可決

一四九	北海道立工業試験場使用料及び手数料條例の全部を改正する條例制定の件	〃	〃	〃	一七六	昭和二十七年北海道有林野事業費歳入歳出暫定豫算	〃	四一	原案可決
一五〇	北海道玩具用煙草取締條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃	〃	一七七	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加豫算	〃	〃	〃
一五一	物件購入契約の締結に關する件	〃	〃	〃	一七八	昭和二十七年北海道病院費歳入歳出追加豫算	〃	〃	〃
一五二	物件購入契約の締結に關する件	〃	〃	〃	一七九	第四百四十二回北海道起債に關する件	〃	〃	〃
一五三	北海道議會の議決事件に關する條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃	〃	一八〇	第四百四十三回北海道起債に關する件	〃	〃	〃
一五四	昭和二十七年度費歳出追加豫算	〃	〃	〃	一八一	第四百四十四回北海道起債に關する件	〃	〃	〃
一五五	昭和二十七年北海道醫科大學費歳入歳出追加豫算	〃	〃	〃	一八二	第四百四十五回北海道起債に關する件	〃	〃	〃
一五六	昭和二十七年北海道電氣事業費歳入歳出追加豫算	〃	〃	〃	一八三	第四百四十六回北海道起債に關する件	〃	〃	〃
一五七	北海道乙種看護婦試験委員條例制定の件	〃	〃	〃	一八四	第四百四十七回北海道起債に關する件	〃	〃	〃
一五八	空知郡江部乙村及び虻田郡喜茂別村を町とする件	〃	〃	〃	一八五	一時借入金金の件	〃	〃	〃
一五九	工事請負契約の締結に關する件	〃	〃	〃	一八六	震災住宅建築資金貸付の件	〃	〃	〃
一六〇	工事請負契約の締結に關する件	〃	〃	〃	一八七	十勝沖震災復興資金融資に對する信用保證による損失補償に關する豫算外義務負擔の件	〃	〃	〃
一六一	議會の議決又は住民の一股投票に付すべき財産營造物又は議會の議決に付すべき契約に關する條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃	〃	一八八	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加豫算	〃	〃	〃
一六二	物件購入契約の締結に關する件	〃	〃	〃	一八九	第四百四十八回北海道起債に關する件	〃	〃	〃
一六三	工事請負契約の締結に關する件	〃	〃	〃	一九〇	北洋出漁促進資金貸付の件	〃	〃	〃
一六四	昭和二十七年北海道費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	一九一	財産の取得に關する件	〃	〃	〃
一六五	昭和二十七年北海道恩給基金歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	一九二	北洋出漁促進資金融資に對する保證による損失補償に關する豫算外義務負擔の件	〃	〃	〃
一六六	昭和二十七年北海道農産物検査費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六七	昭和二十七年北海道水産物検査費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六八	昭和二十七年北海道林産物検査費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六九	昭和二十七年北海道農産物検査費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七〇	昭和二十七年北海道農産物検査費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七一	昭和二十七年北海道醫科大學費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七二	昭和二十七年北海道病院費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七三	昭和二十七年北海道地方競馬費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七四	昭和二十七年北海道自轉車競技費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七五	昭和二十七年北海道電氣事業費歳入歳出暫定豫算	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

議員から提出のあつた議案決議案及び意見案

提出月日	番號	件	名	議事經過
三七	一	震災対策調査經費に關する件	〃	三、七原案可決
〃	二	教育行政に關する調査特別委員會の權限等に關する件	〃	〃

三、三 北海道原料乳検査條例の全部を改正する條例制定の件 審議未了
四、一 教育行政に關する調査所要經費に關する件 四、一原案可決
四、二 震災對策調査繼續並びに必要經費に關する件 四、二原案可決

決議案

三、七 知事の政治的立場表明に關する警告決議
三、六 十勝沖地震による災害に關する決議
三、五 御禮言上決議（十勝沖地震）
三、四 震災地救援に對する感謝決議（連合國軍）
四、一 行政事務及び機構の簡素化に關する決議
四、二 北海道御巡幸懇請決議
四、三 教育行政刷新に關する決議

意見案

二、三 北海道産甜菜糖の政府買上繼續實施に關する意見書 二、三原案可決
二、五 鐵道貨物運賃割引措置に關する意見書 二、五〇〇
二、四 北海道拓殖銀行に對し長期及び短期融資營業要望に關する意見書 二、四〇〇
三、一七 警察豫備隊演習用地の買収等に關する意見書 三、一七〇
三、一三 北海道におけるいか釣漁業に關する意見書 三、一三〇
三、一〇 小水力發電施設に對する長期資金増額要望に關する意見書 三、一〇〇
三、三 義務教育費國庫負擔制度の確立に關する意見書 三、三〇〇
三、一 河川水利使用許可權に關する意見書 三、一〇〇
四、一〇 北海道内國有鐵道のスピードアップに關する意見書 四、一〇〇
一〇 國立傳食研究所設置に關する意見書 一〇、二〇〇
一一 道外移出家畜用給水施設設置に關する意見書 一一、二〇〇
一二 北海道馬鈴薯澱粉の政府買上實施並びに長期低利資金の特別融資に關する意見書 一二、二〇〇
一三 電氣料金値上げ反對に關する意見書 閉會中繼續審査
一四 破壊活動防止法案制定に關する意見書 一四、二〇〇

▲議事の経過

○四月一日 午後零時二十五分開議、諸般の報告の後、日程第一、議案第百七十七號乃至第百九十二號を議題に供し、議題のうち議案第百七十七號、第百七十八號は震災關係のものであり、本案はいずれも委員會の審査を省略し、原案通り可決することについて諮り、異議なくそのことに決し、議案第百八十八號乃至第百九十二號は豫算特別委員會に併託することに決し、午後零時三十分一旦休憩。

午後七時三十分再開、諸般の報告の後、日程に意見案第八號を追加、議題に供し、中牧議員（自）の趣旨辯明あつて、原案通り可決、つゞいて日程に會議案第四號を追加、議題に供し、原案可決、次に日程第二、行政事務及び機構の簡素化に關する調査の件を議題に供し、西田總務委員長（自）より調査の経過及び結果について報告、午後七時五十二分休憩、午後八時四十一分再開、直ちに散會。

意見案第八號 土木委員長宮津恂太郎君提出

河川水利使用許可權に關する意見書

一、河川の水利使用許可權は現行通り都道府縣知事をして行使せしめられたい。

（理由）

府縣は電源開發の促進を理由として現在都道府縣知事に屬している河川水利使用許可權を大中に建設大臣に移管しようとする河川法改正法案を目下準備中であると仄聞するのであるが、かかる改正は電源利用のほか灌漑工業各種用排水はもとより水害防除對策等河川の綜合利用性を通じ地方住民の福祉を増進せんとする地方自治の圓滑なる發展を阻害し地方行政の綜合的運営を危殆に陥れるのみならず徒らに政府と自治體との摩擦を招來し政府の意圖する電源開發の促進は不測の混亂を招く處なしとしなう。

よつて河川の水利使用許可權は飽くまで現行通り都道府縣知事とせられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項により提出する。

北海道議會議長 蔭田余吉

建設大臣

農林大臣

開發廳長官

地方自治廳長官

經濟安定本部總務長官

衆議院議長

參議院議長

各通

○四月二日 午後二時五十四分開議、諸般の報告の後、時間を延長直ちに休憩。

午後八時四十七分再開、日程第一決議案第三號を議題に供し、先ず森川議員（社）提出の修正動議につき趣旨辯明あり、ついで武田議員（農）提出の修正動議につき趣旨辯明あり、本決議案並びに各修正動議について討論に入り、山内議員（勞）は決議案第三號について反對、大久保議員（民）は武田議員の修正動議に賛成、池戸議員（勞）は決議案第三號について反對、森川議員提出の修正動議について賛成の討論あつて起立の方法により採決することとし、まず森川議員の修正動議は少數にて否決、武田議員の修正動議は多數にて可決、決議案は修正以外の部分について賛成者の起立を求め、多數をもつて決し決議案第三號は修正可決された。

次に明三日より七日まで五日間休會について諮り、異議なくそのことに決し、午後九時三十二分散會。

決議案第三號

總務委員長 西田信一君提出

行政事務及び機構の簡素化に關する決議

行政事務及び機構の簡素化については、曩に知事並びに教育委員會に對し、速か

に適宜の措置を講ずるよう勸告したところであるが右に關し調査の結果、昭和二十七年四月一日總務委員會報告に係る行政事務及び機構の簡素化に關する調査意見に表示せられたる事項（支廳の管轄區域につき特に支廳名を例示したる事項はこれを除き支廳の課制に關する部分を「課制についても支廳の實情により水産課及び林政課は産業課に統合することが適當である。」とする）は道行政の實態並びに道財政の實情に鑑み速に夫々實施することを勸告する。

北海道議會議長 蔭田余吉

北海道知事 田中敏文

北海道教育委員會

北海道監査委員

北海道人事委員會

北海道選舉管理委員會

北海道地方労働委員會

北海道農業委員會

各通

右決議する。

北海道議會

報告書

本委員會に調査を付託された行政事務及び機構の簡素化に關する調査の結果は別紙の通りであるから報告する。

昭和二十七年四月一日

總務委員長 西田信一

北海道議會議長 蔭田余吉殿

行政事務及び機構の簡素化に關する調査意見

第一 道行政機構並びに事務簡素化の基本方針

本道行政の實態は、本道の有する地理的氣象の條件と開發途上にある特殊事情並

びに戦後占領行政に伴う事務及び各種法令の制定改廢に伴う事務の激増に基因するとは云いながら、相當複雑大化し、人件費の増大を來しつつあることは、否定し難いところである。

本道の行政は本道の政治的、經濟的、社會的、文化的諸條件の下に、眞にあるべき行政機構並びに、事務を策定し、その民主的、能率的運営を圖ることによつて、最低の経費で最大のサービスを道民に提供することとをなげなければならない。

即ち、努めて行政経費の節減を行い、道民の負擔輕減を圖るとともに、道民の要望に即應するより民主的、能率的な事務處理をなすための簡素且つ強力な行政機構の下に、事務の合理化と簡捷化とを圖り、これに適應する人員の配置及び機構相互間の密接な連絡協調を保つことを以つて基本方針とする。

第二 行政機構の簡素化

一 基本方針

本道の特殊事情を勘案し、本廳は主として企畫、監督、指導の行政部面を擔當することとして、その機構は極力簡素化するとともに、特に企畫の綜合性を發揮せしめることとし、支廳は適正なる區域における綜合行政實踐廳として道民に對する便益の改善及びサービスの向上を期することが必要と認める。

二 知事の事務部局の簡素化

A 本廳機構の簡素化

本廳機構は、経費の効率を減じないかぎり、できるだけ道民の便益を圖るため、その權限を大巾に出先機關に移譲して、出先機關との二重行政を廢し、企畫、監督、指導の大綱を把握する簡素にして強力なる體制に置くことが適當である。

このためにとらるべき措置は次の通りである。

(一) 部制

現行十二部制は分化し過ぎていて嫌があり、道行政の綜合的推進の點において遺憾の點も尠くないので、同質又は關連性の強い部は極力これを統合し簡素化することが適當である。

併しながら本道經濟の特殊性と開發途上にある現況に鑑み凡て府縣と同一規模とすることが適當である。

部制については、近日中に地方自治法の改正法律案が國會に提出せられんとしており、同案において本道に對してはその特殊性を考慮して、特に府縣

とは別箇に道としての部制の標準を總務部、民生部、衛生部、勞働部、農林部、商工部、土木部及び開拓部の八部に定められているが、部制については近くこの地方自治法改正案が成立するのを俟つて、前述の趣旨に沿うよう速に簡素化すべきである。

(二) 部制以外の機構の簡素化

部制の簡素化と併行してその下部機構たる課及び係制についても極力簡素化することの必要を認める。これがため左の措置をとることが適當である。

1 知事公室を廢止し、知事直屬として秘書課の外新に企畫課を設け、人材を網羅して一般行政、特に産業振興、企業誘致の企畫を並びに行政考查を所管せしめ、各部における企畫の綜合調整及び各種事業における経費の効率の考查等を擔當せしむべきである。

2 電源開發本部の如き臨時的機構はこれを廢し、その所管事務中電力開發計畫は綜合開發委員會事務局に、當面の電力需給の行政事務は、工務課に移し、道營電源開發事業は、土木部に一課を設け所管せしむべきである。

3 課制

部内における事務配分が適正を欠き、特に同質及び關連事務の處理に當つて、横の連絡が不充分であつて住民に對するサービスにおいても萬全でなく、且つ事務處理の責任體制において欠けているところがある。

依つて課制については部制の統合及び權限の地方移讓をも勘案し、且つ企畫廳としての本質に照し、同質及び關連事務は可及的に一課に取まとめその所管事務において相當の中を持つた大課制をとるべきである。

現行課制の統合に當つては別表第一を參考とし可及的にその實現を期すべきである。

4 係制

係制においても課制においても指摘せるところと同様のことが云い得られる。係制は止むを得ない特殊の事情のある場合の外、原則として一係十名以上とし、現行係制の整理統合を圖るべきである。

(三) 職制

1 副知事は、部制の簡素化等組織全般の簡素化に伴い一名とすることが適當である。

2 本廳部課の専任次長制は、原則として廢止することが適當である。

四 各種の審議諮問機關の整理簡素化

道政の執行に當り法令に定められた審議諮問機關の外、道獨自で各種の審議諮問機關を多數設置しているが、これは兎角行政執行の責任を不明確にし、能率的執行を防げる面もあるから、これが設置は必要最小限度に止め、別表第二の如きものはこれを廢止又は統合すべきである。

B 地方出先機關の簡素化

地方出先機關は、支廳の外各部と夫々直結する各種出先機關が多數あるが、本道の地域廣大、交通不便なる現況においては支廳をこれら地方行政の綜合實體とするとは、區域住民の利便とサービスの向上改善のため必須條件と認められる。依つて將來における道政の方向としては漸次これら特別なる出先機關は可及的に支廳に統合して管内の綜合行政機關として強化すべきである。このために執らるべき措置は次の通りである。

(一) 支 廳

1 支廳の管轄區域については、その地方における産業、交通、面積、人口等諸般の事情を深く考慮し、再檢討すべきである。

例えば釧路國支廳と根室支廳、渡島支廳と檜山支廳、膽振支廳と日高支廳の如きは特に檢討考慮を要するものと認められる。

2 右の支廳區域の再檢討の上に立つて各部市屬の出先機關の中、法律によつて設置を要する保健所の如きものを除くその他の出先機關は、漸次支廳に統合するの措置を講ずることとし、廳舎、公宅の新營改築等に當つてもその配分を充分考慮することが必要である。さし當つては水産物検査所を支廳に統合し検査業務と指導部面との關連を持たすべきである。

3 支廳における次長制は、原則として廢止し、課制についても水産課及び林政課は産業課に統合することが適當である。

(二) 土木現業所

支廳管内における綜合行政上最も重大な關連を有しており、これを支廳に統合することが望ましいが、現在その所管區域が支廳と一致しない部面もあつて支廳に統合するにおいては増設の必要も生じ一面廳舎、公宅その他財政的に急速解決困難なる面があるので、支廳區域の再檢討と併せ可及的速かにその統合を圖るべきである。

尙統合實施に至る迄の措置として豫算要求については予め所轄支廳長の意

見を徴し支廳長を經由することが適當である。

(三) 東京事務所

無電の設置及び航空路の開設に伴い各部の中央折衝の方法については充分再檢討の要がある。殊に從來年間を通じて常時一日平均百名内外の道職員出張している事は、經費の非効率的使用並びに本廳事務の能率低下等の弊害を伴つてゐるものと認められ充分改善の余地がある。即ち東京事務所は知事直屬機關とし徴税その他東京において處理する事務につき權限を與え、その他の事務についても有能なる人材を配し、責任を明確にして當時本廳との連絡をとりつつ中央折衝事務の能率化を圖るべきである。これがためには東京事務所の性格と權限を條例又は規則において明確にすべきである。

(四) その他の出先機關

水産物検査所を支廳に統合する外、當分は現行通りとするも特に支廳の綜合行政の圓滑なる運営に協力し、所管事務處理の過程において支廳との連絡を密にすべきである。尙現在實施せられつつある地方行政協議會はその効果なしとはしないが、更に綜合行政の實効を擧ぐるため豫算要求に當り支廳長に合議する制度を考慮すべきである。

三 教育委員會事務局の簡素化

(一) 本 局

教育委員會事務局については、制度改正以來機構が龐大化しているので此の際部制は廢止し、課制については別表第三を參考として統合し、且つ課における専任次長制は廢止すべきである。

(二) 地方事務局

地方事務局については、此の際課制を廢止し、その簡素化を圖るべきである。

四 議會事務局、監査事務局、選舉管理委員會事務局、人事委員會事務局、地方勞働委員會事務局、農業委員會事務局

右各種事務局については一應現行通りとするも、簡素化の趣旨を體し、可能なものは、自主的に簡素化するは勿論將來の膨脹は極力これを避くべきである。

第三 事務の簡素化及び能率化

一 基本方針

現行の行政事務の執行に當つては、かなりの無駄と無理があることを認めざるを得ない。道民福祉の大局的立場に立つて、常にこれを反省し、無駄な事務はこ

れを廢止し、無理な執務はこれを是正するに努めなければならないとともに、責任と權限の明確化を期し、責任の常在を確立して、成行執務を打破し計畫執務を實行することが必要と認める。

二 一般的な措置

- 1 事務處理全般に科學的管理法の趣旨を取り入れ、單位事務を分析し、事務處理過程の合理化、經費の効率化を圖る措置を講ずべきである。
 - 2 關係者不在の爲事務處理特に窓口事務に支障を來たさない様にすべきである。
 - 3 權限の下さを可能なる限り實行し、處分事件については特に決裁の迅速化を圖るべきである。このため合議事件は關係者の縮少を圖り、且つ發案課の課長において責任を以つて處理の迅速化を圖るべきである。
 - 4 事務處理上の環境の改善と科學化により事務能率の向上を圖るべきである。
 - 5 許認可事項の處理に當つては、内規等を設けその處理期間の短縮を圖るべきである。
 - 6 備品、消耗品殊に帳票の規格を單純、且つ統一化すべきである。
 - 7 諸會議及び調査を統制し、類似關連事務に關する會議及び調査の減少を圖るべきである。
 - 8 公僕としての觀念の確立を圖り、且つ實技の向上、能率の増進を期するため事務研修の徹底を期すべきである。
 - 9 信賞必罰を行い、特に信賞を重點として大いに綱紀を肅正すべきである。
- ### 三 本廳における措置
- 1 本廳の企畫廳たる本質に鑑み、その權限事項中支廳その他出先機關において處理することが住民の便宜であり經費の効率にもさしたる影響のない事務については大中にこれを地方に委譲すべきである。
 - 2 本廳各部の課毎に置かれてゐる庶務（總務）係の事務は可能なる限り部の主務課において一元的に執行すべきである。
 - 3 公報發行の現制度の欠陥に鑑み、印刷能力を強化し、特殊なるものを除く外地方全般に亘る通牒、照會等の公文書は全部これを登載し、出先機關における二重の手数を省略すべきである。
 - 4 各部課における弘報的刊行物製發の現況に鑑み、これを整理縮少し、必要最少限度のものを弘報課において一元的に統制發行し、且つその活用を圖るべきである。

四 地方出先機關における措置

- 1 支廳その他の出先機關に對する權限の移讓に伴い、現在の單なる經由機關から一步前進し、大部分の地方問題の解決は、出先機關においてこれをなし得るよう措置すべきである。

- 2 豫算の執行については議決の趣旨及び行政執行の方針に反しない限り出先の長において自由裁量の余地を擴張し、且つ豫算の配布に當つては時期を失しないよう迅速に措置すべきである。

第四 人件費の節減

道行政の複雑老大化に伴う人件費は逐年増大し、財政的に著しい重壓を加えてゐる現状であるが、行政機構並びに事務の簡素化を圖るとともに徹底せる配置轉換その他人事管理の萬全を期し以つて人件費節減を圖ることが適當であると認められるこれがため左の措置を講ずべきである。

一 職員定數並びに人事に關する措置

- 1 知事の事務部局の職員については統制事務の廢止、不用不急事務の整理、事務能率の改善向上等により生ずる剩員を整理し、土木、開拓、病院等新なる人員採用の必要部面に振り向けその膨脹を抑制するとともに、現行定數條例の職員數より一千名（昭和二十七年年度中に四百名、昭和二十八年年度中に六百名）を縮減すべきである。

- 2 教育委員會の事務部局の職員については、現行定數條例の職員數より昭和二十七年年度末において六十名を縮減すべきであり、これが措置として教職員等に配置轉換すべきである。教員と事務職員の兼務は嚴に慎むべきである。

- 3 強力にして清新なる人事を行つたため有能者の適正配置並びに任用と不適格者に對する退職の措置等を檢討するとともに、人事管理の萬全を期すべきである。

二 事務需要費及び旅費に關する措置

事務需要費及び旅費等については、事務の簡素化と無常設備を活用し節約すべきであり、特に旅費については出張用務及び日數等を充分審査するの措置を講じ極力その節減を圖るべきである。

三 給與に關する措置

本道の特殊性に適應した給與條例を速に制定すべきである。

別表第一

知事の事務部局の機構改正の参考

現行課制	改正課制	改正の趣旨
知事公室 行政調査課 秘書課 弘報課 渉外課 総合開発委員会 事務局 人事厚生課 法規課 統計課 財政課 税務課 開発計画課 地方課 渉外労働課 衛生部 警務課 環境衛生課 預防課 保健指導課 薬務課 民生部 社会課 保護課 婦人児童課 消防課	企画課 秘書課 弘報課 渉外課 総合開発委員会 事務局 人事厚生課 法規課 統計課 財政課 税務課 (廢止) (廢止) 地方課 (廢止) 警務課 環境衛生課 保健衛生課 薬務課 社会課 保護課 婦人児童課 防災課	各部における企画の総合調整及び各種事業における経費の効率の考査等を擔當。 渉外労働課を統合。 開發計畫課の計畫事務を統合、電源開發本部の電力開發計畫事務を統合、綜合開發の一環として調査する。 開發計畫課の豫算事務を統合。 三課事務を二課に分けて所管する。 世話課を統合。 名稱變更。

保險課 世話課 労働部 労働政課 職業安定課 失業保險徵收課 労働教育課 職業補導課 經濟部 農政課 農業改良課 畜産課 農業經濟課 農業協同組合課 商工部 商工振興課 交易觀光課 工務課 水産部 漁政課 水産課 漁業制度課 農地部 農地整課 農地課 開拓部 開拓計畫課 開拓課 用地課 入殖指導課	保險課 (廢止) 労働政課 職業安定課 失業保險徵收課 (廢止) 農政課 農業改良課 畜産課 農業經濟課 農業協同組合課 商工課 工務課 漁政課 水産課 漁業調整課 農地課 開拓課 用地課 入殖課 (廢止)	労働教育課を統合。 職業補導課を統合。 農政課を農政課と農政課に二分する。 電源開發本部の電力供給等の行政事務は工務課において一元的に所管する。 名稱變更。 二課を一課に統合。 名稱變更。 營農指導課を統合。
--	---	---

一 廢止するもの

所 管 部 課	名	稱
土木部	土地改良課	
管理課	道路課	
河川課	港灣課	都市計畫課
建築部	建築指導課	住宅課
工務部	林政課	林業課
林務課	林產課	林業課
道有林課	道有林課	林政課
林業課	林業課	林產課
林產課	林產課	林業課
出納局	總務課	總務課
總務課	總務課	總務課
歳出課	歳出課	歳出課
用度課	用度課	用度課
電源開發本部	(廢止)	
計課六二	計課五三	
電源開發本部一	綜合開發委員會	綜合開發委員會
綜合開發委員會	綜合開發委員會	綜合開發委員會
事務局	事務局	事務局

各種委員會審議會等の整理の參考

一 廢止すべきもの

購買事務は總務部所管とすることが適當と認められるので檢討すること

電源開發本部の道營電源開發工事關係を擔當。

建築指導課、住宅課を統合。

[illegible]

二 統合すべきもの

所管部課	名	稱	摘要
民生部 社會課	北海道生業資金運籌委員會		
同 同	北海道消費生活協同組合運籌委員會		
同 同	北海道更生資金運籌委員會		
同 同	北海道消費生活協同組合資金貸付審議會		
労働部 勞政課	北海道立札幌労働會館運籌委員會		
同 勞働教育課	北海道地方労働教育諮問委員會		
同 職業安定課	北海道日雇労働處理委員會		
	統 合		

別表第三

教育委員會事務局の機構改正の參考

現行課制	改正課制	改正の趣旨
管理 部	總務課	部制廢止
總務課	總務課	施設課及び教育長室を統合
教職員課	教職員課	
調査課	調査課	
施設課	(廢止)	
指導部	學校教育課	部制廢止
指導課	社會教育課	名稱變更
社會教育課	社會教育課	
保健體育課	保健體育課	
教育長室	(廢止)	

○四月八日 午後二時五十五分開議、直ちに時間の延長をなし、ついで諸般の報告の後、議長より元道議會議員菅野榮助君は去る四日、同三井徳寶君は六日、逝去されたので哀悼の意を表し、弔詞贈呈の旨を報告、午後二時五十八分休憩。

午後五時二十四分再開、三室議員外九名より議員池戸芳一君懲罰の件の要求が正規により提出あつた旨を述べ、本件を懲罰特別委員會に付託することについて諮り、そのことに決し、懲罰委員の選任を諮つてつぎのように決定した。

塚田 庄平(勞) 大久保和男(民)
宮本 仙松(農) 天谷 平信(農)
大島 三郎(民) 棚川 忠雄(農)
多田 輝利(道政) 新保 福治(公)
桑野秀治郎(自) 井野 正輝(社)
高田 治郎(社) 三室 光雄(自)
松平 武一(自)

次に糸川議員(農)より、元陸海軍參謀を林務部の囑託としていることについて緊急質問、知事の答辯があり、次に中山議員(民)より教育委員に對し北教組からの手當支給に關する緊急質問があり、教育委員會委員長の答辯、中山議員の再質問、委員長の答辯あつて一旦休憩。

午後七時十二分再開、中山議員と教育委員會委員長との間に、さらに三たびにわたる再質問が繰返された後、旭議員(自)より右事實の有無についての真相調査を、さきに設置された教育行政に關する調査特別委員會に付託されたい旨の動議を提出、賛成あつて、動議成立、これを議題に供し、異議なくそのことに決した。

次に日程に、議案第五百十八號を追加、議題に供し、西田總務委員長(自)より審査の経過及び結果について報告あり、委員長報告通り可決について諮り異議なく、そのことに決した。

次に明九日は休會することを諮り、そのことに決し午後七時二十五分散會。

○四月十日 午後二時五十分開議、直ちに時間の延長をなし、諸般の報告の後、會議案第三號は豫算特別委員會に併託したが、審査の都合上農政委員會に付託替を諮り、そのことに決し、午後二時五十五分休憩。

午後七時三十分再開、諸般の報告の後、議長は天皇陛下の御巡幸を賜るよう本議会の決議をもつて懇請することについて諮り、異議なくそのことに決し、書記案文朗讀これを可決した。

次に會期を明十一日まで、一日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後七時三十五分散會。

北海道御巡幸懇請決議

天皇陛下には戦後國民生活の實相を御視察のためすでに普く都府縣の御巡幸を終えられたのであるが、本道には昭和十一年以來すでに十五年余の長期にわたり御巡幸のことなく、その間本道の擔う國家的使命は愈々重要性を加え、道民もまた本道開發を通じて祖國再建に寄與すべく銳意努力を重ね、たまたま先般の十勝沖地震の大被害に當つても舉道一致その復舊に全力を傾注している次第である。

この機會において本道における産業、經濟、社會、文化等道民生活の實相を親しく御視察のため天皇陛下の御巡幸を賜るよう本議会の決議を以つて懇請する。

右天皇陛下に言上を。

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

内閣總理大臣 吉田 茂殿
宮内廳長官 田島道治殿 各 通

○四月十一日 午前十一時十分開議、諸般の報告の後、日程第一、議員池戸芳一君懲罰の件を議題に供し、宮本懲罰特別委員（農）より審査の經過及び結果について報告、ついで池戸議員（勞）より、決議案第三號討論中の一部取消しについて發言があつたのち、委員長報告の通り決することについて諮りそのことに決し、議長は公開の議場での戒告に處する旨を宣告し戒告文を朗讀した。次に日程第二、議案第一號乃至第六十一號第六十八號乃至第八十五號、第三百三號、第五百四十四號乃至第五百五十六號、第六百八十八號乃至第六百九十二號を議題に供し、林豫算特別委員長（民）より審査の經過及び結果について報告、議題中、議案第一號の審議にいい、議長より委員長報告は希望條件付修正可決であり、本案につい

て和平議員外四名より修正動議の提出がある旨を述べ、和平議員（勞）より修正動議の趣旨辯明あり、起立採決の結果修正動議は少數をもつて否決、委員長報告の通り多數をもつて、これを可決した。つづいて議案第二號乃至第六十一號、第六十八號乃至第八十五號、第三百三號、第五百四十四號乃至第五百五十六號、第六百八十八號乃至第六百九十二號の審議にいい、委員長報告の通り議案第二十九號、第六十號、第六十一號、第六十八號第七十九號、第八十號、第八十八號、第九十號は修正可決、その他は原案可決のことに決し、午後零時十七分休憩。

午後一時五十七分再開。

日程第三、報告第四號を議題に供し、棚川決算特別委員長（農）より審査の經過及び結果について報告、これを諮り本案を委員長報告の通り附帶條件付承認可決と決した。

次に日程第四議案第六十二號乃至第六十七號、第八十六號、第八十七號、第八十九號乃至第九十九號、第一百二號、第一百四號乃至第一百七號、第四百四十七號乃至第五百十三號、第五百五十七號、第六百六十號乃至第六百六十三號及び報告第二號を議題に供し、西田總務委員長（自）糸川文教委員長（農）宮本農政委員長（農）朝日商工副委員長（農）旭建築委員長（自）田中衛生委員長（自）松平水産委員長（自）より各委員會における審査の經過及び結果について報告あり、豫め時間を延長の後、議題中議案第九十三號の審議にいい、委員長報告は修正可決であるが、塚田議員（勞）より反對、吉田定議員（農）より賛成の討論あり、起立の方法により採決の結果、多數をもつて委員長報告通り修正可決。つづいて議案第九十三號を除いた残り全部の審議にいい、各委員長報告通り、議案第六十三號乃至第六十五號、第八十七號、第九十三號、第九十四號は修正可決、議案第五百五十一號、第五百五十二號、第六百六十號、第六百六十二號及び第六百六十三號は同意可決、その他は原案可決に決定した。

次に日程第五、諸願審査の件及び日程第六陳情審査の件を一括議題に供し、本件はいづれも委員會報告通り決することについて諮り、そのこ

とに決し、午後三時七分休憩。

午後四時七分再開、諸般の報告の後、日程第七教育行政に關する調査の件を議題に供し、佐藤教育行政に關する調査特別委員長（農）より調査の経過及び結果について報告、日程に決議案第四號を追加、議題に供し、本案については委員會の審査を省略することに決定し、佐藤議員（農）より趣旨を辯明、討論に依り、西村議員（社）は反対、三室議員（自）は賛成、終つて起立の方法により、採決多數をもつて原案通り可決した。

次に日程第八、意見案第九號を議題に供し、宮津土木委員長（自）より趣旨の辯明あつて原案可決。

次に日程第九、意見案第十號乃至第十二號を一括議題に供し、宮本農政委員長（農）より、趣旨の辯明あつて、原案可決。

次に日程第十、意見案第十三號を議題に供し、舟木議員（社）の趣旨辯明、桑野議員（自）より質疑提案者の答辯、桑野議員の再質疑答辯があつて質疑終結、午後六時二十分休憩。

午後七時十分再開、意見案第十三號は商工委員會に付託した。

次に日程第十一、意見案第十四號を議題に供し、岡林議員（社）より趣旨辯明あり、西田（信）議員（自）より質疑あり、提案者の答辯、西田議員の再質疑、答辯の後、質疑終結、本案は労働委員會に付託した。

次に日程第十二、會議案第五號議題に供し、原案可決、午後七時四十分休憩。

午後九時三十分再開、諸般の報告の後、商工委員會付託の意見案第十三號及び労働委員會付託の意見案第十四號は閉會中も繼續審査することについて諮り、異議なくそのことに決した。

以上をもつて案件の全部を議了、午後九時三十三分議長は閉會を宣した。

決議案第四號

提出者 議員 佐藤 初吉
賛成者 〃 中山 信一郎

教育行政刷新に關する決議

教育行政事務の管理と議決の執行が適正に行われているか否か及び北教組と教育委員の關係についての調査の結果は昭和二十七年四月十一日教育行政に關する調査特別委員會の報告による調査意見に表示されているが、この事項は本道教育行政の上に極めて適切且つ重要である。

本議會はこの意見をそれぞれ實施することを勧告する。

北海道教育委員會宛 北海道議會議長 蒔田 余吉

右決議する。

北海道議會

報告書

本委員會に調査を付託された教育行政に關する調査の件について、調査の結果は別紙の通りであるから會議の概要を付し報告する。

昭和二十七年四月十日

教育行政に關する調査特別委員會

委員長 佐藤 初吉

北海道議會議長 蒔田 余吉 殿

教育行政に關する調査意見

（第二）

本道の教育行政全般を擔當し、その事務の管理と執行の權限を有する北海道教育委員會が當然なすべき實態の把握を殊更になさず、諸法規、諸法令の研究を怠り、機構制度の改廢に意を用いることなく、委員諸君は委員會性格の一面である意思機關たることのみを殊更に重視し、大綱と政策を決するをもつて足れりとし、事務全般を監督

執行する教育長又その重責を果さなかつた事實は調査の結果に歴然たるものがある。

然も委員諸君はその責を教育長以下の事務擔當職員に敢て負わせ、括然恥じざるの態度を持するかに見えるは甚だ遺憾と言わざるを得ない。勿論我國に初めてこの委員會制度が終戦後の世情混頓たるの時期に誕生し未だ數年を経ず、その搖籃期故の過誤と解せらるる面もなしとはいえないが、今日直ちに抜本的な改革と肅正の大鉦を揮うのでなければ、文字通り本道の教育行政は危殆に頻すると思考されるのである。

仍てよろしくこの責任の衝に當る北海道教育委員會委員の諸君並びに教育長は、まづ過去のあやまちを猛省し、早急に改革についての具體案を確立することを強く要請する次第である。

(第二)

任免、懲戒、給與等の權限を有する教育委員會委員がその相手方である團體から、たとえ旅費名義としても正當と見ることの出来ない、金員を受領した事實が明らかであつて、右兩者間においては特に嚴正を保持すべき立場に在るにも拘わらず、疑惑を招く行爲であり誠に遺憾の至りである。仍て本委員會は本道教育行政刷新の見地に立ち、この際、本間喜八郎、鎌田理吉、坂井一郎各教育委員に遺憾ながら引責し、その進退を明らかにすることの勸告をなすが妥當である、との結論に達した次第である。

意見案第九號

土木委員長 宮津恂太郎君提出

北海道内國有鐵道のスピードアップに

關する意見書

一、北海道綜合開發促進を圖るため北海道内國有鐵道のスピードアップを早期に實現するより特段の配意を願いたい。

(理由)

北海道は我が國の最北端に在つてその面積は七萬八千四百六十一平方キロを有し、戦前においては全國面積の十三%であつたが今日では二十一%の大きな比重を占めるに至つてゐる。

海岸線は二千八百二十九キロで魚介海産に富み世界有數は漁場として知られ、且つ農耕地地百五十八萬町歩の外百九十四萬町歩に上る森林資源を初め多種豊饒なる地下資源並びに百數十萬キロワットに上る水力資源を有し、戦後我が國再建のホープとして重大なる使命をになつてゐる状態にありながら交通不便のため開發促進を極

度に阻害してゐる。

しかし、現在當地方における運行中の列車は本線を除き、特に日高線の如きは貨客混合列車のみであるため停車時間が極めて長くその所要時間は本線の二倍近くの時間を要し、加えて運行回數の極めて少なきため生産物資の驛頭滯留、消費物資の輸送遅延はもとより地方住民及び旅行者の時間的不經濟は圖り知れないものがある。

今ジーゼルカー等の運行によつてスピードアップが實現すれば各種生産物の供給に益することは勿論産業の開發振興に多大なる成果が期待され、更に道立公園への遊覽客の大量誘致も可能となり本道綜合開發の促進に役立ち、極めて大なるものがある。

よつて北海道内國有鐵道のスピードアップの早期實現について特段の配意を願いたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔田余吉

運輸大臣

開發廳長官

國鐵總裁

衆議院議長

參議院議長

札幌駐在運輸支配人

各通

意見案第十號

農政委員長 宮本仙松君提出

國立傳貧研究所設置に關する意見書

一、馬の傳染性貧血症の豫防對策として國立傳貧研究所を設置せられるより要望する。

(理由)

傳貧豫防對策については、家畜傳染病豫防法に基づく貧血症檢診の實施以來、今日迄約一萬頭に及ぶ多數患馬の摘發を見たのであつて、しかもこれは年二回の檢診によるものであり摘發されざる保毒馬等を考え合せるとその數は莫大なものとなる

ことが推定され畜産資源地たる本道の馬産並びに農家経済はもとより全国的農業經營に及ぼす損害は、けだし甚大なるものがある。

現在馬の貧血症防疫対策として實施されている全馬検診、早期摘發、患馬殺處分の實施によつて相當の効果を擧げているとはいへ、更に連んで本病に對する豫防接種或いは治療の方法を解明して防疫態勢の確立を圖することは目下の要緊事と考へるので、これが徹底的の研究事業を行うため、國立傳食研究所を設置せられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

農 林 大 臣
大 藏 大 臣
參 議 院 議 長
衆 議 院 議 長
各 通

意見案第十一號

農政委員長 宮本仙松君提出

道外移出家畜用給水施設設置に關する意見書

一、道外移出家畜の飲用水の補給地としての五稜驛内引込線の適當なる地點に給水施設を設けられたい。

(理由)

本道より道外に移出せられる生畜は年間約八万頭に及ぶ現況にあるも、その輸送途上における飲用水の補給地としての五稜驛には適當の給水施設がないため、時間的にも場所的にも著しい不利不便が多く、家畜の輸送に妨からざる支障を來たしている現況であるから、短時間に必要量の補給がなし得るよう五稜驛引込線の適當なる地點に給水施設を設けられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

運 輸 大 臣
農 林 大 臣
參 議 院 議 長
衆 議 院 議 長
各 通

意見案第十二號

農政委員長 宮本仙松君提出

北海道馬鈴薯澱粉の政府買上實施並びに長期低利資金の特別融資に關する意見書

一、本道における馬鈴薯對策の一環として昭和二十六年年度道産馬鈴薯澱粉の一部六百萬貫の政府買上げと、道産馬鈴薯澱粉生産に要する資金について長期低利資金の特別融資措置を講ぜられたい。

(理由)

戦時戦後の食糧危機に際して農村は政府の要請により馬鈴薯の増産を行い食糧確保に全力を擧げ我國經濟の復興に寄與してきたが、昭和二十六年度における本道の馬鈴薯作付面積は約七万町歩に及び二億四千万貫の馬鈴薯が生産されその七十%が澱粉加工に廻り、約二千七百六十萬貫の澱粉が生産されたのである。しかるに現在澱粉用途の約七十%が甘味給源として消費せられている實情にあるとき政府においては甘味食糧給源たる澱粉に對し何等の施策も講ぜず昨年十月より業務用砂糖の入札制を實施し、更に四月一日よりは全面的に砂糖の統制解除を實施せられたため澱粉消費量の激減と價格の暴落をきたし、これがため昭和二十六年年度馬鈴薯澱粉の在庫は二月末において千百万貫と豫想され、次年度持越として六百万貫以上の滞貨が生じ價格も澱粉生産コスト二千九百圓をはるかに下廻る現狀となつていのである。

かくては寒冷地農業の基盤たる馬鈴薯生産農家の破滅は必至であつて本道農業經營に重大なる支障を招來することは明白であるので、これが緊急解決策として政府において本道馬鈴薯の特資たる備蓄食糧、酒精原料及び學童給食用等に振向けるため速かに六百万貫の澱粉買上の實施と更らに二十六年年度馬鈴薯の價格下落に伴う損失は農家並びに澱粉工場にとつて大きな重壓となり今後の農業生産に重大な影響を與えるのであるから再生産資金として十四億圓の長期低利資金の特別融資の方途を急速に講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

農 林 大 臣
大 藏 大 臣
參 議 院 議 長
衆 議 院 議 長
各 通

特別委員會委員長報告

私は過般設置せられました豫算特別委員會の委員長として、茲に委員會における審査の経過並びに結果の概要について御報告申し上げます。

本委員會は去る三月十七日設置せられ、直ちに委員長の下選を行い、翌十八日には副委員長を決定、更に本委員會の議事の円滑なる運営を期するために各派一名よりなる七名の理事を選任いたしましたして、付託案件の審議の方法等につき協議いたしました結果、付託案件の中特に急務を要する昭和二十六年追加豫算案を他の案件と分離して先議することに決定、昭和二十七年追加豫算案及びその他の案件については各部所管毎に分ちそれぞれ審議を行うことに方針を決め、直ちに付託案件の審議を開始した次第であります。

即ち十八日は昭和二十六年追加豫算等十六件を一括審議いたしましたして、十五名よりなる小委員會に付託し、本委員會と併行してこれを審議しその結論得て去る二十二日本會議に御報告いたしましたのでありますが、十九日より各部所管の審議に入り、十九日は土木部、建設部及び衛生部所管、二十日は労働部所管、二十三日は經濟部所管、二十四日は開拓部及び水産部所管、二十五日は商工部及び林務部所管、二十六日は民生部及び農地部所管、二十七日は教育委員會所管、二十八日は總務部所管及び付託案件の總括についてそれ／＼質疑を行つたのであります。この間九日間にわたり連日委員各位と關係當局との間に終始熱心なる質疑應答が續行せられたのであります。しかしてその付託案件の重要性に鑑み、さらに熟議検討を加える必要を認めまして、十五名よりなる小委員會を設け、二十九日より本日に至るまで十一日間にわたり連日慎重なる審議を行つて参つたのでありますが、その付託案件が、本年度道政の方向を決する年間總豫算即ち普通及び各特別會計を合せ總額二百五十八億九千九百六十萬圓に及ぶ大なる豫算と、これに關連する起債、道税條例、職員定數條例等その件數八十八件の多きに達する案件でありまして、その審議は困難を極めたのであります。殊に去る三月四日の十沖地震に依り本道未曾有の大災害發生の爲本會議の審議が遅延したばかりでなく本委員會に付託せられました後に於ても諸般の不可抗力的な事情に依り委員會開會不能の事態等も生じまして委員各位並びに理事者側の献身的な御努力にもかかわらず、遂に年度開始前に議了し得なかつた次第であります。

然しながら委員會に於ける審議は眞剣を極め、震災復興に努力する道民の熱願に應えるべく、或る時は日曜を返上して質疑を續行した或る時は深更に至るまで審議を續けられました事も度々でありまして、委員會設置以來二十三日茲に結論を得てその結果を御報告申し上げるに至りました事は、偏に委員各位の御勞苦の賜でありまして道政に對する御熱情に對しましては茲に深甚なる敬意を表する次第であります。

今本委員會の審議の跡を顧みまするに、九日間に亘る各部所管毎に行はれた質疑におきましては本會議において尙詳細を盡せなかつた諸點について委員各位と理事者間に熱心な質疑應答が行はれたのであります。その論議の對象は道政諸般の問題に亘るのであります。その主なるものを申し上げますと、先ず歳入面については、道税中の主税たる遊興飲食税及び事業税に對する積算基礎の妥當性について、歳出面については有畜農業確立に必要なための家畜の導入及びこれが貸付事業の強化策、農業再生産に必要な資金貸付等農業金融の強化策、米麥統制解除後における馬鈴しよ對策、各農産物の消流販賣對策、生産力の増進上必要欠くことのできない耕土改良事業の促進、農地の適正配分にかかる交換分合、農業委員會活動の強化等の農業問題を始めとし、工業試験場施設の整備充實、無煙火部溶解消滅としての小水力發電施設の強化、工業振興上必要な産業機械貸與施設の強化、中小企業振興策としての信用保證協會に對する出資の強化並びに中小企業相談所、中小企業共同施設設、商工組合等の育成強化等の商工業問題、開拓農協の再建整備、道内農家の二、三男の開拓入植對策等の開拓問題、沿岸魚田改良事業の強化、水産倉庫設置に對する助成強化、魚價維持のための水産物消流販賣對策、北洋漁業再開に伴う諸對策等の水産問題、労働會館の運営合理化、労働組合の育成指導、失業者の就勞對策、職業補導施設の強化充實等の労働問題、生活困窮者に對する生業資金貸付事業の改善、住宅の確保對策、無醫部落解消の爲の道立診療所の増設、生活刷新對策等の厚生問題、産業振興の基本施設としての市町村道路改修に對する助成強化、水産振興につらなる簡易船入洞施設の強化、海上輸送強化策としての定期命令航路の助成等の土木問題、教員定數削減に伴う教育對策、僻地教員等に對する對策、市町村立高等學校の道立移管等の教育問題、戦後山林の荒廢に伴う道有林、民有林の造林強化等の林業問題等現下道政の緊急施策あるいは將來の對策に關しまして種々質疑應答が行われた次第であります。

次いで三月二十八日より小委員會の審査に移し、翌二十九日より具體的修正意見等を取り纏め、その結論を得るために審査を開始したのであります。その方法といたしましては各派より修正意見の提出を求めこれを中心に必要な資料の提供及び必

要の都度理事者側の説明、あるいは答辯を求めつつ、あらゆる角度より慎重なる審査を行い、先ほどその審査の経過及び結果につきまして、本委員会に報告があり、また別に小意見者より議案第一號に關して修正動議の提出があつた次第であります。

すなわち小委員会よりの報告によりますと、議案第一號につきましては各派より各種の修正意見が提出せられ財源との関連において如何に總合調整を圖るかは洵に困難なものがあつたのでありますが、互譲の精神に基く協調によりまして多數意見の一致をみるに至つたのでありまして、その他の議案とともに本委員会においても小委員会決定の通り多數をもつて、別に御手許に配付の通り決定した次第であります。

これより本委員会において可決せられました各案件に對する修正及び希望意見の内容その他についてその大要を御説明申し上げたいと存じます。

先づ議案第一號について幾出より申し上げます。第一に教育關係經費であります、今次豫算審議に當り本會議、委員會を通じて最も論議の對象となりましたのは、小、中學校の教職員の定數及び昇給昇格等の問題であります。

本問題につきましては、本會議及び豫算委員會において、現在計上の本豫算を以つては、教育上重大な支障を生じないか、どうかという點に論議が集中し、小委員会におきましても、その點について凡ゆる角度より審議を盡したのであります。

その結果委員會多數の意見は、道財政の現況をも勘案し、本豫算により執行することが適當なりとの結論に達し原案の通りとし、尙豫算執行に當り、教育全般につき支障を生ぜしめないよう慎重に検討の上、出来るだけ早く配置轉換、僻地手當の改善その他必要な凡ゆる措置を講じ、教育上遺憾なきを期すべきことを希望條件と致したのであります。

その他の教育費につきましては、都市における道立高等學校の改築は、附近住家の密集している關係もあり、防災上不燃建築とするともに、今尙、狂葺のまつとなつてゐる道立高等學校の校舍につきましては、これをトタン葺とする等、これが保全を圖る措置を講ずること、及び社會教育上特に重點的に行わなければならない成人教育が余りにも等閑視されて居る現狀に鑑み、これに必要な成人學校開設費の豫算措置を講ずべきこと等の希望條件を附したのであります。

第二に土木費及び都市計畫費についてであります。即ち市町村道路の荒廢の現狀に鑑み、これが改修費補助金は、原案の一千萬圓を以つては過少であつて、到底所期の成果を期待することは、できないと認めまして二千萬圓を増額修正し、又道内沿岸地帯各方面の港灣簡易工事の要望熾烈を極め、且つ水

産業振興の基本的施設としての重要性に鑑み、起債及び地元負擔金の確定を條件として三千万圓を増額修正致した外、本事業の實施對象たる漁村地帯の負擔力及び、漁港に對する國の負擔割合との均衡の點等を考慮し、地元五割の負擔は過重であるとし、速に地元三割、道七割の負擔割合とするよう起債獲得に當つて折衝を重ね、その實現を期するよう希望條件を付した次第であります。

又、離島方面の住民にとつて、海の道路とも云うべき定期命令航路の確保の量要性と、これが經營會社の經理の現況に鑑み、補助金増額の必要を認めて四百萬圓、また都市計畫街路事業における衛生、防火上等における重要性に鑑み、急速に充實の必要を認め、一千萬圓の増額を行うこととし、夫々修正致したのでありまして、尙都市計畫街路事業費の財源たる、地元負擔金については、その確定を圖り執行上遺憾なきを期すること、又上水道補助金については、市町村財政の窮乏を勘案し補助率は従前通り五割とすること、との希望條件を附した次第であります。

第三に、社會及び労働施設費についてであります。社會事業協會、醫療、整備費補助金につきましては、施設が病院八ヶ所、診療所二ヶ所に亘り、道立病院の所在地外において夫々、その機能を發揮し、道民醫療に貢獻してゐる現狀と經營の實態に鑑み、百萬圓を増額、また社會福祉會館及び消防學校設置並びに地方労働會館設置補助金につきましては、會館、行政云々の批判もありましたが、社會福祉會館及び消防學校につきましては、財源の相當部分が寄附金であり、その必要性も認められますので財源の確定を俟つて執行すべき旨の希望條件を附し、又生活刷新指導費につきましては、單なるお役所仕事として空念佛に終らないよう充分實効の擧がる方途を講ずべきであるとし、夫々原案の通りとせられた次第であります。

又、國民健康保險事業不振の現狀に鑑み、連合會の活動を促進するため、これに對する補助金五十萬圓、道立公園費につきましては、施設貧困のため、觀光客誘致上遺憾の點も認められますので、これら施設の強化のため、百萬圓を夫々増額致したのであります。

尙、住宅對策に關連し、最も異論のありましたブロック建築指導所費につきましては、建築委員會において、その設置箇所に關し、原案の野幌を類似の工業試験場敷地内に修正致した關係上施設の一部は、既設建物を利用し得る等の事情をも勘案し、原案より二百五十萬圓を削減致したのであります。

而してその運営につきましては、指導研究を方針とし、民業壓迫にならぬよう留意すべきことが要望せられ、又、全道各地に散在する身體障害者の生活困窮の實情に鑑

み各地において實施し得る、委託職業輔導制度を新設すべきことが要望せられたのであります。

第四は保健衛生費であります。道内における民間の看護婦養成機關の經營の實情に鑑み、これが經營費に對する助成金増額の必要を認め十八ヶ所分百八十萬圓を増額致しました外、開拓の進展に伴い新に道立診療所増設の必要が認められるに拘らず、僅かに五ヶ所程度の新設では到低これが需に應じ得られない實情に鑑み、本年度追加豫算等の方法により相當數増設すべき旨の希望條件を附した次第であります。

第五は、産業經濟費についてであります。先ずその一は、農業關係經費であります。

即ち病害虫の多發を防止するための備蓄農藥購入費貸付金につきましては、過去における稻熱病發生の實情から、原案を以ては、制度の實効を擧ぐるに遺憾の點もありませんので、更に稻熱病一万町歩分として二十萬圓を増額致しました外、農機具博覽會施設費補助金において、その對象は、全國的規模のものであり、各種關係團體等の協力に俟つても原案の百五十萬圓では開催困難の事情を勘案し、三百五十萬圓、中間種の優良種牡馬一頭の購入補助金百萬圓、有畜農業の推進に伴う共同施設としての、共同牧野設置費、補助金増額の必要を認め百五十萬圓、自由經濟に移行しつゝある現情勢下、農産物の販路開拓等の活動促進のため、移輸出農産物協會補助金増額の必要を認め五十萬圓、味噌、醬油の内地製品より受ける壓迫から食糧品工業を擁護し、道内自給の高度化を圖るため味噌醬油研究所補助金増額の必要を認め、百萬圓、農業協同組合の不振を挽回し、その健全化を圖るため必要なる經費として、再建整備指導費において、二百萬圓、農業倉庫建築費補助金は、前年度程度必要と認め、三百萬圓、農業協同組合中、不振組合金融對策として、一億圓の融資に、對する四分の一利子補給では、尙不充分と認め、四割に引上げるための補助金百五十萬圓、農利厚生對策費としての厚生連經營病院四十一ヶ所に對する補助金は、施設の現状と經營の實情に鑑み増額の必要を認め二百萬圓を夫々増額し、その目的とする事業の万全を期することとしたのであります。更に農村金融の逼迫せる實情に鑑み、再生産資金として貸付するため一億圓の増額を行つた次第であります。

その他、農業關係におきましては、牝牛貸付事業は仔返分において理事者の答辭せる如き頭數を確保すること、困難の場合も豫想せらるる實情から、總數二千頭を貸付でき得るより追加豫算等で措置すべきであり、又家畜診療所設置助成を本年度打ち切りとなつてゐることは、畜産振興上遺憾の點もあるので考慮すべきであるとの夫々希望

條件を附した外、馬の傳染性貧血症の擴大、農家經營を危殆に陥しけるものであり樂觀を許さない實情に鑑み、これが防疫對策の強化を圖るべきこと及び、家畜登錄事業の一環として牛馬の外、めん羊等の小家畜についても登録事業を行い品種の改良と増殖上、遺憾なきを期すべきことを要望された次第であります。

その二は、水産業關係經費についてであります。水産業振興のためには、前述の簡易港灣工事費を増額致しました外、重要水産物の消流の圓滑化を圖るための出荷調整補助金四百萬圓及び貝藻類の淺海増殖を圖り沿岸漁民の生業伸張を期するため魚礁の施設、投石、岩礁破砕等沿岸の魚田改良施設の一層の増強を期するためこれが補助金を一千七百萬圓夫々増額致したのであります。

而して右沿岸魚田改良施設費補助金及び貝類増殖施設費補助金等の、淺海増殖施設補助金の補助率は前年度通りこれを五割とすること、及び水産會館補助金につきましては大部分寄附金によるものでもあり、その確實なる見透しを得て支出すべきことを夫々希望條件とし、後者については原案の通りと致したのであります。又財團法人漁業共済特別基金に對しては五千萬圓の出資の外、同額の貸付をすることとなつておりますが、右基金の圓滑なる運営を期するためには、貸付金分五千萬圓をも出資とせられたいとの要望があつたのであります。

その三は、商工關係經費についてであります。中小企業は經濟の變動、特に金融難等により益々その經營が困難となつてゐる實情に鑑み、一層これが相談所の機能を充實せしめる必要を認め、中小企業相談所費補助金において八百萬圓、中小企業における製品の品質向上と販路擴大を圖るため、中小企業協同組合共同施設費補助金において三百萬圓、産業振興博覽會補助金において、開催箇所一ヶ所減少の見込でありますが、原案の一ヶ所百萬圓では不十分でありますので、これを百五十萬圓とし、三ヶ所分の不足額五十萬圓、無煙火地帶解消のための、中小發電施設費補助金は要望甚だ多く、原案を以ては不十分と認め千七百萬圓、産業機械購入費も同様要望甚だ多く且つ産業振興上必須の事業でありますので千七百萬圓、探銅費において、石炭及び硫黃、硫化礦の如き有用礦物の試錐探鑛に必要な經費五十萬圓を夫々増額修正致したのであります。

而して中小發電施設費につきましては、將來大規模電源開發の進行に伴い、電力會社線が右施設地帯に延びた場合、電力料金の關係から經營困難となる事情等をも十分考慮し、その執行に遺憾なきを期すべきであり、産業振興機械購入費につきましても總花的に行うにおきましては、その効果も減殺される事情もあり、最も必要な重點的

方面にこれを活用し、且つ回收を嚴重に勵行すべきであり、又物産斡旋所の運営の現況は極めて遺憾の點があり、その性格を明確にし、運営に一般の刷新を圖るべきである等との要項意見があつた次第であります。

その四は、開拓農地及び林務關係經費でありますが、先ず土地改良費中國の補助に道が二割を上置きする軌道客土費補助金については、事業の性質上、後年度に分割交付されることは事業の執行を阻害し、且つ農林漁業長期資金の配分等、農村金融をも壓迫する結果となりますので、この上置き分だけは本年度において豫算に計上することとして二千九百七十萬圓を増額し、尙その他の土地改良事業に對する補助金についても、一括當該事業執行年度に豫算化することの希望條件を付した次第であります。

この外、から松の苗木養成委託費については、兎角の風聞を聴きますので豫算の執行に當りましては、十分檢討の上過誤なきを期すべきであると強く要望されたのであります。

第六は、旅費需用費等の人件費及び事務費についてであります。以上申述べました事業費等の増額修正に伴い、一部歳入において増収の見込まれるものを除くの外は旅費需用費等の人件費及び事務費の節減によつてこれを賄ふことと致したのであります。

即ち、旅費總額十二億二千六百六十四萬圓中教職員旅費及び國庫補助金等特定財源に關連ある分を除く、純道費分の一割削減により約三千萬圓、食糧費につきましては總額一億四千二百七萬圓中、賄費的性質を有するものを除いた純道費分の一割削減により約六百萬圓、消耗品費につきましては、總額五億七千六百二十八萬圓中、學校關係を除く純道費分の一割削減により約九百二十萬圓、印刷製本費につきましては、總額二億六百三十八萬圓中同様純道費分の一割五分削減により、約千七百八十萬圓、備品費につきましては、總額三億七千三百七十四萬圓中同様純道費分の一割削減により約千一百萬圓、通信運搬費につきましては總額三億三千六百七十二萬圓中同様一割削減により約六百二十萬圓合計約八千三十萬圓を夫々關係の各費目より減額修正致したのであります。

次に道職員費の削減につきましては、現在の欠員狀況及び自然退職に對する欠員不補充の方針等より、新規事業に伴う増員等を見込んで、尙三百名程度は豫算より削減可能なりとして、これが減額修正の意見もありましたが、後程定數條例について申上げます事由等を勘案し、原案通りと致したのであります。

第七は、その他の諸經費に關してであります。一時借入金利子は二十五年度決算に關する、監査委員の審査意見にも指摘せられております通り、金庫現在高とらみ合せ、借入時期の適正化を圖りますならば、尙相當の節減が可能であると見込まれますので一千萬圓を減額修正致しました外、私立高等學校の經營の健全化を圖る等私學振興に必要な補助金については速に増額の措置をなすべきであり、又學生會館及び青年會館設置費交付金の如き團體が寄附金等により行ふ事業に對する補助金は、その事業の完成について確實なる見通を得てこれを支出することの夫々希望條件を附して原案通りと致した次第であります。

更に戦時戦後における空白を速かに充足し、海外先進國に範を求めて本道開發の推進に資するため、知事、議員、及び職員等を海外に派遣するの措置を講ずべしとの意見があつたのであります。

以上歳出の修正によりまして増額分は三億百萬圓となり、減額分は九千二百七十八萬二千二百圓と相成り歳入との均衡上二十萬八千六百圓の不足を生じますので、この額を豫備費より削減し、収支の均衡を圖つた次第であります。

次に歳入について申し上げたいと存じます。

先ず第一に道税についてであります。が、事業税及び遊興飲食税の見取りにつき、現下の經濟情勢に鑑み、果して提案通りの豫算額が確實に見込み得るや否やの點が問題となり、結局事業税につきましては、滞納繰越分に於いて極力これが整理をなすことによつて、五千百萬圓の増収を見込むの外、その賦課に當りましては、國稅の法人税並びに所得稅の課稅標準との均衡を保ち、過重に涉らないよう留意するとともに滞納繰越の整理に一段の努力を拂うこと、又遊興飲食税の課稅に當つては他府縣に於ける賦課の實態をも參考とし、本道の實情を勘案し、これまた過重賦課に涉らないよう留意することの夫々希望條件を附することと致したのであります。

又家畜税につきましては後程稅條例の修正について申上げます通り、綿羊及び豚の小家畜税についても前年通りの課稅をすることと致したのに伴ひましてその附記を修正致した次第であります。

第二に稅外收入についてであります。文教委員會に於ける、議案第九十三號定時制高等學校の入學檢定手数料の半減修正に伴い、豫算額に於いても半額の六十七萬八百圓を減額致しました外は、何れも歳出の増額修正に伴う特定財源の増収見込を計上致したのであります。港灣簡易工事費の増額に伴う負擔金及び起債各々千五百萬圓、都市計畫街路事業費の増額に伴う地元負擔金六百萬圓、備蓄農藥購入貸付金の増額に

伴う貸付金収入二千萬圓、農業再生産資金貸付金一億圓の増額に伴い、元金一億の外利子収入百七十一萬圓を夫々増額計上致したのであります。

その結果歳入に於きます増額分は二億八百七十一萬圓、減額分は六十七萬八百圓となり、差引二億八百三萬九千二百圓の増額と相成つた次第であります。以上議案第一號に對する修正又は原案可決の諸條項について別に修正動議が提出されましたが否決されたのであります。

次に議案第二號乃至第十六號の十五件は、各特別會計豫算でありまして、何れも原案の通り可決せられ、議案第十七號乃至第五十九號の四十二件は普通會計及び特別會計の事業費豫算に伴う起債の議決事件又は一時借入金金の限度額に關する案件でありまして、その中議案第二十九號につきましては港灣簡易工事費の増額に伴い起債金額五千二百萬圓を六千七百萬圓に修正致した外は全部原案の通り可決致したのであります。

次に議案第六十號北海道稅條例の一部を改正する條例制定の件につきましては徵收猶豫に關する地方稅法の一部改正に伴う改正は原案の通りとし、家畜稅を牛及び馬のみとし、一頭三百圓に引上げ且つ豚及び緬羊を課稅對象より除外せんとする改正部分につきましては、従前通り牛及び馬については一頭二百圓、豚及び緬羊については一頭百圓を課稅することとし、唯家畜稅の課稅免除に關する第九十一條の改正部分については、豚及び緬羊の復活に伴う規定を整備修正し、その他の家畜稅の改正規定は全部削除することに修正致したのであります。

次に議案第六十一號北海道職員定數條例の一部を改正する條例制定の件について申し上げます。前述、議案第一號の道職員費豫算についても一言致したのでありますが、知事の事務部局の職員は理事者側の説明によりまうと、條例定數上におきましては、總數一三、〇七四人に對し欠員は七四〇名でありまして、現在員は一、二、三、三、四、五名となつてゐるのであります。二十七年に於いて増員を要するもの一、二、七、五、五名中、事務の廢止又は減少により減員となるもの二、四、八名を差引きました一、〇、二、七、七名を見込むときは、その總數は一、三、三、六、一名となるのであります。而してこれより二十七年中に於ける職員の自然退職による減六、八、九名を差引きますと、その總數は一、二、六、七、二名となり、結局本年度末に於いては條例定數に比し、四〇、二名の減となることが明らかになつた次第であります。先に本議會において職員定數を本年度末までに四百名を縮減すべきであるとの報告の數字とも符合致す次第もあり、本條例の附則に經過規定を定め、知事の事務部局の職員については昭和二十八年四月一日以

降、現行條例定數より四百名を減じた數とすることに修正致したのであります。

又教育委員會の事務部局の職員につきましても、同様本年度末までに六十名を縮減すべき旨の本議會の報告もあり知事の事務部局の職員と同様六十名を昭和二十八年四月一日以降減員することに修正致したのであります。

次に議案第六十八號及び第六十九號の土地改良事業助成、及び道立高等學校建築に關する豫算外義務負擔の件であります。前者につきましては議案第一號の豫算修正について申上げました通り、軌道客土事業費の上置額二千九百七十萬圓を豫算に増額計上致したことに伴ひましてこの部分を削除するの修正を行いました。後者は原案の通り可決致したのであります。

又議案第七十號及び第七十一號は道有林野事業費積立金及び公有林豫備基金運用に關する議決變更の件でありまして、ともに原案可決とし、議案第七十二號乃至第八十六號及び第九十三號の十五件はこれまた議案第一號の各種團體等に對する資金の貸付及び出資に附帶する案件でありまして、この中議案第七十九號農業再生産資金貸付の件及び議案第八十號備蓄農藥購入資金貸付の件につきましては、前者において一億圓後者において二千萬圓の増額修正に伴ひ夫々貸付金額を修正致した次第であります。

次に議案第九十四號乃至第九十六號の三件は普通會計、醫科大學費及び電氣事業費特別會計に係る事業繰越の追加併託議案でありまして何れも原案の通り可決致したのであります。

次に議案第九十八號乃至第九十二號の五件であります。右は何れも今次北洋漁業再開に伴ひます諸經費に關する案件でありまして、議案第九十八號及び第九十九號の漁業共濟特別基金に對する資金貸付は本事業の圓滑なる實施を促進するための金融措置に遺憾なきを期するため一千萬圓を増額することに修正したのであります。

又第九十二號北洋出漁促進資金融資に對する保證による損失補償に關する豫算外義務負擔の件につきましては、本事業が多年停止されており、魚田の調査等も不十分で果して豫期の成果を擧げることができぬか、どうかは相當疑問ではあります。北洋漁業再開の大事業に本道漁民が一九二〇年となつて參加することでもあり、今後斯る危險事業に、道費が損失保證を行ひ前例を開くことではなく、眞に事業の緊要性を勘案した特例であることを確認し、今後に例を残さないものであること及び事業の内容、經過等を速に議會に報告することを條件として原案の通り可決致した次第であります。

以上が本委員會に付託されました豫算關係八十八件の議案に對する委員會審査の經

過及び結果の概要であります。尚詳細はお手許に配付いたしました報告書を御覧頂くことと致しまして私の報告を終ります。

決算特別委員会委員長報告

私は過般設置せられました。決算特別委員会の委員長といたしまして、ここに昭和二十五年度北海道費普通会計並びに特別会計諸決算審査の経過及び結果につきまして、その大要を御報告申し上げます。

本委員会は去る三月十七日設置せられて、同日直に委員長及び副委員長の互選を行い、翌十八日審査の方法等につき協議いたしました。引續き審査を去る二十五日まで六日間行つたのでありますが、この間、委員各位におかれましては、終始熱心に審査に當られました。その御精勵に對しましては衷心より感謝に堪えない次第でございます。

先ず審査の方法といたしまして、當局より諸決算の全般に涉りその概要を承り續いて監査委員より指摘せられたる事項につきまして、各關係參與員並びに事務擔當者の出席を求め、委員各位との間に活潑なる質疑應答が重ねられたのであります。なお引き續き決算の内容につきまして、これを慎重に審査いたしまするため、帳簿、並びに證憑書類の提出を求めそれぞれ慎重なる検討を行つた次第であります。その結果委員会の意見といたしましては、先ず歳入におきまして、

第一に、一般税収入は昭和二十五年度の調定額に對しまして、七八・六％であり、昭和二十四年度の八二・六％に比し四％減、昭和二十三年度の八七・三％に比し八・七％の減の状況であり、逐年徵稅成績の低下が見受けられますことは、經濟情勢の變遷にもよることとは存じますが、財政の現状に於ては、まことに遺憾であり今後徵稅方法等につきましては、さらに工夫をこらし滞納整理に一段の努力をいたしまして、財政の健全化に充分意を用ひべきであるとせられたのであります。

次に、各種事業の施行に當りその財源を寄附金に求めたるものの未収入は、過年度の未収入金を合せ三千百八十三万三千圓の多額に達し一方その引當事業は寄附金の未収入又はその見透しが無いにもかかわらず事業を實施したため多額の歳入欠陥を生じておりますことは甚だ遺憾でありますので豫算の編成に當りまして特定財源としての確實性につきましては深甚なる注意を拂ひべきであり、未収入分につきましては

速かに回收の措置を講ずべきであるとせられたのであります。

次に、北海道賣達株式會社に現物出資の目的をもつて日本製鋼所室蘭製作所より買収いたしましたる土地建物その他の物件を同社に三千百万圓をもつて賣却し、更に當該金額と同額の出資をなしその賣却代金は年度内に完納すべき契約にもかかわらず、僅かに三百十萬圓を納入せしめたに止りましたことは議決の趣旨にもとより、また財政運営上當を得たものとは言いがたいのでありまして速かに回收の措置を講ずべきであるとせられたのであります。

次に、税外過年度収入未済額は三千七百三十四万二千九百三十四圓に達し、就中、水産孵化場における鮭鱒賣拂代は九百四十八万三千一百一圓の繰越に對し僅かに四十九万七千六百十圓を収入したるに止まつておりますが、本件につきましては昭和二十五年四月十三日の本會議におきまして鮭鱒處分に關する警告決議を行ひ知事に對し深く反省を促すとともに未収入金の回收については火急の對策と万全の措置を講ずべきことを警告いたしましたのでありますが、これが回收に關しましての知事の執られた措置は緩慢且つ、熱意を欠くものがあり相當多額の回收困難が豫想せられることは甚だ遺憾であるとせられ、本件につきまして更に格段の努力を拂ひ回收を期せられんことが要望せられたのであります。

なお、その他の過年度収入につきましても新たな方途を考究し積極的に徵收の措置を講ずるより最善の努力を拂ひべきであるとせられたのであります。

次に、一時借入金には必要の最小限に局限すべきことは財政運営上の根本原則でありまして、當時相當余裕金を保有し一時借入の必要なきにもかかわらずあえて借入をなしそのため二千六百六十五万八千八百八十圓の利子支拂中相當額の不必要利子を支拂うの余儀なき事情に至らしめたことは財政運営に關する慎重なる考慮を拂わざる結果でありまして、その改善を強く要望せられた次第であります。

次に、歳出について申し上げます。

普通會計歳出の全體について見まするに見積りが適當でなかつたため、又は事業の執行計畫が杜撰なため多額の不用額を生じているもの或は年度内事業未完成のため多額の繰越額を生じているもの或は多數の費目において流用支出をなしているもの等があります。かくの如きは豫算議決の趣旨にもとることとなりますので豫算編成並びに執行に當りましては議決の趣旨にそい一層慎重を期すべきことが要望せられたのであります。

次に、土木現業所における工事施工の方法は直營、請負の兩者を併用してあります。

て、その結果を比較検討いたしますと請負工事は豫算額に相當の剩餘を有し經濟的に實施されましたに反し直營工事は請負工事に比し低額であるべきは社會通念上いなり得ない事實でありますのにもかかわらず豫算額實施額とが相等しきものが多く全く反對現象を示しております。その原因を探究するに直營工事費中には土木現業所經常費的のものの一部が含まれていることに基因するものであり斯る經理は適正を欠くものと云うべく現業所經費については速かに改善せられる措置を要するものと認められた次第であります。

次に、本決算中にはほしほしまに収入金を費消いたしました結果収入とならないものが、十勝支廳外一部局十四萬千八百四十二圓と、不正領得の結果正當支出にあらざるものとして、教育委員會外二部局關係八十六萬三千八百圓及び特別會計小學校教員恩給金關係百六十六萬九千九百六十三圓がそれぞれ包含されているのであります。かかる公金横領行爲が續々として行われたという事實は常に全體の奉仕者として誠實に職務執行を要請せられる公務員の職分に照し、まことに言語同斷であると言わざるを得ない次第であり、しかもその結果道民に多大の損害を與えたことにつきましては、まことに遺憾に堪えない次第でありかくの如きは一つに綱紀の弛緩に基くものであり知事はこの事實に鑑み深く反省をいたされとともに道諸機關に對しましては、嚴重なる戒告を加へ慈々綱紀の肅正を計られますとともにすべからず損失補填の道を講ずべきは勿論、斯る不正の根源を探索し、經理事務を改善し、不正の餘地なからしめることに更に一段の工夫努力が要請せられた次第であります。

次に、公營事業の經營について申し上げます。

先ず第一に道立病院會計の如き獨立採算制度を原則とする會計におきまして收支の均衡を圖ることができず一般會計より繰入をなしたる外、多額の繰上充用をなしていることは特別會計設置の本義にもとより洵に遺憾な次第でありまして、理事者は病院の經營に當りましては嚴正に検討いたし經營の健全化をはかるべきであるとせられたのであります。

次に、地方競馬會計におきまして歳入欠陥を生じましたるは社會經濟狀態等その事業不振が重大なる理由でありますけれども財産確保を目的とする本事業の在り方に逆行するものであります。これが事業經營にあたりましては目的達成に充分なる努力が要請せられた次第であります。

然して監査委員の指摘事項はこの外二十數件に上つておるのでありますが、以上の諸點につきまして知事は速かに適當なる措置を講じ最善の努力を傾け、もつて議決の

趣旨に副うべきでありまして、もし今後も本委員會が指摘いたしたるが如き欠陥を残すとしたしむれば、それぞれの責任者に對し、知事は進んで特段なる指導監督を行い且つ信實必罰を厳生を行ひ等責任の所在を明確にし、愈々行政の責任ある執行態勢を確立せられんことが要望された次第であります。

依つて本委員會におきましては結論といたしまして北海道曹達株式會社に對する土地建物代金の回收の件その他監査委員の審査意見において指摘せられたる條項につきましては、知事並びに出納長において速かに適當なる措置を講ずべき旨を附帶條件とし、報告第四號昭和二十五年年度北海道費歳入歳出決算に關する件は別紙御手許に配付いたしました報告書の通りこれを承認することに決定いたしました次第であります。以上本委員會におきまして審査の經過並びに結果につきまして御報告申し上げた次第であります。

教育行政に關する調査特別委員會委員長報告

私は、教育行政に關する調査特別委員長といたしまして、ここに本委員會におきまして調査の經過並びに結果について御報告申し上げたいと存じます。

御承知の通り本委員會は、去る三月十四日の本會議におきまして若林次郎君の發言に端を發し、西村武夫君、宮北三七郎君及び三室光雄君の緊急質問となり本道教育界の一大不祥事件としてこれを契機に、教育行政に關する特別委員會を設置し、道教育委員會の事務管理並びに議決の執行が適正に行われているか否かを調査すべきであるとの笠井幸衛君の動議により滿場一致その調査を使命として同日設置せられたのであります。委員會議と致しましては、こと本道の教育に直接影響のある道教育委員會に關するものだけにその使命のまことに重大であることを思い、爾來今日まで慎重なる調査を進めてまいつた次第であります。

先ず直接問題となりました事件は、第一には元道教育委員會教職員課主事安藤盛がその在職中の立場を利用して前後十數回にわたり架空の死亡教員を作り、約百七十萬圓の一時恩給、一時扶助料等を詐取横領した事件であり今一つは、道教育委員會内におかれていた公立學校共済組合北海道支部に對し昨年末道財務局がその年次監査の結果事故金として指摘されたものについて調査の結果、昨年九月公印偽造、業務上横領事件で依願退職となつた元公立學校共済組合道支部兼道教育委員會主事丹野忠夫及び

同じく森本重一の兩名が昭和二十五年四月頃より同年十一月にかけて共謀の上流用或は横領したのではないかの疑が濃厚であるという事件であります。委員會といたしましては、これ等の事實は事實とし、これまでにも數度の事故を惹き起し、監査委員からも種々指摘されながらも何等改めるところなく財務局、年次監査において事故金のあることを指摘されながらも、當時まだ未調査という不手際な實情にあつた事實等よりして道教育委員會の内部機構に何等かのこの種事件發生の誘因、温床とでも申しますかこのようなものがあるのではないかという點が論議せられこの點に對する探究を主方針として調査を行つたのでありますが、調査の過程において發生いたしました事實について調査を行つた次第であります。

調査の過程においては、直接問題となりました事件等もすでに相當の日時を經過いたしましたため關係人等の記憶も薄く、殊に公立學校共済組合關係については、法解釋の上にも諸種の不便があり又事件關係者の中には、司直の手に移つたものもあつて事實の調査については相當の困難が伴つた譯であります。が公立學校共済組合關係者においては、現在の多忙なる情勢下にも失われたる不信挽回の熱意に燃え、本委員會の目的を了承せられ終始熱心にしかも積極的に協力せられたことは感謝に堪えないところであります。

次に、調査實施の方法といたしましては、先ず教育委員會並びに共済組合より必要資料の提出を受け、事務關係者について事情を聴取し、これにより基礎的な調査を行い、必要事項については更に資料の提出を求めると共に關係人の出頭を求め意見並びに證言を聴取し更には道教育委員會地方事務局の教育行政事務實態把握のため、委員を派遣し調査を行つたのであります。なお關係人の訊問に當つては道教育委員會關係者の在席が關係人の自由な發言に影響あることを考慮し、同關係者の傍聴を禁ずるなど慎重を期した次第であります。

以上は、本委員會におきます調査の方針及び調査の方法であります。次に調査經過の概要について申し上げます。

先ず委員會といたしましては三月十五日第一回の委員會をもちまして正、副委員長の互選を行いますと共に調査方針、調査方法等を決定いたし、道教育委員會の機構、委員會會議の内容及びその處理状況、事務局全般の事務、就中經理事務系統とその處理状況、既發生不祥事件及び外郭團體等に関する資料の提出を求めたのであります。これに對し三月二十日資料の提出があり、これを中心に關係擔當者の説明を聴取いたしましたのでありますがこの結果文教施設整備による建築補助金支出にあたつて、處務規

程に反し、管理部長の職權において、係長補佐制度の認められていないにも拘らず、一係員に代決を命じ、その結果としてその係員一人の代決において千數百萬圓の補助金が支出されている事實及び公立學校共済組合、約三百萬圓の事故金については、その後の調査整理によつて二百六十萬圓程度のものが明らかになり、全くの不明金は四十二萬圓程度となつてゐること、並びにこの整理について丹野、森本の兩名が協力していること等が明らかになりましたのであります。従いまして委員會と致しましては更に公立學校共済組合機構、地方事務局を含む既發生不祥事件の處理經過及び昭和二十五年一月以降退職者等の必要な資料を要求するとともに三月二十二日關係人の喚問等について打合せ、三月二十四日公立學校共済組合、經理事故金の關係人として丹野忠夫、森本重一兩氏を證人として喚問事件當時の事情について證言を求めたのであります。この結果次に申し上げますような注目すべき證言が行われたのであります。

即ち丹野、森本兩名は共に經理事務に對する經驗もなく森本證人に至つては單式、複式ともに簿記についての認識もなく年間約一億數千萬圓に及ぶ共済組合の公金經理事務を擔當し、しかも上司としては何の監督もなく委せきりで金券收授の取扱ひ等もルーズに行われ、全くの自由になつていたばかりでなく上司は何等の不思議もなく頻繁に旅費等の一時流用を受けていたといふのであります。これについて丹野證人は更に消費不明の金額の中には上司の職階の壓力による個人融通、接待費、出張旅費等の立替もあり又部下の結婚資金、夜勤等の場合の食事代、慰勞費等も獨斷で支出をしており、この事實は課長もさうするは感ずいていたと思ひを述べ、この例證として個人融通の中には當時主管課長であつた白岩教氏が個人出版を行つた場合七萬圓を融通したものが一部未收となつてゐる事實、更に直後すぐに返済されたが現牧野指導課長がアメリカに留學の際の旅費を立替えたこと、及びその都度返済は受けてゐるが教育委員の旅費に一時流用した事實を挙げ又印鑑偽造未遂を犯した動機について、文部省からの關係官接待のため十二萬圓を流用し、その穴埋めに窮したためである旨及び、その他、穴埋のため架空旅費を一、二件作成した事實を認めたのであります。殊に兩名が事件に關連し退職する際依頼退職となつてゐる事實については委員各位の間においても重大な關心がもたれた譯であります。以上でありながら委員會といたしましては、この證言を重要視しこの關係人として三月二十五日現教育長室長壇淵義雄、同じく教職員課長小林民治の兩氏、及び事件發生當時關係文書を破棄したと傳えられる現定時制教育係長廣瀨隆氏並びにその目撃者と傳えられる堀浦玲子氏を證人として喚問、それぞれ事情を聴取したのであります。なお一時恩給、一時扶助料を詐取横

領事件の安藤盛氏は、事件が發覺し本議會において大きな政治問題となつてゐる事情を知り、三月二十四日札幌地方檢察廳に自首いたしましたので、本件はいずれも司直の手により明らかにされるものと考えまして、今後はこれを客體として取扱ひ従つて安藤盛氏の喚問は行わないことにいたしました次第であります。

次に三月二十五日の本委員會において聴取いたしました事實は、公立學校共済組合事故金關係について、垣淵教育室長は、赴任前の事實で承知しておらず機構の上に無理のある點を認め、小林教職員課長は、教育長室長時代に教育委員が緊急出張する場合一時立替のため流用受けた事實、文部省よりの係官に對する接待費については、連絡を受けず承知していないが接待席には一、二度行つたことのある事實及び印鑑偽造事件の當時もこのような問題の伏在していることを考えず、手ものびぬため究明しなかつた事實並びに白岩教氏と事務引繼ぎを行つたがこのようになってゐることも知らず出版費として個人融資を受けていたことも最近知つたという事實を述べたのであります。又小林課長は安藤盛の職員恩給横領事件について當初横領額は百七十萬圓と推定されたがその後の調査により三百二十萬圓まで増加しており、今後の調査においてはなお増加する可能性の強い旨を述べ、全道の教職員に關する身上原簿がなくこのため地方教職員の進退についてはその都度地方事務局より履歴等を送つて貰ねばならない實情にあることを認め、このため恩給職員等についても同様手段を經なければならぬことが安藤盛氏の事故の好例となつたことは否定できず、行政面にも大きな支障となつてゐる旨が述べられたのであります。なおこれに關し安藤盛氏が公印を濫用してゐるその責任は保管責任者であつた自分の責任であることを認め、事故者の措置、結核休職者等について意見が述べられたのであります。

次に關係文書を破棄したと傳へられた件についてであります。これについて廣瀨係長は、指導課としてはその當時の事件と何等の關係もなく従つてそのような必要もなく證據湮滅などの事實は全然ない旨を述べたりと否定し、これに對する直接の噂主である堀浦玲子證人は、指導課に勤務當時同僚の田村文子氏から廣瀨係長がかなりの書類を破棄したのを目撃したこと、それを早く捨てて來いということと廣瀨係長にひどく叱られたというのを聞いて覺えている。

しかしその書類が實際にはどのようなものであつたかは判らないが、丁度印鑑偽造の事件を新聞で知つた頃でもあつたので事件に關係した書類ではなかつたかと思つたと傳聞である旨を證したのであります。ことに同證人は當時の課の出動簿の取扱ひについて、認印は毎朝押さず十日とか二十日位いを纏めて押していた事實をも明らかに

したのであります。次いで翌二十六日にはさきの丹野證言により明らかにされた白岩教氏個人出版費の融資關係の直接の關係者たる本人及び堀浦證言による田村文子氏をそれら證人として喚問致したのであります。白岩證人は次の如き新事實につき證言致したのであります。即ち白岩氏が融通を受けた金七萬圓は共済組合の運轉資金として教育長とも相談の上大阪銀行より五十萬圓借受けた、正當な運轉資金より借りたものであるとの原簿は保管されてゐるはずであるといふのであります。又白岩證人はこの運轉資金五十萬圓の融通流用は事務が多忙であつた爲これを丹野係長に委せきりて關知していなかつたという事實、及び文部省よりの來客の際の接待費等についても共済組合の事務費から支辨する様指示したので、その金も急を要したので運轉資金の枠内から流用し、その後の事については決裁はしなかつたが事務費として當然處理終つたものと思つてゐた證人自ら事務處理の無責任と渾身の力をこめて暴露したのであります。次いで元指導課庶務係田村文子證人は、「堀浦さんとは同僚であり種々話をしたことはあるが、私としては廣瀨係長が書類を破つてゐるのを見たこともなく、従つて堀浦さんに書類を破棄したといつた記憶もない。廣瀨係長は地聲の大きい人ではあるが皆からはお父さんと呼ばれてゐた程よい人でした」と堀浦證言を完全に否定いたしましたのであります。勿論證言としては大きな喰ひ違ひ點を認めるのであります。本委員會といたしましては本件の究明が委員會調査に特別影響のないことを認めまして心證を得ぬまゝにこの點に關する調査を打ち切りまして、白岩證言による新事實を確認するため關係者に對し資料の提出を求めますと共に、道教育委員會の人的構成に關する資料及び出張狀況に關する資料の提出を要求したのであります。

次いで三月二十八日には、出張不在のため確認を遅れてしまつた建築補助金支出關係の責任者である施設課渡邊誠治氏、白岩教氏の出版物の取扱者といわれる教職員課細山勝氏及び全般に對する關係者としての管理部總務課長安齋孫一氏をそれぞれ參考人として事情を聴取いたしましたのであります。渡邊參考人は結局自分の認印だけで補助金を交付した事實及び、支出條件が整つていなかつたものを誤認した輕卒を認め、細山參考人は出版物について原稿の起草を依頼された事實はあるが、出版代金七萬圓の事實及び出版物の處理について依頼を受けた事實はないと述べたのであります。次いで安齋總務課長は、問題の白岩教氏個人出版物の事實については事件が表面化するまで承知していなかつた旨、及び運轉資金五十萬圓の借り入れについては借りた事實は知つていたが、金の出納については全く關知しなかつた旨を述べ教職員原簿がないた

め履歷その他に關しその都度地方事務局の報告にまたねばならぬ實狀を述べ、これに關連して地方事務局の事情等について意見がなされたのであります。しかして委員會といたしましては、當日までに得られました参考人の意見等により地方事務局の事務管理實態を把握するの要を認めましたので、そのモデルケースと致しまして三月三十一日より三日間上川、石狩、後志の三地方事務局の調査を行うことに決し、翌二十九日には、全般的にわたる意見聴取のため管理部長遠山龍重氏を参考人として出頭を求め關係意見を聴取し、三月三十一日より三事務局に對し委員を派遣いたしましたのであります。一方殘留いたしました委員においては、必要な資料の提出を更に求めまして勤務狀況を中心に事務の運営について調査を行つたのであります。この結果につきましては四月三日委員會をもちまして派遣委員よりそれぞれ報告がなされ、勤務狀況を中心とする事務調査の結果が報告されたのであります。これにより特に指摘されました點は、地方事務局の事務運営は道教育委員會同様杜撰であるとのことであります。即ち事務機構の構成において適材配置の觀念に欠ける點、履歷簿等の整理が不完全であることと結核休職職員の取扱いに極めて杜撰な點が例證せられたのであります。なお勤務狀況を中心とする事務調査の結果については、一言して申上ますならば「無定見に處理されている」この様に認められたのであります。即ち昨年四月より本年三月までの關係書による調査の結果は、出張命令簿と出勤簿の符合しないもの百二十一件、出張命令と超過勤務の重複せるもの二十六件、超過勤務と欠勤又は休暇と重複するもの二十六件、出勤簿と事故簿の符合しないもの五十六件及び超過勤務命令簿と支出調査の符合しないもの六十二件が指摘されたのであります。これらの事實は多く教職員課指導課關係について指摘せられたのであります。更には出張命令に對する復命狀況については同期間中命令された總出張件数は二千三百八十三件となつてゐるのに對し復命書のあるもの僅か五百六十七件、命令に對する僅か二十四パーセント弱となつていたのであります。特に施設課については一件の復命書もなく總務課、教育長室、指導課、教職員課がこれについて、文書復命がなされていなかつたのであります。

以上であります。委員會といたしましては當日までの調査により一應基本方針に基つて調査の目的を達したものと認め、この間各證言及び意見の中に對立、喰ひ違ひ等の點も認めたのであります。が、只今も申し上げました本委員會の調査目的である教育行政の盲點摘出と刷新にはさしたる支障ないものと認めまして、この點の追究を避けこの核心たる道教育委員會の運営等についてその問題點を抽出し、最高責任者たる教育委員會委員及び教育長の意見を求めることにいたしました。翌四日その教育行政事務

最高責任者たる教育長岡村威儀氏を、更に翌四月五日には道教育委員會委員長木呂子敏彦氏の出頭を求めたのであります。が、木呂子敏彦氏には病氣靜養中のため出席を求められず、委員長代理としての坂井一郎氏を迎えそれぞれ意見聴取いたしましたのであります。

先ず岡村威儀氏は、教職員の實體把握についてその基礎資料となるべき身上原簿がなくこのため安撫事件の如き不祥事件の誘因となつたことを深く遺憾と考え、その作成計畫を進めている旨を述べ、地方事務局を含む事務機構事務處理狀況、事故職員に對する措置及び結核教職員の待遇等について遺憾の點のあつたことを述べ、坂井一郎氏は汚職事件の發生原因として機構、行政運営の面に無理あつた事實、事務擔當者が善良なる注意を怠つた點を挙げ、結局事務擔當者に對する監督不行き届きの點を認め反省している旨を述べたのであります。が、その運営についても、教育委員會としては教育行政の政策、大綱を決するが事務處理については、法的にも教育長が責任者としてこれを執行するので、従つてこれ等に對しては特別に監督、方法等指示したこともなく又、地方事務局の實態等についても調査監督を行つたことも、行ふことの合議もしたこともないといふ述べ、職員委員會の運営等關係法令の研究が不充分であつた點を認めたのであります。

なお岡村威儀氏については、同氏の人格についての心證を得るため同氏が現職に就任前勤務いたしました函館市立中學校より、在職中記録したという學校經營上の記録を資料として要求し、これを以つて事實上の調査を一應了したのであります。次いで四月七日よりは各委員の調査事實に對する認定並びに調査事實に基く意見の開陳が行われたのであります。が、昨十日の委員會におきまして別にお手元に配付いたしました報告書の通り意見を決した次第であります。

以上が本委員會におきます調査經過の概要であります。がこの間、委員各位には本調査の成果如何が直ちに道教育界全體に及ぼす影響の重大であることを深く認識せられ終始御熱心、且つ慎重に調査を進められて參つたのであります。その御精勵に對しましては衷心より敬意を表する次第であります。

以下問題となりました各個の具體的事實についての調査結果を申し上げます。

第一に、教育委員會職員員の恩給詐取事件についてであります。が、本件につきましては既に申し上げました通り元教職員課恩給係安藤盛氏が、その地位を利用して架空の死亡教員を造り一時恩給、一時扶助料等總額二百八十一萬二千九百五十三圓を詐取横領したものであります。が、その動機、方法、使途等については御承知の通り本人は既に

札幌地方檢察廳に自首いたしており、司直の手に移つてゐるため、確認することは出来なかつたのでありますが、今回の調査において新たに詐取せられたものと認められるものが四件、金額に致しまして四十八萬五千八百三十一圓であつた譯であります。従いましてその金額は三百二十九萬圓余となり、今後の調査進展如何によつては更に被害が増大するのではないかと豫想せられるのであります。次にその方法といたしましては、一旦正當に支拂ひました證憑の副本等を利用して再度精求し、又は架空死亡教員を作り詐取したものでありますがその経路と致しましては、先ず安藤盛において偽造書類を作成し、他の正當上司決裁書類の中にこれを混入して人事厚生課の恩給審査係に回付してゐたものであります。偽造書類には履歴書内容等に不備のものが多く、この奥書證明印は一見して偽造と見られるものが押捺されてゐるのであります。殊に教育委員會においては二級教職員以下の履歴書及び俸給台帳が保管されてゐないにも拘らず教育長名を以つて原本と相違ない旨を證明、職印を押捺致してあるものであります。なお教育委員會より回付されました書類は人事厚生課において、形式的な審査を遂げ支給金額の査定のみで審査委員である人事厚生課長、道費歳出課長、總務部長、知事の審査を経て台帳を作成、支出調書を道費歳出課給與係に回付することになるのであります。審査が形式的であると思料する理由としては、詳かにこれ等書類を検するときは、履歴事項、市長印、教育委員會事務局局長印等の不備偽造が容易に見えられたのであらうことが認められるにからず、これ等多数の審査員の手を経ておりながら全く何の不審もなく審査されてゐる事實によるものであります。又道費歳出課給與係においての處理狀況は、人事厚生課よりの支出調書をその儘回議に付し中には人事厚生課長の代理權もない一係員の支出證明せるものをも受理し、上司在廳せるにも拘らず給與係長の決裁によつて支拂ひされてゐるものもあるものであります。更にこの窓口においては隔地拂要送金と指定された支出命令書を一係員の獨斷によりこれを所在地拂として安藤盛に手渡されたことも提出の資料により認められたのであります。いづれこの事實については司直の手により明確にされることと存じますが、これを要するに本件は安藤盛が事務擔當者としての善良なる注意を故意に怠り私利にふみ迷ひたる結果とは中せ、參考人として出頭を求めた關係上司も等しく認めてゐる通り、現在教育委員會においては二級教職員以下の人事を取扱つておらず、これを理由として三級教職員以下の身上原簿の備付けがなく、必要によつてその都度照會してゐる事實は教育委員會自身通常に教職員の實態把握に支障を來してゐるばかりでなく、豫算編上にも杜撰を來す原因となり、恩給事務取扱の場合においても照會する何ものもなく

この盲點をして安藤にこのような罪を犯させたとすれば、たゞに安藤一人の罪とは言いきれぬものがあり、この點關係者は充分に反省せらるべきものと認めるのであります。又道關係者のこれに關して執行せられました事實は、極めて形式且つ放漫に取行われた事務擔當者としての善良さを欠いてゐると認めざるを得ないのであります。しかしてかゝる當事者の失當なる措置が、現在多端なる道財政に及ぼした影響の重大なるを思ひますとき、關係責任者は深く反省されるときも今後この種事故の發生せざるよう万全の措置を講ずるべきであると認めるのであります。

次に公立學校共済組合北海道支部について、道財務局が昨年末の年次監査の結果、事故金として指摘されましたものについて申し上げます。

本件は先きに申し上げました通り昨年十一月の昭和二十五年年度分年次監査の結果財務局より事故金として四百九十四萬圓余が指摘せられまして、その措置報告方を要求せられたものでこの指摘を受けました同支部では、直ちに調査整理に當つたのであります。が證憑書類、記帳等の不備で全く調査が困難なため當時の事務擔當者である丹野忠雄氏及び森本重一氏にこの調査協力方を申し入れた了解のもとに調査を進め逐次その内容が明らかとなつて參つてゐたものであります。が、偶々この事故金がかねて丹野、森本兩氏が在任期間中のものであつたこと並びに同人等が依頼退職となつた直接の原因が業務上横領公印偽造事件であつたことにより共謀の上流用或は横領したのではないかと疑ひをもたれ、これが巷間傳へられたものであります。この間の事情を丹野忠夫氏の證言に見ますと「現在の事務擔當者から監査後附に落ちないのがこんな大きな數字になつてゐるのだから當時の責任者であるあなた方が來て調べてほしいとの交渉をうけ、そんな筈はないと思ひながらも、これを一月から必ずみつけ出すからといふことで毎日曜を利用して調査を續けて參つたが何分にも、當時私は係長ではあつたが帳簿とか現金は實際に扱つてはいらず、部下に委せきりだつたのでさつて調査するとしても例えば銀行の金が十八萬圓入金となつてゐても實際の證憑は三、四件分がまゝとめてあつたりしてどうしても判らず、關係者に寄つてもらつて調べようと計畫したが、集つた關係者間に何百万圓という數字が含まないのはどうしたのだ、あれはどうしたのだといつた雰圍氣が出て内部的に不統一となり、結局はつきりした續まで持つて行けなかつたその様な事情の最中に新聞に出たので私としては大あわてをしたわけでも靜かに調査して行けばはつきりした線が出ると考えていた」とこの様に申してゐるのであります。なおこの調査の結果について岡村教育長は「指摘された三百萬圓の事故金掛金未收は銀行預金その他を調査した結果不明のものが四十二萬圓となつており、支

出については、領收書が不確實、偽造と指摘されるようなもの及び證憑等がなく不確實となつてゐるものが百五十万圓となつて來たので四日財務局の方にこれを報告し再調査方を願つておいた」と申しておるのであります。しかしこのような事故金は如何なる原因によつてなされたものでありましようか、根本的には人の問題と、考えるのであります。しかしながら究極するところのものは關係責任者の指導監督の不行き届き怠慢によるものと斷ぜざるを得ないのであります。即ち先き程も申し上げました通り年間掛金のみにても約一億數千万圓に及ぶ公金の取扱ひと共に經理事務にも疎い兩名に委せきりで、これに對して上司は全く監督指導も行わず、そのみか何等の不思議もなく類案に旅費等の立替流用を受けていた事實、更に文部省からの係官接待のため十二万圓を支出し、この穴埋に窮し、丹野、森本等が事務上横領公印偽造被告事件により檢舉された後も何等なすところなく、昨年末の年次監査において、その様な事故金の指摘を受けたる事實は、このことを證明して余りあるものと言わざるを得ないのであります。これを裏づけるものとして、小林教職員課長は、私の教育長室長時代、教育委員が緊急出張するためその都度返済はしたが、旅費として、五、六万圓程度額のものを一時借受けたことがある。當時は組織もよく知らなかつたので短期間のことでもあり借りたものではあるが、立場が變つて考へた場合この様な操作は許されないことであると言ひ、又印鑑偽造事件の後もそれ以外に問題が伏在しているとは考えず、手ものびなかつたため究明もしなかつたと述べているのであります。又、當時の責任課長である白岩教氏は収入金については課長の決裁を要せず現金收受については一切關係していなかつたという事實及び、銀行から金を出す場合は丹野係長と森本主事の二人の印で事實上出してゐたことを認め、このような機構は、私の轉任して來た時すでにそうであつたので、妥當性については話合つたこともあるがそのまゝにしてゐたと證言し、あげくの果には、結論的に言つて共済組合の詳細についてははつきりしないとその無定見ぶりを自らが證言したのであります。又共済組合運営委員會の一人である安齊總務課長は旅費の概算金が廻れるとき、古くには共済組合から流用を受けたことを聞いてゐる、自分としてはそのような事實はないが、やむを得ない場合の措置としては認できると述べ更に、流用金について、あつたことは知つてゐるが所管でなく報告はしなかつたと述べてゐるのであります。又遠山管理部長は汚職事件發生後の調査は自分としてはやつてゐないが肝どころは係長を通じて調査させ中間報告は聞いている。所管は教職員課であり特別權限がないので課長、次長に常にはつきりしておけといつてある旨が述べられたのであります。最後に同支部長である岡村教

育長は「私は共済組合の責任者ではあるが實情については決裁もしていず全く知らなかつた。私としてはどうかつてあるが組合に金のあつたことも承知していないが、係のものが旅費等について立替受けたことを聞いた」と、このように述べてゐるのであります。なお、丹野、森本兩氏が業務上横領、公印偽造の罪を犯した直接の原因については、先き程、經過の概要において申し上げました通りであります。年間掛金のみでも一億數千万圓の老大な數字を取扱ひ事務構成として各關係人も等しく認める陣容では丹野證人の言をまつまでもなくその取扱ひの容易でなかつたことは伺ひ知ることでもでき、又限られた豫算内での必要に迫られた場合の各種措置が或は考えられ、實施せられることも了解し得られるのであります。その場合においても、その取扱ひが公正であるならば許さるべきであるとも考えるもので、實際的には事務量が過重であり金錢の出納においても金錢收受簿もなければ出納日計表もない、しかも係長自身收支狀況を心得ない人的組織においては、この虚に乘じ或は善良なる執行者としての踏み止まるべき一線を越え、情實的に或は利己的に公正を欠く處置の行われる危険が充分に察知できたに拘らず當の課長は勿論當然一連の責任を有すると認められる人々の指導、監督が全く、聊行されず、この結果として極めて放漫な處理がなされ、その取扱ひ方法すべてが公正妥當であつたとは到底認めることができないのであります。殊に文部省關係官接待の實情等を考へるときも異常に經費をかけてゐる態があり丹野、森本兩證人の證言を通じて冗費の多かつた點は結局經理面に妥當を欠く支出となつて現われたことが認められるのであります。共済組合の公的性質、設立の趣旨より考へるときも當然經費を節減し組合員福祉のため大いに面目を發揮せらるべきと考えるのであります。

以上の事實は公立學校共済組合道支部の内部的な事故として發生した事件ではあります。我々には單にこれを同支部だけの問題として等閑視する譯には參らぬのであります。何故ならば同共済組合は法によつて組織され道はその支部となつてゐるのであります。しかしその事務は支部長たる教育長を事務統轄者として教職員課がこれを主管擔當し、その職員は、組合自體の職員その他に規則で認められた教育委員會の一般構成員として教職員課が運営してゐるのであります。又この諮問機關たる運営審議會の委員としては、教育長を始め管理部長、總務課長、教職員課長及び保健體育課長がこれに加わり運営に對する方針、大綱等の諮問に應じてゐるものであつて、この様な繋がりにおいて發生した本事件の性格を考へますとき、更に又先程指摘いたしました勤務狀況を中心としましての事務調査結果等から考へ合せ道教育委員會内部の事務

運営に多大の欠陥を指摘せざるを得ないのであります。宜しく關係責任者はこの際深く反省せられると共に事件發生の原因を十分に究明し失われたる教育行政への不信を一日も早く挽回するよう萬全の對策を施されるときに、部内一同の監督指導に遺憾のないよう努めらるべきであると認むるのであります。

次に只今申し上げました事件に關し派生的な問題として取上げられました共済組合の運営資金借入れ問題、及び白岩教氏に對する出版費融通問題について申し上げます。先ず共済組合運営資金借入れ問題について申し上げます。本件は白岩教證人の證言により浮び上つた問題であります。調査の結果、その目的は白岩證人の證言による。

「この金は何にでも融通する」という意味ではないが共済組合の公金に手をつけさせないための運営資金として借りた」と認められるものであります。その借り入れについては同じく白岩證言の「昭和二十五年三月運営審議會委員とも話し合ひの上……云々」とある如く運営審議會委員に謀り、これを借り入れることを決したもので提出された運営審議會々議録及び委員である關係者よりもこれを認められたのであります。

しかしながら借り入れ方法及び借り入れ後の措置は全く放任的であり本委員會の問題となつて後もお會議録、原議等の所在さえ不明という状態であり、銀行より借り入れたことは一應應然としてゐるにかかわらずその原議は遂に發見することができなかつたのであります。これ等の事實に關し關係者の證言及び意見の概要を申し上げます。ならば先ず白岩證人は「話合ひの上丹野係長が事務手続きを行ひ北海道支部名で大阪銀行から五十萬圓を借り入れ、このことは教育長も相談を受け知つてゐる。更に又白岩證人は運営資金の融通は丹野係長に一任しておりその後の内容については判らない。丹野係長が事務員の良識において取扱つたものと考えていた」とこのように證言し、安齋總務課長は「大阪銀行から五十萬圓借用したことは、そういう金があることを聞いており、丹野係長からもこれを聞いた、借用の手續等は知らないが書類はある」と思ふ」旨を述べ、遠山管理部長は「借りるときには合議もないし印を捺したこともない、借り入れに關する議事録は見た、結論的には経緯を知らないが、教職員課長より後になつて聞いたと述べ最近あつた報告として、銀行借入れ主が教育長名となつてゐること及び六、七萬圓を残し他は辨済されている旨を述べたのであります。又岡村教育長は「運営資金については、その當時は全然知らなかつたが最近事實のあつたことを聞いた。その後調べたところによると運営上必要があるとして大阪銀行から借りたもので借用承認書には私はじめ總務課長、白岩課長、丹野氏が捺印してあるが私としては捺印した覚えもなく丹野氏が獨斷でやつたものと考えゐる。印鑑については調査

しているが借りたのは小切手で借り、この使途について調べたことは無いが返済されてなくなつてゐると聞いている」この様に述べられたのであります。提出されました昭和二十五年六月九日運営審議會々議録には議案第三號經理事務の取扱ひについてという議案の中に單に借入金についてという一項があるのみで、この會議内容としては丹野係長が同審議會幹事として事務上の操作に必要である旨を發言、これに對し藤田委員より借入金金は年間を通じて行ふものか、無利子で借り入れできぬか、その利子の出方等についての發言があり丹野幹事より一時的な事項でないの年間を通じてなされる。無利子では借入はむづかしい、預金等の利息によりまかないたい等の發言があつて異議なく諒解されたものとして記録されているのであります。なお當日の關係出席者としては岡村教育長、白岩教職員課長、安齋總務課長代理中村主事が挙げられておりこの會議録は六月二十日丹野主事起案の上に回議せられ管理部長、教育長の決裁印が押捺されているのであります。この事實はさきに指摘いたしました三百萬圓事故金の素因を多分に包蔵しているもので委員會といたしましては關係者の無責任極まる措置と、部内の觀感ぶりを改めて認めない譯には行かなかつたのであります。なお本件につきましても證人及び參考人の證言並びに意見等についての相違する點、借入方法就中教育長が借用承認書に捺印の覺えがないものに捺印されている事實及び借入後の運営狀況等に未解決の點があつたものではあります。本委員會といたしましては委員會の調査目的に特別影響のないことを認めまして調査を打ち切つた次第であります。次に白岩教氏に對する出版費融通問題についてであります。本件は丹野、森本兩氏の證言により次のように指摘せられたものであります。即ち消費不明の金額の中には上司の職階的壓力による個人融通や接待費旅費等の立替もあり云々……、たとえ

ば當時の主管課長である白岩課長が出版するので金を貸せといはれ、個人の用に公金を出すことは悪いと知りつゝ七萬圓を融通した、ということに端を發したもので調査の結果、白岩課長は昭和二十五年の春免許法に關する現教職員の手引の出版を計畫し細山勝氏にその原稿を依頼細山氏が起草し、三月これを小樽市所在三光社印刷所において印刷、各地方事務局、學校等を通じて販賣せんとしたものでその所要費として、丹野係長を通して七萬圓余を借り受けたと認められるものであります。この出版物は當時同種の參考書が他に出版されてゐたため、消化困難となり資金により返済しよと計畫したものがこのような事情により精算されず五萬圓余の金額が未回収にあるという事實なのであります。出版されました手引はB六版百ページの小冊子で編者は白岩教、發行所は北海道教育委員會教職員課となつており、別に定價等は明示されて

いないのでありますが本件につきまして白岩証人は「出版は課として計費したものであるが偶々私の名が表紙に書いてあることにより道費の支出が困難となつたため支拂金として立替する」ということで個人名で七萬余圓を借り借用證も入れた。しかしこの金は「手引き」が賣れないので精算されていず、五萬圓位いが未回収になつており、このことについては細山主事が取扱つてゐる。なお丹野氏から返済方についての話はあつたが、この様な事情にあるので待つてほしい旨をいつたことがある。轉任の際には後任者に對し口頭で話した記憶がある」とこの様に證言し整理事務を取扱つてゐるという細山主事は「白岩課長から原稿の起草を依頼され原稿を渡した事はあるがその後の出版した事實、費用、頒布、價格等については全然關知してゐない、整理等について白岩課長が私に委してあるということであるが印刷屋から直接送つたもので全然頼まれたことなくなぜその様に言つたのかも判らない、又本の賣れないのは時期的に遅れており他に同種の参考書が澤山でいたからだと思ふ。旨を述べたのであります。又安齋總務課長は最近問題になるまで全然知らなかつた旨を述べ、教育委員會が出版する場合は正式な手續の上發行するが個人的なものは問題外である。出版物について公の名が使用されている點については、公的に發行されたものでない場合適當とは考へないが問題の書については全く知らなかつた旨を述べたのでありますがこの點に關し遠山管理部長は全く個人的なものであり、個人で辦済させるべきであり公の名の使用については風俗、公安等を害するものでない場合教育委員會の名稱を使用しても差支ないと考へる旨の意見がなされたのであります。なおこの頒布方法といたしましては先に石狩事務局調査の際教職員課長白岩教の職名をもつて職號外とし、石狩地方事務局長、石狩教育課長、各公立學校長及び各公立盲啞學校校長宛に實費六、七十圓で韓旋の依頼狀が出されている事實を認めたのであります。この原議は見當らず電話により照會の結果白岩教氏がメモ式に原文を與えて當座發送したものであることが判つたのであります。更に出版物が消化できなかった理由の一つとして考へられましたが、このに、これ又後志事務局調査の際認められた事實でありますが、丁度その頃昭和二十五年三月三十日付の發行で「教職員免許法認定講習の手引き」という本が北海道教育委員會編集として指導課からも出されていた事情もあつたのであります。

以上であります。これを要するに本問題については、白岩個人が公の立場を利用し、出版を計畫したものと認められ、その借用經費は當然白岩氏個人において返済されるべきであると認めるのであります。關係者は速やかに補てん要求等の適當なる措置を執り組合運営に支障のないよう努むべきであります。

なお本問題につきましても證言、意見の點に相反するものが認められたのでありますが、さきに申し上げました事件同様の理由をもつて本問題の究明をこの程度に留めたのであります。

次に文教施設整備による建築補助金交付の事務取扱ひ關係問題について申し上げます。

本問題は、本委員會の調査過程におきまして偶々過日の本會議において、三峯光雄君より小樽市最上小學校の建築補助金關係について發言いたしましたことについて、事務運営上に遺憾の點が認められ、その實情を調査いたしましたのであります。この結果次の事實が明らかにされたのであります。即ち管理部最高の責任者である遠山管理部長が處務規程に違背し、當然代決権のない一係員に、この代決権を特命と稱して、これに與へ、管理部長、施設課長及び關係係長不在の場合當然その一係員によつて數百萬以上の金額でも容易に支出得る制度を認めこの結果としてその係員が備わるべき條件を誤認し、その制度の儘に數百萬の金を一係員唯一個の代決印によつて支出されたという事實なのであります。しかししてこの事實については關係上司はその事實を承知してゐなかつたと一面において否定しながらも、あんに黙認してゐたものであることが伺ひ知れたのであります。以下關係各参考人の意見によりその概要を申し上げます。三月二十日の提出資料の説明の際安齋總務課長は、處務規程第十七條及び第十八條の代決規定關係について、一係員である渡邊主事の建築補助金交付支出に際し代決した事實を認め、係長補佐制度のないにも拘らず管理部長の職權において代決を命じたことを認めたのであります。

なお、一係員として代決をした渡邊主事は小樽市最上小學校の建設、補助金について自分が代決支出している事實を認めその事情としては當時課長が轉勤になり遠山管理部長が事務取扱となつたばかりで出納局に印鑑の登録がなされてゐなかつたこと、係長が不在であつたため印鑑登録をしてある事務代行の自分が支出調書に捺印したものであると陳述したのであります。が、渡邊主事は代決についてそれは處務規程に定められてゐるところであるが、當時新しい係ができて間もないことであつたので係長がなかつた際課長より口頭で代決について命ぜられてゐたものであるということ、及び支出條件が整つてゐないという指摘の點については、小樽市から報告があり數度も決定しており營繕費として議決されたものもあつて豫算措置も間違いないということであつたので確實にできるものと解釋し、深く調査せず支出したことは確かに輕率であつたと交付條件に合致しなかつた點をも認めたのであります。なお渡邊主事は、現

小金澤小樽市教育課長がもと自分の上司だったということで特に便宜を語つたというよりなこともない旨を述べたのであります。次に當の遠山管理部長は處務規程に代行のことがきめられてあることは知つてゐる。補助金支出に際し、渡邊主事が代決したことには疑義があり當然課長、係長、係の三名の印をもつて支出することが適當である。又規定されているのに代行権のないものを登録したということは施設課長限りでやつたものであると渡邊主事印鑑登録の事實をもつて、安齋總務課長の陳述と相反する意見がなされたのであります。當時課長事務取扱としての遠山管理部長の責任ある發言とは了承致し難いのであります。更に交付の事實を、あんに黙認していると認められる事實は、同人がその陳述の中に「國庫補助金の交付條件はあるが實際問題として三月三十一日にかゝることになるので關係方面より北海道の特殊事情から五月三十一日まで黙認してもらい、私自身この厚意にあまえて面倒を見ようという氣持でやつてゐるもので、要は小樽市の熱心と實績を尊重し一定事實の上に感を働かせ關係方面の了解も得て建てさせるといふことで進んだのである」と言つてゐるのであります。勿論遠山管理部長の言を待つまでもなく、國よりする豫算分達が時期的にずれ工事施行面とマッチせずこの特殊性よりかかる便法のなされる實情は十分理解出来るのであります。その事務運営において只今指摘いたしました處務規程違背の制度においては多分に公正を欠く處置の行われる危険を内蔵してゐるものと認めざるを得ないのであります。幸いにして渡邊主事の如き善良なる公務員の職務遂行により解釋の上になさる誤が認められたとはいへ、大過なく経過したことは、同人の徳の致す處と言ふべきであります。關係者においては深く反省されるときに速やかにこの違法なる制度を改善し、その運営に過誤なきよう努むべきであると認めるのであります。

次に、只今まで申し上げました具體的事實の調査において、指摘せられました事務管理上の諸點について、調査いたしました結果について申し上げます。本調査は御承知の通りの短期間に行われ、従いまして擧げられましたものは僅かその一部に過ぎないと考えるものであります。調査の過程より得る印象は、誠に重大なものとであると認めざるを得なかつたのであります。

先ず、指摘して参りました幾多の證言、意見等により擧げられますことは教育委員會内部における機構、事務配分が不適正であり就中事務處理責任體制に欠けてゐることとであります。即ち、安藤盛氏の汚職事件に關連して指摘できますことは、本廳として身上原簿を保管していないことから常にその實態を把握することが困難であり、重

大なる豫算編成上にも支障を來たす原因となつてゐることとあります。又教育長の公印を盗用したことについては、保管する者の責任とはいへそのような體制にあつたことが伺ひ知れるのであり、更に丹野、森本兩氏の汚職事件より考えられますことは、兩名は共に經理事務に疎く殊に、森本證人は單式簿記、復式簿記を全く知らず、全くの新規事務であり事務遂行に多くの支障を來したことを告白してゐるのであります。果してこのような事務擔當者を使用して完全なる機能を發揮し得たのでありましようか。言はずして明らかなこととあります。又これは先きに旭川事務局を調査した際認められたこととありますが、同事務局の局長及び總務課長は、前歴教員であり指導課長は商業出身、總務課長の下にある事務係長と經理係長がこれまた教員であり、しかもこれ等の人は専任職員として派遣されてきたものであるという、このようなことを考えますとき、あながち教員であるかという單にそれのみを以て行政事務に疎いというのではありませんが、むしろ事務系統のものを一應總務課長にもつて行き、指導課にはその性格から考えるときも教育の事務にたんのうなものを充當することが妥當と認められるのであります。なお丹野、森本氏の事件を通じ特に考えられましたことは、監督指導の不行き届きの點であります。

殊に特命として處務規程に違反し、これを認めながらも改めるところなく慢然隨性

に流るるなどは嚴に戒しむべきものと認めるのであります。

なお、機構相互の密接なる協調が保たれていないことも認められるのでありますが結論しますに潜在するセクトな感覺と不馴な事務のためお互に游離し事務の遂行が消極に流れていたと認めざるを得ないのであります。又、既發生事故者に對する措置についても教育長並びに關係責任者は手心を加えたこともなく、公明正大に措置していると述べてはおりますが、その實態は誠に緩慢といわざるを得ないのであります。即ち丹野、森本兩名の事故發覺は昭和二十六年二月であるにもかかわらず、同年九月までその進退について特に指示するところもなく九月十五日の起訴される僅か十日前後の間において、本人より退職願があり、これによつて依頼退職として取扱つてゐること、近くには留用における不徳義な教員に執られた措置も、依頼退職というにおいては如何ように考えても納得できないのであります。勿論教育長は地方事務局におけるこの措置を適當と認めず、調査を行つてゐる旨及び今後事故教員の取扱ひについては、信賞必罰の面からも大、小に拘らず本廳に報告を受け、處置して行きたい旨を述べてゐるのでありますが、職員委員會なるものの運営についても、關係者の研究に不十分なものがあることが認められるので、この點を反省されるときにも信賞必罰の實

を挙げられるより期待するものであります。

特に全般的行政事務の運営については、さきに本議會より出されました行政事務、並びに機構の簡素化に關する意見書の趣旨を十分勘案しその機構組織を科學的に検討し、行政機能の綜合的發揮と行政の民主化、能率化を圖り適材適所主義による人的組織を考慮すると共に、同質及び關連事務、なかんづく豫算經理事務はこれを可及的の一元化し指導、監督の萬全を期し今後は絶對にかかる汚職事件の發生せざるよう圖るべきであると認めるものであります。

次に専門職員について申し上げますが、これは教育委員會法により教科用圖書の檢定又は採擇、教科内容及その取扱、その他特殊な事務又は技術に従事する事務職員又は技術員に教員をもつて充ることが出来ることになつてゐるのであります。從來、小學校費により事務職員を使つてゐたことから、えてしてその附性により専門職員の本來の任務以外に、現職教員がその他の事務に従事しており、殊に地方事務局等にその數が多く見られてゐるというのであります。この事實については先程旭川事務局における調査の例でも申し上げたのであります。後志事務局調査の際にもそのような事實を認めたのであります。即ち俱知安小學校の助教諭として發令された一教員は、全く教壇に立つことなく同事務局に勤務したものであります。これについて岡村教育長は從來の習慣が残つており、特別な指導事務を除き他は切り替へるよう指示努力をしてゐるのであるが、充分注意して遠からずなくなるものと信じてゐる旨が述べられたのであります。勿論限られた豫算内における措置としてゐる折柄でもあるのであります。現在教員の定數が不足し、とやかく問題されてゐる折柄でもあります。この爲め教壇に支障がありとすれば、山々しき問題と考えられますので速やかに教壇に復歸するの措置が必要と認めるものであります。なおこれに關連し教育研究所の内容について問題があつたのであります。現在教育研究所は道立一ヶ所の外、市町、村立のものが十九ヶ所余あるものであります。その使命としてはその地域の實際の環境にマッチする教育をするための研究を行うもので、その多くは自主的に誕生したものであるといふのであります。此處にも又職員として多數の現職教員が配置されてゐるということに問題の主眼があつた譯であります。教育委員會としては道立以外のものについては直接の乗りがなく、判然としたさなかつたのであります。道教育研究所よりの資料によりますと、可成り多數の教員が職員としてあげられてゐるのであります。なおこの内容の一端を知り得るものといひまして、過日後志事務局調査の際の様事實が明らかにされたのであります。即ち後志教育研究所はその規定

によれば後志教育維持委員會というものが母體であり、その構成は、道教育委員會後志事務局から四名、管内町村長會から六名、これに北教組後志地區協議會から四名が出て構成されてをり、同教育研究所の所長はこの維持會によつて任命され、所員は後志事務局と北教組後志地區協議會と所長の協議によつて管内の教職員の中から選ばれることになつておるのであります。なお二十七年年度豫算もすでに審議されてゐたのであります。その歳入内譯は各町村の助成金が四十七萬圓、教職員組合の釀出金が九萬圓、學校、學級別釀出金というのが九萬圓、これは實際的にはP・T・Aの負擔となるものであります。計六十五萬圓の豫算となつてゐるのであります。なおこの誕生が果して自主的なものであるか否かといふことは、法的に根據もない教育研究所を組合と地方の自治體が公の金で賄うようなやり方を地方事務局が推進したといふことよりも、多分に疑問がもたれたのであります。なお同研究所の所報三月十七日發行には同教組主催の全國大會の模様が記載されてゐたのであります。これについては、同事務局の指導課長は、このような記事は教育研究所の所報にのせることに適當でないと考える旨を述べてゐるのであります。以下、これに對する道教育委員會關係者の意見概要を申し上げます。先ず藻山管理部長は教育研究所に教員を配置することについては基本的には疑義があり、定數の中から配置したとなると委員會の責任になると思ふ。私としてはそこまで研究せず、從來のやり方をそのまゝやつてゐると述べ、岡村教育長は「研究所は自主的にできたもので、獎勵はしてゐない。現職職員が専任してゐるとの指摘であるが、大半は兼務もあり土曜、日曜を利用研究してゐる。若し本務に支障あるものがあれば教壇に支障のないようにしたい。なお研究所が有名無實のものである場合は、指揮命令權はないが相談の上善處したい」と述べたのであります。勿論本來の使命において自主的にその目的に精進されることには、賛意を表するものであります。現下の定員不足のをりこの爲教壇に支障がありとするならば、前同規模大と認めますので、さきに申し上げました通り、速やかに教壇に復歸させることが緊要と認めるのであります。

次に結核休職教員について申し上げます。この問題はかねてから痼疾療養教員を實働教員同様に扱うことについて、不合理であると指摘せられたのであります。即ちこの實數につきましては、絶えず異動がありまして、明らかな數字は得られなかつたのであります。過去の實績等から本年度豫算には七百余名のものが繰込まれてゐるもので、教育委員會と致しましては、知事と合議するまではこの數字を結核教員何名と區分して明らかにしており、議會に出る場合通例一括されて出るのが實狀となつてゐる

のでありますが、教育委員会としては、むしろはつきりした方がよいという考え方をもちつていた譯であります。なお休職教員の實體はその中に三年の休職期間を過ぎ、二三日出勤して一たん復職させさらに休職という措置をとっているものが八十四名あつたのであります。この事實について遠山管理部長は違法の點を認め厳密にいえば違法かも知れないが病因に氣の毒なものがあつて、苦しい立場におかれてゐる旨を述べたのであります。

勿論永らく教職に身を奉じ職時、職後の無理な勤務に因つて發生した等諸種の事情を考えますとき、その執られた心情においては、充分察せられるものがないではありませんが、公正なる行政を執行する者として法を曲げることとは適當でなく、條例等による適正な措置、又は民生委員に斡旋する等の公正なる措置がなされるべきであります。又これら休職教員の昇給昇格等については、實働教員との關連性を考慮し、圓滿なる措置がなされねばならないと認めるものであります。

なお指摘されました事項の中には、職員任、採用時、事務的措置について種々論議されたのでありますが、任、採用に當つて身元保證人等を得ないことは、適當と認められず、殊に採用時の宣誓書の取扱は、全く不徹底といわざるを得ないのであります。この事件も後志事務局の調査の際指摘されたことではありますが、採用者の一件書類には條例による服務宣誓書は全然なく、單に教職員免許を受ける際の宣誓書、これは従前の市、町、村長發給の身分證明書に相當するものであります。これだけが添付されてあつたのであります。この理由として同事務局ではその定めてないからであると答えているのでありますが、これは明らかに條例により定められているもので岡村教育長もこれを認めて教員の採、任用の場合は昭和二十六年四月一日施行の條例第八號により宣誓を行わしむべきで、公立學校についても、地方教育委員会ができた場合その委員会の決定によるもので、現在は道立と同じ方向に行くべきだと解釋する旨を述べているのでありますが、この様な事實は事務指導の不徹底を證するもので、この點充分反省せられ早急に善處すべきものと認めるのであります。

最後に本道教育行政の全般を總括し、その事務の權限を有する教育委員会の實態についての調査結果について申し上げます。

そもそも地方文化の向上と地方學術の振興に大なる意義を有する教育委員会が、その素晴らしい成果をおさめるためには、委員会と教育長以下の事務局が相互の權限と責任の自覺に起つて圓滿なるチームワークを實現しなければならぬことはいうまでもないことではありますが、惜しむらくは現在の教育委員会には、その情熱の片鱗すら

伺ひ知ることが出來ず、有名無實と斷ぜらるを得ないのであります。即ち豫算の支出教職員の任用、青少年學徒の教育指導という大きな權限を住民から付託された教育委員会は、當然この信託に應える識見と教育に對する人道主義的な情熱をもち、批判的であり、且つ又進歩的であらねばならぬと考えるのであります。その實態は當然なすべき實態の把握を殊更にすることもなく、諸法規の研究を怠り、機構制度の改廢等に意を用いることもなく、委員会の性格の一面である意思決定のみを重視してその程度の感覺において大綱と政策のみを決定し、そのことを以つて足れりとしている事務的な集合に過ぎないものと認められたからであります。即ち坂井教育委員がその責任者として本委員会において述べられた意見の中に、人事問題に關連しては教職員の人事は教育長の原案を吟味するだけで、今日までの實情は殆んど案通り決定しており事務局の部長に對しては委員会が決定するが、その以下についてはタッチしない旨を述べ、トンネル關係として裨益するところのなかつたことを裏付け、機構運営に關しては、教育委員はその大綱と政策を決定するが、事務處理については教育長の責任において執行しているもので、事務の具體的調査を行つたこと、監督方法などを特に指示したことは今まで全然ない旨を述べ、更にはまた地方事務局の實態についても教育長が實際に處理しているもので、容喙しなくともよいと考へ特に調査監督を行つたことはないと述べられたのであります。この點について、坂井教育委員は種々今回の事件に直面して見て今一步入つてやるがよかつたと反省の言葉を洩しているのです。

又本委員会の、教育長の身分が二重の性格で補助機關であると共に、事務局の長であると考えておられるならば、教育委員としては當然補助機關に對する監督の權威と責任があり、監督を行つたためには汎く實態を知る必要があるのではないかと指摘に對し、坂井教育委員は委員會報の趣旨に副つて教育長に對しては信頼と尊敬をもつて執行を委せており、從來そこまで立入るべきでないと考へ指導、監督が行き届かなかつたが、今までの御意見をいろいろ聞き、私自身の申し上げたことを考へて見てこのような在り方では適當でないことが考えられるので、今後大いに努力しなければならぬと考へる旨が答へられたのであります。なお大綱と政策面だけをタッチしていったという發言に對しては、各委員より鋭い質問がなされたのであります。これに對し坂井教育委員は、一切教育長を信頼し自らは定數等の實態をわきまえず、非常勤の制度でもあり、ただ審議していた結果となつていふと事務的な集合と斷ぜざるを得ない發言を行つてゐるのであります。

次に教育長は教育委員會法にも明らかに示されている通り、委員會の指揮、監督を受けるものではありませんが、立案をはじめ委員會の處理するすべての教育事務を掌り、又何かの事故により委員がすべて欠けたような場合においては、委員會の代理として事務を執行し、また委員會の求めがあれば必要な助言と推薦をする等、その職責は極めて重いのでありますが、現況においては必ずしも圓滿なチームワークを實現しているとは認められないのであります。即ち過日の本委員會における現在の教育委員の人的構成に對する意見の中に「法の立前からいって巾の廣い方面の人のあることはのぞましい、いずれにも批判はあるが私としては現在の組織において運営の面に支障ない」と答えるより仕方がない」と述べていることは、これを物語るものを認められるのであります。すべからず教育委員會の補助機關としての性格において、所轄地域の全般に對する實態を把握し、必要な報告、及び資料等を以てて運営の萬全が期せられるよう、完璧なる補佐がなされるべきであります。殊に今回指摘された横領とか、使途不明の事故金問題等は、あくまでも事務上の不祥事であり、この點特に教育長は深く反省せられ、教育長を頭とする事務局の機構を整備し公務員たるの精神に徹し、教育委員會の手足となつてその機能を最大に發揮しなければならぬと認めるものであります。幸いにして岡村教育長は英斷を以て刷新を圖る考えである旨を述べておられるのではあります。従来、刷新の實績を見られなかつたことは甚だ遺憾に存するものであります。よろしく教育長は、右顧左顧することなく現在の所信をもつて失われたる教育行政への不信を一日も早く挽回すべきであると認めるものであります。

勿論我が國に初めてこの委員會制度が、たまたま終戦後の世情混とんたる最中に誕生して未だ數年を経ず、その搖籃期故の過誤と解せられる面がないではありませんが教育委員會制度の本來の立場に起つて道民の信託に應える熱意が望まれるのであります。

以上をもつて具體的事實についての調査結果を申し上げたのでありますが、これを要するに道教育委員會が本道教育行政全般に對し今日まで執られて參つた措置は緩慢且つ善良なる管理者たるの注意を欠くものと斷定せざるを得ないのであります。

よつて本委員會と致しましては、次の通り調査意見を決定いたしました次第であります。

調 査 意 見

本道の教育行政全般を總括し、その事務の管理と執行の權限を有する北海道教育委員會が、當然なすべき實態の把握を殊更になさず、諸法規、諸法令の研究を怠り機構制度の改廢に意を用いることなく、委員諸君は委員會性格の一面である意思機關たる

ことのみを殊更に重視し、大綱と政策を決するをもつて足れりとし、事務全般を監督執行する教育長、又その重責を果さなかつた事實は調査の結果に歴然たるものがある然も委員諸君はその責を教育長以下の事務擔當職員に取立て負わせ、括然恥ぢざるの態度を持するかに見えるは甚だ遺憾と言わざるを得ない、勿論我が國に初めてこの委員會制度が終戦後の世情混とんたるの時期に誕生し、未だ數年を経ずその搖籃期故の過誤と解せらるる面もなしとはいへないが、今日直ちに抜本的な改革と肅正の大鉈をふるうのでなければ文字通り本道の教育行政は危殆に瀕すると思考されるのである。仍てよろしくこの責任の衡に當る北海道教育委員會委員の諸君並びに教育長は、先づ過去のあやまちを猛省し早急に改革についての具體策を確立することを強く要請する次第である。

以上は三月十四日議會より付託されました件について申し上げたのでありますが、本委員會が前述のように一應結論に達しようとした四月八日の本會議におきまして、中山信一郎君の緊急質問に端を發し、旭佳明君の緊急動議となりこれによつて「北教組より教育委員會に對する手當に關する件」についての調査が併託されたのであります。従いまして、委員會といたしましては翌九日委員會を開催しこれが調査方針について論議いたし、この結果、指摘されました昭和二十七年年度北教組豫算案にありますが、毎月一萬圓の金が旅費、その他の名目で北教組から教育委員會三名が受けていたかどうか、更には道教育委員會連絡會費として八萬圓が計上されていることにより、現在迄教育委員會が如何なる會合に出ているかの二點を調査することに決し、先ず調査の一段階として豫算案の記載事項に該當する委員であると新聞に報導されました坂井一郎君、鎌田理吉君、本間喜八郎君の三教育委員會を參考人として意見を聴取することにいたし、その陳述如何によつては更に必要な調査を行うことに致しまして、直ちに先きに申し上げました三教育委員會の出頭を求め、意見を聴取致した次第であります。その結果大要次の點について三委員からは合致した意見の開陳がなされたのであります。即ち第一は講演、六、三制の問題、僻すり地の實態調査等のため北教組より依頼があつたとき又自發的に現地視察をする場合、教育委員會としての旅費には制約を受けているので、北教組から旅費を支給して貰つたことは事實であるが、その員は必ずしも月々きまつた手當ではない。

第二に、この出張旅費は日數の長、短にかかわらず昭和二十三年末より實費辯償として支給を受け、昭和二十六年年度に於ては月一萬圓の打切り旅費として貰つていたのである。其の回數は年五、六回乃至七、八回であつた。

第三に、三人の教育委員にのみ北教組が、このような支給をしたと言ひことは、教育委員立候補の際、北教組より推薦された関係もあるので依頼しやすかつた事と思ひ第四に、連絡會合費については何も知らない、ただ北教組役員及び關係道議會議員との會合は私的にはある、というのであります。

ここにおきまして、委員會といたしましては更にその後の調査方針について協議いたしました結果、大體三人の意見開陳により調査の目的が達成したことを認めましてこの開陳意見を中心に慎重論議の結果、先きの不祥事件關係の結論に之を加えて次の意見を決した次第であります。即ち任免、懲戒、給與等の權限を有する教育委員會委員がその相手方である團體から、たとへば旅費名義としても正當と見ることの出来ない金員を受領した事實が明かであつて、右兩者間に於ては特に嚴正を保持すべき立場に在るにもかかわらず、疑惑を招く行爲であり誠に遺憾の至りである。

仍て、本委員會は本道教育行政刷新の見地に立ち、この際本間喜八郎君、鎌田理吉君、坂井一郎君各教育委員に遺憾ながら引責しその進退を明らかにすることの勸告をなすが妥當である、との結論に達した次第である。

以上であります。この調査意見中「本間喜八郎君、鎌田理吉君、坂井一郎君各教育委員に遺憾ながら引責し、その進退を明らかにすることの勸告をなすが妥當である」との點につきましては反對の少數意見が保留せられておるのであります。

これをもつて本委員會の調査經過並びに結果について、この御報告を終わります。

△常任委員會

議會運營委員會

○四月一日、午前十一時、議長室において開議、議案第百七十七號乃至第百九十二號に對する質疑について諮つたが、結論の出ない黨もあるのので一旦休憩。

午前十一時四十分再開、議案第百七十七號乃至第百九十二號に對する質疑については、結論の出ない黨は豫算特別委員會で行ふこととし本會議では質疑なしに決定。次に議案第百七十七號乃至第百八十七號

の災害關係豫算を即決することについて諮つたが、各黨の意向をまとめるため暫時休憩。

午後零時十分再開、議案第百七十七號乃至第百八十七號即決については各黨、別に異議なく即決することに決定。

次に議案第百八十八號乃至第百九十二號は豫算特別委員會付託について諮り、そのことに決定、午後零時十五分休憩。

午後五時三十分再開、意見案第八號即決について諮りそのことに決した。

次に委員長は總務委員長から決議案第三號が提出されたので、その取扱方について諮つたが、各委員より意見あり各黨派において相談のため暫時休憩。

午後六時五分再開、委員長より決議案第三號の扱い方については總務委員長報告後散會する點と、委員長報告後休憩して、意見をまとめ結論を出す點とに別れるが、各黨の意向如何を問ひ各委員より意見が述べられたが結論に至らず委員長より、總務委員長報告を行つて一旦休憩することに了承を求め、本會議は六時四十五分再開することとし、午後六時二十五分休憩。

午後八時七分再開、決議案第三號について諮り、各委員より意見があり結局、委員長より明二日本會議をもつこととし、議運は午前十時開議することについて諮り、そのことに決定。なお教育行政に關する調査所要經費に關する件の議決を決定し午後八時三十分散會。

○四月二日、午後二時三十七分議長室において開議、ただちに本會議を開會し、時間延長をなすことを決定して休憩。

午後六時四十分再開、決議案第三號に對する質疑について諮り、各黨派意向取まとめのため暫時休憩、午後七時五十分再開したが決議案第三號に對する議事順序及び修正勸議に對する討論について各黨派において相談のため休憩。

午後八時二十五分再開、決議案第三號については改めて趣旨辯明を行わ

ないことに決定、ついで討論については反対山内議員（労）賛成大久保議員（民）反対池戸議員（労）の順序を決定。

次に本會議は三日から七日まで休會八日午前十時開議することを諮りそのことに決定、午後八時三十分散會。

○四月八日、午後一時五十五分、議長室において開議、本日の日程について諮り、三室議員外九名から提出議員池戸芳一君懲罰の件の取扱について諮つたが意見まとまらず午後二時三十分休憩、

午後四時五十分再開、右懲罰問題について諮り、各委員より意見あり立原委員長は懲罰特別委員付託については労働黨、社會黨は反対であり、その他は賛成である、よつて懲罰特別委員會に付託することにしたい。なおその委員数は十三名であるので了承されたい旨を述べ、委員の割當は自由黨三、農協黨三、社會黨二、民主黨二、公正クラブ一、道政クラブ一、と報告した。

ついで明日は休會。十日午前十時開議することについて諮り、そのことに決し、午後五時二分休憩。

午後六時十五分再開、中山議員の緊急質問に對し、旭議員より緊急動議の通告ある旨を報告、これについて各委員より意見あり、結局本會議を再開して答辯を求めその後本動議を提出することに了承午後六時五十分散會。

その外本日決定或いは報告された事項は

1 糸川議員から元陸海軍參謀の囑託について緊急質問

2 中山議員から教育委員が北教組からの月額手當の支給についての緊急質問

3 議案第百五十八號（江部乙、喜茂別村の町制施行）の議決

○四月十日、午後二時二十五分議長室において開議、議長より教育委員の選舉について各黨の意向を問ひ再開の議運までに取まとめることとし、本日の議事について諮り、午後二時三十五分休憩。

午後五時二十七分再開、本日の日程について諮り、それぞれこれを決定、

なお教育委員の選舉については持ち越しの意見が多く委員長よりこれを諮り、持ち越すことに決定。午後六時十二分休憩

午後七時十分再開、本日閉會は困難、明十一日まで會期一日延長について諮りそのことに決し午後七時十分散會。

○四月十一日、午後三時三十分議長室において開議、決議案第四號上程について諮り、委員會審査は省略、討論は西村議員反対自由黨より賛成一、名、を了承した。

次に意見案第九號乃至第十二號は委員會の決定のとおり即決すること、意見案第十三號については桑野議員、同十四號については西田（信）議員から質疑通告のあつたこと及び本案はそれぞれ商工、労働委員會に付託を了承、午後三時四十分散會。

總務委員會

○四月一日、午前十一時四十分、第三委員會室において總務小委員會を開議、糸川主査（農）より、行政機構並びに事務の簡素化問題を議題とし、人件費の問題について各委員の意見を求めた。高田委員（社）は①人件費の問題 ②課制表示の問題 ③支廳例示の三點については同調できないので意見を保留、塚田委員（労）も人件費の問題について意見を保留した。

糸川主査より兩委員の意見保留について、この問題の取扱を如何にするやにつき諮つたが、多數をもつてつぎのように決定、總務委員會に報告することとした。

① 知事部局は定數より千名縮減する、その方法は昭和二十七年、四百名、昭和二十八年、六百名とする。

② 教委事務局は昭和二十七年、定數より六十名縮減する。なお教員と事務職員との兼務はやめさせる。

ついで報告案文を多數にて決定し午後零時二十十分散會。

○四月一日、午後零時二十分、議長室において委員会を開議、西田（信）

委員長（自）より行政機構並びに事務の簡素化問題を議題とし、小委員会の報告を求めた。糸川委員（農）より印刷物によつて報告あり、委員長よりその可否について諮つたが、塚田（勞）高田（社）委員は意見を留保し、他の全員賛成、多数をもつて小委員会の報告を可とすることに決定、議会の報告案文及び決議案文については委員長一任に決し、午後一時二十分散會。

○四月七日、午後零時三十分、第三委員室において開議、付託議案並びに請願、陳情の審査にいたり、つぎのように決定、午後四時散會。

議案第六十二號、第六十六號、第二百二號、第二百七號、第二百五十三號、第五百五十八號は原案可決、議案第六十三號、第六十四號、第六十五號、第八十七號は修正可決、報告第二號は承認可決、陳情第二十九號、第四十九號、第六十號、第九十號、第九十五號、は採擇、陳情第八十一號は保留、同第四十號、第八十四號は不採擇。

○四月十日、午後二時四十分、第三委員室において開議、公營電氣供給事業の復元等について、苦小牧市の陳情を聴取後、付託議案、請願及び陳情の審査にいたりつぎのように決定、午後三時十分散會。

議案第六十一號は原案可決、同第六十二號、第六十三號は同意可決、請願第八十三號は不採擇、陳情第四十號は採擇。

○四月十二日、午後一時五十分、第一委員室において開議、西田（信）委員長（自）より、電源開發、問題について諮り、つぎのように現地調査を行うことに決した。

① 道外は二班に分け五月上旬十五、六日の豫定で視察する。

② 道内（幾春別、鷹泊の現場）は道外出張終了後に實施する。
午後二時十分散會。

文教委員會

○四月十日、午後三時十五分、第三委員室において開議、糸川委員長（農）

より請願第七十五號、第九十四號、陳情第五十八號の取扱について諮り西田（信）委員（自）より、當分保留の發言あり、異議なくそのことに決し、ついで追加付託請願の審査にいたり、請願第二百一十一號は採擇、同第二百二十二號は保留に決し、午後三時四十五分散會。

○四月十二日、午後零時三十分、第一委員室において開議、糸川委員長（農）より昭和二十七年公立文教施設整備費國庫補助内定額及び道立高校移管問題について教育委員會の説明を求め、教育長、管理部長の説明あり、道立高校移管問題については西田（信）委員（自）高田委員（社）より質疑があり、本委員會としては、本年度移管計畫の五校（赤平、歌志内月寒、壽都、月形）は、移管前に一應實地調査する。また次年度以降の分についても整備完了したものは可及的速かに移管實現するよう要望があつた。次に國體招致問題について諮り、西田（信）委員より諸般の情勢について説明、高田委員（社）林委員（民）より質疑あり、應答の後文教施設に對する、十勝沖地震災害對策について、教育委員會の説明を求めた後、震災地文教施設の調査班を派遣すること（日程、人選）委員長（任）並びに文教關係諸問題中央折衝のため、四月十五日より糸川委員長（農）塚田（勞）中野（社）委員の中央派遣を決定して、午後一時五十分散會。

水産委員會

○四月十二日、午前十一時、第二委員室において開議、松平委員長（自）は北洋出漁に關する準備經過について説明を求め、水産課長より、その概要について又漁政課長より資金面について説明があり、ついで、松平委員長より、漁港、船入調の行政執行について發言、これを議題とし新川（勞）井野（社）濱森（社）委員より意見あり、松平委員長より本件に關しては、知事とも協議してこれが是正措置を講ずる旨を述べ、金

澤副委員長(自)と代り、北洋出漁組合に對する貸付金の増額及び淺海増殖豫算の増額について理事者に措置を求めた。なお漁港、船入問の豫算折衝、イカ入會の問題、その他、水産部、懸案事項について中央へ要望するため、上京委員選任を諮り派遣委員に、松平委員長(自)、金澤副委員長(自)、新川委員(勞)の三委員を決定して午後零時四十分散會。

農政委員會

○四月九日、第一委員室において開議、宮本委員長(農)は移出家畜の給水施設の設置、並びに澱粉の政府買上げに關する問題を議題に供し、本件を意見案として議會に提出することを諮り、異議なくそのことに決定。案文は委員長一任のことに決した。ついで付託請願及び陳情の審査に入り請願第一百十二號、第一百十三號、第一百十四號は採擇に決定、陳情第九十六號、農村有線ラジオ共同聴取施設に對し道費助成の件については、種々意見があつたが結局、保留に決定、更に秋山副委員長(農)より會議案第三號を議題に供し、高橋(社)三澤(社)委員より意見があり、秋山副委員長は本件保留にしたい旨を諮り、異議なくそのことに決定、又國立傳賃馬防疫研究所の設立問題について平野委員(公)より、國立傳賃馬防疫研究所を本道に設置し、これが誘致、促進方についての意見案を提出せられたき旨の發言があり、秋山副委員長これを諮つて、意見案を會議に提出することに決し案文は委員長一任となり、なおこれについて中央折衝の委員を派遣すべきであるとの意見があつてそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長一任として、午後三時散會。

○四月十一日、午後一時、第一委員室において開議、宮本委員長(農)は會議案第三號を議題に供し、二瓶(農)平野(公)高橋(社)委員より意見あり、宮本委員長より、本會議案についてはいろいろ異議もあり、本會期中に結論を得られず、審査終結に至らなかつた旨を本會議に報告することについて諮り、そのことに決定、なお本件については、委員會

として、理事者に納得のいく案をつくられる様、要望する旨をつけて、午後一時四十分散會。

衛生委員會

○四月八日、午前十一時五十五分、第一委員室において開議、田中委員長(自)は付託議案、請願及び陳情の審査を議題に供し、審議の結果つぎの通り決定、午後一時四十五分散會。

議案第五百五十七號は原案可決、請願第百號外一件は採擇、請願第百四號外二件は保留、陳情第九十二號外一件は採擇。

商工委員會

○四月十一日、午後八時四分、第一委員室において開議、朝日副委員長(農)は、意見案第十三號電氣料金値上げ反對に關する意見書を議題に供し、四十榮(民)山内(勞)徳中(自)西村(社)坂東(浩)委員よりそれぞれ意見の開陳があり、朝日副委員長より、閉會中も審査を繼續することを諮り、異議なくそのことに決し、午後八時十五分散會。

○四月二十二日、午前十一時三十五分、第四委員室において開議、朝日副委員長(農)は意見案第十三號、電氣料金値上げ反對に關する意見書を議題に供し、工務課長より、各地域別現行及び改訂電氣料金、各地域別水力賦課金、火力調査金について説明があり、四十榮(民)西村(社)委員、井川副議長(民)より意見が述べられ、朝日副委員長は、本意見書は水力電源開發費の大中國庫負擔の要望を加え、文案修正することについて諮り、異議なくそのことに決定、なお委員を擧げて案文を修正することとし、午後零時十五分、一旦休憩、午後一時二十分、再開、西村委員(社)より修正案文について説明、朝日副委員長より修正案文を諮り、そのことに決定、ついで運動方法について協議の結果委員を上京せしめる

こととし、上京中の宮坂委員長(民)及び三室委員(自)の外西村(社)・山内(勞)兩委員を加えることを決定した。引續き、付託請願の審査に入り、請願第百十六號、建材ブロック運賃等級引下げ方の件は採擇の上意見案を提出すること、案文は委員長一任としてそのことに決定、請願第百二十六號は調査保留とした。又都府縣における商工事情視察について協議した結果、森川(社)・山内(勞)・西村(社)の三委員の派遣を決定して、午後二時五分散會。

勞働委員會

○四月十一日、午後八時二十分、第一委員室において開議、四十榮委員長(民)より意見案第十四號、破壊活動防止法案制定に關する意見書を議題に供し、西村(社)・森川(社)・徳中(自)・武田(農)・坂東(公)・佐藤(農)委員よりそれぞれ意見の開陳があり、四十榮委員長より閉會中も審議することとし、①地方議會として取上ぐべきかどうか、②ストに突入した場合はそのときに別の角度より研討することとし、商工委員會と併行して開會することについて諮り、異議なくそのことに決定、午後八時三十五分、散會。

○四月二十二日、午後二時二十五分、第四委員室において開議、四十榮委員長(民)より意見案第十四號、破壊活動防止法案制定に關する意見書を議題に供し、本件を地方議會として取上げるべきか如何について各委員の意見を求め武田(農)・西村(社)・佐藤(農)・岩田(自)・山内(勞)委員よりそれぞれ意見が述べられたが結論にいたらず午後三時五十分一旦休憩、午後四時五分再會、四十榮委員長より本件については繼續審議を行うことを諮り、そのことに決定、更に道内労働事情視察を適當の機会において行うことを決定、午後四時七分散會。

開拓委員會

○四月十日、午後二時五分、第二委員室において開議、宮北委員長(農)

より付託請願の審査を議題に供し、請願第百一號、外一件は採擇、請願第百七號、保留に決定、ついで十勝沖地震による開拓關係災害調査の件を諮つたが、融雪を待つて現地調査をすることとし、午後二時五十四分散會。

林務委員會

○四月八日、午前十一時三十分、第二委員室において開議、大久保副委員長(民)・上京中の西川委員長より長野縣で十四日に「からまつ」の種おろしをするからそれまで間に合うよう出向いてほしいとの連絡があつたが議會開會中でもあり如何にするかを諮り福島(公)・宮北(農)・岡林(社)委員より意見があり、結局長野縣に問い合せて見ることに決定、委員は決つてゐるのだから日程はその委員によつて決めることに決定、ついで林務關係における災害復舊の中央折衝經過について理事者の説明があり、更に最近の新聞紙上に林務部において六軍人を囑託として採用北方防衛研究會に關係、云々と疑惑が持たれたことについて、各委員より種々質疑がなされ、これに對して林政課長、道有林課長より、答辯があつて、午前十二時四十二分散會。

○四月十日、午後一時三十分、第二委員室において開議、西川委員長(民)より付託請願、及び陳情の審査を議題に供し、審査の結果請願第百三號は採決、同第百十七號は調査保留、陳情第九十七號は調査保留と決定して午後二時三分散會。

土木委員會

○四月二日、午後一時二十分、第一委員室において開議、中牧副委員長(自)より昨日提出した「河川水利使用許可權を現行通り都道府縣知事とせられたい」旨の意見案は議會運営の都合にて委員會を持たず持廻りにて全員の了承を得て提出した旨の了解を求め、各委員これを了承、ついで道路法改正問題について土木部次長より概要の説明があり、旭委員(自)より一、二級國道の判定基準について質疑があり、應答の後、建設

省案の内容について開發局道路課長より説明があり、中牧副委員長より

道案より建設省が少ないので、もつと二級國道を認めてほしい旨を要請、

なお、本問題の重要性よりその取運び方について諮った、新保(公)旭

(自) 川人(道政) 西田(正)(民)の各委員より意見及質疑があり、中牧

副委員長より、國道昇格の道案を早急に作成し議會終了後關係方面に折

衝することについて諮り、異議なくそのことに決定、更に開發局道路課長

より道路審議會委員に都道府縣の委員を含めるといふ風聞もあり、道か

ら若干名出したい旨の要望があり、中牧副委員長より道路審議會委員選

衡の件は上京の際合せて折衝することに了解を求め、ついで、開發局道

路課長より開發局における道路の現況及び事業計畫並びに昭和二十七年

度直轄事業は十六億八千七百四十一萬四千圓である旨説明があり引續き

付託請願の審査を行い、請願第九十九號、第一百十一號、第一百五號、第

百十八號、第一百九號は採擇。

請願第百八號、第百九號、第百十號は調査保留と決定して、午後三時四

十分散會。

○四月八日、午後一時二十五分、第二委員室において開議、宮津委員長(

自)より道路法改正に伴う、中央折衝の問題を議題に供し、まず中牧委

員(自)より午前中に開かれた全道道路利用者會議の状況について報告

があり、續いて宮津委員長より中央の動きが活潑化して居るから近日中

上京して折衝する必要がある旨を述べ、これを諮り、派遣期間二週間と

して十四日出發することに決定して、暫時休憩、午後二時再開、土木部

次長より道路利用者會議について説明があり、宮津委員長より道路利用

者會議の運営問題については、後刻協議する旨を告げ、中央折衝委員と

して、宮津、土木委員長(自) 時田委員(道政) 新保委員(公)の三委

員を派遣することに決定、ついで、さきに意見書提出を前提として採

擇した日高線のスピードアップの件を議題に供したが、日高線と一地區

に限らず全道各本線を除き、國有鐵道のスピードアップに關する意見書

として、關係方法に提出することを諮り、異議なくそのことに決定、午

後二時五十分散會。

建築委員會

○三月二十七日、午前十時三十分、第二委員室において開議、旭委員長(

自)より付託議案及び請願、陳情の審査を議題に供し、まず請願陳情の

審査にいきり、請願第五號は「昭和二十七年度において」とあるを削るこ

とを條件として採擇することに決し、同第三十五號、第五十八號、第七

十九號は不採擇と決定した。續いて陳情の審査にいきり、陳情第八十二號

は不採擇、同八十六號は震災對策特別委員會に、參考送付する事として

これを終り、ついで付託議案を議題に供し、議案第九十四號、北海道立

ブロック建築指導所條例制定の件について理事者より提案理由の説明が

あり、旭委員長より北海道立ブロック建築指導所の設置場所については

種々検討を重ねた結果、琴似町に設置するのが妥當と認められるので、

その適否について本日、該箇所を調査を行い、早急に取まとめたい旨を

諮り、異議なくそのことに決して、一旦休憩、午後二時四十五分再開、

旭委員長よりブロック建築指導所設置箇所は江別郡江別町字野幌を、札

幌郡琴似町に修正可決することについて諮り、異議なくそのことに決定、

議案第九十五號乃至第九十七號は原案可決に決定、午後三時四十五分散

會。

○四月十日、午前十時三十四分、第二委員室において開議、旭委員長(自)

より公營住宅建設割當及び融資獲得のため、上京折衝委員を諮り清水(

自) 笠井(農) 西田(民)の三委員を決定、ついで震災地視察の件を議

題に供し、新保(公) 西田(正)(民) 宮津(自) 道下(農) 委員より意

見があり、結局建築のみでなく土木工作物の視察を含めて四月下旬實施

することとし、道路法改正に伴う中央折衝經過報告を議題とする土木委

員會までに、日程を纏めておくことに決し、午前十二時十五分散會。

△特別委員會

豫算特別委員會

○四月二日、午前十一時三十五分、議場において開議、北洋漁業出漁に關する追加豫算につき、水産部長より説明があり、これに對し、天谷(農)、和平(勞)の兩委員より質疑がなされ、總務部長、水産部長より夫々答辯があつて、午後零時五十分散會。

○四月十日、午前十一時五十分、議場において開議、豫算小委員會主査立原委員(自)より、豫算小委員會における付託案件の審議の經過及び結果について報告があり、ついで和平委員(勞)より別途修正動議の趣旨辯明があつたが、採決の結果、豫算小委員會主査報告の通り決し、午後零時五十三分閉會。

豫算小委員會

○四月一日、午前十時四十五分、第四委員室において開議、各黨修正意見を本日中に提出することを決し、直ちに散會。

○四月三日、午前十一時二十七分、議長室において開議、歳入豫算に關する各黨修正案につきその基本的な考え方について協議、午後三時四十四分散會。

○四月四日、午前十時四十分、議長室において開議、歳入豫算に關する各黨修正案について協議、午後四時三十分散會。

○四月五日、午後零時二十分、議長室において、開議修正案の總合調整のため、各黨において檢討することとし、直ちに散會。

○四月七日、午後一時二十五分、議長室において開議、各黨修正案の總合調整について協議、午後二時散會。

○四月八日、午後七時三十五分、議長室において開議、各黨修正案に關する附帶條件及び希望意見等について協議、午後十時散會。

○四月九日、午後零時十分、議長室において開議、北洋漁業出漁に關する道損失補償について協議、午後零時五十分散會。

○四月十日、午前十時三十五分、議長室において開議、修正案並びに附帶條件等の最後の調整について協議、結論に到達し、午前十一時五分閉會。

震災對策特別委員會

○四月七日、午後一時三十五分、第一委員室において開議、第二次上京折衝の經過につき、宮津副委員長(自)二瓶(農)新川(勞)平野(公)委員より報告、岡林(社)菊地(民)委員より質疑があり應答の後、兒玉委員長(自)より本委員會今後の運営について諮り、平野(公)新川(勞)坂東(秀)(公)菊地(民)朝日(農)本多(農)委員よりそれぞれ意見があり、結局七名の理事を置き、理事會は原則として毎週一回月曜日に定例會を開き、必要と認めた場合に委員會を開くことに決し、理事には宮津(自)朝日(農)岡林(社)菊地(民)坂東(秀)(公)川人(道政)新川(勞)委員が決定された。

なお、引續き中央折衝の必要があるので、第三陣として委員長、坂東(公)川人(道政)本多(農)堀田(自)委員を派遣することに決し、午後三時五分散會。

教育行政に關する調査特別委員會

○四月一日、午後四時二十分、第一委員室において開議、佐藤委員長(農)委員會の調査經費について諮り、三十萬圓を追加要求することに決し、午後四時五十分散會。

○四月三日、午後一時十三分、第一委員室において開議、まず宮北委員(

農)より、上川事務局調査の結果について報告、ついで三室委員(自)より、後志事務局調査の結果について報告があつて一日休憩、午後二時十五分再開、金澤委員(自)より石狩事務局の調査結果について報告があつた。

つぎに明日は教育長、明後日は教育委員会の正副委員長の出頭を求めることに決定、ついで委員長より委員会の速記の配付について諮り、池戸委員(勞)より意見があつたが、三室委員(自)より速記の原文だけ整備しておき、要求があつた場合に、それに應ずることにしてはと意見があり、そのことに取扱うこととし、つぎに金澤委員(自)より、重大な證言の喰い違いの問題について發言があつたが、委員長、宮北委員(農)より、再び證人喚問の必要はないと思う旨の意見を述べ、別に異議もなく、午後二時五十五分散會。

○四月四日、午前十一時二十分、第一委員室において開議、岡村教育長を参考人として出頭を求め意見を聴取し、午後五時散會。

○四月五日、午前十一時二十五分、第一委員室において開議、教育委員坂井一郎氏を参考人として出頭を求め、意見を聴取した。なお證人及び参考人の喚問は本日をもつて打切ることと決し、午後四時五十分散會。

○四月七日、午後一時四十五分、第三委員室において開議、佐藤委員長(農)より、議會に對する報告案文について諮り、池戸委員(農)の發言により、委員長中山副委員長(民)及び三室委員(自)を起草委員として起草することに決し、ついで報告文記載事項について諮り、八項目を決定、午後二時三十五分散會。

○四月九日、午後二時五十五分、第四委員室において開議、佐藤委員長(農)より四月八日の本會議において中山議員(民)の緊急質問及び旭議員(自)の動議により、教育委員が北教組より金銭を貰つてゐる事實の真相調査のため、本委員會に調査併託の旨を述べ、調査方法について諮り、中山委員(民)よりその内容について説明、委員長及び池戸(勞)、宮北(農)、西村(社)、中山(民)、沖野(公)委員の間に質疑應答、意見

の發言があり、結局直ちに教育委員本間喜八郎、同鎌田理吉、同坂井一郎の三氏を参考人として出頭を求め意見を聴取することに決し、午後三時三十分一旦休憩、午後四時三十五分再開、坂井一郎、鎌田理吉、本間喜八郎氏の順序にて意見を聴取し、午後六時三十九分散會。

○四月十日、午前十時三十五分、第四委員室において開議、佐藤委員長(農)より、四月八日本委員會に調査併託になつた事項に對する結論について諮り、委員長及び西村(社)、宮北(農)、池戸(勞)、三室(自)、川人(道政)、中山(民)、金澤(自)委員より約二時間に亘りそれぞれ意見の發表があり、結局四月八日までの調査分は前段とし、併託の分は後段として、それぞれに結論を出すこと、起草委員は前回決定の通りとすることに決し、案文起草のため、午後二時十分休憩、午後七時二十分再開、案文朗讀、後段案文一部修正について池戸(勞)、西村(社)、中山(民)、三室(自)、金澤(自)各委員より意見があつたが、まとまらず、修正動議はいずれも撤回され、原案につき採決することとし多數をもつて可決したが、西村(社)、池戸(勞)委員は少數意見を保留した。さらに委員長より前段、後段、一括して本會議に報告することについて諮り、異議なくこのことに決し、午後八時五十分散會。

懲罰特別委員會

○四月九日、午前十一時第三委員室において開議、宮本委員(農)、假委員長となり、委員長の互選について諮り、宮本委員を委員長に決定、ついで宮本委員長より副委員長の互選について諮り、松平委員(自)を決定一旦休憩、午後一時三十分再開、宮本委員長より付託事件、議員池戸芳一君懲罰の件を議題とし、先ず懲罰要求者側として西田(正)議員(民)の出席を求め、西田議員より要求の趣旨について説明を受けた。井野委員(社)より質疑があり應答の後西田議員退席、塚田委員(勞)より、これからの議事に速記者をつけてもらいたい旨の發言あり、三室(自)、大島

委員（民）と塚田委員の間に質疑應答があり、速記の問題は必要のとき考慮することにして暫時休憩、午前十一時四十五分再開、懲罰要求者側に對する質疑を續行、塚田委員より質疑三室委員より、應答があり天谷委員（農）より、池戸議員發言の速記録提出の要求あり、午後零時十分休憩、午後一時五十分再開、塚田委員と三室委員の間に要求者側に對する質疑應答が續けられた後、委員長より池戸議員の辯明を聴くについて諮り、塚田（勞）三室（自）桑野（自）井野（社）大久保（民）委員よりそれぞれ意見の發表があり一、應辯明を求めることと決し、暫時休憩午後二時三十分再開、池戸議員より辯明があり、別に質疑もなく、暫時休憩、午後三時十分再開、委員長より各委員の意見を求め、井野（社）桑野（自）棚川（農）三室（自）大島（民）大久保（民）新保（公）塚田（勞）委員よりそれぞれ意見の發表があつて午後三時四十五分休憩午後四時十分再開、三室委員（自）より本日はこの程度で散會の動議があり、異議なくそのことに決し、午後四時十五分散會。

○四月十日、午前十一時三十分、第三委員室において開議、宮本委員長（農）より昨日の意見は、①陳謝、②取消して陳謝、③戒告、の三つに分れていたが、なるべく全會一致でいきたいので、さらに充分話し合ひを願いたい旨を述べて協力を求めた。高橋（社）桑野（自）大島（民）棚川（農）松平（自）大久保（民）委員より意見の發表があつて暫時休憩、午前十一時五十分再開。

各委員より活潑な討議がおこなわれたのち全會一致にて、池戸議員は本委員會が不穩當と認めた事項を議會で取消しの上議長戒告のことに決した。なお報告文案については委員長一任に決定午前十一時五十一分散會。

△請願・陳情

昭和二十七年定例第一回道議會において各常任委員會に付託された請願、陳情、並びに審査の結果はつぎの通りである。

請願

文書 番號	件名	請願者	付託 委員會名	審査 結果
1	アスパラガス栽培事業に對し道費助成の件	宗谷線アスパラガス事業促進期成會長	農政	採擇
2	有畜農業振興に關する件	北海道畜産推進協議會長	同	採擇
3	北海道民の醫療保障に關する措置の件	全日本國立醫療勞働組合北海道地方協議會長	衛生	採擇
4	美唄高等理容美容學校の設立に對し道費補助の件	美唄理容師會會長	同	採擇
5	公營住宅法による公營住宅建設刺激確保の件	東潮棚村長	建築	採擇
6	函館海產物金融株式會社設立に對し道費出費の件	函館海產物金融株式會社社長外一名	商工	
7	國立病院療養所地方移讓反對の件	全日本國立醫療勞働組合札幌支部長	衛生	
8	町村道新冠村宇高江門別村字厚賀間を準地方費道に昇格の件	新冠村長	土木	採擇
9	新冠村上水道布設工事に對し道費補助の件	同	同	採擇
10	輸送家畜の給水施設設置の件	北海道畜産推進協議會長	農政	採擇
11	江部乙村立高等學校を道立に移管の件	江部乙村長	文教	採擇

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
東旭川村役場より東神楽村役場に亘る道路を準地方費道に昇格の件	サロベツ川下流掘鑿工事施行の件	北海道大樹高等学校を道立移管の件	門別村町制實施の件	夕張市保育所設置に對し補助金交付の件	美瑛町立病院結核専用病棟増設に對し國庫補助交付の件	止若公園施設に對し道費補助の件	道立深川高等學校深川町立深川分校を道立移管の件	街路事業認定道又は國費補助の件	月形村立月形高等學校を道立移管の件	千歳町所在道立醫療施設整備充實の件	村立阿寒高等學校を道立移管の件	町村道鳥牧、鈴野原冷水道路改良工事施行の件	生田原村イクタラ川を準用河川に昇格の件	準地費道生田原、金華間路線變更の件	津別町立高等學校を道立に移管の件
東旭川村長外一名	佐呂間村長外一名	大樹町長外 三、五九〇名	門別村長	夕張市長外一名	美瑛町長	幕別町長	北海道立深川高等學校深川町立深川分校 管理若外四名	幕別町長	月形村長	千歳町長	阿寒村長	東瀬棚村長	同	生田原村長	津別町長
同	土木	文教	總務	民生	衛生	土木	文教	土木	文教	衛生	文教	同	同	土木	同
採擇	採擇	採擇		採擇	採擇	採擇	採擇		採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇

43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
苦小牧市第二幹線排水溝改良工事施行の件	苦小牧市錦多峰川改修工事施行の件	勇拂川川口導流提延長工事施行の件	苦小牧川災害復舊工事施行の件	格の件 苦小牧市道支笏湖道路を地方費道昇格の件	成の件 準地方費道苦小牧驛前通舗裝工事完成の件	行の件 苦小牧市國道二十八號線改良工事施行の件	行の件 苦小牧市國道二十八號線擴張工事施行の件	北海道的建築設計斷及指導手数料條例中手数料を徴收する設計に反對の件	美容師試験を釧路市において實施の件	水害緊急對策に關する件	北海道稚内商業高等學校設置の件	農林省關係災害復舊工事に關する道費補助復活の件	桂澤貯水池建設による移轉代替候補地の開拓計畫推進の件	ペーパン川を地方費河川に昇格の件	東旭川村地内端端終點より旭川市南端道路迄の區間を準地方費道に昇格の件
同	同	同	同	同	同	同	苦小牧市長	北海道的建築設計監理協會設立世話人會代表 表外五二名	釧路市井上まさる外 二名	留朋支廳管内町村會 長外一名	稚内市長外四名	大野村南大野用水組 合代表	三笠町長外一名	同	同
開拓	同	同	同	同	同	同	土木	建築	衛生	農政	文教	同	開拓	同	同
採擇			採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	不採擇	採擇			採擇	採擇	採擇	採擇

59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
細羊及び犢の屠場手数料値下げの件	森町に道営ブロック建築指導所設置の件	忠類村地内道有林(二百町歩)を開拓地として開放の件	道教職員の定員及び高校生徒の授業料値上に關する件	内大部川を道費支辨河川に編入の件	細羊登録事業に對し道費助成の件	町村道瀧山川沿道に架設の高岩礫をコンクリート橋に架替の件	町村道上伏古十線道路の擴張工事施行の件	町村道美生原野道路改良工事施行の件	士幌村下居邊に道立診療所設置促進の件	北海道水産試験場有珠臨海實驗所の擴充強化の件	噴火灣野矢の洞を淺海増殖基地として開發の件	膽振支廳に水産課設置の件	町村道羽幌原野幹線の地方費道昇格の件	國立登別病院を國營醫療機關として存置整備擴充の件	苫小牧第三幹線排水溝掘鑿工事施行の件
北販連會長外三名	森町長外一名	忠類村長	北海道P・T・A連合會長	普江村長外一名	日本細羊登録協會北海道支部長外二名	同	同	茅室町長外一名	士幌村長外一名	同	同	室蘭市長	羽幌町長外二名	同	同
衛生	建築	林務	文教	土木	農政	同	同	土木	衛生	同	同	水産	土木	衛生	同
採擇	不採擇	不採擇			採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇		採擇	採擇

75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60
北海道高等學校の適正定員配置の件	更の件 地方費道旭川―根室線中路線一部變更の件	地方費道旭川―根室線中とう沸橋架換の件	受電自家用施設に對し長期資金融資及び道費助成の件	北海道指定モデルブロック工場の件	純道費團體營土地改良事業補助率引上の件	純道費土地改良事業補助金の單年度交付の件	積雪寒冷單作地帯の土地改良事業の冬期工事に對する補助額増額の件	農林省關係災害復舊工事補助金一割上置助成の件	農業土木技術員の設置費に對し助成の件	家畜消流業務の指導獎勵經費の件	家畜導入資金必要額確保の件	馬の傳染性貧血殺處分手當金の繰替支給の件	種豚登録事業に對し道費助成の件	畜産物の集荷資金貸付の件	忠類村の傳染病隔離病舎新築に對する起債及び道費補助の件
北海道高等學校校長協會理事長	同	網走市長外四名	網走町村會長	北海道指導連副會長 外七名	同	俱知安町長外十九名	同	同	俱知安町長外一九名	同	同	同 外四名	北海道指導連副會長 外二名	北信連會長	忠類村長
文教	同	土木	同	商工	同	開拓	同	同	開拓	同	同	同	同	農政	同
	採擇	採擇		不採擇	採擇	採擇	採擇	採擇		採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇

91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
仁頃川を河川法準用河川に昇格の件	市町村道二見ヶ岡―緋牛内間を地方費道に昇格の件	釜谷漁港早期完成促進の件	渡島石崎漁港簡易工事施行の件	ボン川道費支辨準用河川移管の件	厚内漁港修築工事實施の件	町村道妹背牛町―菅江村間道路準地方費道昇格の件	尻別川の一部を治水護岸工事施行の件	北海道速記學校（假稱）に對し道費助成の件	養鰯對策の件	栗山町に玉蜀黍種子乾燥場設置の件	パンクル―音別原野道路間の連絡道路新設の件	鹿部村に道營輕ブロック工業指導所設置の件	北海道榮養學校の維持並びに擴充に對し道費助成の件	乙部村豊濱に道立診療所設置促進の件	札幌醫科大學に藥學科設置の件
相内村長外二名	網走市長外十名	戸井村長外五名	錢龜澤村長外二名	沼田町長	厚内漁港修築期成同盟會長	妹背牛町長外六名	俱知安町富士見第一實行組會長	昭和速記塾長	北海道指導連副會長	栗山町雨煙別農事組合長	音別村長	鹿部村長	北海道榮養學校々長	乙部村長外二名	北海道藥劑師協會々長外二名
同	同	同	同	同	土木	同	土木	總務	同	農政	開拓	建築	同	同	衛生
採擇	採擇	採擇		採擇	採擇	採擇	採擇	不採擇	採擇	採擇	採擇	不採擇		採擇	採擇

107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92
件長沼町長都第一地區開發計畫變更の件	廣尾町に道立病院設置の件	大瀧村に道立診療所設置の件	北海道製藥株式會社に對し道費補助又は融資の件	十勝沖地震による炭害災害復舊對策の件	大瀧村國民健康保險直營診療所を道立診療所に移管の件	土地改良事業に對する道費補助金交付の件	國立函館病院存置方の件	地方費道入剩余市線中余市町地内道路區域變更の件	竹（根曲竹）パルプ工業企業化に對し道費助成の件	定期航路補助金増額及び船舶改善助成制度設定の件	町村道厚澤部村―茂別村間道路を地方費道昇格の件	充實の件	永山農業高等學校園藝課程教育施設充實の件	北海道教職員組合の定員確保並びに昇給昇格の完全實施の件	農漁村中小發電施設道費助成増額の件
長沼町長都第一地區開發計畫變更の件	廣尾町長外一名	大瀧村長	北海道製藥株式會社代表	大瀧村長	大瀧村長	道土地改良事業促進協會會長	小島村長外九名	余市町長	北海製紙株式會社々長森久則	北海道交通船協會理事長杉本嘉助	厚澤部村長東崎政男外三名	永山村長齊藤孝外一名	北海製紙株式會社々長外二名	北海製紙株式會社々長外二名	北海製紙株式會社々長外二名
開拓	同	衛生	衛生	林務	衛生	開拓	衛生	土木	商工	土木	土木	文教	文教	同	商工
		採擇		採擇		採擇	採擇	採擇	不採擇	採擇	採擇	採擇		不採擇	不採擇

123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108
國立名寄結核療養所に對し道費助成の件	芽室高等學校道立移管の件	旭川東高等學校改築の件	朱鞠内風連間道路より分岐し還根別村北十八線に通ずる開拓道路新設の件	町道幌加内村添牛内より朱鞠内を經て風連村に至る道路改良工事施行の件	日高線のスピードアップ實現の件	暑寒別岳を中心とする増毛町並に濱益村一帯を道立公園に指定の件	建材ブロック運賃等級引下げ方の件	準地方費道深川、和寒線中鷹泊峠改良工事施行の件	馬鈴薯耕作及び澱粉工事保持の件	北海道農業共済組合連合會事業不足金の補償對策の件	永山村家畜人工授精所の整備擴充の件	納内村内町村道東七丁目線改良工事施行の件	町道上清澤驛前より準地方費道網走、龍上線及上清澤、丸瀬布線に結ぶ道路を準地方費道に昇格の件	町道佐呂間村字床丹、中佐呂間間を準地方費道に昇格の件	町道遠輕、鴻之舞間道路を準地方費道に昇格の件
名寄町長	芽室町長	旭川東高校P・T・A會長	同	幌加内村長	日高線綜合開發期成會長	増毛町長外四名	北海道ブロック住宅協會々長	幌加内村長外一名	北海道指導連副會長	北海道農業共済連會長理事	上川生産農協連會長	納内村長	上清澤村長	佐呂間村長外一名	遠輕町長
衛生	文教	文教	開拓	同	土木	林務	商工	土木	同	同	農政	同	同	同	土木
		採擇	採擇	採擇	採擇			採擇				採擇			

5	4	3	2	1	陳情 文書 表番 號		132	131	130	129	128	127	126	125	124
全道地方中小企業相談所の補助金増額の件 同一趣旨二件	土地改良事業促進指導施設費に對し道費助成の件 同一趣旨十二件	道南に中央選鑛製鍊所設置の件	兒童公園建設に對し道費補助の件	記念兒童公園建設に對し道費補助の件	件	名	大樹町字旭濱に漁港築設の件	御影村所在鮭鱈探明孵化場國營化の件	町道遠輕色露間道路を準地方費道昇格の件	町道上目名線を準地方費道昇格の件	北檜山高等學校丹羽分校道費經營方の件	元國道二十八號線(現市町村道)の準地方費道昇格の件	農村受電自家用施設に對し道費補助の件	惠庭町所在町村道漁川沿線切替新設工事に對し補助の件	惠庭町所在町村道盤尻線改良工事に對し補助の件
網走地方中小企業相談所所長外二名	東藻琴村農業協同組合組合長理事	北海道南地下資源開發協會會長	名寄町長	帶廣市長	陳	情	大樹町長	御影村長	遠輕町長	喜茂別村長	東瀬棚村長	岩見澤市長	網走市長	同	惠庭町長
商工	開拓	商工	同	土木	付託 委員 會名	審査 結果	水産	水産	土木	土木	文教	土木	商工	土木	土木
採擇	採擇	不採擇	採擇	採擇											

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
町村道羽幌原野幹線を地方費道昇格の件	町立沼田高等学校の道立移管の件	釧路商工会館設置の件	準地方費道旭川増山線改良工事施行の件	道立壽都病院本館増築の件	大正村に定時制の道立川西農業高等学校分校設置の件	電力危機緊急対策の件 同一趣旨一件	電力危機緊急対策の件	定期命令航路開設の件	士幌村マツカウシ山麓を警察預備隊演習地区より除外の件	町村道賃付新區畫西知來別道路改良工事に對し道費助成の件	南別川改修繼續工事施行の件	町村道土場三ノ原道路改良工事に對し道費補助の件	町村道御保内三ノ原道路砂利補修工事に對し道費助成の件	高等學校定時制教員夜間勤務手當支給に關する件	道立帶廣精神病院の完成促進の件
羽幌町長	深川町長	釧路市長	東川村長	南部後志町村長會長	道立川西農業高等學校同窓會大正支部長	根室商工会議所會頭	名寄商工会議所會頭	小樽市長	士幌村農業委員會會長	同	同	同	眞狩村長	北海道高等學校主事會理事會會長	北海道社會福祉協議會會長
土木	文教	商工	土木	衛生	文教	同	同	商工	農政	同	同	同	土木	文教	衛生
	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇		採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
電力緊急対策の件	三笠町字下桂澤農耕地水没による代替地開放及び保障金確立の件	海陸運賃差調整の件	襟裳道立公園指定地區中様似村の區域を一部擴張指定の件	様似村に町制施行の件	社會保險における療養擔當手當（冬期療養料）適正償額設定の件	上川橋の架替工事施行の件	河川改修工事用機械器具並びに港灣及び鐵工業經營者に隨意契約下命の件	ダンスホール踊場の有効面積變更方の件	桂澤ダム建設に伴う上桂澤冠水地域の立退補償並びに代替地に關する件	北海道酪農検査所の事業推進の件	準地方費道東俱知安豊浦線道路改良工事施行の件	土地改良技術員設置費に對し道費助成の件 同一趣旨一件	児童公園に對する國庫補助の件	伊達町に日雇労働者集合所設置の件	町立羽幌病院を道立に移管の件
全道市議會電力對策委員會會議代表	三笠町字下桂澤部落村井權一郎外十五名	室蘭商工会議所會頭	同	様似村長外一名	北海道醫師會長	清水町長	函館市長	釧路社交ダンス教授協會會長	空知郡三笠町字桂澤上信太専三外六六名	北海道指導農業協同組合連合會會長	眞狩村長	遠輕町農業協同組合長	芦別町長	北海道日雇労働審議會室蘭地區委員	同
商工	開拓	商工	林務	總務	民生	同	土木	總務	開拓	農政	土木	開拓	土木	勞働	衛生
採擇	採擇	採擇	採擇		採擇	採擇	不採擇	採擇		不採擇	採擇	採擇	採擇	不採擇	採擇

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
稚内保健所天鹽支所を天鹽保健所に昇格の件	町村道西裏通り及び東十二丁目道路改修工事施行の件	江部乙村に町制施行の件	途別川(道費支辯河川)の改修工事施行の件	室蘭工業大學復舊建築費に對し道費助成の件	中小企業相談所に對する道費補助増額の件	甜菜糖の政府實上繼續實施方の件	機船底曳網漁業取締規則に基く禁止區域の改正並に夜間操業の禁止及び監視船の増強に關する件	昭和二十七年農務委員會に對する豫算増額に關する件	昭和二十六年度市町村農務委員會運營經費に關する件	北海道上磯保健所のB級昇格に關する件	室蘭市主催による贈振室蘭觀光博覽會に對し道費補助の件	幕別町古無川糖内川茂谷川の災害防除工事に對し道費補助の件	乗合自動車稅輕減に關する件	町村道豐富稚咲内間道路改良工事施行の件	豐富村豊徳小學校稚咲内分教場新設の件
天鹽町長外二名	同	江部乙村長外一名	幕別町長外三名	室蘭工業大學校長外一名	旭川商工會議所會頭外二名	道指導連副會長外四名	利尻區漁業調整委員會長外一八名	東川村長外一名	下湧別村長外十名	上磯町長	室蘭市長	幕別町長	日本乗合自動車協會長	同	豐富村長外一名
衛生	土木	總務	土木	總務	商工	農政	水産	同	農政	衛生	商工	土木	總務	土木	水産
採擇	採擇		採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇		採擇	不採擇	採擇	採擇

70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	56	55	54
甜菜糖業振興に關する件	由仁町に甜菜製糖工場誘致の件	農業共済事業緊急對策の件	甜菜耕作保護獎勵の件	昭和二十六年農務委員會運營經費の件 同一趣旨五件	昭和二十七年農務委員會運營經費の件	國民金融公庫帶廣支所設置の件	浦河高等學校復舊の件	歌志内高等學校を道立移管の件	喜茂別村に町制施行の件	北海道學藝大學の教員養成施設擴充に對し道費補助の件	北海道學藝大學内に教育養成所設置の件	教職員の定員増加並びに昇給昇格完全實施の件	町村道雄信内道路砂利道補修工事施行の件	昭和二十七年道有貸付牛のうち半数以上を開拓地に貸付の件	北海道における養蜂振興對策の件
上川三田管内町村會長外三四名	甜菜製糖工場誘致促進期成會會長外一名	北海道農業共済組合連合會會長	由仁糖業振興期成會會長	和田村長	神恵内村長	帶廣市長外一名	浦河町長外二名	歌志内町長外二名	喜茂別村長	北海道學藝大學長外七名	日高管内小學校長會代表外一名	・T・A會長外三名	天鹽町長	北海道開拓農業協同組合會長理事外一名	北海道養蜂組合連合會長
同	同	同	同	農政	農政	商工	同	文教	總務	總務	同	文教	土木	開拓	農政
採擇		採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇	採擇		採擇	採擇		採擇	不採擇	採擇

87	件十勝沖地震による罹災者救済対策の	同	民生	採擇
86	件十勝沖地震による災害住宅復舊対策	同	建築	
85	件十勝沖地震による災害土木復舊に關する件	様似村長留目四郎外一名	土木	採擇
84	件道有物件火災保險を民部保險會社に附保の件	日本火災海上保險株式會社札幌支店長外四名	總務	不採擇
83	件町村道女滿別—中藻琴線の改良工事に對し道費助成の件	女滿別町長	土木	採擇
82	件北海道立ブロック建築指導所に關する件	北海道ブロック住宅協會會長	建築	不採擇
81	件函館市千代ヶ岱公園野球場建設費に對し道費助成の件	函館市長外一名	總務	
80	件土地改良技術員設置費に對し道費補助の件	麻武農協組合長	開拓	
79	件町立壽都高等學校を道立移管の件	壽都町長外一名	同	採擇
78	件高等學校授業料値上反對の件	小樽市P・T・A連合會長	文教	
77	件國立登別病院の地方移讓に反對の件	幌別町長外二名	同	採擇
76	件江差町に結核療養所設置の件	江差保健所運營協議會長	衛生	採擇
75	件町村道當別—濱益線を地方費道昇格の件	當別町長	同	採擇
74	件三毛別川改修工場施行の件	同	同	採擇
73	件苫前町地内小川線道路新設工事施行の件	同	同	採擇
72	件苫前町苫前船入潤簡易工事施行の件	苫前町長	土木	採擇
71	件清掃事業施設建設費に對し道費補助の件	北海道市長會長	衛生	採擇

104	件公營電氣供給事業復元等の件	苫小牧市長	總務	採擇
103	件狂犬病豫防注射手数料並びに犬の登録手数料減額の件	沼田町長	衛生	
102	件道路工事執行令に伴う請負額適正方の件	北海道土建連合協會會長	土木	
101	件北海道大學教授海外派遣費に對し補助の件	北海道大學長	農政	
100	件海外抑留同胞救出國民運動資金に對し道費補助の件	海外抑留國民運動福島縣本部會長	民生	
99	件札幌市に家庭工藝共同作業所設置に對し道費補助の件	札幌市議會議長	同	
98	件失業對策事業就勞者の賃金改訂の件	室蘭地區日雇勞務處理委員會會長	勞働	
97	件羊蹄山山地崩壊防災及び防砂施設工事施行の件	賃符村長外一名	林務	
96	件農村有線ラジオ共同聴取施設に對し道費助成の件	北海道指導連副會長	農政	
95	件簡易保險郵便年金積立金の運用權を郵政省移管の方の件	山部村長	總務	採擇
94	件十勝沖地震による隔離病舎災害復舊費に對し助成の件	廣尾町長外一名	衛生	採擇
93	件小樽市勞働會館設置に對し道費助成の件	小樽地區勞働組合會議議長	勞働	採擇
92	件國立札幌病院の新築完成促進の件	札幌市議會議長	衛生	採擇
91	件十勝沖地震による上水道災害復舊に對し融資の件	厚岸町長岸田利雄	土木	採擇
90	件十勝沖地震による災害對策の件	同	總務	採擇
89	件十勝沖地震による學校災害復舊對策の件	同	文教	採擇
88	件十勝沖地震による漁業災害復舊對策の件	同	水産	採擇

備考 審査の欄に於ける空白は、未審査及び、調査保留のものである。

會 合

全國議會議長會

○四月二十一、二の兩日東京都において、常任幹事會開催、地方自治法改正法案について協議した。

一道北部七縣議會事務局長連絡協議會

○四月二十一、二日の兩日東京都において開催、つぎの事項を協議した。

一、地方議會職員の身分について。

一、全國都道府縣議會事務局長會議提出事項について。

一、東北七縣議會住宅對策協議會について。

資料

十勝沖地震による漁業災害の復舊 資金の融通に關する特別措置法

(昭和二七、四、一二法律第八九號)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁業者又は水産業協同組合が昭和二十七年三月の十勝沖地震によつてその所有する漁船、漁具、水産動植物の養殖施設又は政令で定める漁業共同利用施設(以下「漁業施設」という。)について受けた損害の復舊を圓滑にするため、政府が當該復舊に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二條 政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機關(以下「融資機關」という。)が十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復舊のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者につきその漁業施設の復舊のために融資をしようとするものに對して融資をするときは、政令の定めるところにより、當該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、當該融資につき利子の補給する旨の契約を當該融資機關と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機關が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の總額は、六

億圓を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到來後一年の範圍内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機關ごとに、當該融資機關のした同條同項の融資(以下「融資」という。)の總額の百分の三十に相當する金額とする。

(利子補給の基準)

第四條 第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機關がした融資の融資殘高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機關のする融資の利率は、當該融資機關が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で當該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員又は會員に對してする貸付)

第六條 水産業協同組合がその組合員又は會員の漁業施設の復舊のために融資機關から融資を受けた資金をその組合員又は會員に貸付ける場合の利率は、當該融資機關から受けた當該融資の利率をこえてはならない。

(債權の保全及び回収)

第七條 融資機關は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、當該融資に係る債權を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機關は、當該融資に係る債權の回収によつて

得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを當該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充當し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならぬ（法令等の違反に對する措置）

第八條 政府は、融資機關がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、當該融資機關のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることがでる。

（施行規定）

第九條 この法律に定めるものの外この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

十勝沖地震による農林業災害の復舊資金の融通に關する特別措置法

（昭和二七、五、七法律第一三四號）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、農林業者が昭和二十七年三月の十勝沖地震によつてその所有する農舎、畜舎、サイロ、炭釜、又は政令で定める農林業共同施設（以下「農林業施設」という。）について被つた損害の復舊を圓滑にするため、政府が當該復舊に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

（損失補償及び利子補給）

第二條 政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機關（以下「融資機關」という。）が前條の地震によつて農林業施設に損害を受けた農林業者でその復舊のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する農業協同組合、農業協同組合連合會、森林組合、森林組合連合會、若しくは中小企業等協同組合（以下「協同組合等」という。）でその者につきその農林業施設の復舊のために融資しようとするものに對して融資をするときは、政令の定めるところにより當該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、當該融資につき利子補給をする旨の契約を當該融資機關と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機關が契約を結ぶことができる融資はこの法律施行の日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つその償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の總額は、二億圓を限度とする。

（損失の基準及び損失補償限度）

第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到來後一年の範圍内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前條第一項の規定に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機關ごとに、當該融資機關のした同條同項の融資（以下「融資」という。）の總額の百分の三十に相當する金額とする。

（利子補給の基準）

第四條 第二條第一項の規定に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機關がした融資の融資殘高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

（利率）

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機關のする融資の利

率は、當該融資機關が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で當該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(協同組合等の貸付利率)

第六條 協同組合等が融資機關から融資を受けた資金をその組合員に對して貸付ける場合の利率は、當該融資機關から受けた當該融資の利率をこえてはならない。

(債權の保全及び回収)

第七條 融資機關は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、當該融資に係る債權を善良な管理者の注意をもつて保有し且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機關は、當該融資に係る債權の回収によつて得た金額のうちから債權行使のために必要とした費用を控除し、殘額があるときは、これを當該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充當し、なお殘額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない(法令等の違反に對する措置)

第八條 政府は、融資機關がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、當該融資機關のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(施行規定)

第九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は政令で定める。

附 則

1. この法令は、公布の日から施行する。

「地方自治法の一部を改正する法律案」に對する提案理由の説明

(四、二五衆院地行委において岡野國務大臣より)

ただいま本委員會に付託になりました、地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な改正事項の概略を御説明申し上げます。

新憲法の精神に基き地方自治の本旨を實現するため、憲法とともに、地方自治が施行になりましてから、本年度丁度五ヶ年を迎えることとなりました。この間終戦後の惡條件が山積する中におきまして地方自治確立の途上には幾多の障害が横たわつていたのでありますが、地方自治關係者の不斷の努力と協調によりまして、これらの障害はなお、今後の努力にまつべきものも尠くないとはいへ、次第に解決に向つて参つておりますことは近く國民待望の獨立の日を迎えようとしております際、まことに御同慶に堪えないところであります。私は、わが國、民主化の基礎を確立し、獨立を迎える上に果した地方自治關係者のこの五ヶ年にわたる努力の功績はきわめて大きいものがあると信じて疑われない者であります。しかしながら、わが國の民主主義は、まだようやくその基礎を確立したばかりであり、地方自治のよつて立つ基盤も未だ甚だ脆弱であることは、率直にこれを認めざるをえないところであります。政府は、深くこれらの點に鑑みまして、この際地方自治法の一部を改正致しまして、地方公共團體の事務處理の自主性を可及的に保障することにより地方自治の基盤をいよいよ確實にするとともに、獨立後の國民負擔を少しでも軽減するため極力地方公共團體の組織及び運営の簡素化及び能率化に努めもつて今後の新情勢に對處することとし、更に地方自治法運用の實情に徴しまして地方公共團體の組織及び運営を眞に合理的ならしめて地方自治運営の不合理、不經濟等に名を藉つ

て地方自治に對する不信の聲が擡頭して参りますようなことをできるだけ避けるように致したいと存するのであります。これが今回地方自治法の一部を改正する法律案を提案し、御審議をお願いすることとした理由の主要であります。

次に、改正法案の主要な事項につきまして、その概略を御説明申し上げます。その第一點は、地方公共團體の自主的な事務處理を保障することにより、地方自治の強化を図るとともに、その運営の合理化に資しようとした點であります。明治以來地方公共團體に委任される國の事務はおびただしい數に達しており、地方公共團體は、いわゆる委任事務の處理に追われて、その創意と工夫により、地方の實情に適合した自治行政を行うことができないという實情にあることは御承知の通りであります。終戦後地方自治の強化のため行政の各分野にめざましい改革がなされたのであります。地方公共團體に對するいわゆる委任事務を整理して、地方公共團體が自主的にその事務を處理することができるよう範圍を擴大するという點につきましては、ほとんど見るべき改善がなされずして今日に至つたのであります。ここにおいて、地方行政調査委員會議は、さきに地方自治を確立するために行政事務を再配分することを勧告するとともに「機關委任の認められる事務の範圍は、地方自治法等において明記し、將來無制限に増されることのないようにすべきである。」と述べ、「地方公共團體の事務とされたものについては、その義務的處理を建前とするものは、極力これを限定しなければならぬ」と勧告したのであります。政府としても、近く地方制度調査會を設け、地方行政調査委員會議の勧告實現の具體的な方法その他地方制度の根本に關する事項について諮問する方針であります。その結論が得られますまでの間におきましても、地方公共團體に委任される國の事務は、いよいよ多きを加えて行く實情にありますのでこの際地方公共團體及び地方公共團體の執行機關に處理を義務付けている事務並びに地方公共團體に設置を義務付けている行政機關及び職員等を、すべて、別表として地方自治法中に掲げることとし、もつて地方公共團體

體の自主的な事務處理の確保に資することとしたのであります。もとより今回別表に掲げました事務行政機關及び職員等は、現在法律又は政令によつて地方公共團體に義務づけられているものをすべてそのまま掲げたものであります。なんらこれに整理の手を加えておりませぬためおびただしい數にのぼつておりますので、直ちに地方公共團體の自主性の保障に役立つとは申せないかも知りませんが、このような措置により、將來地方公共團體に處理を義務つける事務等を増加しようとする際には常に地方自治法の改正を伴うこととなりますので、その際國會におかれましても、十分各種の行政について方地自治の見地から御検討を願う機会もあることとなりましようし、政府としても地方行政簡素化の折柄慎重にこれを抑制して参る方針でありますから、地方公共團體が義務的に處理し又は設置しなければならぬ事務、行政機關及び職員等を現在以上に法令によつて増加して行くことは、かなり反省されるに至ることを期待しているわけでありました。また、地方自治法の別表を一見することによつて、いかに多くの、また特にその義務づけについて疑問のあるような種類の事務、行政機關及び職員等の處理又は設置までが地方公共團體に義務づけられているかが明白となりますので、これを簡素合理化しようとする世論も喚起されまして、將來地方公共團體の事務の處理、行政機關及び職員等の設置について、その自主性を強化するとともに、その事務の配分を合理化する上に役立つであろうと信ずるものであります。一方、地方公共團體の側におきましても、地方自治法を見るだけで地方公共團體として義務的處理を負わされている事務及びその組織を系統的に把握できることとなり、地方自治の現狀に對する住民の認識を高める自治教育上の意義も決して少なくないと考えられますし、更に、地方公共團體の當局者に對しましては、今後ますます必要となつて参ります地方行政の総合的な運営について合理的な計畫を樹てる際にも、又はこれらの事務について検討する機会を與える上にも役立たしめることができるものと存するのであります。

また、地方公共團體又は地方公共團體の機關に事務を委任し又は經費を

負擔させるには、必ず法律又はこれに基く政令によらなければならぬこととし、從來總理府令・法務府令、省令その他の政令以外の命令によつて委任し又は負擔させておりましたものにつきましては、この法律施行後一年以内に法律については必要な改正の措置をとらなければならぬこととし、總理府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令については法律に基く政令に改めなければならないことと致しまして、地方自治の保障を更に厚くすることとしたのであります。

更に、議員定數その他地方公共團體の組織につきましても、今回の改正法案におきましては、地方公共團體の組織及び運営の簡素化に努めつつ、制度としては、地方公共團體の組織及び運営に關して、地方公共團體の自主的に決定し得る建前を基本とすることに改め、その自主性の確保を圖ることができるよう配慮を加えた次第であります。

次に、改正の第二點は、地方公共團體の組織及び運営の簡素化及び能率化を圖つた點であります。

地方公共團體の組織及び運営の簡素化及び能率化については、地方行政調査委員會の勧告の次第もあり、政府は、昨秋以來行政簡素化本部を設けて検討を續けて來たのでありますが、今回は、おおむね、地方行政調査委員會の勧告を中心とし、これに各方面の意見等をも參照して、立案を致したものであります。

先づ、地方公共團體の議會につきましては、第一に、議員の定數の法定主義を改めて法律には議員定數決定の場合の基準のみを定めるとし、議員定數は、地方公共團體が條例で自主的に定めることができるようにするとともに、その決定の基準として法律に掲げる定數は、おおむね戦前の定數を參考として定めたのであります。次に、議會制度の合理化を圖る措置として定例會制度を通常會制度に改めるとともに、議員より臨時會招集の請求のあつた場合には都道府縣にあつては三十日、市町村にあつては、二十日以内に必ずこれを招集しなければならないものとし、更に、議員全員の改選又は長の更迭のあつた場合には、必ず臨時會を招集し

なければならぬものとしたのであります。

地方公共團體の執行機關につきましては、先ず、都道府縣の局部につきましては、現在必置の局が七、部が六で實際には六乃至十二の局部が設けられておりますのを、人口段階別に最低四部、最高八局部の基準を法定することに改め、都道府縣知事は條例で、局部の數を増減し、局部の名稱又は所掌事務を變更することができることとしたのであります。

次に、都道府縣の副知事及び副出納長並びに市の助役の設置を任意制に改め、選舉管理委員は、都道府縣及び五大市にあつては四人、その他の市及び町村にあつては、三人とし、四人の監査委員を置くことができる市は政令で指定する市に限ることとしたのであります。

また、各種委員會の委員及び監査委員は、非常勤を建前とすることに改め、地方公共團體の長と、委員會との協力關係に關する規定を整備して、委員會の事務局又は出先機關等の簡素化に資することとしたのであります。次に、地方公共團體がその事務を共同處理し、若しくは他の地方公共團體に委託し又は行政機關若しくは職員等を共同設置することによつて、その組織及び運営の簡素化及び能率化を圖ることができるようになるため、あらたに、地方公共團體の協議會・地方公共團體の機關又は職員の共同設置及び地方公共團體の事務の委託に關する手續その他の規定を設けることとしたのであります。

更に、大都市における行政の簡素且つ能率的な處理を圖るため、區の組織につき所要の改革を行うこととし、特別市の行政區及び都の特別區の區長の公選制を廢止する外、都については、更に、特別區の性格、都區の間に於ける事務の配分、都區の關係の調整の方法等に改正を加え、大都市に於ける行政の統一的、且つ能率的な處理をできるだけ確保しようとしたのであります。すなわち、特別區の存する區域におきましては現行制度上は都も特別區とともに市として事務を分割して處理することとなつており、その間の調整が伴々困難であり、多くの事務についていきおい二重機構、二重行政的な取扱がなされているのでありますが、今回、これを改め、特

別區はその實體に即するように、大都市の内部的部分團體としてその性格に變更を加え、都と特別區の一體的關係を明確にするとともに、特別區の區域内の都民に、身近かな事務は原則として特別區が處理することとし、實質的には、特別區の權能に屬する事務を増加することと致したのであります。而してこれらの事務の合理的能率的處理を圖るためには、都及び特別區間並びに特別區相互間の事務處理の一體化をできるだけ確保することが必要であります。同時に特別區の性格にかんがみ、これらの要請とその自治權との間の調和を圖る必要がありますので、區長の公選制度を改めて都知事が特別區の議會の議員の選舉權を有する年令滿二十五年以上の者について特別區の議會の同意を得て選任するものと改めた次第であります。

第三は、地方公共團體の組織及び運営の合理化を圖る點であります。先ず、市町村の規模の合理化につきましては、地方行政調査委員會の勧告もあり、政府も、早くから勸奨しているところでありましたが、これまでの實績に鑑み、都道府縣及び國の關係行政機關の協力がなければ、十分効果を擧げることができませんので、このたび、都道府縣知事に市町村の廢置分合又は境界變更の計畫をたて、これを關係市町村に勧告する權限を認めることとし、この勧告に基き市町村の廢置分合又は境界變更につきましては、國の關係行政機關にこれを促進するため必要な措置を講ずべき義務を課することとしたのであります。

次に、市町村の境界に關する爭論その他地方公共團體相互の間又は地方公共團體の機關相互の間における紛争を、なるべく當事者の互譲により圓滿且つ迅速に解決するため、地方行政調査委員會の勧告に基いて、自治紛争調停委員を設けることとしたのであります。地方行政簡素化の趣旨から、自治紛争調停委員は、常置の制を採らず、事件ごとに任命する臨時の機關とすることと致しました。

最後に、地方公共團體が住民の福祉の増進に寄與するとともに、最少の経費で最大の効果を擧げようとする等、地方公共團體の組織及び運営の合理化を圖り、地方自治の内容を更に質的にも向上するためには、地方公

共團體の自主性をできるだけ尊重しつつ、國又は都道府縣がその有する技術、知識、經驗等をもつてできるだけ協力して參る體制を確立する必要があると認められますので、地方行政調査委員會の勧告に従い、主務大臣並びに都道府縣知事及び都道府縣の委員會等に技術的な助言、勧告、情報提供等非權力的な關係を認めることとし、國と地方公共團體との間の合理的な協力關係の確立を圖ることとしたのであります。

以上がこの委員會に付託になりました地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及び改正の主要な事項の概要であります。何卒よろしく御審議の程をお願い致します。これをもつて提案理由の説明と致します。

自治廳設置法案について

今次行われる中央の行政機構改革の一環として、地方自治廳地方財政委員會及び全國選舉管理委員會を統合し總理府の外局として新たに自治廳を設けることが四月二十二日の閣議において決定された。以下はその設置法案の全文である。

自治廳設置法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、自治廳の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十號)第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局とし自治廳を設置する。

2 自治廳の長は、自治廳長官とし、國務大臣をもつて充てゐる。

第三條 自治廳は、民主政治の基盤をなす地方自治及び公職選舉等に関する各種の制度の企畫及び立案並びにその運営の指導に當るとともに、國と地方公共團體との連絡及び地方公共團體相互間の連絡協調を圖り、もつて、地方自治の本旨と民主政治の確立に資することを任務とする。

(自治廳の權限)

第四條 自治廳は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 豫算の範圍内で、所掌事務の遂行に必要な支出負擔行爲をすること
二 收入金を徴收し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を處分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を收集し、頒布し、又は刊行すること。

十 自治廳の公印を制定すること。

十一 地方自治及び民主政治の普及徹底その他所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 地方公共團體の財務に關係のある事務について報告を徴取し、調査し、及び助言すること。

十三 内閣が國會に對して行う地方財政の狀況に關する報告の原案を作成すること。

十四 都道府縣に關する直接請求の結果、都道府縣の議會の會議の結果、都道府縣の豫算及び決算並びに條例の制定又は改廢に關する報告を受理すること。

十五 地方公共團體の人事行政が地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるよう協力し、及び技術的助言をすること。

十六 町村職員恩給組合の模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すこと。

十七 衆議院議員、參議院議員及び都道府縣知事の當選等に關する報告を受理すること。

十八 公職の候補者が選舉に關して新聞廣告の寸法を定めること。

十九 公職の候補者が選舉に關してする政見放送に關し、その回数日時等放送に必要な事項を定めること。

二十 選舉公報を發行しない區域を定めること。

二十一 公職の候補者の選舉運動に關する收入及び支出の責任者が備へなければならない會計帳簿の種類及び様式を定めること。

二十二 選舉管理委員會が行わなければならない選舉運動に關する收入及び支出の報告書の公表の様式を定めること。

二十三 選舉關係の訴訟の提起等について裁判所の長より通知を受け、及び判決が確定したとき判決書謄本の送付を受けること。

二十四 政黨、協會その他の團體がその代表者又は主幹者及び會計責任者を選出した場合において、その届出を受理すること。

二十五 政黨協會その他の團體の會計責任者が備へなければならない會計帳簿の種類及び様式を定めること。

二十六 政黨、協會その他の團體の會計責任者が提出しなければならない寄附等に關する報告書の様式を定めること。

二十七 選舉管理委員會が行わなければならない寄附等に關する報告書の公表の様式を定めること。

二十八 選舉、投票及び最高裁判所裁判官の國民審査の普及宣傳をすること。

二十九 地方公共團體の負擔を伴う法令案及び經費の見積書について關係各大臣に對して意見を申し出ること。

三十 地方財政平衡交付金の總額を見積ること。

三十一 地方公共團體に交付すべき地方財政平衡交付金の配分額を決定し、及びこれを交付すること。

三十二 地方財政平衡交付金の額の算定の基礎についての地方公共團體の審査の請求を受理し、及びこれを審査すること。

三十三 内閣が國會に提出する地方公共團體の翌年度の歳入歳出總額の原案を作成すること。

三十四 地方債の發行を許可すること。

三十五 當せん金附證券を發賣することができる市を指定し、及び地方公共團體の行う當せん金附證券の發賣を許可すること。

三十六 地方競馬、自轉車競技及びモーターボート競走を行うことができる市町村を指定すること。

三十七 地方公共團體の課稅權の歸屬その他地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の規定の適用について關係地方公共團體の長が意見を異にする場合において、決定し、又は裁決すること。

三十八 附加價值稅の課稅標準とすべき附加價值の分割に關する更正又は決定について、主たる事務所又は事業所所在地の都道府縣知事に對して指示すること。

三十九 市町村が行う市町村民稅の課稅標準とすべき所得及び所得稅額の變更について、許可すること。

四十 固定資産稅の課稅標準とすべき固定資産の評価について技術的援助及び助言を與えること。

四十一 地方公共團體の法定外普通稅の新設又は變更を許可すること。

四十二 内閣總理大臣の權限に屬する左に掲げる事項について内閣總理

大臣を補佐すること。

イ 國家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共團體の長の申出を受理し、これに關する調査を行い、關係各大臣に對して必要な指示をし、その他適當な措置を講ずること。

ロ 地方公共團體の區域の變更に關する處分をし、又はこれに關する都道府縣知事の處分の届出を受理すること。

ハ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第四百十六條の規定による手續を採ること。

ニ 地方自治法第二百四十七條の規定による手續を採ること。

ホ 一の地方公共團體のみに適用される特別法の一般投票の手續及び當該法律の公布の手續を採ること。

ヘ 都道府縣及び特別市の加入する地方公共團體の組合の設立、加入團體の増減、共同處理事務の變更又は組合規約の變更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

ト 民法（明治二十九年法律第八十九號）第三十四條の規定により、法人の設立を許可すること。

チ イからトまでに掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、内閣總理大臣の權限に屬する公職選舉並びに地方公共團體の行政及び財政に關する事項。

四十三 前各號に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、自治廳の權限に屬せしめられた權限

（内部部局）

第五條 自治廳に、長官官房及び左の四部を置く。

行	選	財	稅
政	舉	政	務
部	部	部	部

（特別な職）

第六條 自治廳に、次長一人及び參與十人以上を置く。

(次長)

第七條 次長は、自治廳長官を助け、廳務を整理する。

(參與)

第八條 參與は、重要な廳務に關して、自治廳長官に對し意見を申し述べ
る。

2 參與は、地方公共團體の長及び議會の議長の全國的連合組織の代表
者並びに學識經驗者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

3 參與は、非常勤とする。

(長官官房の事務)

第九條 長官官房においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 長官の官印及び應印を管守すること。

三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び
訓練に關すること。

四 自治廳の機構、定員及び運営に關して調査し、企畫し、及び立案す
ること。

五 所管行政の調査を行うこと。

六 所管行政の總合調整を行うこと。

七 法令案その他公文書類の審査を行うこと。

八 公文書類を接受し發送し、編集し、及び保存すること。

九 國と地方公共團體との一般的連絡に關すること。

十 廣報に關すること。

十一 經費及び收入の豫算及び決算を作製し、會計事務を行い、及び會
計を監査すること。

十二 國有財産及び物品を管理すること。

十三 職員の衛生、醫療その他の福利厚生に關すること。

十四 所管行政に關する調査、統計の作成及び資料の収集について部内

の調整を圖ること。

十五 地方公共團體の財務に關係のある事務について報告を徴取し、調
査し、及び助言すること。

十六 地方公共團體の求めに應じて、當該地方公共團體の行政及び財政
に關する總合的な調査を行うこと。

十七 前各號に掲げるものの外、自治廳の任務を遂行するため必要な事
務で他部の所掌に屬しない事項に關すること。

(行政部の所掌事務)

第十條 行政部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 國家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣總理大臣の權限の
行使について補佐すること。

二 地方自治に影響を及ぼす國の施策の企畫、立案及び運営に關し、必
要な意見を關係行政機關に申し出ること。

三 地方自治法に基く内閣總理大臣の權限の行使について補佐すること
四 地方公共團體の組織及び運営に關する制度を企畫し、及び立案する
こと。

五 行政書士法(昭和二十六年法律第四號)の施行に關すること。

六 地方公務員に關する制度を企畫し、及び立案すること。

七 地方公共團體の人事行政に對して協力し、及び技術的助言を行うこ
と。

八 町村職員恩給組合及び町村職員恩給組合連合會に關する事務を處理
すること。

九 地方職員共済組合に關する事務を處理すること。

十 前各號に掲げるものの外、地方自治法及びその他の法律に基く、自
治廳長官の地方行政に關する。權限の行使に關すること。

(選舉部の所掌事務)

第十一條 選舉部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 公職選舉法及び同法の規定を準用する法律に基く選舉に關する調査

を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企畫し、及び立案すること。

二 最高裁判所裁判官の國民審査及び日本國憲法改正の國民の承認に關する投票に關する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企畫し及び立案すること。

三 地方公共團體の住民による各種の直接請求に基く投票に關する調査を行い、資料を収集し、並びにその制度を企畫し、及び立案すること。

四 一の地方公共團體のみに適用される特別法の制定のための投票に關する調査を行い、資料を収集し、並びにその制度を企畫し、及び立案すること。

五 前各號に掲げる選舉、投票及び最高裁判所裁判官の國民審査の施行準備に關すること。

六 第一號から第四號までに掲げる選舉、投票及び最高裁判所裁判官の國民審査の普及宣傳に關すること。

七 政黨その他政治團體に關すること。

八 國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律（昭和二十五年法律第七十九號）の施行に關すること。

九 第五號に定めるものを除く外、中央選舉管理委員會に關する豫算の要求及び配付に關すること。

十 前各號に掲げるものの外、公職選舉法及びその他の法律に基く自治廳長官の選舉等に關する權限の行使に關すること。

（財政部の所掌事務）

第十二條 財政部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 地方公共團體の財政に關する制度（地方税に關するものを除く。）を企畫し、及び立案すること。

二 地方財政平衡交付金の總額の見積に關すること。

三 地方財政平衡交付金の配分に關すること。

四 地方財政平衡交付金の減額又は返還に關すること。

五 地方債の發行を許可すること。

六 地方公共團體の財政資金の調達に關してあつ旋すること。

七 當せん金附證券を發賣することができ市町村の指定及び地方公共團體の行う當せん金附證券の發賣の許可に關すること。

八 地方競馬、自轉車競技及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に關すること。

九 前各號に掲げるものの外、地方財政平衡交付金法地方財政法及び地方自治法並びにその他の法律に基く自治廳長官の地方財政に關する權限の行使に關すること。

（稅務部の所掌事務）

第十三條 稅務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 地方税に關する制度を企畫し、及び立案すること。

二 地方公共團體の課稅權の歸屬その他地方稅法の規定の適用について關係地方公共團體の長が意見を異にする場合において決定し、又は裁決し、及び市町村民稅のうち法人稅割の分割に關して裁定し、又は裁決すること。

三 附加價値稅の課稅標準とすべき附加價値の分割に關する更正又は決定について、主たる事務所又は事業所在地の都道府縣知事に對して、指示すること。

四 固定資産の評價について、技術的援助及び助言を與えること。

五 國又は都道府縣知事が評價する固定資産の指定その他の事務に關すること。

六 法定外普通稅の新設又は變更の許可に關すること。

七 前各號に掲げるものの外、地方稅法及びその他の法律に基く自治廳長官の地方税に關する權限の行使に關すること。

（地方財政審議會）

第十四條 自治廳は、地方財政審議會を置く。

（地方財政審議會の組織）

第十五條 地方財政審議會は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、地方自治に關して、優れた識見を有する者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

3 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。
一 全國の都道府縣知事及び都道府縣議會の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人
二 全國の市長及び市議會の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人
三 全國の町村長及び町村議會の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

4 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

5 委員は再任されることができる。

(地方財政審議會の委員の罷免)

第十六條 委員は、左の各號の一に該當する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 心身の故障のため職務を遂行するに堪えないとき。

二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があるとき

2 委員が前項各號の一に該當すると認めるときは、内閣總理大臣は、當該委員を罷免することができる。但し前條第三項の委員については、あらかじめ、それぞれ當該委員を推薦した地方公共團體の長及び議會の議長の各連合組織の意見を聞かなければならない。

(地方財政審議會の付議事項)

第十七條 自治廳の所掌事務のうち、左に掲げる事項については、地方財政審議會の議に付し、その意見を尊重しなければならない。

一 地方財政平衡交付金の配分に關する命令の立案に關すること。

二 各地方公共團體に交付すべき地方財政平衡交付金の配分額の決定又は變更に關すること。

三 地方財政平衡交付金の交付額の減額又は返還並びにこれに關する異

議申立についての決定に關すること。

四 地方財政平衡交付金の額の算出の基礎についての地方公共團體の審査の請求の審査並びに交付金の額の減額等の聽聞に基く處分に關すること。

五 地方財政の狀況報告案及び地方公共團體の翌年度の歳入歳出總額の見込額の原案に關すること。

六 地方公共團體の課税權の歸屬その他地方税法の規定の適用について關係地方公共團體の長が意見を異にする場合における決定又は裁決に關すること。

七 市町民税のうち法人税割の分割に關する裁定又は裁決に關すること
八 固定資産の評価基準並びに國が評價する固定資産の指定、評價、及びその課税標準額の配分に關すること。

九 固定資産の價格の配分の調整又は固定資産の價額の決定若しくは配分に關する異議の申立の決定に關すること。

十 法定外普通税の新設又は變更の許可及び地方債の發行の許可に關すること。

十一 都道府縣の行う事業について市町村が負擔すべき金額の更正に關すること。

十二 地方公共團體の負擔を伴う法令案及び經費の見積書のうち重要なものについての意見に關すること。

十三 當せん金附證券を發賣することができる市の指定及び地方公共團體の行う當せん金附證券の發賣の許可に關すること。

十四 地方競馬、自轉車競拔及びモーターボート競走を行うことのできる市町村を指定すること。

十五 前各號に掲げるものの外、自治廳長官が地方財政審議會の議に付するを適當と認めた事項。

(意見の申出)

第十八條 地方財政審議會は、毎年度國の豫算に計上される地方財政平衡交付金に關して、自治廳長官に意見を申し出ることができる。

2 地方財政審議會は國、都道府縣及び市町村相互の間における財政及びこれに影響を及ぼす諸關係の調整について、自治廳長官及び關係機關に對して意見を申し出ることができる。

(地方財政審議會の會長)

第十九條 地方財政審議會に會長を置き、委員の互選により定める。

2 會長は、會務を掌理する。

3 地方財政審議會は、あらかじめ、委員のうちから、會長に事故がある場合に會長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(地方財政審議會の議事等)

第二十條 地方財政審議會の議事は、委員三人以上の同意をもつて決する。前項に定めるものの外、地方財政審議會の議事に關して必要な事項は地方財政審議會が定める。

3 地方財政審議會の運営に必要な事務は、自治廳長官の定めるところにより、自治廳の職員をして行わせることができる。

(中央選舉管理委員)

第二十一條 自治廳に、中央選舉管理委員を置く。

2 中央選舉管理委員の權限、組織、任命その他の事項については、公職選舉法第五條の二の定めるところによる。

(自治紛争調停委員)

第二十二條 自治廳に、自治紛争調停委員を置く。

2 自治紛争調停委員の權限、組織、任命その他の事項については、地方自治法第二百五十一條の定めるところによる。

(職員)

第二十三條 自治廳に置かれる職員の任免、昇給、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十號)の定めるところによる。

(定員)

第二十四條 自治廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、第二十一條の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三號)施行の日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廢止する。

全國選舉管理委員會法(昭和二十二年法律第五十四號)

地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第三十一號)

地方財政委員會設置法(昭和二十五年法律第二十號)

3 第十五條第二項の規定による地方財政審議會の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

4 この法律施行の際、現に地方自治廳、地方財政委員會事務局及び全國選舉管理委員會事務局の職員である者は、同一の勤務條件をもつて自治廳の職員となるものとする。

理 由

今次の行政機構改革の一環として、地方自治廳、地方財政委員會及び全國選舉管理委員會を統合し、自治廳を設け、その所掌事務の範圍及び權限を明確にする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

公職選舉法改正案要綱について、

(衆院選舉法改正特別委員會案)

公職選舉制度の改正についての意見は、その都度「時報」にも掲載してきたが、第三卷八號同九號(衆議院では特に特別委員會を設け、さらに同委員會内に小委員會をおいて研究、このほど小委員會での改正點が大部分決定し、殘余の部分について結論を得れば改正法案として今國會に提出することである。

この資料は、現在までに小委員會で決定したもの及び現在未決定で目下研究中のものについての中間報告である。

公職選挙法改正案要綱

(衆院選挙法改正特別委員会小委員会案四一現在)

決定のもの

一 選挙に關する區域 (一八三)

町村長及び町村の教育委員の選挙についても特別の事情(町村の合併等)がある場合には、町村の區域を分けて開票區を設定し得るようになること。

二 選挙期日の公示又は告示 (三一—三四)

選挙期日の公示又は、告示は次のように行うこと。

- (1) 衆議院議員 選挙期日前二十五日(現行三十日)
- (2) 参議院議員 三十日(現行通り)
- (3) 知事、都道府県教育委員 二十五日(現行三十日)
- (4) 都道府県議員 二十日(現行通り)
- (5) 五大市の長、議員及び教育委員 十五日(現行二十日)
- (6) 町村の長、議員及び教育委員 十日(現行二十日)

三 代理投票 (四八、令三七、三九—四一)

(1) 代理投票においては、補助者二人を選任し、その一人に選挙人が指示する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならぬ旨の規定(令三九)を法律に設けること。

(2) 右の記載補助者の不正行為に對して詐偽投票と同程度の罰則を設けること(二萬五千圓以下の罰金—新二三七の二) 立會補助者の義務違反に對しては立會人の義務懈怠罪と同程度の罰金を科すること(二千五百圓以下の罰金—二三八)。

四 不在者投票 (四九、令五〇—六五)

疾病等のため歩行が著しく困難であるべきことを事由とする不在者投票(いわゆる在宅投票)は、これを廢止し、不在者投票管理者が管理す

る一定の投票記載所においてする場合に限り認めること。(在宅投票の廢止に伴い醫師の證明書制度は不用となる。又在宅投票の場合の代理投票も認められないこととなる。)

五 開票立會人及び選挙立會人 (六二、七六)

開票立會人又は選挙立會人として届出のあつた者が十人の定數を超えた場合、その互選制を廢止し、くじによつてその立會人を定めること。

六 投票の効力 (六八)

同一氏名、同一氏又は同一名の候補者が二人以上ある場合これらに對する投票において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票も有効としその投票は、開票區ごとのこれらのものの有効投票數に比例して按分加算すること。

七 立候補の届出 (八六)

立候補の届出は、選挙期日の公示又は告示の日から次の期限までとする。

- (1) 衆議院議員 選挙期日前十五日(現行十日)
- (2) 参議院議員 二十日(現行通り)
- (3) 知事、都道府県教育委員 二十日(現行通り)
- (4) 都道府県議員 十五日(現行十日)
- (5) 五大市の長、議員及び教育委員 十日(現行通り)
- (6) 市(五大市を除く)の長 十日(現行通り)
- (7) 議員及び教育委員 五日(現行十日)
- (8) 町村の長、議員及び教育委員 五日(現行十日)
- (9) 立候補のための公務員の退職 (九〇)
- (10) 立候補の制限を受けている公務員が立候補した場合には、その届出と同時に、何等の手續を要せず當然に退職したものとみなすこと。
- (11) 供託金及び公營分擔金 (九二—九四)
- (12) 供託金の沒收 (九三—九四)

選挙期日前十日以内に立候補を辞退した場合に限らず、それ以前に立候補を辞退した場合においても原則として供託金を没収すること。
(2) 供託金及び公営分擔金の額を次のように改めること。

供託金 分擔金

- 衆 五萬圓（現行三萬圓） 三萬圓（現行二萬圓）
参 五萬圓（現行三萬圓） 三萬圓（現行二萬圓）
縣 二萬圓（現行一萬圓） なし（現行通り）
知 五萬圓（現行三萬圓） 三萬圓（現行二萬圓）
市 一萬圓（現行五千圓） なし（現行通り）
市長 二萬五千圓（現行一萬五千圓） なし（現行通り）
縣 二萬圓（現行一萬圓） 一萬五千圓（現行一萬圓）
市 一萬圓（現行五千圓） なし（現行通り）
市教委 一萬圓（現行五千圓） なし（現行通り）
町村の長 議員、委員なし（現行通り） なし（現行通り）
- 一〇 地方議會の議員の再選挙及び補欠選挙（一一〇二、一一三二）
議員の欠員が一定数に達しない場合地方公共團體の他の選挙があると
きは、これと同時に再選挙又は補欠選挙を行うべきこととなつてゐるが
その場合の「他の選挙」の範圍を同一地方公共團體の選挙に限定するこ
と。

- 一一 在任期間を異にする教育委員の選挙の場合の當選人（一一五九）
新設の教育委員會の委員の合併選挙の場合における當選人の決定につ
いても本法の適用があるように改めること。
- 一二 長の決選投票（二六1、九五、九七13、九八、一一二2、一一七
一八、一二八、一二九、一四二、一四四、一五二、一六〇の二、一六
七、一七二の二、一七三2、一八九2、一九四2、一九七1、二〇二2
二〇六2）
長の決選投票の制度を廢止するとともに法定得票數（現行38）を引下
げ（14）これに達するものなきときは再選挙を行うものとする。
- 一三 同時選挙の場合の選挙期日の告示（一一九）

縦の同時選挙の場合における選挙期日の告示については、それぞれの選挙ごとに定める告示期限によるようにすること。（告示を行うものは従
來通り都道府縣の選挙管理委員會とすること。）

一四 同時選挙の場合の立會人（一二三）

同時選挙の場合の開票立會人及び選挙立會人は、各選挙を通じて定め
ることとなつてゐるのを各選挙毎に定めるように改めること。

一五 選挙運動の期間（三一—三四、八六、一一九、一二九）

選挙運動の期間は、次のように短縮すること。

衆	参	知事及び都道府縣教育委員	市（五大大市を除く）の市長、議員、教育委員	町村の長、議員、教育委員
選挙期日前 （現行三〇日）	同 （現行三〇日）	同 （現行三〇日）	同 （現行二〇日）	同 （現行二〇日）
選挙期日前一五 日（現行一〇日）	同 （現行二〇日）	同 （現行一〇日）	同 （現行一〇日）	同 （現行一〇日）
公示又は告示の 日から一〇日間 （現行二〇日間）	同 （現行一〇日間）	告示の日から （現行二〇日間）	同 （現行一〇日間）	同 （現行一〇日間）
最大限二五日間 （現行三〇日間） 最小限一〇日間 （現行一〇日間）	最大限三〇日間 （現行三〇日間） 最小限一〇日間 （現行一〇日間）	最大限二五日間 （現行三〇日間） 最小限一〇日間 （現行一〇日間）	最大限一〇日間 （現行一〇日間） 最小限五日間 （現行五日間）	最大限一〇日間 （現行一〇日間） 最小限五日間 （現行五日間）

一六 選挙事務所（一三〇、一三一）

- (1) 参議院全選出議員の選挙事務所に關する届出は、當該事務所を設置した都道府縣選舉管理委員會にも届出を要するものとする。
- (2) 衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府縣知事の選挙における選挙事務所は、候補者一人につき、原則として一箇所（現行二箇所）とすること。

一七 未成年者の選挙運動の禁止（新一三七の二）

- (1) 年令満二十年未満の者は、選挙運動をすることができないこととする。
- (2) 何人も、年令満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。

但し、選挙運動のための勞務に使用する場合、この限りでないものとする。

一八 戸別訪問（一三八、一七八）

- (1) 戸別訪問は、候補者と雖も全面的に禁止すること。
- (2) 選挙期日後の挨拶行為としての戸別訪問も、右と同様禁止すること。

一九 署名運動の禁止（新一三八、の二）

何人も選挙に關し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、選挙人に對し署名運動をすることができないものとする。

二〇 自動車、擴聲機及び船舶の使用（一四一、一九七）

- (1) 自動車、擴聲機及び船舶の使用については、次のようにすること。
- (イ) 衆、参（地）の選挙

都道府縣の選挙

五大市の選挙

自動車又は船舶いずれか一臺又は一隻（現行、自動車一臺及び

船舶一隻）擴聲機一揃（現行、二揃）

(ロ) 参（全）の選挙

自動車又は船舶通じて三臺又は三隻（現行、自動車三臺及び船舶

二隻）

(ハ) 市（五大市を除く。）町村の選挙

- 自動車 禁止 （現行、市一臺、町村制限なし）
- 擴聲機 一揃 （現行、市二揃、町村制限なし）
- 船舶 禁止 （現行、市一隻、町村制限なし）
- (2) 自動車又は船舶については、兩者に共通する證明書及び表示を用いるものとする。

(3) 都道府縣の議員並びに五大市の議員及び教育委員の選挙に使用する所定の選挙運動用自動車の費用は、選挙運動の法定費用に加算しないことに改める（一九七）。

二一 文書圖畫の掲示（一四三—一四五、一四七）

- (1) 文書圖畫のうち選挙運動用ポスター（一四三條一項五號）の掲示は参議院全選出議員の選挙の場合を除き、全面的に禁止すること。
- (2) 参議院全選出議員の選挙運動用ポスターについては、原則として現行通りとするが、次の點につき改める。
- (イ) 公共施設に對する掲示の禁止はこれを緩和し、橋梁、電柱、公營住宅等に掲示し得るようにすること。

(ロ) 選挙運動用ポスターにはその表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を必ず記載すること。

- (3) 連呼行為に使用される諸車（自動車を除く。）には、ポスター、立札及びちようちんの掲示を認めること（現行は選挙運動用そのの場合に限る—一四三條一項三號）。
- (4) 個人演説會の會場を表示する立札（公營により掲示する場合を除く。）及びちようちん各一箇を演説會開催當日掲示することができるようにすること。

二二 新聞紙、雜誌の報道及び評論等の自由（一四八3、新一四八の二）

- (1) 新聞紙及び雜誌が選挙に關し、公職につくべき者を豫想する人氣投票の經過又は結果を掲載する行為は、これを禁止すること（新一四八

3.)

(2) いわゆる選挙めあての新聞紙又は雑誌を禁止するため。次のような規定を設けること。(新一四八の二)。

(イ) 新聞紙

選挙期日の公示又は告示の日前一年以來引き續き五千部以上を發行する日刊新聞紙以外の新聞紙は、第四百四十八條の規定にかかわらず、特定の候補者につき、投票を得しめ又は得しめない目的をもつて選挙に關する評論を掲載することができないこと。これらの評論を掲載した新聞紙を頒布し又は掲示することも、また同様とすること。

(ロ) 雑誌

選挙期日の公示又は告示の日前一年以來引き續き二千部以上を發行する月刊雑誌以外の雑誌についても、前記(イ)と同様に取扱うこと

二三 放送—政見放送、経歴放送(一五〇、一五一、新一五一の二、一五一の三)

(1) 放送(日本放送協會及び民間放送)においては、虚偽の事項を放送し又は事實を歪曲して放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならないこと(新聞紙雑誌の場合と同様)(新一五一の二)。

(2) 何人も、この法律に規定する場合を除く外、日本放送協會以外の放送設備(有線電気通信設備を含む。)を使用して、選挙運動のために放送し、又はさせることができないものとする(新一五一の三)。

二四 公營立會演說會(一五三)

公營立會演說會開催の主體を次のように擴充すること。

(1) 市においては、人口概ね四萬(現行五萬)ごとを一單位として行うものとする。

(2) 町村においては、人口概ね四千以上(現行五千以上)の町村で都道府縣の選挙管理委員會の指定するものはこれを行うものとする。

二五 任意制公營立會演說會(一六〇の二)

任意制公營立會演說會の制度を都道府縣及び五大市の議員の選挙の場合にも擴張すること。(現行市町村長の場合に限る)。

二六 個人演說會(新附則)

衆議院議員の選挙においては、個人演說會につき次のような特例を設けること。

(1) 個人演說會の開催

(イ) 候補者のためにする個人演說會(公營施設使用の個人演說會及びそれ以外の個人演說會)は、候補者一人につき、四十回以内行うことができるものとする。

(ロ) いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする座談會、建物その他の施設の構内において行う演說會は、前記(イ)の個人演說會とみなすこと。

(ハ) 前記(イ)の適用については、候補者が共同し又は候補者のために合同して演說會を行う場合においても、その都度、各候補者につきそれぞれ一回として計算するものとする。

(ニ) 個人演說會においては、候補者以外の者も演說することができること。

(ホ) 個人演說會を行う場合には、その期日前二日までに、候補者から使用すべき施設、開催すべき日時及び候補者の氏名を文書で市町村の選挙管理委員會に申し出るとともに、所定の帳簿を呈示しこれに個人演說會の回数を確認を受けなければならないこと。

(ヘ) 個人演說會の回数には、天災その他不可抗力による場合を除く外その實施しなかつた回数も算入すること。

(2) 個人演說會表示のためにする揭示

(イ) 個人演說會を開催する場合候補者一人につき前記(1)の制限回数内において行うものを限り、演說會開催當日、候補者の氏名、黨派別演說會開催の日時及び演說會場を表示する立札(一箇)を、會場前の公衆の見易い場所に見易い方法をもつて公營により揭示すること。

(ロ) 個人演說會においては、前記(イ)の立札の外、候補者の負擔において、演說會場を表示するちようちん(一箇)を掲示し得ること。

(ハ) 前記の立札及びちようちんの大きさについては、一定の制限を設けること。

二七 演説會の禁止（新附則）

この法律に定めるところの立會演説會及び個人演説會を除く外、選挙運動のためにする演説會（座談會を含む。）は、いかなる名義をもつてするを問はず、開催することができないものとする。

二八 街頭演説（新二六四の二）

(1) 選挙運動のためにする街頭演説については、一定の證明書及び標旗を所持し、演説者がその場所に駐つてする場合でなければ、これを行うことができないこと。

(2) 右の證明書及び標旗は、當該選挙管理委員會が候補者一人につき各一（参議院全國選出議員については各十五）を交付する。

二九 連呼行為（新二六四の三、二六六の二）

(1) 選挙運動のため、特定の候補者の氏名若しくは政黨その他の政治團體の名稱の連呼行為又は演説會若しくは街頭演説の告知のための連呼行為については、街頭演説用の標記を掲げて、選挙運動用自動車若しくは船舶の上において又は自動車以外の諸車（一臺に限る。道路交通取締法第二條第四項参照）の上においてする場合でなければ、これを行うことができないこと。

(2) 夜間の連呼行為の禁止事項に演説會又は街頭演説の告知の場合を加えること（二六六の二）。

三〇 選挙公報（二六七—二七二の二）

(1) 條例の定めるところにより、すべての地方選挙についても、原則として選挙公報を發行し得るようにすること（現行五大市長の場合に限る。）

(2) 選挙公報は、選挙期日前五日（現行三日）までに配布するものとする。

(3) 掲載文の字數は、千字（現行五百字）に増加すること。

三一 候補者の氏名等の揭示（二七三—二七五）

参議院全國選出議員の選挙における選挙運動用ポスターの

禁止に伴い、現行の公營による候補者の氏名等の揭示制度を活用し、揭示箇所、揭示方法、揭示期間等に改善を加えること。

三二 投票所内の氏名等の揭示（新二七五の二）

選挙當日、投票所内の投票記號所のボックスごとに、その適當な箇所に、候補者の氏名及び黨派別（教養の候補者についてはその氏名のみ）を公營により揭示すること。

右の掲載の順序は、市町村の選挙管理委員會が、くじで定めること。

三三 選挙運動の收支報告書の提出（九一八）

選挙運動の收支報告は、中間報告を廢止し、選挙期日から十五日以内に精算の上一回報告させること（精算後のものについては現行通りその都度報告させること。）

三四 法定選挙運動費用（一九四、一九五）

選挙運動費用は、經濟の實狀に即するように引き上げて、その基準額を法定すること。

三五 選挙又は當選の効力に關する訴願（二〇二、二〇六、二一五）

選挙の効力又は當選の効力に關する訴願の提起の起算日を明確にするため、その決定書の交付を受けた日又は決定書の要旨の告示の日からと改めること（現行は決定のあつた日）。

三六 補則

(1) 選挙管理費用（二六三、二六四）

選挙公營に關する規定の改正に伴い、選挙管理費用につき所要の改正を加えること。

(2) 期間の計算（新二七〇の三）

選挙法上の期間の計算については、原則として翌日から起算する旨を明定すること。

三七 附則

鹿兒島縣大島郡十島村（三島村及び十島村）の復歸に伴い、大島支廳管内十島村のうち黒島、竹島及び硫黄島を大島郡三島村及び十島村

に改めること。

三八 別表

市の新設に伴い、衆議院議員の選挙区の別表第一（昭和二十四年十二月一日の調査に基く）の整理を行うこと。

未決のもの

一 公務員の選挙運動の禁止（一三六）

(1) 國又は地方公共團體の公務員（第八十九條の規定により立候補が認められている公務員を除く。）について、全面的に選挙運動を禁止すること。

(2) 知事、市町村長及び教育委員は、當該長又は委員の選挙において自ら候補者となる場合を除き、在職中の選挙運動を禁止すること。

二 選挙運動員制度

選挙運動員制度を設け選挙運動員及び勞務者の數を制限するかどうか
選挙運動費用

(1) 全國選挙管理委員會が定める基準に従い當該選挙管理委員會が定める額の範圍内の辨當料の實費を支給し得るようにすること。

(2) 右の費用は、法定選挙運動費用の計算の基礎に算入し、同時に飲食物提供の禁止規定を緩和すること。

(3) 選挙運動費用審査委員會制度を設けるかどうか。

四 潜在無効投票防止の措置等

(1) 投票所入場券制度

市町村の選挙管理委員會は、特別の事情がない限り、投票の期日の前日までに選挙人に投票入場券を交付するように努めなければならぬ旨の規定を法定することとするかどうか。

投票所入場券には、次の注意事項を記載することとするかどうか。

一 選挙當日選挙権を有しない者は、入場券があつても投票をすることができないこと。

二 他人に代つて投票をすることができないこと。

三 これらの違反に對しては禁罰又は罰金の制裁が科せられること。

(2) 投票に關する注意書の揭示

市町村の選挙管理委員會は、投票當日投票所の入口の見易い場所に

右の注意事項を揭示しなければならない旨の規定を法定することとするかどうか。

五 政黨團その他の政治團體の選挙運動

(1) 政黨その他の政治團體の行う政治活動と選挙運動との關係を規正する必要があるかどうか研究すること。

(2) 組合等の組合の組織を通じて行う選挙運動が選挙における個人の自由を害すると認められるような行為に對して立法上の措置を講ずることとするかどうか研究すること。

六 罰則（二二一—二五五）

(1) 詐欺投票罪の未遂を罰する旨の規定を設けること。

(2) 禁止規定等の新設に伴い、所要の罰則を設けること。

(3) 連座制、法人の處罰その他罰則體系について再検討すること。

七 附則

(1) 施行期日

(2) 経過措置

本改正に伴い、所要の経過措置を定めること。

八 選挙區制

(1) 選挙區制

制選挙區制について改正を加えるかどうか研究すること。

(2) 選挙區と議員定數

最近の國勢調査（昭和二五年一〇月一日）の結果に基く人口の異動に應じて別表第一の各選挙區の議員定數につき改正を加えるかどうか研究すること。

(3) 選挙區と郡の區域の變更等

別表第一の郡の區域に變更があつても、選挙區の所屬は、その異動前の區域によることとなつてゐるために、實際の行政區畫としての郡と一致しないものを生じてゐるが、これを現狀に即するように改正するかどうか研究すること。

破壊活動防止法案について

目下全國的に大きな關心を集めている「破壊活動防止法」案は、「平和條約の効力の發生後の事態にかんがみ、暴力主義的破壊活動による危険を防止し、もつて公共の安全の確保に寄與する必要がある」(提案理由書による)として立案されたもので昨年来、團體等現正法、特別保安法等の構想を二十數次にわたつて練られていたが、去る三月二十八日最終案として閣議を通過したのが次の全文である。

破壊活動防止法(案)

第一章 總則(第一條—第三條)

第二章 破壊的團體の規制(第四條—第九條)

第三章 破壊的團體の規制の手續(第十條—第二十五條)

第四章 調査(第二十六條—第三十四條)

第五章 雜則(第三十五條—第三十七條)

第六章 罰則(第三十八條—第四十四條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、暴力主義的破壊活動を行つた團體に對する必要な規制措置を定めるとともに、かかる破壊活動に關する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄與することを目的とする。

(規制の基準)

第二條 この法律による規制及び規制のための調査は、前條に規定する目的を達成するために必要な限度においてのみ行ふべきであつて、思想、信教、集會、結社、表現及び學問の自由並びに勤勞者の團結し、及び團體行動をする權利その他日本國憲法の保障する國民の自由と權利を、不當に制限するようないことがあつてはならない。

(定義)

第三條 この法律で「暴力主義的破壊活動」とは、左に掲げる行爲をいふ。

一イ 刑法(明治四十年法律第四十五號)第七十七條(内亂)、第七十八條(内亂の豫備、陰謀)又は第七十九條(内亂等の幫助)に規定する行爲をなすこと。

ロ この號イに規定する行爲の教唆若しくはせん、動をなし、又はこの號イに規定する行爲の實現に資するため、その實現の正當性若しくは必要性を主張した文書若しくは圖畫を印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。

二 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するた

め、左に掲げる行爲の一をなすこと。

イ 刑法第六六條(騒擾)に規定する行爲

ロ 刑法第八八條(現住建造物放火)又は同法第九九條第一項(非現住建造物放火)に規定する行爲

ハ 刑法第一百七七條第一項前段(激發物破裂)に規定する行爲

ニ 刑法第二百二十五條(汽車、電車等往來危險)に規定する行爲

ホ 刑法第二百六條第一項又は第二項(汽車、電車等の顛覆等)に規定する行爲

ヘ 刑法第九十九條(殺人)に規定する行爲

ト 刑法第二百三十六條第一項(強盜)に規定する行爲

チ 爆發物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二號)第一條(爆發物使用)に規定する行爲

リ 檢察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に對し、凶器又は劇毒物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五條(公務執行妨害、職務強要)に規定する行爲

ヌ この號イからリまでに規定する行爲の一の豫備、陰謀、教唆、又はせん、動をなすこと。

2 この法律で「團體」とは、特定の共同目的を達成するための多數人の繼續的結合體又はその連合體をいう。但し、ある團體の支部、分會その他の下部組織も、この要件に該當する場合には、これに對して、この法律による規制を行うことができるものとする。

第二章 破壊的團體の規制

(團體活動の制限)

第四條 公安審査委員會は、暴力主義的破壊活動を行つた團體に對して當

該團體が將來さらに暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、左に掲げる處分を行うことができる。但し、その處分は、そのおそれを除去するために必要且つ相當な限度をこえてはならない。

一 當該暴力主義的破壊活動が集團示威運動集團行進又は公開の集會において行われたものである場合においては、六月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集團示威運動、集團行進又は公開の集會を行うことを禁止すること。

二 當該暴力主義的破壊活動が機關誌によつて行われたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、當該機關紙を續けて印刷し、又は頒布する目的をもつて所持することを禁止すること。

三 六月をこえない期間を定めて、當該暴力主義的破壊活動に關與した特定の役職員（代表者、主幹者その他名稱のいかんを問はず當該團體の事務に従事する者をいう。以下同じ）又は構成員に當該團體のためにする行爲をさせることを禁止すること。

2 前項の處分が効力を生じた後は、何人も、當該團體の役職員又は構成員として、その處分の趣旨に反する行爲をしてはならない。但し、第一項第三號の處分が効力を生じた場合において、當該役職員又は構成員が當該處分の効力に關する訴訟に通常必要とされる行爲をすることは、この限でない。

（脱法行爲の禁止）

第五條 前條第一項の處分を受けた團體の役職員又は構成員は、いかなる名義においても、同條第二項の規定による禁止を免れる行爲をしてはならない。

（解散の指定）

第六條 公安審査委員會は、左に掲げる團體に對して、解散の指定を行うことができる。但し、當該團體が將來さらに暴力主義的破壊活動を行う

明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があり、且つ、第四條第一項の處分によつては、そのおそれを有効に除去することができないと認められる場合に限る。

一 第三條第一項第一號に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた團體

二 第三條第一項第二號イからリまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行い、若しくはその實行に着手してこれを遂げず、又は人を教唆し若しくはせし、動してこれを行わせた團體

三 第四條第一項の處分を受け、さらに暴力主義的破壊活動を行つた團體

（團體としての活動の禁止）

第七條 前條の處分が効力を生じた後は、當該處分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた日以後當該團體の役職員又は構成員であつた者は、當該團體のためにするいかなる行爲もしてはならない。但し、その處分の効力に關する訴訟又は當該團體の財産若しくは事務の整理に通常必要とされる行爲は、この限でない。

（脱法行爲の禁止）

第八條 前條に規定する者は、いかなる名義においても、同條の規定による禁止を免れる行爲をしてはならない。

（財産の整理）

第九條 法人について、第六條の處分が訴訟手續によつてその取消又は變更を求めることができないことが確定したときは、その法人は、解散する。

2 第六條の處分が訴訟手續によつてその取消又は變更を求めることができないことが確定したときは、當該團體は、すみやかに、その財産を整理しなければならない。

3 前項の財産整理が終了したときは、當該團體の役職員であつた者は、そのてん末を公安調査廳長官に届け出なければならない。

第三章 破壊的團體の規制の手續

(處分の請求)

第十條 第四條第一項及び第六條の處分は、公安調査廳長官の請求があつた場合にのみ行う。

(通知)

第十一條 公安調査廳長官は、前條の請求をしようとするときは、あらかじめ、當該團體が事件につき辯明をなすべき期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、當該團體に對し、處分の請求をしようとする事由の要旨並びに辯明の期日及び場所を通知しなければならない。

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。

3 當該團體の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示の外、これに通知書を送付しなければならない。

(代理人)

第十二條 前條第二項の通知を受けた團體は、事件につき辯護士その他の者を代理人に選任することができる。

(意見の陳述及び證據の提出)

第十三條 當該團體の役職員、構成員及び代理人は、五人以内に限り、辯明の期日に出頭して、公安調査廳長官の指定する公安調査廳の職員（以下「審理官」という。）に對し、事實及び證據につき意見を述べ、並びに有利な證據を提出することができる。

(傍聴)

第十四條 當該團體は、五人以内の立會人を選任することができる。

2 當該團體が立會人を選任したときは、公安調査廳長官にその氏名を届け出なければならない。

3 辯明の期日には、立會人及び新聞、通信又は放送の事業の取材業務に従事する者は、手續を傍聴することができる。

4 審理官は、前項に規定する者が審理を妨げる行爲をなしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(不必要な證據)

第十五條 第十三條の規定により提出された證據であつても、審理官が必要と認めるものは、取り調べることを要しない。但し、審理官は、當該團體の公正且つ十分な審理を受ける權利を不當に制限するようなことがあつてはならない。

(調書)

第十六條 審理官は、辯明の期日における經過について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書については、第十三條の規定により出頭した者に意見を述べる機會を與え意見の有無及び意見があるときはその要旨をこれに附記しなければならない。

(調書等の謄本の交付)

第十七條 審理官は、當該團體から請求があつたときは、調書及び取り調べた證據書類の謄本各一通をこれに交付しなければならない。

(處分の請求をしない旨の通知)

第十八條 公安調査廳長官は、第十一條第一項の通知をした事件について第十條の請求をしないものと決定したときは、すみやかに、當該團體に對しその旨を通知するとともに、これを官報で公示しなければならない。

(處分の請求の方式)

第十九條 第十條の請求は、請求の原因たる事實、第四條第一項又は第六條の處分を請求する旨その他公安審査委員會の規則で定める事項を記載した處分請求書を公安審査委員會に提出して行わなければならない。

2 處分請求書には、請求の原因たる事實を證すべき證據、當該團體が提出した證據で取り調べたもの及び第十六條に規定する調書を添附しなければならない。

3 前項の請求の原因たる事實を證すべき證據は、當該團體に意見を述べ

る機會が與えられたものでなければならぬ。

(處分の請求の通知及び意見書)

第二十條 公安調査廳長官は、處分請求書を公安審査委員會に提出した場合に於ては、當該團體に對し、その請求の内容を通知しなければならない。

2 前項の通知は、官報で公示して行ふ。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。

3 當該團體の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れてゐるときは、前項の規定による公示の外、これに處分請求書の謄本を送付しなければならない。

4 當該團體は、第一項の通知があつた日から十四日以内に、處分の請求に對する意見書を公安審査委員會に提出することができる。

(公安審査委員會の決定)

第二十一條 公安審査委員會は、公安調査廳長官が提出した處分請求書、證據及び調書並びに當該團體が提出した意見書につき審査を行い、事件につき、左の區別に従ひ、決定をしなければならない。

一 處分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二 處分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 處分の請求が理由があるときは、それぞれその處分を行う決定

2 公安審査委員會は、解散の處分の請求に係る事件につき第六條の處分をするとき、前項第二號の規定にかかわらず、第四條第一項の處分を行う決定をしなければならない。

(決定の方式)

第二十二條 決定は、文書をもつて行ひ、且つ、理由を附して、委員長及び決定に關與した委員がこれに署名押印をしなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十三條 決定は、公安調査廳長官及び當該團體に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査廳長官及び當該團體に決定書の謄本を送付して行ふ。

3 決定は、官報で公示しなければならない。

(決定の効力發生時期)

第二十四條 決定は、左の各號に掲げる時に、それぞれその効力を生ずる一處分の請求を却下し、又は棄却する決定は、決定書の謄本が公安調査廳長官に送付された時

二 第四條第一項又は第六條の處分を行う決定は、前條第三項の規定により官報で公示した時

2 前項の決定に對しては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一號)の定めるところにより、裁判所にその取消又は變更を求める訴を提起して、その處分の執行の停止の申立をすることができる。

(處分の手続に關する細則)

第二十五條 この章に規定するものを除く外、公安審査委員會における手續に關する細則は、公安審査委員會の規則で定める。

第四章 調査

(公安調査官の調査權)

第二十六條 公安調査官は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることが出来る。

(出頭命令等)

第二十七條 公安調査廳長官は、この法律による規制のために必要な限度において、關係人若しくは參考人に對して出頭若しくは書類その他の物件の提出を命じ、又は公務所に照會して必要な事項の報告を求めることが出来る。

2 前項の規定による出頭又は書類その他の物件の提出の命令は、當該命令を受けるべき者に對し、當該命令を必要とする理由を示した命令書を送付して行ふ。

3 公安調査廳長官は、第一項の規定による権限を、公安調査廳の部長及び地方支部局長の長に限り、委任することができる。

(書類及び證據物の閲覧)

第二十八條 公安調査官は、この法律による規制に關し、調査のため必要があるときは、檢察官又は司法警察員に對して當該規制に關係のある事件に關する書類及び證據物の閲覧を求めることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、事務の遂行に支障のない限り、前項の求に應ずるものとする。

(公安調査廳と警察との情報交換)

第二十九條 公安調査廳と國家地方警察及び自治體警察とは、相互に、この法律の實施に關し、情報又は資料を交換しなければならない。

(公安調査官の立會)

第三十條 公安調査官は、この法律による規制に關し、調査のため必要があるときは、司法警察員が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行う押收、搜索及び檢證に立ち合ふことができる。

(物件の領置)

第三十一條 公安調査官は、關係人又は參考人が第二十七條第一項の命令により、又は任意に提出した物件を領置することができる。この場合において、その目録を作り、提出者にこれを交付しなければならない。

(物件の保管)

第三十二條 公安調査官は、前條の規定により、領置した物件のうち、運搬又は、保管に不便な物件については看守者を置き、又は所有者その他に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

(物件の還付)

第三十三條 公安調査官は、第三十一條の規定により領置した物件のうち留置の必要のない物件は、提出者に還付しなければならない。

2 前項の場合において、還付を受けるべき者の住所が知れないとき、その他その物件を還付することができないときは、公安調査官は、その旨

を官報で公示しなければならない。

3 公示した日から六月以内に還付の請求がないときは、その物件は、國庫に歸屬する。

4 前項の期間内でも、價值のない物件は、廢棄し、保管に不便な物件は公賣してその代價を保管することができる。

(證票の呈示)

第三十四條 公安調査官は、職務を行うに當つて、關係人から求められたときは、その身分を示す證票を呈示しなければならない。

第五章 雜 則

(裁判の公示)

第三十五條 第四條第一項又は第六條の處分を行う公安審査委員會の決定の全部又は一部が裁判所で取り消されたときは、公安調査廳長官は、その裁判を官報で公示しなければならない。

(國會への報告)

第三十六條 法務總裁は、毎年一回、内閣總理大臣を経由して、國會に對し、この法律による團體規制の狀況を報告しなければならない。

(施行細則)

第三十七條 この法律に特別の定があるものを除く外、この法律の實施の手續その他その執行について、必要な細則は、法務府令で定める。

第六章 罰 則

(内亂の罪の教唆等)

第三十八條 刑法第七十七條の罪の教唆若しくは、せん動をなした者は、七年以下の禁に處する。

2 刑法第七十八條若しくは第七十九條の罪の教唆若しくはせん動をなした者又は刑法第七十七條第七十八條若しくは第七十九條の罪の實現に資するため、その實現の正當性若しくは必要性を主張した文書若しくは圖

畫を印刷し頒布し公然揭示し若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持した者は、五年以下の禁に處する。

3 前二項の罪を犯し、未だ暴動にならない前に自首した者は、その刑を輕減し、又は免除する。

(政治目的のための放火の罪の豫備等)

第三十九條 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するため、刑法第八條、第九條第一項、第十七條第一項前段、第二百六條第一項若しくは第二項、第九十九條又は第二百三十六條第一項の罪の豫備、陰謀、教唆又はせん動をなした者は、五年以下の懲役又は禁に處する。

(政治目的のための騒擾の罪の豫備等)

第四十條 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するため、左の各號の罪の豫備、陰謀、教唆又はせん動をなした者は、三年以下の懲役又は禁に處する。

一 刑法第六條の罪

二 刑法第二百二十五條の罪

三 檢察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に對し、凶器又は劇毒物を携え多衆共同してなす刑法第九十五條の罪

(教唆)

第四十一條 この法律に定める教唆の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を實行したときは、刑法總則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。この場合においては、その刑を比較し、重い刑をもつて處断する。

(團體としての活動の禁止違反の罪)

第四十二條 第七條又は第八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

(團體活動の制限處分の違反の罪)

第四十三條 第四條第二項又は第五條の規定に違反した者は二年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

(退去命令違反の罪等)

第四十四條 左の各號の一に該當する者は、三萬圓以下の罰金に處する。

一 第十四條第四項の規定による命令に違反した者

二 第二十七條第一項の規定による處分(同條第三項の規定により權限の委任を受けた者が同條第一項の規定によりなす處分を含む。)に違反して、正當な理由がないのに出頭せず、若しくは書類その他の物件を提出せず、又は虚偽の事項を記載した書類を提出した者

附 則

1 この法律は、日本國との平和條約の最初の効力發生の日から施行する

2 左に掲げる政令は廢止する。

一 團體等規正令(昭和二十四年政令第六十四號)

二 解散團體の財産の管理及び處分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八號)

三 解散團體財産賣却理事會令(昭和二十三年政令第二百八十五號)

3 この法律の施行前になした行為に對する前項第一號又は第二號に掲げる政令の罰則の適用については、なお従前の例による。

4 團體等規正令第四條の規定により解散した團體(解散團體の財産の管理及び處分等に関する政令第二十三條に規定する團體を含む。)の財産でこの法律の施行前に國庫に歸屬したものの管理及び處分(解散團體の財産の管理及び處分等に関する政令第十四條の規定による債務の支拂を含む。)並びにこれらに関する違反行為の處罰については、なお従前の例による。この場合において、解散團體財産賣却理事會の事務は、法務總裁が行うものとする。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三號)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中、「團體等規正令（昭和二十四年政令第六十四號）の規定による政黨、協會その他の團體の結成の禁止等に關する事項並びに解散團體の財産の管理及び處分等に關する政令（昭和二十三年政令第二百三十八號）の規定による國庫に歸屬した財産の管理等に關する事項」を「並びに破壊活動防止法（昭和二十七年法律第 號）の規定による破壊的團體の規制に關する事項」に改める。第八條第三項中第八號を削り、第九號を第八號とする。

理由

平和條約の効力の發生後の事態にかんがみ、暴力主義的破壊活動による危険を防止し、もつて、公共の安全の確保に寄與する必要がある。これがこの法律案を提出する理由であるがその後四月十五日の閣議で修正について検討の結果、次のように修正の上、國會に提出されたので、彼此對象されたい。（修正案は四月十六日朝日新聞による）

修正法案

十五日の閣議できまつた破壊活動防止法案條文の修正點は次の通りである。（『内』の字句は修正點、『外』内は原案から削除）

△第一條（この法律の目的）

この法律は『團體の活動として』暴力主義的破壊活動を行つた團體に對する必要な規制措置を定めるとともに、かゝる破壊活動に關する刊罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄與することを目的とする。

△第二條（規制の基準）

この法律による規制および規制のための調査は、前條に規定する目的を達成するために必要『かつ相當』な限度においてのみ行ふべきであつて、思想、信教、集會、結社、表現および學問の自由並びに勤勞者の團結し、及び團體行動をする權利その他日本國憲法の保障する國民の自由と權利を、不當に制限するようなことがあつてはならない。『2、この法律による規制および規制のための調査については、いやくもこれを濫用し、勞働組

合その他の團體の正當な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない』

△第三條（定義）

この法律で『暴力主義的破壊活動』とは、左に掲げる行爲をいう。

一、イ（略）ロ、この號イに規定する行爲（注、刑法上の内亂、内亂の豫備、陰謀、内亂等のほう助）の教唆若しくは扇動をなし、又はこの號イに規定する行爲の實現『を容易ならしめるため』に資するため』その實現の正當性若しくは必要性を主張した文書もしくは圖書を印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。（八、以下略）

△第四條（團體活動の制限）

公安審査委員會は『團體の活動として』暴力主義的破壊活動を行つた團體に對して、當該團體が『繼續又は反覆して』將來さらに『團體の活動として』暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、左に掲げる處分を行うことができる。ただし、その處分は、そのおそれを除去するために必要かつ相當な限度をこえてはならない。

一、（略）

二、當該暴力主義的破壊活動が機關誌紙（團體がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、また宣傳するため、繼續的に刊行する出版物をいう）によつて行われたものである場合においては、六月を越えない期間を定めて、當該機關誌紙を續けて印刷し、頒布し、又は頒布する目的をもつて所持することを禁止すること。

三、（略）

△第六條（解散の指定）

公安審査委員會は、左に掲げる團體に對して、解散の指定を行うことができる。ただし、當該團體が『繼續または反覆して』將來さらに『團體の活動として』暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足

りる十分な理由があり、かつ第四條第一項の處分によつてはなおそれを有効に除去することができないと認められる場合に限る。

一、『團體の活動として』第三條第一項に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた團體。

二、『團體の活動として』第三條第一項第二號イからリまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行い、若しくはその實行に着手してこれを遂げず、又は人を教唆し、若しくは扇動して、これを行わせた團體。

三、(略)

△第七條 (團體『のためにする』としての) 活動の禁止 (略)

△第二十四條 (決定の効力發生時期)

1 (略)

2 前項の決定に對しては、行政事件訴訟特別法の定めるところにより、裁判所にその取消又は變更を求める訴を提起して、その處分の執行の停止の申立をすることができ。

『3 前項の訴については裁判所は他の訴訟の順序にかゝらず、速かに審査を開始し、事件を受理した日から百日以内にその裁判をするように努めなければならない』

【第二十七條 (出頭命令等)】 全文削除 Ⅱこれに伴い、以下原案の各條は一條ずつ繰上げ

△第三十條 (物件の頒置)

公安調査官は、關係人または參考人が【第二十七條第一項の命令により、または】任意に提出した物件を頒置することができる。(以下略)

△第三十七條 (内亂の罪の教唆等)

1 (略)

2 (中略) 刑法第七十七條、第七十八條若しくは第七十九條の罪の實現『を容易ならしめるため』に資するため【その實現の正當性若しくは必要性を主張した文書もしくは圖書を印刷し(中略)た者は、五年以下の禁固に處する。

3 (略)

△第四十三條 (退去命令違反の罪)

第十四條第四項の規定による命令に違反した者は三萬圓以下の罰金に處する。(注Ⅱ第二十七條違反の罰則を削除)

追記

なお本法案は五月十五日次の如き自由黨の部分的修正のみで衆院法務委員會を通過同日午後の衆院本會議に上提可決された。

自由黨の修正方針次の通り(五月十五日讀賣新聞による。)

一、第三條第一項(ロ)の規定、すなわち「この號(イ)に規定する行為の教唆若しくは扇動をなし」を「：なすこと」とし次の「又は」を削除し以下を(ハ)號と改める、これによつて「文書」「圖書」は内亂扇動罪に該當しないことになる。

一、第十五條の「審理官が不必要と認めるものは」を「不必要なものは」に改める、これによつて審理官の取調への選擇は①立證の趣旨が不明確なるとき②事件に直接關係なきもの③手續き遅延を目的として提出された證據について取調べることを要しない事になる。

一、その他若干の字句の修正

一、第一條の「かゝる破壊活動に關する刑罰規定」の「かゝる」を削除

【註】第三條 この法律で「暴力主義的破壊活動」とは左に掲げる行為をいう

一、イ、刑法第七十七條(内亂)第七十八條(内亂の豫備陰謀)又は第七十九條(内亂等の幫助)に規定する行為をなすこと

ロ、この號イに規定する行為の教唆若しくは扇動をなし、又はこの號イに規定する行為の實現を容易ならしめるため、その實現の正當性若しくは必要性を主張した文書若しくは圖書を印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること

「義務教育費國庫負擔制度」に對するその後の動き

義務教育費國庫負擔制度については、「時報」にもしばしば報じてきたが（第三卷十二號、第四卷二號及び前號）本制度については曲折多く、現段階の情勢はつぎの如きものである。

今般自由黨政調會案として「義務教育費國庫負擔法案」とこれと同時に審議を要するものとして「昭和二十七年年度の義務教育費に關する地方財政平衡交付金法の特例に關する法律案を」國會に假提出したと報じている。この兩法案に對して地財委は、反對及び修正の意見を明らかにしさらに「國庫負擔制度の諸欠陥」なる意見を發表した。

義務教育費國庫負擔法案

（昭二七、四、一一 自由黨政調會）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、義務教育無償の原則に則り、國民のすべてに對しその妥當な規模と内容とを保障するため、國が義務教育について必要な經費を補償することにより、教育の機會均等と學校教育の水準の維持向上とを圖ることを目的とする。

（國の負擔）

第二條 國は、毎年度、都道府縣及び市町村（特別區及び市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する小學校、中學校、盲學校及びろう學校（以下「義務教育諸學校」という。）の義務教育に要する經費（以下「義務教育費」という。）のうち教職員給與費及び教育内容の向上を圖るための教材費について、それぞれ、その總額の二分の一を下らない額を負擔するものとする。

2 前項の教職員給與費の總額は、第三條の規定により算出された教職員給與費の平均單價に、左の各號に掲げる基準により算出された義務教育

諸學校の教職員の總數を乗じた額とする。

一 小學校の教員（校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の數は、全國の小學校の児童數に五十分の一・五を乗じた員數とし、一人未滿の端數は切り上げるものとする。

二 中學校の教員の數は、全國の中學校の生徒數に五十分の一、八を乗じた員數とし、一人未滿の端數は切り上げるものとする。

三 盲學校及びろう學校の教員（寮母を含む。以下同じ。）の數は、全國の盲學校及びろう學校の小學部の児童數に十分の一・五を乗じた員數と全國の盲學校及びろう學校の中學部の生徒數に十分の一、八を乗じた員數との合計數とし、一人未滿の端數は切り上げるものとする。

四 義務教育諸學校の結核性疾患による休職期間中の教員の數は、前各號の規定により算出された義務教育諸學校の教員の數の合計數に百分の二、四四六を乗じた員數とし、一人未滿の端數は切り上げるものとする。

五 義務教育諸學校の事務職員の數は、第一號から第三號までの規定により算出された義務教育諸學校の教員の數の合計數に三十分の一を乗じた員數とし、一人未滿の端數は切り上げるものとする。

3 第一項の教材費の總額は、前項の規定により算出された教職員給與費の總額に百分の十を乗じた額とする。

4 第一項の規定による國の負擔金（以下「負擔金」という。）の各都道府縣及び市町村に對する配分基準、配分方法その他その配分に關し必要な事項は、法律で定める。

（教職員給與の平均單價）

第三條 教職員給與の平均單價は、毎年度、全國の義務教育諸學校の教員及び事務職員（以下「教職員」と總稱する。）について、その資格、學歷及び勤續年數を基礎とし、國立學校のこれらに相當する教職員の俸給計算に準じてその給料の平均單價を算出し、その給料の平均單價に扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に關する手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、死亡一時金、公務災害補償、退職年金及び退職一

時金並びに都道府縣の負擔に係る恩給負擔金及び共済組合負擔金の額を考慮して一、三五を乗じてこれを補正し、その補正した單價に、年末手當及び旅費の教職員一人當りの單價を加算した額とする。

(義務教育諸學校の校舍の建設に關する地方債の特例)

第四條 義務教育諸學校の校舍の建設に要する經費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九號)第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

(校舍の建築費に對する補償)

第五條 地方財政委員會又は都道府縣知事は、毎年度、都道府縣又は市町村に對し、その設置する義務教育諸學校の校舍(盲學校及びろう學校の寄宿舎を含む。以下同じ。)の校舍の建築に要する經費(以下「校舍の建築費」という。)について、左の各號に掲げる基準により算出された義務教育諸學校の校舍の總坪數の五十分の一に相當する面積の校舍を更新するために必要な額の起債を許可するものとする。

一 小學校の校舍の坪數は一、一坪に全國の小學校の児童數を乗じた坪數とし、一坪未満の端數は切り上げるものとする。

二 中學校の校舍の坪數は、一、四六坪に全國の中學校の生徒數を乗じた坪數とし、一坪未満の端數は切り上げるものとする。

三 盲學校及びろう學校の校舍の坪數は、八、一八坪に全國の盲學校及びろう學校の小學部及び中學部の児童及び生徒數の合計數を乗じた坪數とし、一坪未満の端數は切り上げるものとする。

2 國は、都道府縣及び市町村に對し、その設置する義務教育諸學校で戰災又は災害を受けたものの校舍の復舊に要する經費についてその二分の一を補助するものとする。

3 國は、義務教育諸學校の校舍の建築のための地方債について、その利子を補給するものとする。この場合において、利子補給の限度、方法その他利子補給に關し必要な事項は、法律で定める。

(計算書の提出及び審査等)

第六條 都道府縣の教育委員會は、毎年度、政令で定める手續により、當該都道府縣内の義務教育諸學校の教職員給與費及び當該都道府縣の設置する義務教育諸學校の校舍の建築費に關する計算書を作製し、これに對する當該都道府縣知事の意見を求め、その意見書を附してこれを文部大臣に提出するものとする。

2 市町村の教育委員會(教育委員會の設置されていない市町村にあつては市町村長。以下同じ。)は、毎年度、政令で定める手續により、當該市町村の設置する義務教育諸學校の校舍の建築費に關する計算書を作製し、これに對する當該市町村長の意見を求め、その意見書を附して地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第一百五十五條第二項の市及び特別區の教育委員會にあつては文部大臣に、その他の市町村の教育委員會にあつては當該都道府縣知事にこれを提出するものとする。

3 都道府縣知事は、當該都道府縣教育委員會の意見を聞いて、前項の規定により提出された計算書を審査し、その意見書を附し、市町村長の意見書とともにこれを文部大臣に提出するものとする。

4 文部大臣は、第一項及び前項の規定により提出された都道府縣及び市町村の計算書を審査し、教職員給與費に係る負擔金の額についてはその結果を都道府縣の教育委員會に通知し、校舍の建築費についてはその結果を地方財政委員會に通知するものとする。

5 地方財政委員會は、前項の規定により文部大臣の通知した結果に基づき都道府縣、地方自治法第一百五十五條第二項の市及び特別區について、それぞれ、その財政能力を考慮して必要な起債を許可するとともに、その他の市町村については、當該都道府縣知事に對し、その財政能力を考慮して必要な起債を許可することができるような起債計畫を示さなければならぬ。

(報告)。
第七條 都道府縣の教育委員會及び市町村の教育委員會は、毎年度、政令の定める手續により、當該地方公共團體の設置する義務教育諸學校の教

材料費の算定の基礎となる児童及び生徒の数を文部大臣に報告するものとする。

(災害復舊費に係る計算書の提出及び審査等)

第八條 都道府縣の教育委員會及び市町村の教育委員會は、その設置する義務教育諸學校で震災又は災害を受け校舎の復舊に要する經費に關する計算書を作製し、これに對する都道府縣知事又市町村長の意見を求め、その意見書を附してこれを文部大臣に提出するものとする。

2 文部大臣は前項の規定により提出された計算書を審査し、その結果を地方財政委員會に通知するとともに、校舎の復舊に要する經費の補助金の額についてはこれを都道府縣の教育委員會に、及び都道府縣の教育委員會を経由して市町村の教育委員會に通知するものとする。

3 地方財政委員會は、前項の規定により文部大臣の通知した結果に基き都道府縣、地方自治法第百五十五條第二項の市及び特別區について、それぞれ、その財政能力を考慮して必要な起債を許可するとともに、その他の市町村については、當該都道府縣知事に對し、その財政能力を考慮して必要な起債を許可することができるような起債計畫を示さなければならぬ。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九號)の一部を次のように改正する。

第八十六條の二を削る。

3 地方財政法(昭和二十三年法律第百九號)の一部を次のように改正する。

第十條第一號を第二號とし、以下順次一號ずつ繰り下げ、同條に第一號として次の一號を加える。

一 義務教育に要する經費

昭和二十七年年度の義務教育費に關する地方財政平衡交付金法の特例に關する法律案 (自由黨政調會)

第一條 昭和二十七年年度に限り、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一號)の規定にかかわらず、各都道府縣の負擔に係る義務教育に従事する職員の給與に關する基準財政需要額の算定については、この法律の定めるところによる。

(各都道府縣の教職員給與費の算定)

第二條 各都道府縣の教職員給與の額は、小學校にあつては十二萬六千六百三十六圓、中學校にあつては十三萬八千三百二十四圓、盲學校及びろう學校にあつては十三萬七千三百五十二圓に、勤務地手當、特殊勤務手當、寒冷地手當、石炭手當等を考慮して政令で定める地域による補正係數を乗じた額に、政令で定める教職員一人當りの日直及び宿直に關する手當、年末手當、退職手當、死亡一時金及び公務災害補償の額並びに旅費の單價として六千圓を加算して教職員一人當りの給與單價を算出し、その給與單價にそれぞれ、次條の規定により算出された當該都道府縣内の小學校、中學校並びに盲學校及びろう學校の理論教職員を乗じて得た額の合算額とする。

(各都道府縣の理論教職員數)

第三條 各都道府縣の理論教職員數は、當該都道府縣内の小學校、中學校並びに盲學校及びろう學校について、それぞれ、左に掲げる基準により算出した教職員の數を合算した員數とする。

一 校長の數は、小學校にあつては理論學級六學級以上の學校について一人、中學校にあつては理論學級三學級以上の學校について一人、盲學校及びろう學校にあつては各學校ごとに一人とする。

二、教諭、助教諭又は講師の數は、理論學級一學級について一人とする
三 養護教諭又は養護助教諭の數は、小學校及び中學校にあつては學校の種類ごとに児童又は生徒千人について一人(一人未満の端數は切り

上げるものとする。)とし、盲學校及びろう學校にあつては、各學校ごとに一人とする。

四 寮母の数は、盲學校にあつては寄宿舎に寄宿する児童及び生徒(義務教育の課程に属しない児童及び生徒を除く。この就中以下同じ。)五人について一人、ろう學校にあつては寄宿舎に寄宿する児童及び生徒八人について一人とし、一人未満の端数は切り上げるものとする。

五 結核性疾患による休職期間中の教員の数は、その實績を考慮して、前各號の規定より算出された教員数の合計數(本條中以下「基準教員數」という。)に百分の二、四四六を乗じた員數とする。

六 産前産後の休暇期間中の教員の数は、その實績を考慮して、基準教員數に百分の〇、八八八を乗じた員數とする。

七 病氣、事故、研修等の事由により勤務しない教員の補充のための教員の數は、その實績を考慮して、基準教員數に百分の五を乗じた員數とする。

八 事務職員の数、小學校にあつては理論學級、十二學級以上の學校について一人、中學校にあつては理論學級六學級以上の學校について一人、盲學校及びろう學校にあつては各學校ごとに二人とする。

(理論學級數)

第四條 理論學級數は、各學校(分校を含む)ごとに、その學校の種類及び規模に應じ、別表第一から第三までに定めるところによるものとする。
(基準財政需要額の算定に關する手續)

第五條 地方財政委員會は、前三條の基準に基き都道府縣の負擔に係る義務教育に従事する職員の給與に關する基準財政需要額を算定する場合においては、あらかじめ、文部大臣に協議しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年年度から適用する。

義務教育費國庫負擔要綱案―自由黨政調會案―
に對する地方財政委員會意見 (二四、四、七)

義務教育費國庫負擔制度をめぐる諸問題は、單に地方行政の一部門である義務教育について、如何にしてその財源を保障するかの問題であるにとどまらず、地方財政乃至地方自治の全般の運営と今後の動向につき極めて密接な關係を有するものであつて、當委員會は、これが歸趨について、深甚なる關心を持つてゐるのであるが、今般自由黨政調會から提案された義務教育費國庫負擔法要綱案については、左の諸理由により、賛成することができない部分を含んでゐるので十の方法によるべきである。

即ち、地方財政に關する基本的な考え方として

第一に、地方自治の強化は民主政治當然の要請でありこれが推進のためには、地方自治制度と表裏一體をなす地方財政制度において充分に自主的であり、且つ地方自治體の總合的な判斷に基づく彈力ある運営が保障されなくてはならない。

第二に、中央地方を通ずる財政需要の増嵩と、國民の租稅負擔過重の現狀とに鑑み、稅收入、國庫支出金、地方債等の諸收入はできるだけ効率的に配分されなくてはならない。

第三に、國は、他の行政の犠牲を顧慮することなく、地方團體の行政部門だけを取り上げその財源確保を急ぎ當該行政だけの問題として解決を圖るべきでなく、地方行政全般の關連において、これら諸行政の圓滑な運営を併せ確保する財源の保障を行うべきであり、地方財源の總額に、變更の行われない場合は、他の地方行政、財政制度全般の檢討を経て、妥當な結論を見出すべきである。

以上の觀點から要綱案を検討すると次の如き諸欠陥がある。

一 義務教育費總額の二分の一を下らない金額を國庫において負擔することとし、各地方團體については地方團體ごとに義務教育費の額を算定し、これを基礎として國からひもつきの財源を交付することとなるのであるから、地方團體の豫算中に義務教育費について一定の枠を設定することとなるのである。然しながらこのことは現に、義務教育の施設の維持及びその經費の支出責任は道府縣や市町村に置いてゐるのであるから、これをそのまゝにしてその經費の配分に中央政府の干渉をみるということとなり、教育の中央集權化をもたらし、責任の歸屬

を不明確ならしめるのである。

二 この制度は地方財政上に重大な影響をもたらすものであるに拘らず、國庫負擔金の財源を、どこから持つて来るか、即ち、國民の稅負擔の増加か、他の國費の節約か、或いは他の地方經費の壓縮かの何れに求めるか及びその配分を如何にして行うかを明らかにしておらない。もし、この制度を地方財政制度に導入しようとするれば、當然これらの検討を行いその確定を見た上でするべきである。

三 義務教育費について國庫負擔の制度を採るものとして、國庫負擔金の總額の算定に用いている義務教育費の額の算定方法と、各地方團體について算定している義務教育費の額の算定方法とは、別個の方法を用いているため、當然兩者の總額を合致せしめるべき保障がない。この方法は、國庫財政上の便宜に偏するものであつて、一定額を國が負擔し爾余の負擔は地方團體に委ねられるため、教育水準確保のための不足財源は、地方財政にしようせさせられることとなる。

なお、總額並びに各地方團體ごとの義務教育費の算定方法には次の欠陥がある。

(イ) 各學校ごとに、児童數又は生徒數を基準として義務教育費を算定する方法は、理論學級の算定の方法そのものについて検討の余地を存するが、とくに小規模學校が濫設されている新制中學の現狀において、今直ちにこの方法を採用する場合、學級數の算定は理論的なものであつても、これを決定する基礎となる學校は理論學校ではなく實學校であるから統合すべき小規模學校のそれぞれについても必要經費を保障し、その結果不當に學校の統合を阻害し、學校の適正規模化の努力を減少せしめる。

(ロ) 教職員それぞれの待遇を確保するため資格、學歷及び勤続年數別にあるべき給與額を明定するとともに、それぞれの道府縣についてその維持している教職員の質的構成に應ずるあるべき給與額に對應して國が負擔すべき額を決定することとして、低い教育水準の引

上げを圖るべきである。要綱案では各都道府縣についてその教職員の質的構成が全國平均のものと同じである建て前のもとに所要額を算定するため、現に質的構成の良い都道府縣の教職員の水準を低下させることになる。寧ろ個々の都道府縣がその教職員の水準を引き上げるに伴い國庫の負擔額も引き上げる方法を採用し、遂次、全都道府縣の教職員の水準を引き上げることに國もその一翼を擔うものとするべきである。

四 地方財政上義務教育費の占める割合は、非常に高いのであるからこれを一定の方法で各地方團體ごとに算定し、負擔金制度を通じて經費の枠を示し、その財源を配分することは、義務教育に關する經費に無駄を生じ、不必要な負擔を國民に課することとなる。何故ならば千差萬態の條件の下にある地方團體の實情に即した義務教育費の算定は如何に精緻な方法を採つても、技術的な限界があるのであつて、各團體の眞實の財政需要に比し過不足の生ずることは當然に豫想されるところであり、過大に算定された團體はそのまま、これを義務教育に費消し、不足に算定された團體は、一定の水準を維持するためには、その不足分を自己財源をもつて繼ぎ足しをしなくてはならないこととなるからである。

從つて義務教育費に對して國庫負擔の制度を採らうとするならば、地方團體が實際に支出した額を基礎としてその一定率を國庫において負擔することとすべきである。

五、教材費の算定を教職員給與費の一定割合の額とすることは、理論的な根據に乏しいだけでなく、根本的に繼續して、年々國が負擔金を支出しなければならぬものであらうか。

何故なら教材費は、經常的なものもあれば臨時的なものもあり、各團體ごとに年々同じ規模で必要だというものでなく、又地域的に、各地方團體の置かれてゐる條件により必要度に差異のあるものであるし事務的に、二萬有余の市町村に對し、比較的小額の國庫負擔金のため

に負擔金の申請、交付、使途の監査等新たな事務を課し、煩に耐えないものと思われる。むしろ、七に述べる如く、この負擔金は、學校施設の新設改築費及び劣悪な教材その他の施設の整備費に對し、國庫補助金として交付する方が有効である。

六 校舍更新の起債の總枠を全國校舍の總坪數の五十分の一に相當する面積を基礎として定めること及びこれに利子補給を行うこととする場合には、次の不合理がある。

(イ) 校舍更新のための財源を地方債によることとしこれに利子補給の制度を設けることは、地方税、地方財政平衡交付金等の一般財源で校舍更新が可能な地方團體についてまで借金政策を奨励する結果を招き、財政の健全化を阻害するのみならず、地方團體に不必要に校舍の更新を急がせ、ために、不經濟な建築を行い、財政負擔を増加せしめるような事情を誘致するおそれがある。

(ロ) 校舍更新の地方債の枠を總校舍坪數の五十分の一を基礎として定めることとするのは、新制中學校の如く、最近建築されたものが多く、反面戦時中の建築抑制、保守不足等によつて更新を要するものが累積し或いは二部教授及び不正常授業が行われている學校が多く、教育施設は極めて變態な状況にある際であるから、今日直ちに恒久の基準を定めることはその時期ではない。むしろ一定期間中に目下焦眉の急にせまられている老朽危険校舍の改築、二部教授等の解消を目的とした義務教育諸學校校舍の整備計畫を樹て、文部大臣として、校舍整備の責任を果すため、毎年度新政策を要する校舍の總面積及びその所要經費の總額を地方財政委員會に申し出ることとし、地方財政委員會はその意見を尊重して、地方債その他に關する地方財政計畫を定めることとすべきである。

(ハ) 校舍建築のための地方債の手續について更に文部省―教育委員會の系統を加えることは不適當である。何故なら地方債の手續は、現在既に煩雜であり、且つ、校舍の建築の必要性は、客觀的に明確で

特に判斷に困難性がないからである。

(ニ) 地方債の發行は、團體財政の運営の一環であるから、地方債の發行目的の選擇、起債額の程度は、知事又は市町村長の財政運営の總合的判斷において計畫を行わしめるべきである。

(ホ) 建築事業債の利子補給は、廣汎且つ長期に亘り著しく煩雜な事務の手續を要するばかりでなく、財政援助の方法として不徹底であり且つ弊害を伴うものであり、且つ全國普遍的に存するこの種經費は既に行われているように、平衡交付金の算定に用いる基準財政需要額に、建物償却費を算入することにより、合理的に解決できるのであるから、このような方法を採用することは避けて七の方法を採用すべきである。

七 戦時中の建築抑制、保守不足及び戦後の人口異動に伴い要整備校舍は、著しく變態的な状況を示しているし、又學校に備えるべき教材その他の施設は、極めて不均衡で、劣悪な教材その他の施設の下で教育をしている學校が少くない現状にあるのであるから、利子補給のための財源と、五に述べた教材費に對する國庫負擔金に相當する額とを合し、老朽校舍の改築並びに二部教授及び不正常授業の解消のための校舍の改築、新築及び教材等の整備につき、全國的な整備計畫を定め一定の期間を劃して定率の國庫補助金を交付する方がより有効であり、且つ穩當である。而して、この種校舍の改築、新設について、國庫から補助金を交付することは、地方團體が戦時中國の財政經濟政策に順應して、當然行ふべき政策保守を差控え、これがため、今日に至つてその整備について、老大な財政負擔を要することになつたのであるから、いわば戦災復興に準ずるものであり、且つ、その財政負擔は、地域的に偏在するものであるから、公共事業に對する國庫補助に準じ國が補助金を交付して財政援助を行い、整備を奨励することは充分意味があることであるし、又劣悪な教材その他の施設について、國が補助金を交付してこれが整備を圖することは、正に教育の機會均等を保障す

る方法でもあるわけである。

なお、この場合、現在國が行つてゐる六・三制建築費二分の一國庫負擔の制度は、一人當り〇・七坪の算定基準を一定水準に引き上げ、全國普遍的にその施設が、この程度に整備される時期まで繼續すべきである。

八、この制度が假りに實施せられ、地方經費及び地方債の配分についてその確保のための特別措置が講ぜられたあかつきには、地方行政に關係のある各省は、それぞれ、その行政を緊要とする見地から同様の特別措置を講ずることを要望することは當然豫測されることであつて、地方團體は、彈力ある總合的財政運営を阻害せられ、この措置を通じて地方自治活動は拘束され、中央政府による地方團體の統制支配を強大にし、地方自治の危機ひいては民主政治の後退を招來することは思ひなからば過ぎるものがある。

九、昭和二十七年年度の措置として、平衡交付金の算定に用いる基準財政需要額に算入される義務教育費の基準財政需要額は、その算定方法について検討を加えるべきものがあれば検討するとしても、その總額は、この負擔金制度のために本年度の地方財源が増加するわけではないのであるから、現在見込んでゐる總額を超えるようなことであれば賛成できない。

十、以上これを要するに、この法案は地方財政及び地方自治に重大な影響を及ぼすものであるから、各般に亘り慎重な検討を加えた上、成否を決すべきであるが、この際義務教育の振興のための法制的措置を講ずるためには地方財政委員會としては、次の方法によるべきであると考ええる。

(1) 府縣市町村において維持せらるべき教員の數、備えるべき學年別の教材その他施設の基準を規定すること。

(2) 義務教育に従事する教職員の給與費について都道府縣の支出した額の二分の一を國庫において負擔するものとする。

(3) 新制中學校についての生徒一人當りの建築基準を高め、これに達するまでの現行國庫負擔制度の繼續の外、老朽校舎の改築、二部教授及び不常授業の解消のための新改築並びに教材等の著しく整備せられていない學校における教材等の整備に對する國庫補助を規定すること。

(4) 施設維持の保障のため、施設の維持を怠る地方團體があれば、その維持を強制できる措置を講ずるものとする。

國庫負擔金制度の諸欠陥 (二七、四、一〇 地方財政委員會)

第一 政治上から見た欠陥

一 國庫負擔金制度は、政治の中央集權化を齎らし、地方自治に對する官僚統制の弊害を伴う。

國庫負擔金は、國から地方團體に對し、財源を與えたとともにこれを通じて國の意圖する行政を地方團體をして行わしめる政治的手段である。従つて、國庫負擔金の使途の監査報告を通じて、その行政の主管官廳による地方行政に對する干渉を可能にする。この結果は次のような弊害を伴う。

(一) 中央行政官廳の干渉は單は地方行政の内容のみならず、往々にして人事に介入して、地方團體に不必要な職員を置かせ、或いは行政機構に干渉してその統合整理をさまたげる。

(二) 國が一定の基準により經費の額を算定し、これを基礎として交付する負擔金は、その行政の規模及び内容を劃一的に且つ定型的に示し、而してこれがための經費の支出を義務づけるために

(イ) 地方地方の實情に應じてその行政の程度及び方法につき地方團體の自由裁量を容れる余地が少い。

(ロ) 各種の地方行政の間に不均衡を生じ、地方住民の公共需要に即した均衡のとれた行政の運営をさまたげる。

二 地方自治の強化を圖るため、地方稅收入を増加し、國庫負擔金の減

少を圖るといふ我が國の政治の基本方針に逆行する。

地方自治の擴充強化は、民主政治當然の要請であつて、このためには地方財政收入について、自主自律的な性格をもつ地方獨立稅收入の増加を圖り、地方自治活動を拘束し、官僚統制の弊害を伴う國庫負擔金を減少することは、終戦後地方自治のために採られた政府の基本方針である。この際國庫負擔金制度を擴張する方向を採ることは右の基本方針に反するばかりでなく、更にこの傾向を助長するおそれがある。現に義務教育費國庫負擔制度の提唱を見るや、他の各省はその歸趣を注視し、厚生省における兒童福祉行政、衛生行政の一部、通産省における計量行政、統計委員會における市町村統計行政等關係各省は既にこれら行政に對する負擔金制度の復活を強く期待している。

第二 行政事務上から見た欠陥

國庫負擔金制度は、中央地方を通じ、行政事務を増加し、且つ煩雜にし、これがため國民負擔を増加せしめ、行政事務簡素化を圖り、國民負擔の減少を圖ろうとする政府の一般方針に反する。

中央地方を通じ、行政事務の簡素化、簡捷化を圖り、行政機構を縮少して行政費を節約し、國民負擔の輕減を圖ることは、現政府の行政運営の一般方針である。然るに負擔金制度は

(一) 負擔金の申請、交付、調査、使途の報告及び監督のため、中央地方を通じ、行政事務を増加し、煩雜にし、これがための行政費を増加せしめる。

(二) 負擔金の交付を受けることは、それだけその團體の財源を増加するため、その團體の財政力の如何を問わず、これが獲得のため陳情その他地方團體の多くの勞力と經費が浪費される。

(三) 國庫負擔金の使用狀況の監査、監督は、會計検査院と主管行政廳とが、それぞれの立場から行い、地方團體の會計事務當局及び主管行政部課はこれがため現在既に應接のいとまのない狀況にあり、地方行政事務を滞滯せしめる。

第三 國民負擔上から見た欠陥

國庫負擔金制度は、國民の租稅負擔を増加せしめる。

國庫負擔金制度は上述の如く、中央地方を通じ、これが運営のための事務を増加し、或いは、行政を劃一化ならしめるため、それぞれ行政費を増加し、國民負擔を増加せしめるのであるが、更に根本的に、地方團體に對する財源供與の方法として見る場合、この制度はその性質上、各地方團體がその對象となる行政を行つてゐる限りは、負擔金は交付されなくてはならないのであるから、富裕な團體に對しても交付され、全體としての地方財源の供與に無駄を生ずる。

註

1 義務教育費國庫負擔制度が實施され、現在示されている内容通りに實行されるとしたら、小中學校の教職員總數は、昭和二十六年四八二、九八五人(定員)であつたものが、昭和二十七年五二四、九〇二人(政調案により算定した數)となり、兒童、生徒數は十二萬人も減少しているのに教員數は四一、九一七人の増加となる。

2 義務教育費國庫負擔金制度が假に實施されたとしたら、昭和二十六年度の狀況で、五十三億圓の財源の無駄が生じ、昭和二十七年では、おそらく七、八十億圓に上る見込である。

第四 國庫負擔金制度と地方財政平衡交付金制度

國庫負擔金制度には以上の諸欠陥があるのに對し、地方財政平衡交付金制度は、使途を特定せず、従つて、使途についての監督を伴はないのであるから、地方自治をそこなうことなく財政需要に比し、財政收入の不足するところに交付されるため、國民の租稅負擔が最も經濟的に配分されるわけである。ただ交付金制度について、現在欠點とされたために國庫負擔金制度の復活が主張される原因は、(一) 地方財源がこの方法では確保され難いということ、(二) 國の必要な行政の遂行が保障されないということにあるようである。しかし乍ら、(一)については交付金制度創設に未だ日淺く、その運営がまだ充分軌道に乗つていない過渡的な事情

のためにそのような危惧をもたれるのであつて、今般單位費用を法定し引き續き算定の要素を法定して行くので、總額の算定方法は確定し、各地方團體の毎年度の交付額も豫測が可能となつて來て、この制度の圓滑な運営を期待することが出来る。

(二)については、今般の改正法中に採り入れたように、行政の規模と内容を法律又は政令で定め、交付金制度を通じて、これが確保を保障することとすれば、地方自治を著しく侵犯することなく、目的を達し得るのであつて、國政委任事務確保のみを急ぎ、他に多くの欠陥のある國庫負擔金制度の範圍を擴張する必要はない。

道 路 法 案 (全文)

第一章 總則 (第一條—第三條)

第二章 道路の種類及び路線の認定 (第四條—第十一條)

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者 (第十二條—第二十八條)

第二節 道路の構造 (第二十九條—第三十一條)

第三節 道路の占用 (第三十二條—第四十一條)

第四節 道路の保全 (第四十二條—第四十八條)

第四章 道路に關する費用、收入及び公用負擔 (第四十九條—第七十一條)

(條)

第五章 監督 (第七十二條—第七十九條)

第六章 道路審議會 (第八十條—第八十五條)

第七章 雜則 (第八十六條—第九十九條)

第八章 罰則 (第一百條—第一百六條)

附 則

第一章 總 則

則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、道路網の整備を圖るため、道路に關して、路線の認定、管理、構造、保全、費用の負擔區分等を定め、もつて交通の發達に寄與し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二條 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で第四條各號に掲げるものをい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一體となつてその効用を全うする施設は又工作物及び道路の附屬物で當該道路に附屬して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附屬物」とは、道路の構造の保全、安全且つ圓滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で左の各號の一に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は胸止

二 道路上の並木又は街燈で第十八條第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路に接する道路修理用材料の常置場

五 道路に接する自動車駐車場で第十八條第一項に規定する道路管理者の設けるもの

六 前各號に掲げるものを除く外、政令で定めるもの

(私權の制限)

第三條 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私權を行使することができない。但し、所有權を移轉し、又は抵當權を設定し、若しくは移轉することを妨げない。

第二章 道路の種類及び路線の認定

(道路の種類)

第四條 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般國道

二 二級國道

三 都道府縣道

四 市町村道

(一級國道の意義及びその路線)

第五條 前條第一號の一級國道とは、國土を縦斷し、横斷し、又は循環して全國的な幹線道路網の樞要部分を構成し、且つ都道府縣廳所在地（北海道にあつては、支廳所在地、以下同じ。）その他政治、經濟、文化上特に重要な都市連絡する道路をいい、その路線は政令で指定する。

2 前項の規定による政令においては、路線名、起點、終點、重要な經過地その他路線について必要な事項を明かにしなければならない。

(二級國道の意義及びその路線)

第六條 第四條第二號の二級國道とは、一級國道とあわせて全國的な幹線道路網を構成し、且つ左の各號の一に該當する道路をいい、その路線は政令で指定する。

一 都道府縣廳所在地及び人口十萬以上の市（以下これらを「重要都市」という。）を相互に連絡する道路

二 重要都市と一級國道とを連絡する道路

三 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八號）第四十二條第二項に規定する特定重要港灣同法附則第五項に規定する港灣又は建設大臣の指定する重要な飛行場若しくは國際觀光上重要な地と一級國道とを連絡する道路

四 二以上の市を連絡して一級國道に達する道路

2 前條第二項の規定は、前項の場合について準用する

(都道府縣道の意義及びその路線の認定)

第七條 第四條第三號の都道府縣道とは、地方的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各號の一に該當する道路で、都道府縣知事が當該都道府縣の區域内に存する部分につき、その路線を認定したものを用いる。

一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれ

らと密接な關係にある主要地、港灣法第二條第二項に規定する重要港

灣若しくは地方港灣、漁港法（昭和二十五年法律第三百七號）第六條に規定する第二種港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）日本國有鐵道、地方廳道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な觀光地とを連絡する道路

二 主要港とこれを密接な關係にある主要停車場又は主要な觀光地とを連絡する道路

三 主要停車場とこれと密接な關係にある主要な觀光地とを連絡する道路

四 二以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方

に密接な關係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路

五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な觀光地とこれらと密接な關係にある一級國道、二級國道、又は前各號の一に規定する都道府縣道とを連絡する道路

六 前各號に掲げるものを除く外、地方開發のため特に必要な道路

2 都道府縣知事が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ當該都道府縣の議會の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により都道府縣知事が認定しようとする路線が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第百五十五條第二項に規定する市（以下「指定市」という。）の區域内に存する場合においては、都道府縣知事は、當該指定市の長の意見を聞かなければならない。

この場合において、當該指定市の長は、意見を提出しようとするときは當該指定市の議決を経なければならない。

4 二以上の都道府縣の區域にわたる道路については、關係都道府縣知事は、協議の上それぞれ議會の議決を経て、當該都道府縣の區域内に存する部分について路線を認定しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、關係都道府縣知

事は、建設大臣に裁定を申請することができる。

6 建設大臣は、前項の規定による申請に基いて裁定しようとする場合においては、關係都道府縣知事の意見を聞かなければならない。この場合において、都道府縣知事は、意見を提出しようとするときは、當該都道府縣の議会の議決を経なければならない。

7 建設大臣が第四項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をした場合においては、關係都道府縣知事は、當該都道府縣の区域内に存する部分について、それぞれ路線を認定しなければならない。この場合においては、同項の規定による當該都道府縣の議会の議決を経ることを要しない。

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八條 第四條第四號の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においてはあらかじめ當該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、當該市町村長の區域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、當該市町村長は、關係市町村長の承諾を得なければならない

4 前項後段の場合においては、關係市町村長は、當該市町村の議会の議決を経なければ承諾することができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百十條第一項の規定の適用については同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線認定の公示)

第九條 都道府縣知事又は市町村長は、第七條又は前條の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起點、終點、重要な經過地その他必要な事項を建設省令で定めるところにより公示しなければならない。

(路線の廢止又は變更)

第十條 都道府縣知事又は市町村長は、都道府縣道又は市町村道について

一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、當該路線の全部又は一部を廢止することができる。次條の規定により路線が重復する場合においても、同様とする。

2 都道府縣知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廢止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手續に代え路線を變更することができる。

3 前二項の規定により路線を廢止し、又は變更しようとする場合の手續は、路線の認定の手續に準じて行わなければならない。

(路線が重復する場合の措置)

第十一條 一級國道の路線と二級國道、都道府縣道又は市町村道の路線とが重復する場合においては、その重復する道路の部分については、一級國道に關する規定を適用する。

2 二級國道の路線と都道府縣道又は市町村道の路線とが重復する場合においては、その重復する道路の部分については、二級國道に關する規定を適用する。

3 都道府縣の路線と市町村道の路線とが重復する場合においては、その重復する道路の部分については、都道府縣道に關する規定を適用する。

4 他の道路の路線と重復するように路線を指定し、認定し、若しくは變更しようとする者又は、他の道路の路線と重復している路線について路線を廢止し、若しくは變更しようとする者又は、現に當該道路の路線を認定している者にあらかじめその旨を通知しなければならない。

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

(一級國道の施設又は改築)

第十二條 一級國道の施設又は改築は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して實施する必要がある場合、都道府縣の區域の境界に係る場合、工事の規模が著しく大である場合等であつて、建設大臣が當該一級國道の路線の存する都道府縣の知事がその工事を施行するこ

とが困難又は不適当と認める場合においては建設大臣が自らこれを行いその他の場合においては都道府県知事とその路線が都道府県の区域内に存する部分について行う。

(二級國道の新設又は改築)

第十三條 二級國道の新設又は改築は、都道府県知事がそれぞれの路線が當該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 建設大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して實施することが適當であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県知事に代つて自ら二級國道の新設又は改築を行うことができる。この場合においては、建設大臣はあらかじめその旨を當該都道府県知事に通知しなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事が行おうとする二級國道の新設又は改築に關する工事が都道府県の区域の境界に係る場合においては、關係都道府県は、あらかじめ、新設又は改築の工事の設計及び實施計畫について協議しなければならない。

4 第七條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

5 前項において準用する第七條第五項及び第六項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第三項の規定による協議が成立したものとみなす。

(一級國道又は二級國道の維持、修繕その他の管理)

第十四條 前二條に規定するものを除く外、一級國道又は二級國道の維持修繕、公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法(昭和二十六年法律第九十七號)第二條の規定による災害復舊事業(以下本條において「災害復舊」という)その他の管理は、都道府県知事がそれぞれの路線が都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 前條第二項の規定は、一級國道又は二級國道の災害復舊に關する工事に ついて準用する。この場合において、同項中「二級國道の新設又は改築」

とあるのは「一級國道又は二級國道の災害復舊に關する工事」と読み替えるものとする。

3 前條第三項の規定は、都道府県知事が行おうとする一級國道若しくは二級國道の修繕又は災害復舊に關する工事について準用する。この場合において「新設又は改築の工事」とあるのは「修繕又は災害復舊に關する工事」と読み替えるものとする。

4 第七條第五項及び第六項前段の規定は、前項において準用する前條第三項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

5 前條において準用する第七條第五項及び第六項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第三項において準用する前條第三項の規定による協議が成立したものとみなす。

(都道府縣道の管理)

第十五條 都道府縣道は、その路線の存する都道府縣が行う。

(市町村道の管理)

第十六條 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第八條第三項の規定により市町村長が當該市町村の區域をこえて路線を認定した場合においては、その道路の管理は、當該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、當該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、關係市町村がそれぞれ議會の議決を経て協議しなければならない。

3 第七條第五項及び第六項の規定は、前條但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「關係都道府縣知事」とあるのは「關係市町村長」と「建設大臣」とあるのは「都道府縣知事」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第七條第五項及び第六項の規定により都道府縣知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については關係市町村長の協議が成立したものとみなす。

5 第二項但書の規定による關係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により關係市町村長の協議が成立したもののみなされる場合を含む。）においては、關係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（管理の特例）

第十七條 指定市の区域内に存する一級國道又は二級國道の管理は、第十二條、第十三條第一項及び第十四條の規定にかかわらず、當該指定市の長が行い、指定市の区域内に存する都道府縣道の管理は、第十五條の規定にかかわらず、當該指定市が行う。

2 指定市以外の市の長は、第十三條第一項及び第十四條の規定にかかわらず、都道府縣知事と協議して當該市の区域内に存する二級國道を管理し、指定市以外の市は第十五條の規定にかかわらず、都道府縣知事と協議して、當該市の区域内に存する都道府縣道を管理することができる。

3 前二項の場合における、この法律の適用について必要な技術的讀替えは、政令で定める。

（道路の區域の決定及び使用の開始等）

第十八條 第十四條から前條までの規定によつて道路を管理する者（都道府縣知事が一級國道又は二級國道を新設し、又は改築する場合における當該都道府縣知事を含む。以下「道路管理者」という。）は路線が指定され、又は路線の認定若しくは變更が公示された場合においては、遲滞なく、道路の區域を決定して、建設省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。道路の區域を變更した場合においても同様とする。

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廢止しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を公示し、且つ、これを表示した圖面を縦覧に供しなければならない。

但し、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、又は變更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に

供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

（境界地の道路の管理）

第十九條 地方公共團體の區域の境界に係る道路については、關係道路管理者は、第十四條から第十七條までの規定にかゝらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、關係道路管理者は當該道路が都道府縣の區域の境界に係るとき又は關係道路管理者のいづれかが都道府縣知事若しくは都道府縣であるときは建設大臣に、その他のときは都道府縣知事に裁定を申請することができる。

3 第七條第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は都道府縣知事」と「關係都道府縣知事」とあるのは「關係道路管理者」と讀み替えるものとする。

4 第二項の規定及び前項において適用する第七條第六項の規定により建設大臣又は都道府縣知事が裁定した場合においては、第一項の規定の適用については、關係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により關係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、關係道路管理者は成立した協議の内容を公示しなければならない。

（兼用工作物の管理）

第二十條 道路と堤防、護岸、ダム、鐵道又は軌道用の橋、踏切道（道路と日本國有の鐵道若しくは地方鐵道又は軌道法（大正十年法律第七十六條）による新設軌道との交差部分をいう。）驛前廣場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と總稱する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、當該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は當該道路及び他の工作物の管理については第十四條から第十七條までの規定にかゝらず、協議して別にその管理の方法を定める

ことができる。但し他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に關する工事（道路の新設、改築又は修繕に關する工事という。以下同じ）及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、當該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者はいずれか、國、都道府縣知事又は都道府縣であるときは、建設大臣及び當該地の工作物に關する主務大臣に、その他のときは都道府縣知事（他の工作物に關する主務大臣の事務を分掌する地方支部部長があるときは、都道府縣知事及び當該支部局長以下本條第五十五條第四項および第五項において同じ。）に裁定を申請することができる。

3 第七條第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び他の工作物に關する主務大臣又は都道府縣知事」と「關係都道府縣知事」とあるのは「當該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者」と読み替へるものとする。

4 第二項の規定及び前項において準用する第七條第六項の規定により建設大臣及び當該他の工作物に關する主務大臣又は都道府縣知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したもののみならず。

5 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により道路管理者と他の工作物の管理者と協議が成立したもののみなされる場合を含む。）においては、當該道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（他の工作物の管理者に對する工事施行命令等）

第二十一條 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に當該道路の工事を施行させ、又は維持をさせることが適當であると認められるときは、前條及び第三十一條の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に當該道

路に關する工事を施行させ、又は當該道路の維持をさせることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川法（明治二十九年法律第七十一號）第四條第二項に規定する河川の附屬物（以下「河川の附屬物」という。）であるときは、當該工作物に關する工事の施行又は維持については同法第十條第一項の規定を適用するものとし、同條第二項の規定は、適用しない。

（工事原因者に對する工事施行命令）

第二十二條 道路管理者は、道路に關する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）に因り必要を生じた道路に關する工事又は道路を損傷した行為若しくは道路の補強擴中その他道路の構造の現狀を變更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）に因り必要を生じた道路に關する工事を當該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前條の場合において、他の工事が河川法が適用され又は準用される河川に關する工事（以下「河川に關する工事」という。）であるときは、當該道路に關する工事については、同法第十一條第二項の規定は、適用しない。

（附帯工事の施行）

第二十三條 道路管理者は、道路に關する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に關する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に關する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に關する工事又は砂防工事であるときは、當該他の工事の施行については河川法第十一條第一項及び砂防法（明治三十年法律第二十九號）第八條の規定は適用しない。

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四條 道路管理者以外の者は、第十二條、第十三條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第十四條第三項において準用する場合を含む。）又は第十九條から第二十二條までの規定による場合の外、道路に關する工事の設計及び實施計畫について道路

管理者の承認を受けて道路に關する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める輕易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五條 都道府縣又は市町村である道路管理者は、都道府縣又は市町村道について建設大臣の許可を受けて、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために一定の期間を限り、當該橋の通行者又は當該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益をこえない範圍内において、條例で定めるところにより、料金を徴收することができる。

2 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各號に該當するものでなければならぬ。

一 その通行又は利用の範圍が地域的に限定されたものであること。

二 その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。

三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財産をもつて支辨することが著るしく困難なものであること。

3 第一項の規定による許可を受けようとする道路管理者は、設計圖その他必要な圖面を添附して左に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 工事方法

二 工事豫算

三 工事の着手及び完成の豫定年月日

四 収支豫算明細

五 料金

六 料金徴收期間

七 元利償還年次計畫

4 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請

に係る橋又は渡船施設の新設又は改築が第二項各號に該當し、且つ、申請に前項各號に掲げる事項が適正であると認められるときは第一項の許可を與えることができる。

5 道路管理者は、第三項第一號又は第五號から第七號までに掲げる事項を変更しようとする場合においては、建設大臣の許可を受けなければならない。

6 道路管理者は、第三項第二號から第四號までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。(許可を受けた者の義務)

第二十六條 前條第一項の規定による許可を受けた道路管理者は、工事の途中において、建設省令で定めるところにより、都道府縣である道路管理者にあつては建設大臣の、市町村である道路管理者にあつては都道府縣知事の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても同様とする。

2 建設大臣又は都道府縣知事は、前項の規定による検査の結果當該橋又は渡船施設の構造が第三十條第一項若しくは第二項の規定に基く政令で定める技術的基準に適合しないと認める場合においては、工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを許可を受けた道路管理者に命ずることができる。

3 許可を受けた道路管理者は、第一項後段の規定による検調に合格した後でなければ、當該橋又は渡船施設の供用を開始してはならない。

(道路管理者の權限の代行)

第二十七條 建設大臣は、第十二條の規定により一級國道の新設若しくは改築を行う場合、第十三條第二行の規定により二級國道の新設若しくは改築を行う場合又は第十四條第二項において準用する第十三條第二項の規定により一級國道若しくは二級國道の災害復舊に關する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、道路管理者に代つてその權限を行うものとする。

2 第十九條の規定により協議した結果一の道路管理者がその地方公共團體の區域外にわたる道路を管理する場合又は第二十條の規定による協議の結果他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は政令で定めるところにより當該道路の道路管理者の権限を行うものとする。

(道路台帳)

第二十八條 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本條において「道路台帳」という。）を調整し、これを保管しなければならない。

2 道路台帳の記載事項その他その調整、保管に關し必要な事項は、建設省令で定める。

3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

第二節 道路の構造

(道路の構造の原則)

第二十九條 道路の構造は、當該道路の存する地域の地形、地質、氣質、氣象其の他の狀況を考慮し、地震その他の通常の衝撃に對して安全なものであり、且つ、圓滑な交通を確保することができるものでなければならない。

(道路の構造の基準)

第三十條 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに左の各號に掲げる事項について政令で定める。

- 一 幅員
- 二 建築限界
- 三 線形
- 四 視距
- 五 こう配
- 六 路面
- 七 排水施設

八 交さ又は接續

九 待避所

十 前各號に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項
2 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定によるの外、その構造強度について必要な技術的基準を政令で定めることができる。

3 前項に規定する工作物の新設又は改築に當つては、必要な構造計算又は試験によつてその構造が安全であることを確かめなければならない。
4 道路の附屬物の構造について必要な技術的基準は政令で定めることができる。

(道路と鐵道との交さ)

第三十一條 道路と日本國有鐵道又は地方鐵道とが相互に交さする場合において、當該道路が一級國道又は二級國道であり、且つ建設大臣が自らその新設又は改築を行うときは建設大臣が、その他のときは當該道路の道路管理者が日本國有鐵道又は當該地方鐵道業者と當該交さの方式、その構造、工事の施行方法及び費用負擔について、あらかじめ協議しなければならない。但し當該道路の交通量又は當該鐵道の運轉回數が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除く外、當該交さの方式は、立體交さとしなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、當該道路の道路管理者、日本國有鐵道又は地方鐵道業者は、建設大臣及び運輸大臣に裁定を申請することができる。但し、建設大臣と日本國有鐵道又は地方鐵道業者との協議が成立しない場合においては、建設大臣は運輸大臣とあらためて協議するものとする。

3 第七條第六項の規定は前項本文の場合について準用する。この場合において、同項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び運輸大臣」と「關係都道府縣知事」とあるのは「當該道路の道路管理者、日本國有鐵道又は當該地方鐵道業者」と読み替えるものとする。

4 第二項本文の規定により建設大臣及び運輸大臣が裁定をした場合又は同項但書の規定により建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣又は當該道路管理者と日本國有鐵道又は當該地方業者との協議が成立したものとみなす。

第三節 道路の占用

(道路の占用の許可)

第三十二條 道路に左の各號の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、繼續して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、變壓塔、郵便差出箱、公衆電話所、廣告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鐵道、軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、雨よけ、その他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路その他これらに類する施設

六 露店、商品置場、その他これらに類する施設

七 前各號に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす處のある工作物、物件又は政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとするものは左の各號に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各號の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、繼續して道路を使用することをいう。)の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事實施の方法

六 工事の期間

七 道路の復舊方法

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は前項各號に掲げる事項を變更しようとする場合においては、その變更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす處のないと認められる輕易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第三十三條 道路管理者は、道路の占用が前條第一項各號の一に該當するものであつて道路の敷地以外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同條第二項第二號から第七號までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り同條第一項又は第三項の許可を與えることができる。

(工事の調整のための條件)

第三十四條 道路管理者は、第三十二條第一項又は第三項の規定による許可を與えようとする場合において、道路を不經濟に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があるときは、當該申請に係る道路の占用に關する工事と他の申請に係る道路の占用に關する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は道路に關する工事とを相互に調整するために必要な條件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ當該申請に係る道路の占用に關する工事を行おうとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

(國等の行う道路の占用の特例)

第三十五條 郵便、電氣通信その他國の行う事業又は日本國有鐵道若しくは日本專賣公社の行う事業のための道路の占用については第三十二條第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの事業を行う者が道路管理者と協議すれば足りる。この場合において、同條第二項各號に掲げる事項及び第三十九條に規定する占用料に關する事項については、政令でその基準を定めることができる。

(水道、電氣、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第三十六條 水道條例（明治二十三年法律第九號）下水道法（明治三十三年法律第三十二號）地方鐵道法（大正八年法律第五十二號）又は公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三號）の規定に基き、水道、下水道

管、公衆の用に供する地方鐵道、ガスパ管、電柱又は電線を道路に設けようとする者は、第三十二條第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を實施しようとする日の一月前までに、あらかじめその當該工事の計畫書を道路管理者に提出して置かなければならない。但し、災害による復舊工事その他緊急を要する工事又は政令で定める輕易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計畫書に基き工事（前項但書の規定による工事を含む）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、當該申請に係る道路の占用が第三十三條の規定に基き政令で定める基準に適合するときは、第三十二條第一項又は第三項の規定による許可を與えなければならぬ。

（道路の占用の禁止又は制限區域等）

第三十七條 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は市員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を圖るために特に必要があると認める場合においては、第三十三條第三十五條及び前條第二項の規定にかかわらず、區域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する區域を指定しようとする場合においては、あらかじめ、當該地域を管轄する警察署長に、當該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び區域について協議しなければならない。當該道路の占用禁止又は制限の區域の指定を解除しようとする場合においても同様とする。

3 道路管理者は、前二項の規定に基いて道路の占用を禁止し、又は制限する區域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示

しなければならない。

（道路管理者の工事施行）

第三十八條 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に關する工事で道路の構造に關係のあるものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認め、道路管理者が自ら工事を行うときは當該道路管理者は、道路占用者に對してあらかじめ自ら當該工事を行うべき旨及び當該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

（占用料の徴收）

第三十九條 道路管理者は（一級國道又は二級國道にあつては道路管理者である都道府縣知事の統轄する都道府縣）道路の占用につき占用料を徴收することができる。但し、道路の占用が國の行う事業で郵便、電氣通信事業以外のもの及び地方公共團體の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九號）第六條第一項に規定する公營企業以外のものに係る場合においてはこの限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴收方法は、條例で定める。但し、第三十五條に規定する事業及び全國にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範圍をこえてはならない。

（原状回復）

第四十條 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は占用を廢止した場合においては、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占用者に對して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができ。

（添加物件に關する適用）

第四十一條 道路管理者以外の者が占用物件に關し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行爲は、本章の規定の適用については、新たな道路の占用とみなす。

第四節 道路の保全

(道路の維持又は修繕)

第四十二條 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に關する技術的規準その他必要な事項は、政令で定める。

(道路に關する禁止行爲)

第四十三條 何人も道路に關し、左に掲げる行爲をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行爲とする。

(沿道區域における土地等の管理者の損害豫防義務)

第四十四條 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を豫防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接續する區域を、條令で定める基準に従い、沿道區域として指定することができる。但し道路の各一側について中二十メートルをこえる區域を沿道區域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道區域を指定した場合には、道路管理者は遲滞なくその區域を公示しなければならない。

3 沿道區域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、必要があると認める場合においては、當該土地、竹木

又は工作物の管理者に對して前項の規定により施設を設け、その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(道路標識の設置)

第四十五條 道路管理者は、道路の構造の保全又は交通の圓滑を圖るために必要な場所に道路標識を設けなければならない。

2 前項の道路標識の種類、様式及び設置場所その他必要な事項は、總理府令、建設省令で定める。

(通行の禁止又は制限)

第四十六條 道路管理者は、左の各號の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、區間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壞その他の事由により交通が危険であると認められたる場合

二 道路に關する工事のためやむを得ないと認められたる場合

2 道路管理者は、橋については、構造計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえる重量の車輛(無軌條電車以外の軌道車を除く以下同じ)の通行を禁止することができる。

(車輛の通行に關する措置)

第四十七條 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との關係において必要な車輛についての制限に關する基準を政令で定める。

2 道路管理者は、現に道路において前項に規定する政令で定める基準をこえる車輛を通行させている者に對し、當該車輛の通行の中止、總重量の軽減、徐行その他通行の方法について必要な措置をすることを命ずることができる。

3 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車輛を通行させようとする者に對して、當該車輛が第一項に規定する政令で定める基準に適合しない場合

においては、當該基準に適合するように道路に關して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(通行の禁止又は制限の場合における道路標識等)

第四十八條 道路管理者は、第四十六條の規定により道路の通行を禁止し又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の對象、區間、期間及び理由を明りように記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適當な、まわり道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、前條第一項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。

3 道路管理者は、第四十六條の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、あらかじめ當該地域を管轄する警察署長に禁止又は制限の對象、區間、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ警察署長に通知するいとまがなかったときは、事後において、すみやかにこれらの事項を通知しなければならない。

第四章 道路に關する費用收入及び公用負擔

(道路の管理に關する費用負擔の原則)

第四十九條 道路の管理に關する費用は、この法律及び公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除く外當該道路の道路管理者の負擔とする。

(一級國道の管理に關する費用)

第五十條 一級國道の施設又は改築に要する費用には、建設大臣が當該施設又は改築を行う場合においては、國が三分の二を、當該一級國道の路線の存する都道府縣が三分の一を負擔し、都道府縣知事が當該施設又は改築を行う場合においては、國及び當該都道府縣がそれぞれ二分の一を負

擔するものとし、維持、修繕その他の管理に要する費用は、當該一級國道の路線の存する都道府縣の負擔とする。但し、建設大臣が一級國道の施設又は改築を行う場合において、當該施設又は改築が長大橋、トンネル等の特に大規模な工事であつて、政令で定める基準をこえるものに係るときは、國の負擔率を四分の三まで高めることができる。

2 前項の場合において、一級國道の施設又は改築によつて他の都道府縣も著しく利益を受けるときは、建設大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、當該一級國道の路線の存する都道府縣の負擔すべき負擔金の一部を著しく利益を受ける他の都道府縣に分擔させることができる。

3 前項の規定により建設大臣が著しく利益を受ける他の都道府縣に一級國道の所在する都道府縣の負擔すべき負擔金の一部を分擔させようとする場合において、建設大臣は、關係都道府縣の意見をきかなければならない。

(二級國道の管理に關する費用)

第五十一條 二級國道の施設又は改築に要する費用は、建設大臣が當該施設又は改築を行う場合においては國が三分の二を、當該二級國道の路線の存する都道府縣が三分の一を負擔し、都道府縣知事が當該施設又は改築を行う場合においては國及び當該都道府縣がそれぞれ二分の一を負擔するものとし、維持、修繕その他の管理に要する費用は、當該二級國道の路線の存する都道府縣の負擔とする。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(市町村の分擔金)

第五十二條 前條の規定により、都道府縣の負擔する費用のうち、その工事又は維持(以下これらを本條中「工事等」という。)で當該都道府縣の區域内の市町村を利用するものについては、當該都道府縣は、當該工事等による受益の限度において、當該市町村に對し、その工事等に要する

費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について市町村が負担すべき金額は、當該市町村の意見を聞き、當該都道府縣の議會の議決を経て定めなければならない。

(負擔金の納付又は支出)

第五十三條 建設大臣が一級國道又は二級國道の新設、又は改築を行う場合においては、全額國費をもつてこれを行つた後、都道府縣は、政令で定めるところにより、第五十條第一項若しくは第二項又は第五十一條の規定に基く負擔金を國庫に納付しなければならない。

2 都道府縣知事が一級國道又は二級國道の新設、改築又は修繕を行う場合においては、國は政令で定めるところにより、第五十條第一項若しくは第二項又は第五十一條第一項の規定に基く負擔金を、第五十條第二項(第五十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により分擔を命ぜられた他の都道府縣は、これらの規定による分擔金を、政令で定めるところにより當該都道府縣に對して支出しなければならない。

(境界地の道路の費用)

第五十四條 第四十九條から第五十一條までの規定により地方公共團體の負擔すべき道路の管理に關する費用で、地方公共團體の區域の境界に係る道路に關するものについては、關係道路管理者は協議してその分擔すべき金額及び分擔の方法を定めることができる。

2 第十九條第二項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合に於て準用する。

3 第七條第六項の規定は、前項において準用する第十九條第二項の規定による建設大臣又は都道府縣知事の裁定について準用する。この場合において、同項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は都道府縣知事」と「關係都道府縣知事」とあるのは「關係道路管理者」と「當該都道府縣知事」とあるのは「當該道路の道路管理者である都道府縣知事又は地方公共關係」と読みかえるものとする。

4 第二項において準用する第十九條第二項の規定による建設大臣又は都

道府縣知事が裁定した場合には、第一項の規定の適用については關係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

(兼用工作物の費用)

第五十五條 第四十九條から第五十一條までの規定により國又は公共團體の負擔すべき道路の管理に關する費用で、當該道路の工作物と効用を兼ねるものについては、建設大臣又は當該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分擔すべき金額及び分擔の方法をきめることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川の附屬物であるときは、河川法第三十條の規定を準用する。

3 第二十條第二項の規定は、建設大臣と他の工作物の管理者との協議が成立しない場合を除き、第一項の規定による協議が成立しない場合について準用する。建設大臣と他の工作物の管理者との協議が成立しない場合においては、建設大臣は、當該地の工作物に關する主務大臣とあらためて協議することができる。

4 第七條第六項の規定は、前項前段において準用する第二十條第二項の規定による建設大臣及び當該地の工作物に關する主務大臣又は都道府縣知事の裁定について準用する。この場合において同項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び當該地の工作物に關する主務大臣又は都道府縣知事」と「關係都道府縣知事」とあるのは「當該道路管理者又は他の工作物の管理者」と「當該都道府縣知事」とあるのは「當該道路の道路管理者である都道府縣知事又は地方公共團體」と読み替えるものとする。

5 第三項において準用する第二十條第二項の規定により建設大臣及び當該地の工作物に關する主務大臣若しくは都道府縣知事が裁定をした場合又は第三項但書の規定により建設大臣と當該地の工作物に關する主務大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については建設大臣若しくは當該道路の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

(道路に關する費用の補助)

第五十六條 國は、建設大臣の指定する主要な都道府縣道又は市道を整備するために必要がある場合第七十八條の規定による道路に關する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、觀光その他國の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、豫算の範圍内において、政令で定めるところにより、當該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に關する調査又は一級國道若しくは二級國道の修繕に要する費用についてはその三分の一以内を道路管理者(一級國道又は二級國道にあつては、道路管理者である都道府縣知事の統轄する都道府縣、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項及び第二項、第六十二條第一項及び第二項、第六十五條、第七十條並びに第七十一條第一項前段及び第二項から第四項までにおいて同じ)に對して補助することができる。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

第五十七條 第二十四條の規定により道路管理者以外の者の行う道路に關する工事又は道路の維持に要する費用は、同條の規定により道路管理者の承認をうけた者又は道路の維持を行う者が負擔しなければならぬ。

(原因者負擔金)

第五十八條 道路管理者は、他の工事又は他の行爲に因り必要を生じた道路に關する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行爲につき費用を負擔する者にその全部又は一部を負擔させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に關する工事であるときは、道路に關する費用については、河川法第三十二條第二項の規定は、適用しない。

(附帶工事に要する費用)

第五十九條 道路に關する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に關する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三

十二條第一項及び第三項の規定による許可に附した條件に特別の定がある場合並びに第三十五條の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度においてこの法律の規定に基いて道路に關する工事について費用を負擔すべき者がその全部又は一部を負擔しなければならぬ

2 前項の場合において、他の工事が河川に關する工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二條第一項の規定は、適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に關する工事が他の工事又は他の行爲のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行爲につき費用を負擔する者に負擔させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路に關する工事に要する費用)

第六十條 第二十一條第一項の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に關する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて當該道路に關する工事について費用を負擔すべきものが負擔しなければならぬ。但し、當該他の工作物の管理者が、當該道路に關する工事により利益を受けた場合においては、當該他の工作物の管理者に對しその受けた利益の限度において當該工事に要する費用の一部を負擔させることができる。

(受益者負擔金)

第六十一條 道路管理者は、道路に關する工事(修繕に關する工事を除く。)に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、當該工事に要する費用の一部を負擔させることができる。

2 前項の場合において、負擔金の徴收を受ける者の範圍及びその徴收方法については、道路管理者である地方公共團體の條例で定める。

3 地方自治法第二百十七條第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による條例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(特別負擔金)

第六十二條 道路管理者は一定の路線を定めて車輛を通行させ、又は反覆して同一の道路に車輛を通行させることによつて特に當該道路を利用して當該道路の維持又は修繕を要する原因を生ぜしめる者に對して、政令で定めるところにより、その維持又は修繕に要する費用の一部を負擔させることができる。

2 都道府縣である道路管理者は、前項に規定する場合を除く外、事業のために政令で定める規格を超える大型車輛を常時道路に通行させることにより、その管理する道路に特に損傷の原因を與える者に對して、政令で定めるところにより、道路の維持及び修繕に要する費用の一部を負擔させることができる。

3 前條第二項及び第三項の規定は、第二項の規定により徴収する負擔金について準用する。

(道路占用に關する工事の費用)

第六十三條 道路の占用に關する工事に要する費用は、第五十九條の規定による場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負擔しなければならぬ。第三十八條第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に關する工事を行う場合も、同様とする。

(負擔金の通知及び納入手續等)

第六十四條 前六條の規定による負擔金の額の通知及び納入手續その他必要事項は、政令で定める。

(收入の歸屬)

第六十五條 第二十五條の規定に基く料金、第三十九條の規定に基く占用料又は第五十八條から第六十一條までの規定に基く負擔金は、道路管理者である地方公共團體の收入とする。

(義務履行のために要する費用)

第六十六條 この法律又はこの法律に基く命令若しくは條令又はこれらによつてする處分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に

特別な規定がある場合を除く外、當該義務者が負擔しなければならない。

(他人の土地の立入又は使用)

第六十七條 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は道路に關する調査測量工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又はこれを材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により、他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ當該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但しあらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により、宅地又はかき、さく等で圍まれた他人の土地に立ち入ろうとする場合においては立入の際あらかじめその旨を當該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の同意があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により、他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す證票を携帯し關係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ當該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第五項の規定による證票の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

(立入又は一時使用の受認)

第六十八條 土地の占有者又は所有者は、正當な理由がない限り、前條第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(非常災害時における土地一時使用等)

第六十九條 道路管理者は、道路に關する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては災害の現場において、必要な土地を一時使用し

又は土石、竹木その他の物件を使用し収用し、若しくは處分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に對する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場にある者又はその附込に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(損失の補償)

第七十條 道路管理者は、第六十七條又は前條の規定による處分に因り損失を受けた者に對して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支拂わなければならない。この場合において、不服がある者は、補償金額の支拂を受けた日から一日以内に収用委員會に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九號）第九十四條の規定による裁決を申請することができる。

(道路の新設又は改築に伴う損失の補償)

第七十一條 土地収用法第九十三條第一項の規定による場合の外道路を新設し、又は改築したことにより、當該道路に面する土地について、道路みぞ、かき、さくその他の工作物を新設し、増築し、修繕し、若しくは移轉し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、道路管理者は、これらの工事をする必要とする者（以下「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において道路管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、道路管理者が當該工事を行うことを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、道路に關する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができる。

3 第一項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受け

た者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員會に土地収用法第九十四條の規定による裁決を申請することができる。

第五章 監 督

(道路管理者等の監督處分)

第七十二條 道路管理者は、左の各號の一に該當する者に對して、この法律又はこの法律又はこの法律に基く命令の規定によつて與えた許可又は承認を取消し、その効力を停止し、その條件を變更し、又は行爲若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移轉、除却若しくは當該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を豫防するために必要な施設をすること若しくは道路を現狀に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く處分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認に附した條件に違反している者

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 道路管理者は、左の各號の一に該當する場合においては、この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に對し、前項に規定する處分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に關する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二項に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 道路管理者は、前第一項の規定により處分をし、又は必要な措置をすることを命じようとする場合においては、あらかじめ當該處分又は措置

に係る者の意見を聞かなければならない。

但し、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

4 道路管理者は、その吏員のうちから道路管理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは、第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條の規定又はこれらの規定に基く處分に違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の處分に違反している者、第一項又は第二項の規定による道路管理者の處分に違反している者を含む。）に對して第一項の規定によりその違反行為の中止を命じ、又は必要な措置をすることを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す證票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

6 前項の規定による證票の様式その他必要な事項は、建設省令で定める（監督處分に伴う費用の補償等）

第七十三條 道路管理者は、第二十四條又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による許可又は承認を受けた者が前條第二項第二號又は第三號の規定による處分によつて通常受けすべき損失は、これらを補償しなければならない。

2 前項の規定による補償金は、前條第二項第三號の規定によつて處分した場合においては、當該事由を生ぜしめた者が負擔しなければならない。
3 第七十條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する（負擔金等の強制徴収）

第七十四條 この法律、この法律に基く命令若しくは條例又はこれらによつてした處分により負擔を命ぜられた負擔金、占用料又は料金（以下これらを「徴収金」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促狀によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

らなう。

2 前項の場合においては、道路管理者は、條例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。但し、手数料は二十圓、延滞金は百圓につき一日四錢の割合を乗じて計算した額をこえない範圍内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、國稅滯納處分の例により、前二項に規定する徴収金並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における徴収金並びに手数料及び延滞金の先取特權は、地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六號）第一條第一項第十四號の規定による地方公共團體の徴収金以外の徴収金と順位とする。

4 手数料及び延滞金は、徴収金に先だつものとする。

5 徴収金並びに手数料及び延滞金を徴収する權利は、五年間行わない場合においては、時効により消滅する。

（建設大臣の認可）

第七十五條 都道府縣知事又は都道府縣知事である道路管理者は、左の各號の一に掲げる場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。但し、建設省令で定める輕易なものについてはこの限りでない。

一 都道府縣道の路線を認定し、變更し、又は廢止しようとする場合（第七條第五項から第七項までの規定により路線の認定について建設大臣が裁定をした場合を除く。）

二 二級國道を新設し、又は改築しようとする場合（法令違反等に關する監督）

第七十六條 建設大臣は一級國道、二級國道、都道府縣道及び指定市の市道に關し、左の各號の一に掲げる場合においては、當該道路管理者に對して、その處分の取消、變更その他必要な處分を命じ、又はその工事の

中止、變更、施行若しくは道路の維持について必要な措置をすることを命ずることができる。

一 道路管理者のした處分又は工事がこの法律、この法律に基く命令若しくは地方自治法第十四條第三項の規定による條例又はこれらに基いて建設大臣若しくは都道府県知事がした處分に違反すると認められる場合

二 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があるときと認められる場合

2 前項の規定による建設大臣又は都道府県知事の處分に因り道路管理者が自己の處分を取消し、又は變更したことに因り損失を受けた者がある場合においては、道路管理者は、損失を受けた者に對し通常生すべき損失を補償しなければならない。

3 第七十條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
(報告の提出)

第七十七條 道路管理者は、建設省で定めるところにより、左に掲げる事項を都道府県知事又は都道府県にあつては建設大臣に、市町村にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

一 道路整備計畫
二 道路に關する工事の施行実績
三 第三十九條第二項、第六十一條第二項又は第六十二條第三項の規定により定めた條例

四 第三十一條第一項の規定による協議の内容
五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三號)第二百二十四條の規定により提出した意見
(道路に關する調査)

第七十八條 建設大臣は、道路の交通量、道路の構造その他道路に關し必要な調査をその職員又は當該道路の存する地方公共團體の長若しくはその委任を受けた職員に行わせることができる。

2 前項の規定により、道路の交通量を調査するため特に必要があると認める場合においては、當該調査を行おうとする者は、道路を通行する車輛を一時停止させ、當該車輛の長さ、巾、高さ、總重量その他調査に必要な事項について質問することができる。この場合においては、當該調査を行おうとする者は、その身分を示す證票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 前項に規定する權限は、犯罪捜査のために認められたものと解釋してはならない。

4 前各項に規定するものを除く外、第二項後段の規定による證票の様式その他道路の調査に關しては必要な事項は、建設省令で定める。

(道路の行政又は技術に對する勸告等)
第七十九條 建設大臣は都道府県又は市町村に對し、都道府県知事は市町村に對し、道路を保全し、その他道路の整備を促進するため、道路の行政又は技術に關して必要な勸告、助言又は援助をすることができる。

第六章 道路審議會

(道路審議會の設置及び所掌事務)

第八十條 建設大臣の諮問に應じ、道路整備計畫、一級國道若しくは二級國道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に關する制度を調査し、又は審議するため、建設省に道路審議會を置く。

2 道路審議會は、前項に規定する事項について、關係行政機關に建議することができる。

(道路審議會の組織)

第八十一條 道路審議會は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、道路に關し學識経験を有する者、關係行政機關及び地方公共團體の職員のうちから建設大臣が任命する。但し、關係行政機關及び地方公共團體の職員のうちから任命される委員の數は、委員の總數の二分の一以下でなければならない。

(委員の任期)

第八十二條 關係行政機關及び地方公共團體の職員のうち任命される（委員の任期は、二年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の殘任期間とする。）

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は非常勤とする。

（會長）

第八十三條 道路審議會に會長を置く。會長は、委員が互選する。

2 會長は、會務を總理し、道路審議會を代表する。

（道路審議會の庶務）

第八十四條 道路審議會の庶務は、建設省道路局において行う。

（政令への委任）

第八十五條 この章に規定するものを除く外、道路審議會の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜 則

（道路の附屬物の新設又は政策）

第八十六條 一級國道又は二級國道に附屬する道路の附屬物の新設又は改築は、建設大臣が自ら行う一級國道又は二級國道の改築に伴う場合を除き、道路管理者が行う。

2 都道府縣道又は市町村道に附屬する道路の附屬物の新設又は改築は、當該都道府縣道又は市町村道の道路管理者が行う。

3 道路の附屬物の新設又は改築に要する費用は、道路の附屬物の新設又は改築が一級國道又は二級國道の改築に伴うものである場合においては、當該一級國道又は二級國道の改築に要する費用を負擔する者がその負擔の割合に應じて負擔し、その他の場合においては、道路管理者が負擔する。

（國の行う事業に對する負擔金の徴收）

第八十七條 第三十五條に規定する事業に對する第五十八條から第六十三條までの規定による負擔金及び道路の占用に伴う道路の復舊費用の負擔

金の額の決定並びにその徴收方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

2 道路管理者は、第三十五條に規定する事業について第五十八條の規定により負擔金を徴收しようとする場合又は第六十條第二項若しくは第六十二條第三項の規定による條例を制定し、又は改正しようとする場合においては、前項に規定する政令で定める基準の範圍内においてしなければならない。

（許可等の條件）

第八十八條 建設大臣、都道府縣知事及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四條の規定による場合の外、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他圓滑な交通を確保するために必要な條件を附することができる。

2 前項の規定による條件は、且つ、當該許可、認可又は承認を受けた者に不當な義務を課することとならないものでなければならない。

（道の特例）

第八十九條 國は、道の區域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に關する費用の全額を負擔し、若しくはこの法律に規定する負擔割合若しくは、補助率以上の負擔若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外補助を行うことができる。

2 建設大臣は、前項の規定により國が道路に關する費用の全額を負擔する場合において、國の利害に特に關係があるときは、政令で定めるところにより、道路管理者の權限を行うことができる。

（都の特例）

第九十條 都の特別區の存する區域内においては、都知事は、第七條第一項各號に掲げる基準によらないで議會の議決を経て、都道の路線を認定し、變更し、又は廢止することができる。この場合においては、第七十七條の規定による建設大臣の認可を受けることを要しない。

2 都知事は、前項の規定により都道の路線を認定し、變更し、又は廢止

しようとする場合においては、あらかじめ當該路線の存する特別区の長の意見を聞かなければならぬ。

(道路の敷地等の歸屬)

第九十一條 一級國道又は二級國道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件(以下これを「敷地等」という。)は國に、都道府縣道又は市町村道の新設又は改築のために取得した敷地等はそれぞれ當該新設又は改築をした都道府縣又は市町村に歸屬する。

2 普通財産である國有財産は都道府縣又は市町村道の用に供する場合においては、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三號)第二十二條又は第二十八條の規定にかかわらず、當該道路の道路管理者である地方公共團體に無償で貸し付け、又は讓與することができる。

(道路豫定地)

第九十二條 第十八條第一項の規定により道路の區域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(建設大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における建設大臣を含む。以下本條中同じ。)が當該區域内にある土地について權限を取得する前においても道路管理者の許可を受けなければ、當該土地の形質を變更し、工作物を新設し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物を附加増置してはならぬ。

2 道路の區域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間において、道路管理者が當該區域内における土地について權限を取得した後においては、當該土地又は當該土地に設置された道路の附屬物となるべきものについては、第三章、第三節、第四十三條、第四十四條、第七十二條から第七十七條まで、第八十八條及び第九十三條から第九十七條までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては道路管理者はその者に對して通常受けるべき損失を補償しなければなら

ない。

4 第七十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(不用物件の管理又は交換)

第九十三條 道路の供用の廢止又は道路の區域の變更があつた場合においては、當該道路を構成していた不用となつた敷地、支壁その他の物件(以下「不用物件」という。)は、従前當該道路を管理していた者が一年をこえない範圍において政令で定める期間、管理しなければならぬ。

2 第三條の規定は前項の期間が満了するまでは、不用物件について運用する。

3 第一項の不用物件は、土地收用法第百六條の規定の適用については、不用物件としないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の變更又は區域の變更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに當該物件について抵當權、債權、永小作權その他所有權以外の權利を有する者の同意があるときは、第一項の期間について、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

(不用物件の使用)

第九十四條 不用物件を他の道路の新設又は區域の變更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、當該不用物件が當該道路の區域内にある場合において、當該道路の道路管理者がその旨を前條第一項の期間内に當該不用物件の管理者に申し出たときは、當該不用物件の管理者は、これを當該道路管理者に引き渡さなければならない。

(不用物件の返還又は讓與)

第九十五條 第九十三條第四項及び前條の規定に該當する場合を除き、不用物件がその管理以外の者の所有に屬する場合においては、當該不用物件の管理者は、第九十三條第一項の期間満了後、直ちにこれを所有者に返還しなければならない。

2 前項の場合においては当該不用物件が國有財産であるときは、建設大臣は、當該國有財産の管理者である主務大臣と協議の上、國有財産として存置する必要があるものを除き、國有財産法第二十八條の規定にかかわらず、當該不用物件のあつた道路の管理の費用を負担した地方公共團體にこれを譲與することができる。

3 第一項の場合において、不用物件の管理者が過失がなくて當該不用物件の所有者を確知することができないときは、當該不用物件を供託することができ。

4 民法（明治二十九年法律第百八十九號）第四百九十五條第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四號）第八十一條及び第八十二條の規定は、前項の規定による供託について準用する。

5 第二項の規定により、譲與を受けることができる地方公共團體が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府縣であるときは建設大臣が、その他のときは、都道府縣知事が譲與の割合を決定するものとする。

6 第二項の場合において、土地收用法第百六條又は民法第五百七十九條の規定による賣渡は、譲與を受けた地方公共團體がこれを行わなければならない。

（不用物件に關する費用等）

第九十六條 第九十三條第一項の期間内における不用物件の管理若しくは同條第四項の規定による不用物件の交換又は前條の規定による不用物件の返還に要する費用は不用物件の管理者の負擔とし、不用物件の管理に伴う収益は不用物件の管理者の收入とする。

（異議の申立、訴願又は訴訟）

第九十七條 建設大臣、都道府縣知事又は道路管理者がした左の各號の一に掲げる處分について不服のある者は、處分のあつた日から三十日以内に、それぞれ當該處分をした建設大臣、都道府縣知事又は、道路管理者に異議の申立をすることができる。

一 第二十一條又は第二十二條の規定による道路管理者の命令

二 第二十三條又は第三十八條の規定により道路管理者が自ら工事を施行すること。

三 道路管理者が第二十四條の規定による承認を與えないこと。

四 道路管理者が第三十二條第一項又は第三項の規定による許可を與えないこと又は許可の申請書を受理した日から三月を経過しても許可に關する處分をしないこと。

五 第三十九條第一項の規定による道路管理者の徴収する占用料

六 第四十條第二項の規定による道路管理者の指示

七 第四十四條第四項の規定による道路管理者の指示

八 第四十六條又は第四十七條の規定による道路管理者の通行の禁止又は制限その他の處分

九 第五十八條から第六十三條までの規定による道路管理者の課した負擔金

十 第七十二條の規定による道路管理者の處分

十一 第七十四條の規定による道路管理者の處分

十二 第八十八條第一項の規定による許可又は承認に附した條件

2 前項の規定による異議の申立があつた場合においては、建設大臣、都道府縣知事又は道路管理者は、申立を受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服がある者は、決定の通知を受けた日から十日以内に建設大臣に、その他の者のした決定に對しては、都道府縣知事に訴願することができる。

4 前項の規定による訴願の裁決に不服がある者は、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一號）第五條第一項の規定にかかわらず、それぞれ裁決のあつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法（昭和二十三年法律第五號）第十二條の規定は、第一項の規定による異議の申立について準用する。

(道路管理者の権限の行使)

第九十八條 第十八條、第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十六條第三項、第二十八條、第三十二條から第三十八條まで、第四十二條第二項、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十五條、第四十六條、第四十七條第二項及び第三項、第四十八條、第六十七條第一項、第六十九條、第七十一條第一項後段、第七十二條第一項から第四項まで、第八十八條第一項、第九十二條第一項、第九十四條並びに第九十七條第一項及び第二項に規定する道路管理者の権限は、それぞれ道路管理者である地方公共團體の長が行う。

(不適用規定)

第九十九條 第三條の規定は、他の工作物について道路の路線が指定され又は認定された場合においては、當該地の工作物については、適用しない。

第八章 罰 則

第一百條 みだりに道路を損壊し、又は道路の附屬物を移轉し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生ぜしめた者は、三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

第一百一條 左の各號の一に該當する者は、一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一 第三十二條第一項の規定に違反して道路を占用した者

二 第三十七條第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路を占用した者

三 第四十三條の規定に違反した者

四 正當の事由がなくして第六十九條第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、收用若しくは、處分を拒み、又は妨げた者

第一百二條 左の各號の一に該當する者は、六月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第三十二條第三項の規定に違反して道路を占用した者
二 第四十六條第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者。

三 第四十六條第二項の規定による禁止に違反して橋を通行した者
四 第六十八條の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者

五 第九十二條第一項の規定に違反した者

第一百三條 第七十二條第一項又は第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者は五萬圓以下の罰金に處する。同條第四項の規定による道路管理員の命令に違反した者についても、同様とする。

第一百四條 第四十七條第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、三萬圓以下の罰金に處する。

2 第四十七條第三項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五萬圓以下の罰金に處する。

第一百五條 第四十四條第四項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、一萬圓以下の罰金に處する。

第一百六條 法人の代表者又は法人、若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前六條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六日をこえない期間内において政令で定める。但し、第五條から第十條まで、第七十五條第一號及び第六章の規定は、公布の日から施行する。

理 由

道路網の整備を圖るため、道路に關して、路線の認定、管理、構造、保

全、費用の負擔區分等を定め、もつて交通の發達に寄與し、公共の福祉を増進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公營企業法案（全文）

地方公營企業法

第一章	總則
第二章	組織
第三章	財務
第四章	職員の身分取扱
第五章	雑則
附則	

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、地方公共團體の經營する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業經營の基本原則を定め、地方自治の發達に資することを目的とする。

（經營の基本原則）

第二條 地方公共團體の經營する企業は、常に企業の經濟性を發揮することに努めるとともに、その本來の目的である公共の福祉を増進するよう經營されなければならない。

（基本計畫の作成）

第三條 地方公共團體は、前條に定める基本原則に基き、議會の議決を経てその經營する企業の基本計畫を定めるものとする。

（地方公共團體の經營する企業に關する法令等の制定及び施行）

第四條 地方公共團體の經營する企業に關する法令並びに條例、規則及びその他の規程は、すべて第二條に規定する基本原則に合致するものでなければならない。

（この法律の適用を受ける企業の範圍）

第五條 この法律は、地方公共團體の經營する企業のうち左の上欄に掲げる事業（これらに附帶する事業を含む）で常時雇用される職員の數がそれぞれ左の下欄に掲げる數以上のもの（以下「地方公營企業」という）に適用する。

上水道事業	五十人
軌道事業	百人
自動車事業	百人
地方鐵道事業	百人
電氣事業	三十人
ガス事業	三十人

2 地方公共團體は、政令の定めるところにより、その經營する地方公營企業以外の企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

（この法律と他の法律との關係）

第六條 この法律は、地方公營企業に關して、地方自治法（昭和二十三年法律第六十七號）並びに地方財政法（昭和二十三年法律第九號）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）に對する特例を定めるものとする。

2 この法律は、地方公營企業に關して、水道條例（明治二十三年法律第九號）軌道法（大正十年法律第七十六號）道路運送法（昭和二十六年法律第八十三號）地方鐵道法（大正八年法律第五十二號）及び公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三號）に對する特例を定めるものとする。

第二章 組 織

(管理者の設置)

第七條 地方公營企業を經營する地方公共團體に、當該地方公共團體の長の指揮監督の下に地方公營企業の業務を執行させるため、第五條第一項の事業ごとに管理者を置く。但し、條例の定めるところにより、管理者を置かず又は二以上の事業を通じて管理者を置くことができる。

2 管理者は、當該地方公共團體の吏員で、地方公營企業の經營に關し識見を有するものの中から、地方公共團體の長が命ずる。この場合においては、地方自治法第百六十六條第二項において準用する同法第百四十一條第二項の規定中地方公共團體の常勤の職員に關する部分の適用はないものとする。

(管理者の地位及び權限)

第八條 管理者は、左に掲げる事項を除く外、地方公營企業の業務を執行し、當該業務の執行に關し當該地方公共團體を代表する。但し、法令に特別の定があるものはこの限りでない。

- 一、豫算を調整すること。
- 二、地方公共團體の議會の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 三、決算及び證書類を監査委員の審査及び議會の認定に付すること。
- 四、勞働協約を結ぶこと。

五、地方自治法第二百十四條並びに第二百二十三條第二項及び第三項の規定により過料を科すること。

2 前條第一項但書の規定により管理者を置かない地方公共團體においては、管理者の權限は當該地方公共團體の長が行う。

(管理者の擔任する事務の概目)

第九條 管理者は、前項の規定に基いて、當該業務の執行に關しおおむね左に掲げる事項を擔任する。

一、その權限に屬する事務を分掌させるため必要な分課を設けること。

二、職員任免、給與、勤務時間その他の勤務條件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に關する事項を掌理すること。

三、地方公營企業の基本計畫に基いて事業計畫を定めること。

四、豫算の見積に關する書類を作成し、地方公共團體の長に送付すること。

五、決算を作成し、地方公共團體の長に提出すること。

六、當該企業の用に供する資産を取得し、管理し及び處分すること。

七、契約を結ぶこと。

八、料金その他の使用料又は手数料を徴收すること。

九、豫算内の支出をするため一時の借入をすること。

一〇、出納その他の會計事務を行うこと。

一一、證書及び公文書類を保管すること。

一二、前各號に掲げるものを除く外、法令又は當該地方公共團體の條例若しくは規則によりその權限に屬する事項

(企業管理規程)

第十條 管理者は、法令又は當該地方公共團體の條例若しくは規則又はその機關の定める規則に違反しない限りにおいて、業務に關する管理規程（以下「企業管理規程」という）を制定することができる。

(就職及び在職の禁止)

第十一條 左の各號の一に該當する者は、管理者であることができない。

一、當該地方公營企業の業務に關し、當該地方公共團體に對し、物品の賣買若しくは工事の請負をする者又は就任の前一年以内に於いてこれらの行爲をしたことのある者

二、當該地方公營企業の業務に關し、當該地方公共團體に對し物品の賣買若しくは工事の請負をする法人若しくはこれらの行爲をするものが當該業務に關して組織する團體の役員（名稱の如何にかかわら

す役員と同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。又は就任の
目前一年以内において、これらの者であつた者

(地位の保障)

第十二條 管理者の職にある者は、左の各號の一に該當する場合を除く
外、就任の日から三年を経過した後でなければその意に反して轉職され
ることがない。但し、就任の日から六月以内において、その職に必要な
適格者を欠く場合はこの限りでない。

一、三月以上の休養を要する場合

二、その責に歸すべき重大な過失があつた場合

(代理及び委任)

第十三條 管理者に事故があるときは、企業管理規程で定める上席の職員
がその職務を行う。

2 管理者は、その權限に屬する事務の一部を第十五條の職員に委任
し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。

(事務處理のための組織)

第十四條 地方公營企業を經營する地方公共團體に、管理者の權限に屬す
る事務を處理させるため、條例で必要な組織を設ける。

(補助職員)

第十五條 地方自治法第七十二條第一項の職員で管理者の權限に屬する
事務の執行を補助するものは、管理者が任免する。但し當該地方公共團
體の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、
當該地方公共團體の長の同意を得なければならぬ。

2 前項の職員は、管理者が指揮監督する。

(管理者と地方公共團體の長との關係)

第十六條 地方公共團體の長が管理者に對して行う指揮監督は、左の各號
に掲げる事項に關して行うのを例とする。

一、地方公營企業の經營の基本計畫に關すること。

二、地方公營企業の業務の管理に關する事項のうち、當該地方公共團體

體の住民の福祉に重大な影響があると認められるものに關するこ
と。

三、管理者以外の機關の權限に屬する事務の執行と地方公營企業の業
務の執行との間における必要な調整に關すること。

第三章 財 務

(特別會計)

第十七條 地方公營企業の經理は、第五條第一項に掲げる事業ごとに特別
會計を設けて行い、その經費は、當該事業の經營に伴う收入をもつて充
てなければならない。

但し、同條第一項に掲げる事業を二以上經營する地方公共團體において
は、議會の議決を経て二以上の事業に通じて一の特別會計を設けること
ができる。

(一般會計又は他の特別會計からの繰入金)

第十八條 地方公營企業について災害の復舊その他特別の事由に因り必要
がある場合においては、豫算の定めるところにより一般會計又は他の特
別會計からの繰入金による收入をもつて當該企業の經費に充てることが
できる。

2 前項の規定による繰入金に相當する金額は、翌年度以降において、
豫算の定めるところにより、當該繰入金を繰り入れた一般會計又は他
の特別會計に繰りもどさなければならない。

但し、一般會計又は他の特別會計において支出すべきものをこの會計
において支出したことに因る繰入金その他特別の事由に因る繰入金に
ついては議會の議決を経て、當該繰入金を繰り入れた一般會計又は他
の特別會計に繰りもどさないことができる。

(事業年度)

第十九條 地方公營企業の事業年度は、地方公共團體の會計年度による。
(計理の方法)

第二十條 地方公營企業においては、その企業の経営成績を明らかにするため、収益及び費用をその發生の事業に基いて計畫しなければならず、且つその企業の財政状態を明らかにするため、資産、資本及び負債の増減及び異動をその都度記録し及び整理しなければならぬ。

2 前項の資産、資本及び負債については、政令の定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

(料金)

第二十一條 地方公共團體は、地方公營企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥當なものでなければならず、且つこれを決定するに當つては、地方公營企業の收支の均衡を保持させるように適切な考慮が拂われなければならない。

(企業債)

第二十二條 地方公共團體が、地方公營企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起す地方債（以下「企業債」という）については、行政廳の許可を必要としない。

(償還期限を定めない企業債)

第二十三條 公共團體は、企業債のうち、地方公營企業の建設に要する資金に充てるものについては、償還期限を定めなければならない。この場合においては、當該地方公營企業の毎事業年度における利益剰余金の状況に應じ、特別利息をつけることができる。

(豫算)

第二十四條 地方公共團體の長は、當該地方公營企業の管理者が作成した豫算の見積に基いて毎事業年度地方公營企業の豫算を調整し、年度開始前に議會の議決を経なければならない。

2 業務量の増加に因り地方公營企業の經費に不足を生じたときは、管理者は、増加する収入に相當する金額を當該企業の業務のため直接必要な經費に使用することができる。この場合においては、遲滞なく、

管理者は、當該地方公共團體の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共團體の長は、次の會議においてその旨を議會に報告しなければならない。

(財政計畫に關する書類)

第二十五條 地方公共團體の長は、地方公營企業の豫算を議會に提出する場合においては、當該地方公營企業の管理者が作成した當該豫算の實施計畫、當該年度の事業計畫及び資金計畫その他財政計畫の參考となるべき事項に關する書類を併せて提出しなければならない。

(豫算の繰越)

第二十六條 豫算に定めた地方公營企業の建設改良費のうち、年度内に支拂義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

この場合においては、管理者は、地方公共團體の長に繰り越額の使用に關する計畫について報告するものとし、報告を受けた地方公共團體の長は、次の會議においてその旨を議會に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第二十七條 地方公營企業の業務に係る出納は、管理者が行う。

2 管理者は、地方公營企業の業務に係る現金を當該地方公共團體の長が指定した銀行に預け入れて保管しなければならない。但し管理者は、當該地方公共團體の長が定めた額を限度として現金を自ら保管することができる。

(企業出納員及び現金取扱員)

第二十八條 地方公營企業を經營する地方公共團體に當該地方公營企業の業務に係る出納その他の會計事務を掌らせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員及び現金取扱員は、第十五條の職員のうちから、管理者が命ずる。

3 管理者は、その事務の一部を前項の出納員に委任することができる。

る。

4 企業出納員は、管理者の命を受けて、出納その他の會計事務を掌る。

5 現金取扱員は、上司の命を受けて、現金の出納に關する事務を掌る。

(一時借入金)

第二十九條 管理者は、豫算内の支出をするため、一時の借り入れをすることができ。

2 前項の規定による借入金は、當該事業年度内に償還しなければならぬ。但し、資金不足のため償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として、これを借り替えることができる。

3 前項但書の規定により借り替えた借入金は、一年以内に償還しなければならぬ。

(決算)

第三十條 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に當該地方公營企業の決算を作成し證書類、當該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて當該地方公共團體の長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出を受けたときは、地方公共團體の長は、これを監査委員の審査に付し、その意見をつけて遅くとも當該事業年度終了後三月を経過した日後において最初に招集される議會の認定に付さなければならぬ。この場合においては、公共團體の長は、前項の規定によつて管理者から提出を受けた書類を併せて提出しなければならない。

3 第一項の決算は、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金處分計算書又は欠損金處理計算書及び貸借對照表とし、その様式は命令で定める。

4 地方公營企業について、地方自治法第二百四十四條第二項の規定による議會の指定があつたときは、第二項の規定に基く地方公共團體の

長の決算その他の書類の議會への提出をもつて同法同條同項の規定により普通地方公共團體の長が貸借對照表その他必要な書類を議會に提出したものとなす。

(計理狀況の報告)

第三十一條 管理者は、毎月末日をもつて試算表その他當該企業の計理狀況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月十日までに當該地方公共團體の長に提出しなければならない。

(利益剰余金の處分)

第三十二條 地方公營企業の計理上利益剰余金を生じた場合においては、これを前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、これをその補てんに充て、なお殘額があるときは、その殘額の二十分の一を下らない金額を準備金として積立てなければならない。

2 前項の規定するものの外、利益剰余金の處分については、別に豫算に定めがあるものを除き議會の議決を経て定めなければならない。

3 第一項の準備金は、企業債の償還その他條例で定める支出に充てる場合を除く外處分することができない。

(資産の取得、管理及び處分)

第三十三條 地方公營企業の用に供する資産の取得、管理及び處分は、管理者が行う。但し、條例で定める重要な資産の取得及び處分は、當該地方公共團體の長の承認を受けなければならない。

(契約)

第三十四條 地方公共團體が地方公營企業の業務に關して行う賣買、貸借、請負その他の契約を結ぶ場合においては、公告して一般競争入札の方法に準じて申込をさせ最高若しくは最低の價格によつて申込をした者又は申込をした者であつて價格その他の條件について公正な協議がととのつた者としなければならない。但し、法令又は條例で定める場合においては、この限りでない。

(命令への委任)

第三十五條 この章に定めるものを除く外、地方公營企業の財務に關し必要な事項は命令で定める。

第四章 職員的身分取扱

(地方公營企業労働関係法との關係)

第三十六條 第十五條の職員のうち、管理又は監督の地位にあるもの及び機密の事務を取り扱うもの以外のもの(以下企業職員という)の身分取扱については、この法律に特別の定のあるものを除く外、地方公營企業労働関係法(昭和二十七年法律第 號)の定めるところによる。

(職階制)

第三十七條 企業職員については、管理者は職階制を実施することができ

- 2 管理者は、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に應じて分類整理しなければならない。
- 3 人事委員會を置く地方公共團體においては、人事委員會は、職階制の實施に關し管理者に技術的助言をすることができ

(給與)

第三十八條 企業職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければなら

- 2 企業職員の給與は、生計費並びに國及び地方公共團體の職員並びに民間事業の従事者の給與、その他の事業を考慮して定められなければならない。

- 3 企業職員の給與の種類及び額は、條例で定める。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九條 企業職員については、地方公務員法第五條、第八條(第一項第五號及び第八號並びに第三項及び第四項の規定を除く)第二十三條から第二十六條まで第三十六條、第四十六條から第五十六條まで及び第五十八條の規定は適用しない。

第五章 則

(業務の状況の公表)

第四十條 管理者は、條例の定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上當該地方公營企業の業務の状況を説明する書類を當該地方公共團體の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共團體の長は、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(國と地方公營企業を經營する地方公共團體等との關係)

第四十一條 地方公營企業の經營に關し、地方公共團體相互の間で協議が調わない場合において、關係地方公共團體の申出があるときは、政令の定めるところにより、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、地方公營企業の經營に關し必要な斡旋若しくは調定をし又は必要な勸告をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律の施行の時期は、政令で定める。

(起債の特例)

- 2 企業債については、公募に係るものを除く外、第二十二條の規定にかかわらず當分の間、地方自治法第二百五十條の規定の適用はあるものと

- 3 地方公營企業の資産は、資産の適正な減價償却の基礎を確立するため、命令の定めるところにより、再評價しなければならない。

(政令への委任)

- 4 この法律の施行に關して必要な手續は、その他の規定は政令で定める。

(關係法律の改正)

- 5 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二條第三項第三號中「電車事業、自動車事業」を「軌道事業、自動車運送事業」に「運輸事業」を「運送事業」に改め、第二十號中「使用料」を「使用料（料金を含む）」に改める。

第十二條第一項及び第七十四條第一項、第九十六條第一項第四號及び第五號、第四百九十九條第六號、第二百二十條、第二百二十一條、第二百二十三條第一項、第二項及び第三項、第二百二十四條第一項並びに第二百五條第一項中「使用料」を「使用料（料金を含む）」に改める。

第二百六十三條を次のように改める。
第二百六十三條 普通地方公共團體の經營する企業の組織及びこれに従事する職員的身分取扱並びに財務その他運営に關する基準の特例は別に法律でこれを定める。

6 地方公務員法の一部を次のように改正する。

附則第二十項を次のように改める。

20. 削除

國立病院特別會計所屬の資産の譲渡等に關する特別措置法案について

國立病院の地方移管の問題については、「時報」第四卷二號に一應報じしたが、國立病院を地方に移譲するためのこの措置法案は、四月九日國會に提出され目下衆院大藏委員會で審議中である。

國立病院特別會計所屬の資産の譲渡等 に關する特別措置法（案）

（二七、四、九 内閣提出
衆院大藏委員會付託）

（目 的）

第一條 この法律は、國立病院（厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一號）第十五條に規定する國立病院をいう。以下同じ。）として經營されている醫療機關を、地方公共團體又は醫療法（昭和二十三年法律第百五號）第三十一條に規定する公的醫療機關（地方公共團體の開設する病院及び診療所を除く。以下「公的醫療機關」という。）の設置者（以下「地方公共團體等」と總稱する。）の開設する醫療機關として、當該地方公共團體等に移譲するため、當分の間、當該國立病院の用に供されている資産等の譲渡等に關する特別の措置を講ずることを目的とする。

（地方公共團體等への國有財産等の譲渡の特例）

第二條 政府は、地方公共團體等に國立病院として經營されている醫療機關を移譲しようとするときは、當該國立病院の用に供されている第一號及び第二號に掲げる資産並びに當該國立病院の經營に因り生じた第三號に掲げる資産については、當該各號に掲げる價額により、これを當該地方公共團體等に移譲することができる。

一 國有財産法（昭和二十三年法律第七十三號）第二條に規定する國有財産時價の七割の減額した價額

二 動産（前號に掲げる資産を除く。）時價の五割を減額した價額。但し自動車及び藥品、食糧品、筆、紙、墨等の消耗品については、時價とする。

三 未收金債權 この債權額の三分の一以内を減額した價額
（未收金債權の譲渡の通知）

第三條 政府は、前條の規定により未收金債權を譲渡した場合における債務者に對する通知を、官報に公告してすることができる。

2 前項の規定による公告があつたときは、民法（明治二十九年法律第八十九號）第四百六十七條第一項の規定による債務者に對する通知があつたものとみなす。

（資産の引渡の特例）

第四條 政府は、第二條の規定により資産を譲渡する場合においては、國有財産法第三十一條第一項本文の規定にかかわらず、當該資産の對價の納付前に當該資産を引き渡すことができる。

(物 納)

第五條 地方公共團體は、第二條の規定により譲渡を受けた同條第一號及び第二號に掲げる資産の對價を、政令で定めるところにより、その發行する地方債の證券をもつて納付することができる。

(延 納)

第六條 政府は、公的醫療機關の設置者が第二條の規定により同條第一號及び第二號に掲げる資産の譲渡を受けた場合において、當該公的醫療機關の設置者がその譲渡を受けた資産の對價を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、國有財産法第三十一條第一項の規定にかかわらず、確實な擔保を徴し、且つ、利息を附して十年以内の延納の特約をすることができ。

2 前項の規定により延納の特約をしようとするときは、厚生大臣は、延納期限、擔保及び利率について、大藏大臣に協議しなければならない。

3 厚生大臣は、第二條の規定により公的醫療機關に譲渡した同條第一號及び第二號に掲げる資産について、第一項の規定により延納の特約をした場合において、當該公的醫療機關の設置者の行う當該資産の管理が適當でないと認めるときは、直ちにその特約を解除しなければならない。

(譲渡資産の對價の經理)

第七條 政府は、第二條の規定により譲渡した資産の對價を、國立病院特別會計法(昭和二十四年法律第九十號)第四條の規定により、國立病院特別會計の歳入として經理するものとする。

(資産の所屬替等)

第八條 政府は、醫療施設の用に供するため取得した、又は醫療施設の用に供されている第二條第一號及び第二號に掲げる資産を醫療施設の用に供するため、一般會計と國立病院特別會計との間において、所屬替又

は所管換をしようとするときは、國有財産法第十五條の規定にかかわらず、當該會計間において無償として整理することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に國立病院に勤務する職員で恩給法(大正十二年法律第四十八號)第十九條に規定する公務員であるものが、當該國立病院として經營されている醫療機關の都道府縣への移譲に伴い、昭和二十九年三月三十一日までに、引き続き都道府縣の職員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七號)附則第十條の規定の適用がある場合を除く外、同條の規定を準用する。

漁船損害補償法要點の解説について

は し が き

衆議院議員提案によるこの法律は、漁業對策の一環として、經濟的に不利な立場にある漁業者に對しては、政府が、保險を通じて財政的援助その他の施策を講ずることにより、漁船の事故による損害を補償し、漁業經營の安全を計ることを内容としたものであつて、全文六章百四十六條に亘つており三月二十五日衆院、同二十七日參院を通過原案通り可決成立し、同三十一日公布された。この法律の實施にとともに現行漁船保險法は廢止(漁船損害補償法施行法第一條)される。

この制度の骨子は、概ね次の三點に要約されるものである。

- ① 現行漁船保險制度を漁船損害補償制度に改め財政的措置を強力にした。
- ② 保險をするための事務費の一部を國庫の負擔とするともに、小型漁船については、義務加入制を設けて保險料の一部を國庫の負擔とした。
- ③ 現行のように、政府が再保險をする漁船保險事業を行う漁船保險組合の外に、

保険事業の健全な發達を圖る事業を行う漁船保險中央會を設けることとした。

漁船損害補償法要點の解説

二七、三、二〇
三、三、二五
三、二七
提出
衆議院通過
參議院可決成立
公布法律第二八號

一、目的

この法律は、漁船（漁具を含む）につき、不慮の事故によつて生じた損害を補償することにより、その復舊を容易にし、漁業經營の安定と漁業生産力の向上に資することを目的としてゐる。（一條）

二、漁船損害補償

漁船保險組合の漁船保險事業と政府側の再保險事業によつて行ふ。（二條）

（條）

三、漁船保險組合

1 組織

漁船の所有者をもつて組織し、地域組合と業態組合の二種としてゐる。（七條、二十二條）

(1) 地域組合は、業態組合の保險の目的となつてゐない漁船（總トン數二十トン未満）を保險の目的としてあり、その區域は、北海道その他特別の事由があるものを除いては、都府縣の區域としてゐる。

（七條2、三十條）

(2) 業態組合は、特定の漁業（例、捕鯨業、かつを、まぐろ漁業）に従事する漁船（總トン數二十トン以上千トン未満）を保險の目的とし、その漁船の所有者をもつて組合員としてゐる。（七條3、三十條）

2 保險事業

保險の種類は、普通保險と特別保險とであつて、（三條2）その内容

は、義務加入に關するものを除いては、概ね現行の漁業保險組合の保險と同様のものである。

（例、保險引受の拒否の制限「三十一條」、保險の目的の譲渡「三十三條」、組合のてん補責任「三十四條」、保險關係の成立「三十五條」、追徵金「三十九條」、相殺できない場合「四十條」、保險金額の削減「四十一條」、組合の免責事由「四十六條」）

四、義務加入

1 義務加入となる場合

漁業協同組合の、地區内に住所があり、且つ政令で指定する漁船（指定漁船「二十トン未満の動力漁船」）所有者の總數の三分の二以上が指定漁船の全部を普通保險に付すべきことを同意したときは、指定漁船の所有者はその所有する當該漁船の全部を、普通保險に付さなければならぬ。（三十二條）

2 任意加入の漁船

指定漁船以外の漁船（無動力漁船）については、普通保險に付することとは任意としてゐる。（三十二條4）

3 保險金額及び保險料の徵收

義務加入漁船及び任意加入漁船についての保險金額は、保險價格の一定割合（百分の五十）以上となつてゐる。（三十二條6）

又漁業協同組合は、右漁船についての保險料を徵收し、加入者に代つて漁船保險組合に拂込むものとしてゐる。（三十二條3）

4 事務費交付金

漁船保險組合は、義務加入の取扱をする漁業協同組合に對し、事務費として拂込純保險料の百分の十程度金額を交付しなければならぬ。

（三十二條7）

五、政府の再保險事業

政府と、組合との再保險關係については、概ね現行漁船再保險と同様内容である。（百十四條より百二十六條まで）

なお、再保険の経理については、漁船再保険特別會計を設定し、政府の交付金と組合の支拂う再保険料につき相殺規定を設けている。(百四十條)

六、漁船保険中央會

1 漁船保険組合は、漁業保険の健全な發達を圖るため全國を通じ一の漁船保険中央會を設立することができる。(百二十七條、百二十八條)

2 漁船保険中央會は、保険料率の計算、漁船の事故豫防及び防止に關する調査指導を行う外、漁船損害補償に關する重要事項について、農林大臣の諮問に答え、又は、行政廳に建議することができる。(百三十二條、百三十三條、百三十四條)

七、國庫の負擔

1 事務費の一部負擔

(イ) 政府は、漁船保険組合が、義務加入等をする漁業協同組合に對して交付する事務費の一部を補助することができる。(百四十一條)

(ロ) 政府は、漁船保険組合の事務費の一部を補助することができる。(百四十二條)

2 保険料の一部負擔

國庫は、義務加入及び任意加入の漁船の保険金額に對する純保険料の百分の五十を負擔することとなつてゐる。(百三十九條)

行政協定關係法案の動き

日米安全保障條約第三條に基く行政協定により、豫算上及び立法上の措置を必要とするものについては、必要なその措置を立法機關に求めることを約束してゐる(協定第二十八條の2)のであるが、法的措置を必要とするものは大體 ①税法關係のもの ②裁判關係のもの ③駐留軍關係のもの ④土地、施設及び物資の調

達關係のものに大別されるようである。現在入手している資料はつぎのようなものである。

一、「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律案」の提案理由について

—衆院地行委における岡野國務大臣の説明要旨—

只今上程されました日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明致します。

既に御承知の如く、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定が締結せられましたに伴い、その實施の圓滑を確保致しますため、合衆國軍隊等に對する地方税法の適用につきまして、若干の特例を設ける必要がありますので、ここに本法律案を提出し、御審議をお願いすることと致したのであります。

以下法律案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

先づ第一點は、合衆國軍隊等に對する地方税の非課税に關する規定であります。

その一は、合衆國軍隊に對するものであります。即ち、合衆國軍隊の所有する自動車、自轉車、荷車及び固定資産に對しては、自動車税、自轉車税、荷車税及び固定資産税を、その使用する電氣及びガスに對しては、電氣ガス税を、また、日本國內において所有し、若しくは使用する財産又はその移轉に對しては、法定外普通税をそれぞれ課さないことと致しております。

その二は、合衆國軍隊の軍人、軍屬及びこれらの家族に對するものであります。即ち、これらの人々が合衆國軍隊の直接管理する食堂、社交クラブ、劇場等へ入場し又はその施設を利用する場合においては、その入場等の行爲に對しては、入場税を、これらの場所において遊興飲食する場合においては、その飲食等の行爲に對しては遊興飲食税を、これらの人々が使

用する電氣及びガスのうち合衆國がその料金を支拂うべきものに對しては、電氣ガス税を、また、これらの人々が、合衆國軍隊に勤務すること等以外の理由によつて發生する所得を有しない場合においては、市町村民税をそれぞれ課さないこととし、更に、これらの人々が合衆國軍隊又はその公認し、且つ、規制する所謂ビー・ニックス、食堂、社交クラブ等における勤務又は雇用によつて受ける所得及び一時的に日本國內で所有し、若しくは、使用する動産又はその移轉に對しては、法定外普通税を課さないことと致しております。

その三は、合衆國において合衆國軍隊のために合衆國政府と結んだ契約を履行することの目的として日本國に滞在する合衆國人、換言致しますならば、合衆國人である合衆國軍隊の請負業者等に對するものであります。即ち、このような者がその契約の履行のために行う事業に對しては、事業税を、その契約に基いて受ける所得以外の所得を有しない場合には、市町村民税を、また、その契約の履行のためにのみ所有する償却資産例えはブルトーザーのようなものに對しましては、固定資産税を課さないこととし、更に、その契約を履行するため一時的に日本國において所有し若しくは使用する動産又はその移轉に對しては、法定外普通税をそれぞれ課さないことと致しております。

その四は、合衆國軍隊が公認し、且つ、規制するビー・エツクス、食堂社交クラブ等の謂わば軍人用販賣機關というべきものに對するものであります。即ち、このような販賣機關等が合衆國軍隊の軍人、軍屬等の利用に供するためのみに行う事業又は業務に對しては、事業税及び特別所得税を、また、軍人、軍屬等の利用に供するために行う商品の販賣及び役務の提供に對しては、法定外普通税をそれぞれ課さないことと致しております。

第二點は、合衆國軍隊の軍人、軍屬等が個人として所有する自動車又は自轉車に對する自動車税又は自轉車税の徴收方法に關する規定であります。

即ち、合衆國における自動車税は、通常所謂ライセンス・タックスでありますことに鑑み、合衆國軍隊の軍人、軍屬等に對する自動車税又は自轉車税については當該自動車の登録等を行う際、證據によつて徴收することとし、納税の便宜を圖るとともに、併せて徴税の確保を期することと致したのであります。

以上が本法律案の提案の理由及び内容の概略であります。何卒慎重御審議の上、速かに可決せられることを希望する次第であります。

二、刑事特別法案（全文）

行政協定に基いて米駐留軍の機密と安全を保護し（第二十三條）刑事裁判の管轄權（第十七條）を合せて規定する「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案」は三月二十八日の閣議を通過した。以下は同法案の全文である。

第一章 總 則

（定 義）

第一條 この法律において「行政協定」とは、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定をいう。

2. この法律において「合衆國軍隊」とは、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第一條に基き日本國內及びその附近に配備されたアメリカ合衆國の陸軍、空軍及び海軍であつて、日本國內にある間におけるものをいう。

3 この法律において「合衆國軍隊の構成員」とは、合衆國軍隊に屬する人員で、現に服役中のものをいう。

4 この法律において「軍屬」とは、アメリカ合衆國の國籍を有する文民（アメリカ合衆國及び日本國の二重國籍者については、アメリカ合衆國が日本國內に入れた者に限る。）で、合衆國軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに隨伴するもの（通常日本國內に在留する者及び合衆國軍

隊のためのアメリカ合衆國との契約の履行のみを目的として日本國內にある者を除く。）をいう。

5 この法律において「家族」とは、左に掲げる者（日本國の國籍のみを有する者を除く。）をいう。

- 一 合衆國軍隊の構成員又は軍屬の配偶者及び二十一歳未満の子
- 二 合衆國軍隊の構成員又は軍屬の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を合衆國軍隊の構成員又は軍屬に依存するもの

第二章 罪

（施設又は區域を侵す罪）

第二條 正當な理由がないのに、合衆國軍隊が使用する施設又は區域（行政協定第二條第一項の施設又は區域をいう。以下同じ。）であつて入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場所から退去しない者は、一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金若しくは科料に處する。但し刑法（明治四十年法律第四十五號）に正條がある場合には、同法による。

（證據を隠滅する等の罪）

第三條 行政協定によりアメリカ合衆國の軍事裁判所（以下「合衆國軍事裁判所」という。）が裁判權を行使する他人の刑事被告事件に關する證據を隠滅し、偽造し、若しくは變造し、又は偽造若しくは變造の證據を使用した者は、二年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 犯人の親族が犯人の利益のために前項の罪を犯したときは、その刑を免除することができる。

（偽證の罪）

第四條 合衆國軍事裁判所の手續に従つて宣誓した證人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に處する。

2 前項の罪を犯した者が、證言した事件の裁判の確定前に自白したときは、その刑を輕減し、又は免除することができる。

3 合衆國軍事裁判所の手續に従つて宣誓した鑑定人又は通譯人が虚偽の

鑑定又は通譯をしたときは、前二項の例による。

（軍用物を損壞する等の罪）

第五條 合衆國軍隊に屬し、且つ、その軍用に供する兵器、彈藥、糧食、被服その他の物を損壞し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

（合衆國軍隊の機密を侵す罪）

第六條 合衆國軍隊の機密（合衆國軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、圖書若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆國軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不當な方法で、探知し、又は收集した者は、十年以下の懲役に處する。

2 合衆國軍隊の機密で、通常不當な方法によらなければ探知し又は收集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第七條 前條第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に處する。

2 前條第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3 前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を實行した場合において、刑法總則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八條 第六條第一項の罪、同項に係る同條第三項の罪又は同條第一項に係る前條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を輕減し、又は免除する。

（制服を不當に着用する罪）

第九條 正當な理由がないのに、合衆國軍隊の構成員の制服又はこれに似せて作つた衣服を着用したものは拘留又は科料に處する。

第三章 刑事手續

(施設又は區域内の逮捕等)

第十條 合衆國軍隊の使用する施設又は區域内における逮捕、勾引狀又は勾留狀の執行その他人身を拘束する處分は、合衆國軍隊の權限ある者の承認を受けて行い、又は檢察官若しくは司法警察職員からその合衆國軍隊の權限ある者に囑託して行ふものとする。

(施設又は區域外で逮捕された合衆國軍隊要員の引渡)

第十一條 檢察官又は司法警察員は合衆國軍隊の使用する施設又は區域外で逮捕された者が合衆國軍隊の構成員、軍屬又は家族(以下「合衆國軍隊要員」という。)であることを確認したときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一號)の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆國軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆國軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び證據物とともに事件を檢察官に送致しなければならない。

(合衆國軍隊によつて逮捕された者の受領)

第十二條 檢察官又は司法警察員は、行政協定第十七條第三項(b)又は(c)による引渡の通知があつた場合には、裁判官の發する逮捕狀を示して被疑者の引渡を受け、又は檢察事務官若しくは司法警察職員にその引渡を受けさせなければならない。

2 檢察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本國の法令による罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕狀を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕狀を求める手續をしなければならない。逮捕狀が發せられないときは、直ちにその者を釋放し、又は釋放させなければならない。

3 前二項の場合を除く外、檢察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釋放し又は釋放させなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に關する規定を準用する。但し、同法第二百三條、第二百四條及び第二百五條第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。

(施設又は區域内の差押、搜索等)

第十三條 合衆國軍隊の使用する施設若しくは區域内における、又は合衆國軍隊の財産についての搜索(搜索狀の執行を含む。以下同じ。)、差押(差押狀の執行を含む。以下同じ。)、又は檢證は、合衆國軍隊の權限ある者の承認を受けて行い、又は檢察官若しくは司法警察員から、その合衆國軍隊の權限ある者に囑託して行ふものとする。但し、裁判所又は裁判官が必要とする檢證の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

2 合衆國軍隊の使用する施設又は區域外にある合衆國軍隊要員の身體又は財産についても、前項と同様である。但し、被疑者を逮捕するため搜索する場合、逮捕の現場で、差押、搜索、若しくは、檢證をする場合、又は行政協定第十七條第三項(a)に従つて逮捕することができ合衆國軍隊要員についてその事件の證據を収集するため差押、搜索若しくは檢證をする場合は、この限りでない。

(日本國の法令による罪にかかる事件についての捜査)

第十四條 行政協定により合衆國軍事裁判所が、裁判權を行使する事件であつても、日本國の法令による罪に係る事件については、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員(鐵道公安職員を含む)は、捜査をすることができる。

2 前項の捜査に關しては、裁判所又は裁判官は、令狀の發付その他刑事訴訟に關する法令に定める權限を行使することができる。

(證人の出頭等の義務)

第十五條 合衆國軍事裁判所の囑託により、裁判官から合衆國軍事裁判所に證人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は合衆國軍事裁判所において

宣誓若しくは證言を求められた者は、これに應じなければならない。

2 前項の者が、正當な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは證言を拒んだときは、一萬圓以下の科料に處する。

(證人の勾引についての協力)

第十六條 正當な理由がないのに、前條第一項の規定による裁判官の出頭命令に應じない證人について合衆國軍事裁判所から囑託があつたときは、裁判官は、その證人に對して勾引狀を發して、これを合衆國軍事裁判所に勾引することが出来る。

2 前項の勾引狀には、合衆國軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならない。

3 第一項の勾引狀は、檢察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 刑事訴訟法第七十一條及び第七十三條第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

(書類又は證據物の提供等)

第十七條 裁判所、檢察官又は司法警察員は、その保管する書類又は證據物について、合衆國軍事裁判所又は合衆國軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄寫を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸與し、若しくは引き渡すことができる。

(日本國の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力)

第十八條 檢察官又は司法警察員は、合衆國軍隊から、日本國の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、合衆國軍隊要員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は檢察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。

2 合衆國軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足る相當な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を搜索することができる。但し、追跡されている者がその場所に入つたことが明らかで

あつて、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3 第一項の規定により合衆國軍隊要員を逮捕したときは、直ちに檢察官又は司法警察員から、その者を合衆國軍隊に引き渡さなければならない。

4 司法警察員は、前項の規定により合衆國軍隊要員を引き渡したときは、その旨を檢察官に通報しなければならない。

第十九條 檢察官又は司法警察員は、合衆國軍事裁判所又は合衆國軍隊から、日本國の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、實況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者、若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、檢察事務官又は司法警察職員に前項の處分をさせることができる。

3 前二項の處分に際しては、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、その處分を受ける者に對して合衆國軍事裁判所又は合衆國軍隊の要請による旨を明らかにしなければならない。

4 正當な理由がないのに、第一項又は第二項の規定による檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の處分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一萬圓以下の科料に處する。

(刑事補償)

第二十條 刑事補償法(昭和二十五年法律第一號)の適用については、合衆國軍事裁判所又は合衆國軍隊による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

附 則

この法律は、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約の効力發生の日から施行する。

別表

一 防衛に關する事項

イ 防衛の方針若しくは計畫の内容又はその實施狀況

ロ 部隊の隸屬系統、部隊數、部隊の兵員數又は部隊の裝備

ハ 部隊の任務、配備又は行動

ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、彈藥その他の軍需品の種類

又は數量

二 編制又は裝備に關する事項

イ 編制若しくは裝備に關する計畫の内容又はその實施の狀況

ロ 編制又は裝備の現況

ハ 艦船、航空機、兵器、彈藥その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に關する事項

イ 軍事輸送の計畫の内容又はその實施の狀況

ロ 軍用通信の内容

ハ 軍用暗號

三、民事特別法案（全文）

行政協定第十八條に規定する駐留軍關係の民事事件の特別措置を定める「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案」は、三月八日の開議を通過した。以下は同法全文である。（國の賠償責任）

第一條 日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基き日本國內にあるアメリカ合衆國の陸軍、海軍は空軍（以下「合衆國軍隊」という。）の構成員又は被用者が、その職務を行うについて日本國內において違法に他人に損害を加えたときは、國の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、國がその損害を賠償する責に任ずる。

第二條 合衆國軍隊の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために日本國內において他人に損害を生じたときは、國の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じた場合の例により、國がその損害を賠償する責に任ずる。

第三條 前二條の規定は、被害者が日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定にいう合衆國軍隊の構成員、軍屬又はこれらの者の家族である場合には、適用しない。

（除斥期間）

第四條 第一條又は第二條の規定による損害賠償の請求は、損害が生じた時から一年以内になければならない。

（強制執行の特例）

第五條 合衆國軍隊が使用する施設又は區域内にある動産（合衆國軍隊が使用するものを除く。）に對して強制執行をする場合には、執行裁判所は、債權者の申立により、合衆國軍隊の權限ある機關に對し債權者の委任した執行吏にその物を引き渡すべきことを求めなければならない。

附 則

この法律は、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約の効力發生の日から施行する。

特別市制の問題について

特別市制問題については、時報第四卷第三號及び第四號に一應その動きについて報じたが、その後五月十五日の自由黨國會對策委員會では五大市を特別市に指定する法案及び特別市制度を削除する地方自治法改正案の取扱いを協議した結果、兩法案は今國會では審議未了とする態度でのぞむこととなつた模様である。

昭和26年度道費豫算現計調

1. 普通會計 (歳入の部)

4月11日現在

款 項 別	當 初 豫 算 額	追 加 計 額	現 計 豫 算 額	總額に對する割合(%)
道 税	3,385,231,500	1,895,000,800	5,280,232,300	24.65
普 通 税	3,331,462,100	1,870,719,800	5,202,181,900	
舊 法 に よ る 税	53,769,400	24,281,000	78,050,400	
公營企業及び財産收入	34,228,300	37,296,900	71,525,200	0.33
公營企業收入	23,000,000	30,000,000	53,000,000	
財 産 收 入	3,520,100	1,672,800	5,192,900	
財 産 賣 拂 代 金	7,708,200	5,624,100	13,332,300	
分 配 金 及 び 負 担 金	1,140,500	277,603,700	278,744,200	1.30
負 担 金	1,140,500	277,603,700	278,744,200	
使 用 料 及 び 手 數 料	380,044,600	146,521,500	526,566,100	2.46
使 手 料	259,750,000	87,794,200	347,544,200	
附 料	120,294,600	58,727,300	179,021,900	
附 金	44,750,400	78,372,500	123,122,900	0.57
附 金	44,750,400	78,372,500	123,122,900	
總 入 金	20,433,900	125,419,500	145,853,400	0.68
特別會計總入金	20,433,900	50,419,500	70,853,400	
財 産 金 總 入	—	75,000,000	75,000,000	
總 越 金	100,000	472,480,200	472,580,200	2.21
前 年 度 繰 越 金	100,000	472,480,200	472,580,200	
總 收 入	604,005,000	783,540,200	1,387,545,200	6.48

歸償金及び報償金	1,958,000	—	1,958,000	
物品賣拂代金	227,642,600	130,909,300	358,551,900	
診療所収入	14,436,000	1,500,000	15,936,000	
保健所収入	60,230,800	△ 1,290,200	58,940,600	
療養所収入	54,630,800	—	54,630,800	
保養所収入	25,732,500	4,924,900	30,657,400	
公報収入	4,500,000	5,085,400	9,585,400	
土地區畫整理収入	2,739,500	22,711,700	25,451,200	
金庫運用金収入	7,800,000	—	7,800,000	
貸付金収入	153,422,700	433,218,600	586,641,300	
労働會館収入	162,000	—	162,000	
性病診療施設収入	10,936,300	4,117,900	15,054,200	
精神療養院収入	219,000	—	219,000	
納付金	200,000	—	200,000	
難回診療収入	39,394,800	31,362,600	70,757,400	
巡回診療委託費収入	—	1,000,000	1,000,000	
學校建築委託費収入	—	150,000,000	150,000,000	
道債	25,000,000	1,767,000,000	1,792,000,000	8.37
道債償還	25,000,000	1,767,000,000	1,792,000,000	
道債負擔計	4,494,934,200	5,583,235,300	10,078,169,500	47.05
地方財政平衡交付金	4,539,600,000	1,540,001,800	6,079,601,800	28.39
地方財政平衡交付金	4,539,600,000	1,540,001,800	6,079,601,800	
國庫支出金	817,512,800	4,443,914,400	5,261,427,200	24.56
國庫負擔補助金	12,824,700	399,529,900	412,354,600	
國庫補助託費	607,333,000	3,506,044,200	4,113,377,200	
純國庫負擔計	5,357,112,800	5,983,916,200	11,341,029,000	52.95
歳入計	9,852,047,000	11,567,151,500	21,419,198,500	100.00

△印は減

(歳出の部)

款 項 別	當 初 豫 算 額	追 加 果 計 額	現 計 豫 算 額	總額に對する割合(%)
議 會 費	64,250,100	41,008,300	105,258,400	0.49
道 議 會 費	64,250,100	41,008,300	105,258,400	
道 廳 費	1,459,981,700	446,917,700	1,906,899,400	8.90
道 職 員 費	1,332,854,400	375,590,100	1,708,444,500	
諸 職 員 福 利 厚 生 費	115,537,000	61,414,700	176,951,700	
職 員 人 事 委 員 會 費	11,590,300	1,028,700	12,619,000	
警 察 消 防 費	0	8,884,200	8,884,200	
公 安 委 員 會 費	15,941,900	43,574,900	59,516,800	0.28
治 安 維 持 連 絡 協 議 會 費	3,931,600	16,273,700	20,205,300	
消 防 防 學 校 費	4,500,000	△ 2,250,000	2,250,000	
消 防 振 興 費	4,649,300	21,297,400	25,946,700	
消 防 費	2,861,000	8,253,800	11,114,800	
道 路 橋 梁 費	250,078,600	2,279,803,600	2,529,882,200	11.81
河 川 費	34,292,000	306,767,900	341,059,900	
港 灣 費	19,000,000	408,346,300	427,346,300	
都 市 計 畫 費	3,416,200	602,728,200	606,144,400	
東 北 地 區 振 興 事 業 費	5,300,000	41,413,100	46,713,100	
東 北 地 區 振 興 事 業 費	1,905,000	22,711,700	24,616,700	
戰 災 復 興 費	618,400	5,830,000	6,448,400	
土 木 試 驗 所 費	2,000,000	0	2,000,000	
土 木 機 械 工 作 所 費	1,400,000	0	1,400,000	
土 木 機 械 工 作 所 費	180,000,000	437,085,500	617,085,500	
土 木 事 業 獎 勵 費	2,147,000	454,920,900	457,067,900	
教 育 費	5,492,805,700	1,769,330,900	7,262,136,600	33.91
教 育 委 員 會 費	100,190,300	31,905,000	132,095,300	
小 學 校 費	2,478,816,100	629,813,700	3,108,629,800	
中 學 校 費	1,547,033,900	392,596,500	1,939,630,400	

高等學校費	774,438,100	473,665,000	1,248,103,100	
定時制學校費	257,561,600	89,631,900	347,193,500	
普通教育費	44,277,300	53,685,800	97,963,100	
社會教育費	1,204,300	431,700	1,636,000	
保健體育費	200,756,800	48,664,500	249,421,300	
社會保健費	19,935,500	13,370,300	33,305,800	
社會保健費	68,591,800	35,566,500	104,158,300	
社會及勞働施設費	507,662,100	1,391,672,700	1,899,334,800	8.87
生活保護費	165,407,000	397,804,000	563,211,000	
災害援護費	47,859,500	146,529,900	194,389,400	
引揚人遺福諸險費	2,311,400	4,021,200	6,332,600	
兒童福諸險費	9,105,400	195,046,200	204,151,600	
國民健康保險費	2,589,600	12,575,000	15,164,600	
世界民福諸險費	76,726,100	66,472,100	143,198,200	
勞働者住宅費	10,825,700	1,756,600	12,582,300	
地方勞働委員會費	43,182,800	86,224,300	129,407,100	
住宅對策費	61,211,800	43,942,500	105,154,300	
失業對策費	20,551,100	3,797,600	24,348,700	
保健衛生費	10,083,100	230,397,900	240,481,000	
保健衛生費	55,509,800	200,994,300	256,504,100	
保健衛生費	2,288,800	2,111,100	4,409,900	
保健衛生費	411,622,000	424,909,400	836,531,400	3.91
傳染病預防費	37,996,600	73,041,900	111,038,500	
性病預防費	45,169,700	39,853,600	85,023,300	
結核預防費	26,394,700	20,008,200	46,402,900	
環境衛生費	88,799,600	203,456,000	292,255,600	
公衆衛生費	50,846,300	17,281,400	68,127,700	
優良保健指導費	5,125,100	4,250,700	9,375,800	
優良保健指導費	14,849,500	16,317,400	31,166,900	
優良保健指導費	16,081,100	3,810,000	12,271,100	
優良保健指導費	3,800,000	387,900	4,187,900	
優良保健指導費	12,029,500	6,677,300	18,706,800	

款	項	別	當	初	豫	算	額	追加	果	計	額	現	計	豫	算	額	總額に對する割合(%)
保健醫藥	健康對策業務	諸費				18,335,700	15,284,500			9,397,000	5,312,300			27,732,700	20,596,800		
		諸費				76,909,700				32,735,700				109,645,400			
農	經濟	費				861,243,200				4,166,707,100				5,027,950,300			23.47
農	業	業				20,138,400				523,153,800				543,292,200			
	農	業				400,000				99,000				499,000			
	農	業				6,730,500				1,064,000				7,794,500			
	協	同				21,427,100				24,778,000				46,205,100			
	農	業				50,350,000				4,253,200				54,603,200			
	種	畜				27,976,000				4,000,000				31,976,000			
	種	畜				15,086,500				685,000				15,771,500			
	道	立				25,000,000				9,613,300				34,613,300			
	畜	產				44,306,400				279,085,900				323,392,300			
	食	糧				50,531,400				148,970,100				199,501,500			
	食	糧				3,894,200				1,379,000				5,273,200			
	資	材				1,800,000				0				1,800,000			
	林	業				38,964,400				485,895,200				524,859,600			
	林	業				94,073,500				7,148,700				101,222,200			
	水	產				68,961,100				277,513,800				346,474,900			
	水	產				28,252,500				14,643,300				42,895,800			
	水	產				14,297,800				10,402,700				24,700,500			
	水	產				6,236,700				732,000				6,968,700			
	商	工				140,901,000				182,020,300				322,921,300			
	工	業				41,639,300				4,827,900				46,467,200			
	度	量				6,600,000				1,455,800				8,055,800			
	觀	光				3,014,800				38,631,400				41,646,200			
	農	業				22,411,900				44,569,000				66,980,900			
	農	業				7,414,400				264,496,600				271,911,000			
	農	業				97,740,300				950,657,600				1,048,397,900			
	開	拓				13,095,000				799,919,600				813,014,600			
	電	力				10,000,000				8,415,500				18,415,500			
	農	業				0				78,296,400				78,296,400			

財產費	35,562,400	226,541,300	262,103,700	1.22
財產管理費	0	306,900	306,900	
財產管理費	2,368,000	460,000	2,828,000	
財產管理費	21,642,700	85,645,300	107,288,000	
財產管理費	10,547,200	138,388,900	148,936,100	
財產管理費	1,000,000	1,740,200	2,740,200	
財產管理費	4,500	0	4,500	
統計調查費	31,044,200	10,529,200	41,573,400	0.19
統計調查費	31,044,200	10,529,200	41,573,400	
選舉費	70,513,300	10,472,800	80,986,100	0.38
選舉管理委員會費	7,463,300	1,796,200	9,259,500	
選舉費	63,050,000	8,676,600	71,726,600	
公債費	134,915,800	16,974,100	151,889,900	0.71
元利償還金	127,565,300	13,385,200	138,950,500	
元利償還金	9,243,000	3,588,900	12,831,900	
元利償還金	107,500	0	107,500	
諸支出金	513,426,000	406,873,600	920,299,600	4.30
徵稅費	126,089,400	68,738,800	194,828,200	
監査費	9,265,600	1,560,800	10,826,400	
地方振興費	47,187,600	81,867,000	129,054,600	
地方振興費	199,720,300	147,264,200	346,984,500	
地方振興費	131,163,100	80,630,800	211,793,900	
地方振興費	0	26,812,000	26,812,000	
預備費	3,000,000	0	3,000,000	0.01
預備費	3,000,000	0	3,000,000	
災害應急費	0	331,835,900	331,835,900	1.55
災害應急對策費	0	331,835,900	331,835,900	
歲出合計	9,852,047,000	11,567,151,500	21,419,198,500	100.00

昭和 27 年度 道 費 豫 算 現 計 調

1. 普 通 會 計 (歳入の部)

款 項 別	當 初 豫 算 額	第 一 回 定 例 會 追 加			現 計 豫 算 額	割合(%)
		議 案 第 154 號	議 案 第 177 號	議 案 第 188 號		
1. 道 税	5,523,161,100				5,523,161,100	23.06
普 通 税	5,485,598,900				5,485,598,900	
舊 法 に よ る 財 産 買 拂 代 金	37,562,200				37,562,200	
3. 公 營 企 業 及 び 財 産 收 入	66,876,900				66,876,900	0.28
公 營 企 業 收 入	43,000,000				43,000,000	
財 産 收 入	7,368,700				7,368,700	
財 産 買 拂 代 金	16,508,200				16,508,200	
4. 分 擔 金 及 び 負 擔 金	201,834,500				201,834,500	0.84
負 擔 金	201,834,500				201,834,500	
5. 使 用 料 及 び 手 數 料	759,605,400		216,000		759,821,400	3.17
使 用 料	565,354,800				565,354,800	
手 數 料	194,250,600		216,000		194,466,600	
7. 寄 附 金	97,420,000	3,044,000		18,000,000	118,464,000	0.50
寄 附 金	97,420,000	3,044,000		18,000,000	118,464,000	
8. 繰 入 金	91,917,300				91,917,300	0.38
特 別 會 計 繰 入 金	31,917,300				31,917,300	
財 産 繰 入 金	60,000,000				60,000,000	
9. 繰 越 金	100,000	203,272,100			203,372,100	0.85
前 年 度 繰 越 金	100,000	203,272,100			203,372,100	
10. 雑 收 入	1,591,898,800			33,100,000	1,624,998,800	6.74

攤償金及償還金	1,726,200			1,726,200	
物品置換金	415,782,000			415,782,000	
診療所收入	21,866,200			21,866,200	
保健所收入	57,529,500			57,529,500	
療養所收入	78,439,200			78,439,200	
保嬰所收入	38,435,900			38,435,900	
公報收入	10,260,000			10,260,000	
土地區劃整理收入	6,481,700			6,481,700	
金庫運用金收入	14,674,900			14,674,900	
貸付金收入	748,150,600		31,080,000	779,230,600	
性病診療施設收入	20,835,800			20,835,800	
精神病收入	352,200			352,200	
雜入	88,915,200		2,020,000	90,935,200	
學校建築委託費收入	88,449,400			88,449,400	
勞働會館收入	0			0	
納付金	0			0	
11. 道債	1,834,000,000	222,000,000	37,000,000	2,093,000,000	8.74
道債	1,834,000,000	222,000,000	37,000,000	2,093,000,000	
純道債計	10,166,314,000	206,316,100	88,100,000	10,683,446,100	44.56
2. 地方財政平衡交付金	6,078,900,000		7,068,500	6,085,968,500	25.41
地方財政平衡交付金	6,078,900,000		7,068,500	6,085,968,500	
6. 國庫支出金	6,443,613,100	25,352,000		4,192,049,600	30.03
國庫補助金	818,667,000			818,667,000	
國庫補助金	4,925,570,900	3,210,000	723,024,500	5,651,805,400	
委託費	699,435,200	22,142,000		721,577,200	
純國庫負擔計	12,522,573,100	25,352,000	730,093,000	13,278,018,100	55.44
歳入計	22,689,387,100	231,668,100	952,309,000	23,961,464,200	100.00

(歳出の部)

款 項 別	當 初 預 算 額	第 一 回 定 例 會 道 加			現 計 預 算 額	割合(%)
		議 案 第 154 號	議 案 第 177 號	議 案 第 188 號		
1. 議 會 費	89,806,000				89,806,000	0.38
道 議 會 費	89,806,000				89,806,000	
2. 道 廳 費	2,051,860,200			2,500,000	2,054,360,200	8.58
道 廳 費	1,904,954,400			2,500,000	1,907,454,400	
諸 職 員 福 利 厚 生 費	122,700,700				122,700,700	
職 員 福 利 厚 生 費	13,821,100				13,821,100	
人 事 委 員 會 費	10,384,000				10,384,000	
3. 警 察 消 防 費	61,320,900				61,320,900	0.26
公 安 委 員 會 費	30,775,500				30,775,500	
消 防 費	26,142,900				26,142,900	
消 防 振 興 費	4,402,500				4,402,500	
4. 土 木 費	2,892,929,800	1,081,100			2,894,010,900	12.08
道 路 橋 川 梁 費	737,928,900				737,928,900	
河 川 費	793,561,900				793,561,900	
港 灣 費	429,280,700	1,081,100			430,361,800	
都 市 計 画 費	61,842,300				61,842,300	
東 北 幌 土 地 區 調 整 事 業 繼 續 費 本 年 度 支 出 額	3,730,800				3,730,800	
戰 災 復 興 費	3,540,000				3,540,000	
土 災 復 興 費	563,045,200				563,045,200	
土 災 復 興 費	300,000,000				300,000,000	
土 木 試 驗 費	0				0	
土 木 機 械 工 作 所 費	0				0	
5. 教 育 費	7,355,788,000	95,817,700			7,451,605,700	31.11
教 育 委 員 會 費	133,959,300				133,959,300	
小 學 校 費	3,112,739,600				3,112,739,600	
中 學 校 費	1,968,117,000				1,968,117,000	
高 等 學 校 費	1,227,619,800	62,881,700			1,290,501,500	

定時制高等学校校費	391,133,900	10,000,000		401,133,900		
普通信教育費	127,748,500	18,138,200		145,886,700		
社會教育諸費	1,706,200			1,706,200		
保健體育費	264,751,400	2,444,500		267,195,900		
體育費	27,875,800			27,875,800		
體育費	90,194,000	1,530,000		91,724,000		
體育費	9,942,500	823,300		10,765,800		
6. 社會及び労働施設費	2,238,464,600	15,544,900		2,254,009,500		9.41
生活保護費	1,023,364,400			1,023,364,400		
災害救助費	205,341,400	6,498,000		211,839,400		
災害救助費	2,742,300			2,742,300		
児童福祉費	182,030,000			182,030,000		
児童福祉費	150,166,800	1,170,000		151,336,300		
児童福祉費	25,917,000			25,917,000		
児童福祉費	13,940,800			13,940,800		
国民健康保険費	179,495,400			179,495,400		
国民健康保険費	24,413,600	1,376,900		24,413,600		
地方労働委員会費	56,238,400			57,615,300		
労働政策費	12,236,600			12,236,600		
労働政策費	52,597,400	4,700,000		57,297,400		
労働政策費	224,194,400			224,194,400		
労働政策費	85,786,100	1,800,000		87,586,100		
労働政策費	0			0		
労働政策費	0			0		
7. 保健衛生費	758,556,200	49,041,600		807,597,800		3.37
保健衛生費	68,640,900	5,968,200		74,609,100		
保健衛生費	55,097,300	2,879,300		57,976,600		
保健衛生費	58,529,900			58,529,900		
保健衛生費	319,772,500	20,184,100		339,956,600		
保健衛生費	63,975,200	680,000		64,655,200		
保健衛生費	3,413,400	3,000,000		6,413,400		
保健衛生費	39,150,300	12,300,000		51,450,300		

款	項	別	當 初 預 算 額	第 一 回 定 例 會 道 加			現 計 預 算 額	割合(%)
				議 案 第 154 號	議 案 第 177 號	議 案 第 188 號		
8.	保 健 指 導 諸 費	費	7,928,400	4,030,000			7,928,400	25.32
	衛 生 調 査 諸 費	費	2,811,600				2,811,600	
	衛 生 科 學 研 究 費	費	12,240,200				16,270,200	
	保 健 對 策 費	費	25,952,500				25,952,500	
	醫 務 諸 費	費	23,278,400				23,278,400	
	藥 事 諸 費	費	77,765,600				77,765,600	
	產 業 經 濟 費	費	5,936,784,300				6,074,638,100	
	農 業 經 濟 費	費	372,884,300				372,884,300	
	畜 產 經 濟 費	費	448,200				448,200	
	農 業 取 締 費	費	5,776,600				5,776,600	
8.	農 業 同 業 講 習 所 及 農 村 經 濟 科 學 研 究 所 費	費	46,327,000	52,253,800		85,600,000	46,327,000	25.32
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	3,680,300				3,680,300	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	57,838,200				57,838,200	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	33,465,900				33,465,900	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	31,173,400				37,031,400	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	20,365,100				20,365,100	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	245,134,700				252,321,000	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	16,918,600				16,918,600	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	230,837,500				230,837,500	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	965,500,700				966,625,700	
8.	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	125,262,900	1,125,000		85,600,000	125,262,900	25.32
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	449,333,900				537,933,900	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	35,395,400				35,395,400	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	12,977,500				38,163,500	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	7,682,500				7,682,500	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	488,658,600				488,658,600	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	45,581,200				45,581,200	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	8,588,100				8,588,100	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	38,744,600				47,798,600	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	86,141,800				86,141,800	
8.	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	35,971,200	9,054,000		844,500	36,815,700	25.32
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	1,500,514,100				1,500,514,100	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	372,884,300				372,884,300	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	448,200				448,200	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	5,776,600				5,776,600	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	46,327,000				46,327,000	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	3,680,300				3,680,300	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	57,838,200				57,838,200	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	33,465,900				33,465,900	
	農 業 畜 場 試 驗 場 費	費	31,173,400				37,031,400	

事業費	1,056,587,000					1,056,587,000	
電力開費	14,010,000					14,010,000	
電源開發促進費	985,000					985,000	
9. 財産費	153,495,700	8,021,300				161,517,000	0.67
財産管理費	3,208,600					3,208,600	
職員舎管理費	45,951,900					45,951,900	
廳舎管理費	100,693,700	8,021,300				108,715,000	
管轄諸費	3,641,500					3,641,500	
勸業資金積立金	0					0	
10. 統計調査費	31,588,200					31,588,200	0.13
統計調査費	31,588,200					31,588,200	
11. 選挙費	15,803,600					15,803,600	0.07
選挙管理委員會費	10,322,600					10,322,600	
選挙諸費	5,481,000					5,481,000	
12. 公債費	286,074,300					286,074,300	1.19
元利償還金	264,232,300					264,232,300	
利子金	21,842,000					21,842,000	
公債取扱費	0					0	
13. 諸支出金	814,123,900	9,907,700				824,031,600	3.44
徴税諸費	166,676,700					166,676,700	
監査費	11,958,700					11,958,700	
地方振興費	88,818,400	9,907,700				98,726,100	
地盤費	320,823,800					320,823,800	
諸費	225,846,300					225,846,300	
14. 預備費	2,791,400					2,791,400	0.01
預備費	2,791,400					2,791,400	
15. 災害対策費	0					952,309,000	3.98
災害対策費	0					952,309,000	
歳出合計	22,689,387,100	231,668,100	952,309,000	88,100,000		23,961,464,200	100.00

日華平和條約

日華平和條約は本年二月下旬以來幾多曲折を経て、四月二十七日ついに妥結し二十八日台北で河田、葉兩國全權出席のもとに調印式が行われ、同時に日華兩國政府から條約文が發表された。この條約は兩國の立法機關によつて批准の手續がとられ五月中には發効の豫定と傳えられる。

條約は前文及び本文十四カ條から成り、そのほか交換公文、議定書、議事録がある。その全文はつぎのとおりである。

日本國と中華民國との間の平和條約

日本國及び中華民國は、その歴史的及び文化的のきずなと地理的の近さとにかんがみ、善隣關係を相互に希望することを考慮し、その共通の福祉の増進並びに國際の平和及び安全の維持のための緊密な協力が重要であることを思い、兩者の間の戰爭狀態の存在の結果として生じた諸問題の解決の必要を認め、平和條約を締結することに決定し、よつてその全權委員として次の通り任命した。

日本國政府 河田 烈

中華民國大統領 葉 公 超

これらの全權委員は、互にその全權委任狀を示し、それが良好妥當であると認められた後、次の諸條を協定した。

第一條 日本國と中華民國との間の戰爭狀態は、この條約が効力を生ずる日に終了する。

第二條 日本國は千九百五十一年九月八日にアメリカ合衆國のサンフランシスコ市で署名された日本國との平和條約（以下「サンフランシスコ條約」という）第二條に基き、台灣及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙

群島に對するすべての權利、權原及び請求權を放棄したことが承認される。

第三條 日本國及びその國民の財産で台灣及び澎湖諸島にあるもの並びに日本國及びその國民の請求權（債權を含む）で台灣及び澎湖諸島における中華民國の當局及びその住民に對するものの處理並びに日本國におけるこれらの當局及び住民の財産並びに日本國及びその國民に對するこれらの當局及び住民の請求權（債權を含む）の處理は日本國政府と中華民國政府との間の特別取決めの主題とする。國民及び住民という語は、この條約で用いるときはいつでも法人を含む。

第四條 千九百四十一年十二月九日前に日本國と中國との間で締結されたすべての條約、協約及び協定は、戰爭の結果として無効となつたことが承認される。

第五條 日本國はサンフランシスコ條約第十條の規定に基き千九百一一年九月七日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附屬書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利得及び特權を含む中國におけるすべての特殊の權利及び利益を放棄し、且つ前記の議定書、附屬書、書簡及び文書を日本國に關して廢棄することに同意したことが承認される。

第六條 (A) 日本國及び中華民國は、相互の關係において、國際連合憲章第二條の原則を指針とするものとする。

(B) 日本國及び中華民國は、國際連合憲章の原則に従つて協力するものとし、特に經濟の分野における友好的協力によりその共通の福祉を増進するものとする。

第七條 日本國及び中華民國は貿易、海運その他の通商の關係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、條約又は協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする。

第八條 日本國及び中華民國は、民間航空運送に關する協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする。

第九條 日本國及び中華民國は、公海における漁獵の規則又は制限並びに漁業の保存及び發展を規制する協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする。

第十條 この條約の適用上中華民國の國民には、台灣及び澎湖諸島のすべての住民及び以前にその住民であつた者並びにそれらの子孫で台灣及び澎湖諸島において中華民國が現に施行し、または今後施行する法令によつて中國の國籍を有するものを含むものとみなす。また中華民國の法人には台灣及び澎湖諸島において中華民國が現に施行し、又は今後施行する法令に基いて登録されるすべての法人を含むものとみなす。

第十一條 この條約及びこれを補足する文書に別段の定がある場合を除く外、日本國と中華民國との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サンフランシスコ條約の相當規定に従つて解決するものとする。

第十二條 この條約の解釋又は適用から生ずる紛争は、交渉又は他の平和的手段によつて解決するものとする。

第十三條 この條約は批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに台北で交換されなければならない。この條約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十四條 この條約は、日本語、中國語及び英語によるものとする。解釋の相違がある場合には英語の本文による。

以上の證據として、それぞれの全權委員は、この條約に署名調印した。昭和二十七年四月二十八日（中華民國の四十一年四月二十八日及び千九百五十二年四月二十八日に相當する）に台北で本書二通を作成した。中華民國のために
日本國のために

日華兩國の議定書

本日日本國と中華民國との間の平和條約（以下「この條約」という）に署名するに當り、下名の全權委員は、この條約の不可分の一部をなす次の

條項を協定した。

① この條約の第十一條の適用は、次の了解に従うものとする。

(A) サンフランシスコ條約において期間を定めて日本國が義務を負い、又は約束しているときはいつでも、この期間は中華民國の領域のいずれの部分に關しても、この條約がこれらの領域の部分に對して適用可能となつた時から直ちに開始する。

(B) 中華民國は、日本國民に對する寛厚と善意の表徴として、サンフランシスコ條約第十四條A1に基き日本國が提供すべき役務の利益を自發的に放棄する。

(C) サンフランシスコ條約第十一條及び第十八條は、この條約の第十條の實施から除外する。

② 日本國と中華民國との間の通商及び航海は、次の取決めによつて規律する。

(A) 各當事國は、相互に他の當事國の國民、產品及び船舶に對して次の待遇を與える。

(一) 貨物の輸出及び輸入に對する又はこれに關連する關稅、課金、制限その他の規制に關する最惠國待遇(二)海運、航海及び輸入貨物に關する最惠國待遇並びに自然人及び法人並びにその利益に關する最惠國待遇。この待遇には稅金の賦課及び徵收、裁判を受けること契約の締結及び履行、財産權（無體財産に關するものを含み、營業權に關するものを除く）法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動（金融「保險を含む」活動及び一方の當事國がその國民にもつばら留保する活動を除く）の遂行に關するすべての事項を含むものとする。

(B) 前記の(A)(二)に明記する財産權、法人への参加並びに事業活動及び職業活動の遂行に關して、一方の當事國が他方の當事國に對し最惠國待遇を與えることが、實質的に内國民待遇を與えることとなるときは、いつでもこの當事國は、他の當事國が最惠國待遇に基き與える。

待遇よりも有利な待遇を興える義務を負わぬ。

(C) 政府の商企業の國外における賣買は、商業的考慮にのみ基くものとする。

(D) この取決めの適用上、次の通り了解する。

(一) 中華民國の船舶には、台灣及び澎湖諸島において中華民國が現に施行し、又は今後施行する法令に基き登録されたすべての船舶を含むものとみなす。また中華民國の產品には、台灣及び澎湖諸島を原産地とするすべての產品を含むものとみなす。

(二) 差別的措置であつて、それを適用する當事國の通商條約に通常規定されている例外に基くもの、その當事國の對外的財政狀態若しくは實際收支を保護する必要に基くもの(海運及び航海に關するものを除く)又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相應しており、且つ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、前記の待遇の許與を害するものと認めてはならない。

本項に定める取決めは、この條約が効力を生ずる日から一年間効力を有する。

昭和二十七年四月二十八日(中華民國の四十一年四月二十八日及び千九百五十二年四月に相當する)に台北で本書二通を作成した。

交換公文第一號(往簡)

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された日本國と中華民國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本國政府に代つて、この條約の條項が、中華民國に關しては、中華民國政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨の我々の間で達した了解に言及する光榮を有します。本全權委員は、貴全權委員が前記の了解を確認されれば幸であります。

中華民國全權委員葉公超殿

交換公文第二號(來簡)

書簡をもつて啓上いたします。本全權委員は日本國と中華民國との間の平和條約の第八條において豫見される協定が締結までの間、サンフランシスコ條約の關係規定が適用されるというわが政府の了解を申し述べる光榮を有します。

日本國全權委員河田烈殿

往簡

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された日本國と中華民國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本國政府に代つて、千九百四十五年九月二日以後に中華民國の當局が逮捕した抑留した日本國の漁船に關する日本國の請求權に言及する光榮を有します。これらの請求權は、サンフランシスコ條約が締結される前に連合國最高司令官及び日本國政府を一方とし、中華民國を他方とする交渉の主題となつていました。よつてこの交渉を繼續し、且つこれらの請求權を本日署名された日本國と中華民國との間の平和條約の相當規定に關係なく解決することを提議いたします。

中華民國全權委員葉公超殿

合意議事録

中國代表 私が了解するところでは、本日交換された公文第一號中の「又は今後入る」という表現は「及び今後入る」という意味を有しうるのである。そのとおりであるか。

日本國代表 そのとおりである。私が了解するところでは、條約が中華民國政府の管治下にあるすべての領域に適用されるものであることを貴下に保障する。

中國代表 私の了解するところでは、千九百三十一年九月十八日のいわゆる「奉天事件」の結果として中國に樹立された協力政權、たとえば「滿州國」及び「汪兆銘政權」の財産、權利又は利益で日本國にあるものは、兩當事國間の合意ができたとき、兩國間の平和條約及びサンフランシスコ

條約の關係規定に従つて中華民國に引き渡されうるものである。そのとおりであるか。

日本國代表 そのとおりである。

中國代表 私が了解するところではサンフランシスコ條約第十四條(a)②(11)の下におけるいかなる規定も、千九百卅一年九月十八日以後に中華民國の同意なしに設置された機關で中國における日本國政府の外交機關又は領事機關であるとかつて主張されたものが使用した不動産、家具及び備品並びにそれらの機關の職員が使用した個人の家具及び用具類その他の個人的財産に對しては、例外を設けるものと解釋してはならない。そのとおりであるか。

日本國代表 そのとおりである。

日本國代表 私が了解するところでは、兩國間の平和條約の議定書の「(b)」に掲げるとおり、中華民國は、役務賠償の利益を自發的に放棄したのでサンフランシスコ條約第十四條(a)に基いて中華民國に與えられる唯一の殘された利益は、同條約第十四條(a)2に規定される日本の在外資産のみとなる。そのとおりであるか。

中國代表 そのとおりである。



平和條約發効

○アチソン米國務長官は、二十八日、午前九時三十分（日本時間二十八日午後十時三十分）米國の對日平和條約批准書を寄託した。引きつづきこれを受領した國務省法律顧問アドリアン・フイツシャー氏は、平和條約が二十八日午前九時三十分（日本時間二十八日午後十時三十分）をもつて發効したと宣言した。（四月二十九日付北海道新聞より）

○トルーマン米大統領は二十八日、對日平和條約の發効とともに、日本との戰爭狀態の終結を宣言した。（四月二十九日付北海道新聞より）

○メッセージ

トルーマン大統領 對日平和條約を發効させる米國の批准書寄託とともに戰爭狀態は終り、日本は自由諸國民の社會で主權平等の地位を回復した。この重大な出來事は繁榮的かつ進歩的國家としての日本の回復のために日本政府および國民と密接に協力して來た米政府ならびに米國民にとつてとくに喜ばしいものである。この共同努力は兩國民間の友情の本質的なつながりを強化した。

平和條約は連合國の日本占領、さらにこれとともにすべての管理體制を終らせ、日本の歴史に新しい時代を開くものだ。過去六年間日本國民と政府はそれによつて世界の尊敬を勝ち得た眞剣さと誠意をもつて民主的平和愛好國を建設するため努力してきた。平和條約は日本に世界の平和と進歩に大きな貢獻を行う機會を提供するものだ。共產帝國主義がすでに膨大な地域と多數の不幸な人々を奴隸化し、さらに直接あるいは間接の侵略によりその暴政と搾取の制度をひろげようとしている時、日本は世界各國の間に

に平等かつ名譽ある當然の地位を得るわけである。

われわれは日本國民がこの危險を油斷なく警戒し共通の脅威に對處するため完全な役割を果たす意向であると確信する。アメリカ國民としては國連憲章の目的と原則に應じた平和と安全保障を促進するため引續き日本國民とともに働くつもりである。この目的を達成するため米國は平和條約發効と同時に日本と批准書を交換して日米兩國間の安全保障條約をも發効させた。

吉田首相 本日われわれは米日間の平和達成と米日間の安全保障條約と同時に發効に立會いました。本日は日本と日本國民とにとつて記念すべき日です。本日新しい出發にあたつてわれわれ日本國民はいかなる國民も孤立しては生きられないこと、いかなる國民も世界の共通の努力に貢獻し、人類の共通の福祉に投資しなければ利益の配當をうけられないことを知っています。われわれは人間の知恵と人間の勇氣とにたいする大きな試練に直面しています。

本日、兄弟愛の感情と人間性、平等、正義の諸原則についての理解とに鼓舞されて私はわれわれ日本國民はわれわれの力と團結の泉を汲みあげる方向に前進すると保證することができま。そのようにして根が固まればわれわれはわれわれの時代の挑戦に對應することができま。

この記念すべきときにあたつてこの平和を可能にし、われわれが再び國際社會の完全な一員としてたつことができるようにした米國ならびにその他の諸國の啓蒙的な寛大な政治にたいして日本政府と日本國民の感謝の意を表明したいと思ひます。

マ・ラインを撤廢——總司令部から覺書——

政府は、二十六日午後二時半、總司令部から

一 日本 の 漁業及び捕鯨業許可區域に關する件(二十四年九月十九日覺書)

二 日本 漁業監視制度に關する件(二十四年十月十日覺書)

三 同伴(二十六年一月三十一日覺書)

四 母船マグロ漁業に關する件

の四覺書を廢止するという二十五日付覺書を受取つた。廢止される覺書の一は現行のいわゆるマツカーサー・ラインについて規定したもの、二及び三はこのマ・ラインの監視制度について指令したもので、四はマ・ラインの南赤道までの間の一定水域で母船式マグロ漁業を許可した覺書である。この覺書の廢止によつて終戦以來日本の漁船及び捕鯨船に加えられていた操業範圍についての連合國の制限は、平和條約の發効前に撤廢されたわけである。(北海道新聞より)

十勝沖地震災害復舊対策

「十勝沖地震災害復舊対策」その後の動き

「時報」前號において、十勝沖地震の概況、被害の状況、應急措置及び復舊対策について報じたが、その後における復舊対策についての状況はつぎのとおりである。

今次災害復舊対策は、立法措置、豫算措置、財政措置等いづれも中央につながる問題が多いため、道及び議會側、北海道開發廳は力をあわせて、強力に中央折衝をつづけつつある。現段階における対策進捗の状況は

一 閣議決定した資金運用部資金よりの、つなぎ資金十一億圓のうち、差當り五億圓を融資することに決定。

二 政府豫託金の北海道金融機關に對する分は、四億八千萬圓とし、このうちから災害に對して適宜使用することに決定。

三 水産關係の「十勝沖地震による漁業災害の復舊資金の融通に關する特別措置法」は、兩院を通過成立、四月十二日法律第八十九號をもつて公布され融資枠六億圓（内北海道分四億圓）が確定した。

四 ついで農林業關係については、水産關係の例にならい「十勝沖地震による農林業災害の復舊資金の融通に關する特別措置法」も、五月七日法題第三百三十四號をもつて公布され融資枠は二億圓と決定された。

五 農地及び農業用施設（土地改良）に關する災害復舊については、今次國會に提案成立を見た「農林水産業施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律」に基き制定する政令において定める額を三萬圓に要請中である。

六 公立學校施設については「公立學校施設災害復舊事業費國庫負擔法」を制定し、小中學校分のみならず高校分も含め、補助率を八〇％とし、

なお坪當り單價についても充分考慮されたい旨の要請を續けて來たが、これと並行して豫算措置で同率の補助交付の折衝もなし來つた。

現段階では豫算措置による解決の見透しが強い。

七 水道施設については「水道法」を制定し、これに基く政令において北海道に對する補助率は十分の八と規定されたい旨を要望、なおこれと並行して豫算措置で十分の八補助を要請しつつあり、豫算措置については厚生省で事務的に進捗中である。

八 住宅については、さきに住宅金融公庫より一億圓の融資をすることに閣議決定を見たのであるが、今後の経過によりなお不足を生ずる際には更に融資額を一億圓増額し、總額二億圓の融資をするよう要請中である。

住宅についての現状

被害戸數 一八二六戸

復舊対策

1 既に決定せるもの

應急住宅 二〇〇戸

公營住宅 五三〇戸

融資住宅 二七〇戸（閣議決定による住宅金融公庫融資額一億圓の分）

2 目下接衝中のもの

開拓者住宅 一〇〇戸

引揚者住宅 一〇〇戸

融資住宅 二七〇戸（住宅金融公庫融資額一億圓増額要望中の分）

3 その他自己資金によるもの 三五六戸

合計 一、八二六戸

九 災害救助については、災害救助法第一條により國の責任において行われることになつてゐるが、現實は同法第三十六條により負擔額を算出するため、殆んど地方公共團體の負擔となつてゐるので、救助事業の主體

を明確にする點からしても、これを改正すると共に、災害救助法施行令第九條の規定により承認されている、現行救助の程度、方法及び期間の限度は極めて實情に即さないものがあるので、これを改正されたい旨要請してきたが概ね了解が進んでいる。

十 公共土木については、一應机上査定終了進行中である。

十一 融資の促進については、既に立法措置を講ぜられた、水産業、總額六億圓（内北海道四億圓）、農林業、總額二億圓の融資枠に對し右法律制定の趣旨に鑑み、これが資金源確保の促進について關係方面に要請中である。

十二 地方財政對策については、地財委並びにた藏省等に對し左記の二點を強く要望中である。

(一) 平衡交付金

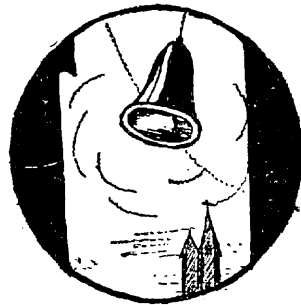
道並びに被災市町村に對する平衡交付金の概算交付については、交付時期の繰上げと交付率の引上げを行うと共に、特別平衡交付金の財政需要算定に當つては、災害に要した財政需要を充分考慮されたい。

(二) 地方債

災害復舊に要する地方債については、特別枠を設定すると共に罹災市町村中、財政力が貧困で償還能力のないものに對し、國庫において元利補給の制度を創設されたい。

なお財政措置については、災害額及び補助率等の具體的な數字確定の上、さらに折衝の要がある。

以上の如く、立法措置、資金源の決定、補助率の確定を見るまでには、まだ幾多の曲折は免れ難い狀況である。



雜 錄

地方行政疑義問答集

○地方自治法第三百三十八條の疑義について

(昭和二十六、九、一〇地自行發第二六七號)
(北海道總務部長宛行政課長回答)

問 今次の地方自治法第三百三十八條第六項の改正に伴い、札幌市議會事務局職員定數條例(假稱)を別紙(札幌市議會事務局職員定數條例略)の通り近く制定する豫定であるがよろしいか。なお、準則があれば御送付願いたい。

答 市議會の職員の定數について所問のような條例を制定することは差支えないが市の職員の定數に關する條例中に併せて規定しても差支えないものと解される。なお、準則については、昭和二十四年五月二十六日發自第五五二號各都道府縣知事宛内閣官房長官、地方財政委員會委員長通知により御了知ありたい。

(註釋) 定數條例を定數を有する各機關ごとに單行條例で定めるか、それとも當該團體の定數を一本にまとめた綜合條例にするかという問題である。これは法律的にはいづれにするも差支えないというのであるが、すでに綜合條例が制定されている場合は、その改正によればよいのであつてあえて單行條例を制定する必要はないものと考ええる。

問 本條例の件名は「……市議會事務局職員定數條例」とすべきか又は「……市議會職員定數條例」とすべきか。

答 「……市議會事務局職員定數條例」が適當である。

問 別紙(略)の札幌市議會事務局設置條例第三條(職員定數)に「職員定數は別に定める。」と規定しているが、定數條例の法制化に伴い

この規定は削除すべきであるか。
答 あえて削除する必要はない。

問 (1) 本市議會の事務局職員については、現在市吏員を兼任しているので市吏員の定數條例中に「給料豫算の範圍内において、市長が定める。」ということに包含されているのであるが、これが法制化に伴い、議會職員の定數條例を制定する場合、その定數については、議會費(款)市議會費(項)職員給(目)の附記の人員と一致しなければならぬか。

(2) 本市の補正豫算(追加豫算)は九月に行う豫定であるので、それを見透して定數を定めることはどうか。(定數條例は七月に提案する豫定)

(3) 議會が定數條例を現行豫算の附記に記載している人員を超えて議決した場合市長は(これを再議に付し、なお特別議決があつた場合は)定數條例に拘束され豫算措置をしなければならぬか。

(4) (3)の定數條例を議決したとき、市長はその會期中に豫算措置の議案を提出しなければならぬか。又臨時會等の會期がないので市長は條例の可決を認め(再議に付さない)次の議會に豫算議案を提出することは差支えないか。

(5) 前項後段が差支えないとしたならば、豫算措置をまたないで現行豫算(後日追加する既定豫算)の範圍内で議長は直ちに増員してよろしいか。

答 職員定數に關する條例の内容、制定の時期等については、職員の給與に關する豫算措置の如何によつて何等の制限を受けるものではなく、職員の給與に關する豫算については、條例との關連において適宜措置をすれば足りるものと解される。従つて、

(1) 所問のような制限はない。

(2) 本文により承知されたい。

(3) 現に議會の事務局の職員としての身分を取得しているものに對しては、市町村が給與を支給すべき義務を負うから、その限りにおいては豫算措置をしなければならないが、一般的には必ずしも所問のような義務を負うものとは限らない。

- (4) 豫算案提出の時期には別段の制限はない。なお(3)前段参照
(5) 職員の数に關する條例の範圍内においては、法律上は、お見込の通り。

(註釋) 定數條例を基礎に豫算を組むことは當然であるが、豫算措置の如何によつて定數條例の制定に制限を受けることはない。定數條例で定めた定數は、最高數を押えたものであり、かならずしもその最高數を常に充てなければならぬということではなく、豫算措置についても現實の職員數で措置するか、或いは定數で措置するかは専ら當該團體の任意であつて、これらに關しては所問解答通りであり、特にさきの改正により議會事務局職員定數條例が法制化されても、従前の取扱いと變るところはない。

問 同法第三百三十八條第九項(新設)の「この法律に定めるもの」とは地方自治法第三百三十八條第五項第六項第二百四條第二百五條第二百六條第二百七條のことであるか。

答 御照會の規定等も含まれるものと解する。

○地方自治法第二百二十二條第一項の解釋について

(昭和二十六、九、一四地自行政第二七六號)
北海道總務部長宛、行政課長回答

問 消防法に基き市町村において制定する危険取縮條例に規定する製造所、貯藏所及び取扱所の設置許可或いは検査合格證の交付並びに取扱主任者、映寫技術者の試験施行及び免許證の交付等の本務はすべて地方自治法第二百二十二條第一項の「特定の個人のためにする本務」と解し、條例で規定して手数料を徴収して差支えないか。

答 消防に關する本務は、市町村の本務と解されるから、消防法及び同法に基く條例の規定により市町村の處理している本務に關し地方自治法第二百二十二條第一項の規定により手数料を徴収することは差支えないものと解する。

(註釋) 消防に關する本務は、消防組織法第六條に「市町村は、當該市町村の區域における消防を十分に果すべき責任を有するとあり、又第七條には「市町村の消防は、條例に従い、市町村長がこれを管理する」とあつて、當然に當該市町村の本務と解すべきで、その費用も第八條により當該市町村が負擔しなければならないこととされている。消防組織法及び消防法は、消防に關する本務を處理する市町村自體の機關の權限及び本務處理方法について規定したもの以外ならない。従つて、消防法第十二條による製造所、貯藏所、取扱所の設置の許可等の設問の本務は、すべて市町村長への機關委任事務ではないので、それらが特定個人のためにする當該市町村の本務である限り、法第二百二十二條第一項並びに第二百二十三條第一項の規定により手数料を徴収することができる。





圖書室便り

○新購入圖書紹介

圖書名

南方熊楠全集 五

世界歴史事典 八

世界地名事典 六

世界地理大系 六

六法全書 昭和二十七年版

刑法講義 各論

法律學大系 法學理論篇 13

近代國家論 第二部 機能

大正政治史 二

西園寺公と政局 六、七

國會と地方議會

著編者

瀧澤敬三

下中彌三郎

同 石田龍次郎

渡邊龍光

我澤俊義

宮澤清一郎

小野清一郎

日本評論社

弘文堂

信夫清三郎

原田熊雄

入江俊郎

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名

衛生管理者試験問題並に模範解答集

人事委員會制度の紹介

本道水産業の實態

昭和二十七年 經濟白書

水防計畫

受贈先

北海道總務部人事厚生課

北海道人事委員會

北海道總合開發委員會

同

北海道 土木部

外資についての解説

新興輸出品概説

年次報告書

フランス關稅法

學校身體檢査統計 二十五年度

現代かなづかいの意義

全國高校職業教育關係學校名簿

教職員適格審査關係法規集

昭和二十五年年度決算檢査報告

國立國會圖書館年報

國會議計提要 二十六年版

鑛工業生產動態統計年報 二十五年版

世界月報 一月號

人事院月報 二、三月號

郵政 三、四月號

貿易北海道 三月號

綜合經濟 三月號

ジエトロ 五月號

教育月報 四月號

北海警友 四月號

北海道勞働經濟 三月號

電氣試驗所彙報 三月號

郵貯時報 三月號

通產統計月報 二、三月號

施設 二月號

文部時報 三月號

水産時報 同

建設月報 同

神奈川縣議會月報 四卷一號

栃木縣議會月報 三月號

群馬縣議會時報 同

北海道貿易振興委員會

人事院

外務省

文部省

同

同

會計檢査院

國立國會圖書館

同

通商産業省

外務省情報文化局

人事院事務總局廣報局

郵政省人事能率課

北海道商工部交易觀光課

道綜合經濟研究所

海外市場調查會

北海道教育委員會

札幌警察管區本部

北海警友編集部

北海道立勞働科學研究所

電氣試驗所

郵政省

通商産業省

電氣通信施設局

文部省

水産廳

建設省

神奈川縣議會事務局

栃木縣議會事務局

群馬縣議會事務局

東京都議會月報 二、三月號
鳥取縣議會月報 三月號
山口縣議會月報 同

東京都議會事務局
鳥取縣議會事務局
山口縣議會事務局

昭和二十七年五月二十日發行

北海道議會時報

第四卷 第五號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話 ② 一、八二〇番